

田谷中武	山島甘田	18貫300
柴岩田濱	小飯美山	5尺80
船整七六五四三二軸		平均身長
尾田藤下卓賀部富代		平均体重
松山後森高志岡高松		17貫700
		5尺80

◇對抗OBレース
1 慶應OB三分二秒2 早大OB差一艇身弱

◇OBレース(千米廿歳以上)
1 慶應OB三分四一秒2 早大OB差二尺
◇新人對抗レース(二千二百米)
1 早大六分五秒2 慶應差三艇身

◇四大學レガッタ
第九回尾久四大學レガッタは昭和十四年五月五、六日尾久尾竹橋、小臺橋間二千米コースで舉行。

◇文大對工大1 文大六分一九秒五2 工大艇差一七秒五
◇拓大對日醫大1 拓大六分六秒02 日醫大艇差半艇身
◇日醫大對工大1 日醫大六分二九秒02

工大艇差一八秒

◇拓大對文大1 拓大六分一三秒02 文大艇差一八秒

◇日醫大對文大1 日醫大六分九秒六2 文大差三艇身強▼成績1 拓大三戰三勝2 日醫大二勝一敗3 文理大一勝二敗4 工大全敗

◇明大對日大漕艇
第四回明大對日大對抗漕艇會は昭和十四年五月廿一日向島鐘ヶ淵東武鐵橋間二哩コースで舉行、レースは終始日大リードで進められ言問橋では約七艇身差となりヨール直前に進んだ時日大艇浸水甚しく遂に沈没するに至り明大抜いて勝つた。

1 明大一三分四二秒

ヨット

全日本選手権大會

第六回十二呎級ヨット選手権大會は昭和十三年七月廿四日横濱新山下町沖假ハーバーコースにおいて舉行第一、第二の兩競操とも藤村優勝して選手権を獲得した。

點5 翼(NYK)八點6 はやかぜ(TSC)七點7 蘭陵王(東大)四點

國際スター級大會

國際スター級ヨットレースは昭和十三年八月八日葉山沖、鏡指、稻村崎、菜島間の八千米三角コースにおいて舉行、結局財部兄弟艇のバレイフ1號が優勝した、(第一競操)(二周)1 ハレイフ1艇(財部兄弟)一時三七分二〇秒2 明星艇(古屋兄弟)(第二競操)(一周)1 バレイフ1艇三九分五五秒2 明星艇

全國學生選手権

第六回全日本インターカレッジ・ヨット競技大會は昭和十三年七月廿二、廿三日横濱新山下町沖假ハーバーコースで舉行慶應が優勝した。
◇順位1 慶應一六〇點2 早大一五五點3 九大一一四點4 京大七九點5 阪大七七點

早慶對抗ヨット

第五回早慶對抗ヨット競技會は慶應三勝早大一勝、しかも慶應二連覇の後をうけて昭和十四年五月十三、十四兩日横濱オリムピック假ハーバー沖六千米コースで舉行。

早大

126	32402727
94	23152828

慶大

◇第一回戦1 村瀬、高原(早)三九分二一秒2 田原、吉田(早)三九分五五秒3 和田、古谷(慶)四〇分一五秒4 中村、今川(慶)四〇分四〇秒5 平松、大内(慶)6 永田、高木(早)7 長坂、岩真(慶)8 山内、鹽田(慶)9 水元、堀(早)10 宮川、原▼得點慶應二八點早大二七點
◇第二回戦1 村瀬、高原(早)四分三三秒2 和田、原(早)三時間三六分一八秒3 宮川、高木(早)三時間三九分三六秒4 堀江、永田(早)5 村瀬、高原(早)6 平松長坂(慶)7 和田、古谷(慶)8 山内、鹽田(慶)9 中村、平松精(慶)10 岡野、尾山(慶)
▼得點早大四〇點慶應一五點
◇第四回戦1 村瀬、兩角(早)三分五九秒2 堀内、永元(早)三分五四秒3 和田、古谷(慶)三分二五秒4 中村、平松精(慶)5 宮川、高木(早)

〔第一競操〕(風速十二米1 藤村五四分一七秒2 村瀬、宮下、小林、森田(九州)三選手は轉覆して失格す〔第二競操〕(風速一〇米)1 藤村一時二分四六秒2 小林3 森田、村瀬失格、宮下棄權▼順位1 藤村紀雄(關東代表早大OB)一〇點2 村瀬(中部代表早大OB)小林(大阪代表阪大)四點4 森田(九州代表)三點4 宮下(關東代表慶應)〇點

全日本ヨット・スター級競技會は昭和十三年七月廿一日相州葉山日蔭茶屋で舉行、〔第一競操〕1 パリッパ二時間五六分一一秒(明星失格、トライアングル途中棄權)〔第二競操〕1 パリッパ四九分四一秒二二明星3 トライアングル▼順位1 パリッパ二明星二點3 トライアングル一點

國內五米

第六回國內五米級關東選手権大會は昭和十三年七月十日横濱山下町オリムピックヨット假コースで舉行参加七艇成績左の通り▼順位1 トリトン四世(大村、關根、平松)VS(二〇點)2 アサミドリ(平田、鈴木)YS(一九點)3 キリン(吉川、大河原)YS(一四點)4 足速(早大)二

6 平松、尾山(慶)7 田原、原(早)8 堀江、永田(早)9 長坂、岡野(慶)10 山内、鹽田(慶)
▼得點早大三二慶應二三
中部日本クラブ對抗
昭和十四年五月七日名古屋港外千鳥ヶ濱海岸三千米三角コースで開催。
1 三菱發動機一四點2 東海ヨット俱十點3 三菱航空機八點4 名古屋YMCA七點5 名古屋帝大六點

關西學生ヨット

(五月廿八日、琵琶湖)1 同大五三點2 京大五一點3 關學三三點4 阪大一五點

スケート

日滿對抗氷上大會

滿鐵創業卅周年記念日滿對抗氷上競技會は昭和十四年二月四、五兩日奉天國際リンクで舉行、スピード競技では男子の部は四十九點對四十一點で滿洲勝ち、女子の部は四十六點對四十四點で日本勝ち、ホッケーは三對一で日本敗退した。

【男子の部】

〔五百メートル〕1 山下(日)四四秒七2 安部

〔満〕3林(満)
 〔千五百メートル〕1張(日)二分三秒四
 〔五千メートル〕1張(日)九分三秒五
 〔満〕3松元(満)
 〔一萬メートル〕1張(日)一分八分四秒七
 〔満洲並滿洲國際新記録〕2朴(満) 3松本(満)
 〔二千メートル〕1張(日)一分四分四秒一
 〔満洲新記録〕2日本三分五秒一〔満洲國際新記録〕

【女子の部】
 〔三百メートル〕1江島(満)六分六秒二
 〔満〕3中川(日)
 〔五百メートル〕1中川(日)五秒八
 〔満〕3坂本(日)
 〔千メートル〕1江島(満)一分四分三秒三
 〔日本並滿洲新記録〕2中川(日)一分四分九秒九
 〔日本並滿洲新記録〕3大高(日)
 〔五千メートル〕1江島(満)一分一秒八
 〔日本並滿洲新記録〕2汾陽3中川(日)
 〔千六百メートル〕1日本二分四分六秒四
 〔日本新記録〕2滿洲二分四分八秒八〔日本新記録〕

ホッケー(満鐵球場)

滿洲 3—1 日 本

日滿交際氷上競技新大會は一月廿八、九兩日兒玉公園スケート場で舉行、日本軍は男女とも壓倒的勝利を博した。

【男子の部】
 〔五百メートル〕1山下(日)四分四秒六〔満洲新記録〕2高林(日)四分四秒七〔満洲新記録〕3林(満)
 〔千五百メートル〕1南洞(日)二分三秒三
 〔満〕3金(日)
 〔三千メートル〕1片(満)五分二秒八
 〔満〕3張(日)
 〔五千メートル〕1張(日)九分三秒二
 〔満〕3尹(日)
 〔二千メートル〕1日本三分六秒三

【女子の部】

〔五百メートル〕1中川(日)五秒二
 〔満〕3坂本
 〔千メートル〕1中川(日)一分四分六秒二
 〔日本〕3中村(満)
 〔千五百メートル〕1大高(日)三分一秒二
 〔北澤(日)〕3工藤(満)
 〔三千メートル〕1大高(日)六分二秒七

野澤(日)3峰下(満)
 〔千六百メートル〕1日本二分五秒六
 2滿洲
 氷上ホッケー
 日 本 3—1—0 滿 洲
 0—1—1

全日本氷上選手権大會

第十回全日本氷上選手権大會は昭和十四年一月十七、八兩日上諏訪湖の海に於て、ホッケー競技は一月廿日から三日間山王、芝浦兩リンクに於て行はれたが、スピードは男子明大泉山、女子北海道中川嬢、ホッケーは立教大學、フイギニア男子は神戸の神田、女子は稲田悦子嬢が夫々優勝した。

スピード競技

【男子の部】
 〔五百メートル〕1高林(明大)四分四秒二
 〔早大〕四分四秒八
 〔千五百メートル〕1南洞(早大)二分二秒七
 〔三金(明大)〕二分三秒一
 〔三千メートル〕1張(明大)八分四秒七
 〔日本新記録〕2古厩(岡谷工)八分五秒三
 伊(明大)八分五秒三

〔一萬メートル〕1泉山(明大)二分一〇秒六
 〔満〕2張(明大)二分三七秒三
 〔朝鮮〕2〇分五八秒六
 ▼成績順位(減點法)1泉山(明大)二二〇點
 〇七三二南洞(早大)二一三點八七〇
 3張(明大)二一四點二三二
 4金(朝鮮)二一五點七七五
 5金(明大)二一五點八〇三

◇女子の部
 〔五百メートル〕1中川(北海道)五秒九
 坂本(同)五秒九
 〔千メートル〕1中川(北海道)一分四分八秒四
 〔日本新記録〕2大高(同)一分五秒五
 坂本(同)一分五秒五
 〔三千メートル〕1中川(北海道)五分五秒五
 〔日本新記録〕2坂本(同)六分九秒三
 大高(同)六分一〇秒九
 〔五千メートル〕1大高(北海道)一分五秒八
 秒一
 2野澤(同)一分五秒九
 3中川(同)一分五秒九
 4野澤(同)一分五秒九
 5中川(同)一分五秒九

ホッケー競技

◇準決勝

スポーツ—スケート

早大	2	0	0	2
立教	1	0	0	1
立教	4	1	1	1
立教	1	1	1	1
早大	0	0	0	0
立教	0	0	0	0
立教	3	1	1	1
早大	0	0	0	0

フイギニア競技

◇男子の部

1 神田(神戸)	六	二九七	七〇
2 有坂(明大)	九	二九四	〇四
3 小豆島(大阪)	一六	二七七	五六
4 伊賀(大阪)	二二	二二六	一八
5 小林(明大)	二三	二二一	一二
6 島川(稲門)	三〇	二一一	六〇

◇女子の部

1 稻田(大阪)	五	三五二	七〇
2 中村(大阪)	一〇	二五二	一八
3 矢野(東京)	一五	二二七	四二

全日本氷上選手権大會

第十四回全日本氷上選手権大會は昭和十四年一月六日から五日間、スピード競技

早大	6	1	2	3
立教	9	5	1	0
立教	2	0	0	1
立教	1	0	0	1
早大	0	1	1	0
立教	2	1	1	0
早大	1	0	1	0
立教	2	1	1	0

立 大 3 (2 1 1) 早 大
1 0 1 1
0 1 1 2

武 道

全國高専柔道

四帝大主催の昭和十三年度全國高専柔道大會は七月十四日から舉行、各地豫選を行ひ代表者の決勝試合は京大に於て行はれ關學高商が優勝した。

- ◇東京帝大豫選
- ▼準決勝試合
 - 横濱商専 (不戦二人) 商大豫科
 - 拓大豫科 (不戦勝)
 - ▼決勝試合
 - 拓大豫科 (不戦二人) 横濱商専
- ◇京都帝大豫選
- ▼準決勝試合
 - 關學高商 (不戦一人) 松山高校
 - 同志社 (不戦四人) 岐阜藥專
- ▼決勝試合

關學高商 (不戦一人) 同志社

◇九州帝大豫選

▼準決勝試合
長崎高商 10—8 福岡高商

大分高商 10—8 九 醫

▼決勝試合
長崎高商 (不戦一人) 大分高商

◇四地方代表者試合

▼準決勝試合
關學高商 (不戦六人) 長崎高商

◇東北帝大豫選

▼準優勝試合
東北學院 (不戦一人) 北大豫科

二 高 (不戦勝)

▼優勝試合
東北學院 (不戦二人) 二 高

拓大豫科 (不戦二人) 東北學院

▼決勝試合
關學高商 (不戦五人) 拓大豫科

全國中等柔道

國士館主催 國士館主催第二回全國中等學校柔道大會は七月廿四日國士館道場で舉行、豊原中學が決勝で新潟商業を破つて優勝す。

▼準優勝試合
新潟商業 (代表者勝) 酒田中學

豊原中學 2—1 韭山中學

▼優勝試合
豊原中學 2—0 新潟商業

なほ同館主催、第二回全國中等學校學年別柔道大會は同十月卅日國士館道場で舉行優勝試合成績左の如し。

▼五年生決勝試合
野邊地中 3—0 指宿中

▼四年生決勝試合
豊島師範 1—0 國士館中

▼三學生決勝試合
豊島師範 2—0 國士館中

▼二年生決勝試合
青山師範 2—1 國士館中

講道館主催第四回全國中等學校柔道優勝大會は昭和十三年七月廿九、卅日小石川講道館で舉行、長岡中學が優勝した。

▼準決勝試合
長岡中學 1—0 新潟商業

秋田中學 1—0 崇徳中學

▼決勝試合
長岡中學 2—1 秋田中學

全國高専剣道

東京、京都、東北、九州の各帝大主催全國高等專門學校剣道大會は次の通りである

京都帝大主催 七月十九日から京大道場で舉行、高校の部は五高、専門の部は同文書院が優勝した。

◇高等學校の部

▼準決勝試合
六 高 (大将同志) 四 高

▼決勝試合
五 高 (大将同志) 六 高

◇専門學校の部

▼準決勝試合
同文書院 (不戦一人) 鹿兒島

彦根高商 (不戦一人) 明治専門

▼決勝試合
同文書院 (不戦一人) 彦根高商

東京帝大主催 七月廿一日から廿四日まで東大道場で舉行、高松高商が優勝した。

▼準決勝試合
早 高 (大将同志) 慶應豫科

高松高商 (大将同志) 新潟高校

▼決勝試合
高松高商 (大将同志) 早 高

スホーッ—武道

東北帝大主催 七月十七日から東北帝大道場で舉行、二高が優勝した。

▼準決勝試合
二 高 (不戦一人) 早大専門

東北學院 (不戦二人) 國學院

▼決勝試合
二 高 (不戦三人) 東北學院

九州帝大主催 七月十七日九州帝大道場で舉行、長崎高商が優勝した。

▼決勝試合
長崎高商 (不戦四人) 福岡高校

全日本柔道選手権

第八回全日本柔道選手権大會は昭和十三年十月十六、十七兩日東京小石川講道館道場において舉行、各試合はいづれも全日本の覇者を決するに相應しい熱戦後それぞれの選手権者が決定されたが一般成年後期の部は延長戦におよぶも勝負決せざるため選手権は預りとなつた。

〔専門の部〕

◇壯年前期
▼準決勝戦
小川 優勢勝延長一回 廣 瀬

木村 優勢勝 田 代

▼決勝戦
木村 崩上四方 小 川

◇壯年後期
▼準決勝戦
上 田 體落し 西 田

楠 優勢勝 曾 根

▼決勝戦
楠 優勢勝 上 田

◇成年前期
▼準決勝戦
田 中 抽籤勝延長三回 山 城

赤 川 崩裂堅固 中 島

▼決勝戦
赤 川 崩裂堅固 田 中

◇成年後期
▼準決勝戦
三 石 抽籤勝延長三回 中 須賀

松野内 釣込足 照 井

▼決勝戦
三 石 優勢勝延長二回 松野内

〔一般の部〕

◇壯年前期
▼準決勝戦
村 上 腕挫き延長一回 委 藤

宮 島 優勢勝 佐 藤

緒方	5	(日體)	引分	淺見	5
青山	5	(早大)	引分	大外刈	5
宮島	5	(明治)	引分	河村	5
島谷	5	(日大)	引分	合河	5
細川	5	(國士)	引分	右足拂	5
齋藤	5	(高師)	引分	合石	5
佐藤	5	(明治)	引分	合高	5
尾崎	5	(早大)	引分	合高	5
姿	5	(明治)	引分	合高	5

弓道

東西學生對抗

第一回東西學生對抗弓道試合は昭和十四年一月廿九日早大武道館弓道場で舉行、結局一六一對一三六で關東側勝つ。

◇關東軍(大將)多田一七中、百瀬一五中、柴田一四中、工藤一六中、田沼一六中、財部一五中、上妻一九中、高田一八中、石塚一一中、窪田二〇中、一六一中

◇關西軍 大治一五中、阿部八中、下田一六中、熊崎一〇中、川合一三中、金子一二中、岸田一四中、野川一四中、毛利一七中(大將)福井一七中、計一三六中

全日本學生弓道大會

第八回全日本學生弓道對抗選手權大會は昭和十三年十月廿九、卅兩日京大道場で舉行、早大は未曾有の皆中記録で優勝した。

準々優勝戦	文理大	13	三	高
準優勝戦	神商大	15	法	政大
中央大	13	11	日	本大
早大	16	10	明	治大
早大	20	11	神	商大
文理大	14	13	中	央大
決勝戦	早大	20	11	文理大
早大	20	11	文理大	

〔六月〕

東京文理	89	大	正	大	89	
明治薬専	72	日	本	大	69	
東京帝大	121	早	大			
早高學院	89	法	政	大		
文理大學	103	東	京	農	大	
明治大學	133	85	東	京	農	大
同志社大	87	立	命	館	大	
日本大學	120	71	同	志	社	大
早大	100	90	同	志	社	大
京都帝大	100	90	明	治	大	大
早大	100	90	三	田		
稲門	108	104	東	京	農	大
國學院大	117	40	東	京	農	大
明治薬専	74	100	東	京	農	大
成蹊高校	67	47	高	千	穂	
早大	108	97	一	高		
駒澤大學	120	104	拓	殖	大	大
東京三菱	65	58	東	京	農	大
東京文大	98	97	國	學	院	大
早高學院	103	86	同	高	商	
早高學院	70	52	横	濱	商	専

馬術

明治薬専	69	日	大	醫	科	
東京醫専	83	東	京	商	専	
大阪商大	48	大	阪	外	語	
關大専門	89	關	學	大	學	
關大専門	72	大	高	商		
明治薬専	75	東	京	醫	専	
關大専門	49	大	阪	外	語	
同高商	89	彦	根	高	商	
慶應大學	104	大	阪	商	大	
神戸商大	111	100	慶	應	大	學

全國騎乘大會

日本乗馬協會主催全國騎乘競技大會は昭和十三年十二月四日東京代々木練兵場で舉行された。各競技成績左の如し。

- ◇白馬馬場馬術 1 阿部(東風會) 2 川俣(東京馬術普及會) 3 元田(東京馬研)
- ◇白馬馬場馬術(甲班) 1 遊佐賞 2 牧田(東京乘馬) 3 久力(東京馬研) 3 中村(豊橋馬)
- ◇少年馬術 1 三橋(日本騎道少年團) 2

- 久能(同) 3 稻澤(成城高)
- ◇少年優秀徽章保持者競技(障碍) 1 福岡(日本騎道少年團) 2 小野澤(大森乘馬) 3 伊東(一職會)
- ◇白馬障碍(乙班) 1 黒澤(横濱乘馬) 2 和田(村上馬練) 3 藤井(東京乘馬)
- ◇白馬障碍(甲班) 1 三好(菱蹄會) 2 早山(東風會) 3 澤(横濱乘馬)
- ◇白馬團體對抗障碍 1 東京馬術研究會 2 東風會馬場

關東馬術競技大會

第十六回關東馬術大會は昭和十四年三月廿六日陸軍豫科士官學校馬場で舉行、参加團體八十四、選手三百四十八名を數へた。優勝者次の如し。

- ◇學生新人對抗A班早大(山本、太田、齋藤) B班東商(江里口、花岡、吉井)
- ◇愛馬競技(一班紀(學習院) 二班伊藤(慈大) 三班山内(明大) 四班米井(金澤高工) 五班夏至(金澤高工))
- ◇混合リレー一班東京府立高工、二班金澤高工、三班東農大
- ◇協會OB 西川(東大)
- ◇全國乘馬團體對抗(障碍十一個) 吉川(立命館大學)

- ◇白馬六段障碍伊東(東京普及)
- ◇關東OB對抗關東學生(關東學生)
- ◇學生白馬障碍 本田(東京高蠶)
- ◇白馬障碍 岩岡(城北乘)
- ◇供覽准士官障碍 北爪軍曹

東西OB對抗馬術

第一回東西OB對抗馬術は十二月十八日阪急沿線仁川、阪神乘馬クラブ馬場で舉行成績次の如し(減點法)

- 關西 二四六一—四〇五 關東 專出(障碍) 中村(東・早大出)

全日本學生馬術選手權大會

日本學生馬術協會主催の第十回全日本學生馬術選手權大會は八月十四日東京後樂園スタジアムで舉行、早大の藤井が優勝した。

- 1 藤井(早大) 三六六點七五 2 關(同志社) 三〇五點五 3 前田(法大) 三〇四點 4 小久保(法大) 二七六點五 岡崎(明大) 二七〇點七五

關東學生馬術大會

第八回關東學生馬術爭霸戦は八月三日から三日間、第二回純馬術大會は同十月十六日いづれも陸軍豫科士官學校馬場で舉行。

◇第八回爭霸戰 ▼甲組決勝 法大二九四一三〇一早大▼乙組決勝 學習院二二一—二四五日本醫大

◇第二回純馬術 ▼甲組團體優勝明大二三四七點五、個人順位1石崎(明大)八一一點二五2加藤(同)3西村(高野)▼乙組團體優勝學習院一三六五點、個人順位1中野(第二早高)七一二點五2松平(學習院)3中村(拓大)

關西學生馬術

第二回關西學生馬術選手権大會は昭和十四年六月廿五日園田競馬場で舉行。

1水田(大高醫)八二點2栗田(大高醫)八四點3竹下(神商大)八四點

關同聯合對早慶聯合

第一回早大、慶應聯合對關大、同大聯合軍對抗馬術競技會は昭和十四年六月廿六日阪急沿線園田競馬場で舉行。

關同二四七點——二七五點早慶(馬場馬術)關同二二七、早慶二三三(障礙飛越)關同二〇、早慶四二

朝鮮學生馬術

第四回朝鮮學生馬術大會は昭和十四年六月十七、十八兩日京城乘馬俱樂部において舉行。

◇決勝戰 京城帝大 四七六——四四五 京城藥專

射撃

全日本射撃選手権大會

第一回全日本射撃選手権大會は昭和十三年十一月廿三日東京大久保陸軍射撃場に於て舉行、成績次の如し。

◇日本式二百米(伏姿五發づ、三回)1黒川(立命大)一二七點本田(東大)一二七點3多木(同大)一二一點
◇日本式三百米(伏姿五發づ、三回)1中島(立命大)一一二點2野中(早大)一一一點3中村(關大專)一〇九點
◇國際式三百米(伏姿、膝姿、立姿各十發)1早川(赤門)一七三點2荒木(同大)一五九點3木島(農大)一五三點

國民射撃競技大會

第四回國民射撃大會は昭和十三年十一月廿日大久保射撃場に於て舉行、參加選手七百餘名に上り一人十發倚託なし二百米競射の結果東大藤澤君が優勝した。
1藤澤(東大)八六點2西山(東高)八五點

3中會根(東大)八四點 全日本學生射撃大會

第三回全日本學生射撃競技大會は昭和十三年十月卅日京都深草射撃場で舉行、團體は同志社大學、個人は前田(關學)が優勝した。

◇團體 1同志社大學二九七點2明治大學二九四點3立命大二八五點
◇個人 1前田(關學)四一點2宮地(國大)四〇點3松下(明大)四〇點

全國高專射撃大會

第十一回全國高專射撃大會は昭和十三年七月十七日東京大久保射撃場で舉行、團體は松本高専、個人は宅間(鹿兒島高商)が優勝した。

◇團體 1松本高三一九點2三高二九一點3甲南校二八五點

◇個人 1宅間(鹿兒島高商)八〇點2村上(三高)七五點3山崎(早大專)七四點

國民射撃大會

第五回國民射撃大會は昭和十四年六月十八日陸軍大久保射撃場で舉行。

1西村(大倉)八五點2森(赤門)八五點3眞尾(法政)八四點4箕田(農大)五石橋(文理大)八三點

四點

重量舉

全日本重量舉選手権

第三回全日本重量舉選手権大會は昭和十三年十二月十七、十八の兩日東京國民體育館において舉行、朝鮮の南壽逸選手は六〇キログの扛舉において世界記録を突破したのをはじめ日本新記録は二十五種目にわたつて作られた。

◇五一疋級 1遠藤瀧軌(警視廳)七〇・〇(押、日本新)六五・〇(牽、日本新)八〇・〇(扛、日本新)計二一五・〇2小山(東海)3五十嵐(東海)

◇五四疋級

1崔恒基(朝鮮重聯)八五・〇(押、日本新)七七・五(牽、日本新)九五・〇(扛、日本新)計二五七・五2姬田(山口縣)3李(東歌醫)

◇五四・七疋級

1李揆施(朝鮮重聯)六五・〇(押)六七・五(牽)九二・五(扛)計二二五・〇

◇六〇疋級

1南壽逸(朝鮮重聯)九七・五(押、世界新)九七・五(牽、世界新)一二〇・〇(扛、日本新)計三一五・〇(オリムツク)凌駕日本新)2南(無所屬)3金(朝鮮重聯)

◇六七・五疋級

1金容星(朝鮮重聯)九七・五(押、日本新)九五・〇(牽、日本新)一一五・〇(扛、日本タイ)2嚴(朝鮮重聯)3飯田(神田川)

◇七五疋級

1金晟集(朝鮮重聯)一一五・〇(押、日本新)一〇〇・〇(牽、日本新)一二〇・〇(扛)2崔(中央)3内出(仁丹)

◇八二・五疋級

1李英煥(朝鮮重聯)八五・〇(押、日本新)八五・〇(牽、日本新)一一七・五(扛、日本新)2金(朝鮮重聯)3崔(日體)

重量舉競技成績

第一回重量舉種目別競技大會は昭和十四年四月十五日東京神田國民體育館で舉行、わが國最初の競技である片臂扛舉の外、日本式重量ともいふべき俵差回数競技、俵差持久競技等が行はれた。

◇兩臂扛舉輕級 1飯田定太郎(神田川俱)九七疋五〇2飯

全日本射撃聯盟關東支部大會

第一回全日本射撃聯盟關東支部大會は昭和十四年六月十八日陸軍大久保射撃場で舉行。

◇團體 1赤門射撃會三二一點2駿臺射友俱三一九點3三田射撃俱二八〇點

◇個人▼日本式1平尾(駿臺)四七點2森(赤門)四一點3林(赤門)四一點▼國際式1岩井(赤門)四二點2磯村(赤門)三六點3森(赤門)三五點

大學高專中等射撃

第二回關西大學高專ならびに全國中等學校小銃射撃大會は昭和十四年六月廿五日阪和沿線上野芝阪和射撃場で舉行。

◇大學高專の部 1和歌山高商三五三點2關大三五〇點3關大專三四六點

◇個人

1小沼(和高商)四七點2中卷(關學)四四點3安並(關大專)四四點

◇中等校の部

◇團體1灘中B一九七點2灘中A一九二點3大阪商A一八五點◇個人1大谷(灘中)四五點2藤堂(灘中)四五點3藤崎(灘中)四

表取星撲相大本日大

内幕方東所場月五年四十和昭

和龍駒大大五綾安鹿松兩出藤倭肥士
歌王ノ和邱ツ 藝島ノ羽ノ州ケ
島山里錦山島昇海洋里國湊里岩山嶽

男鏡前笠玉鹿安肥駒出大綾龍五磬双
女田置ノ島藝州ノ羽和 王ツ 葉
川岩山山海洋海山里湊錦昇山島石

表取星撲相大本日大

内幕方西所場月一年四十和昭

大大旭土桂高青鶴金富海幡楯
州 葉ケ 士光瀨
潮浪山川川登山嶺湊嶽山川甲

休休休休休休休休休休休休休休休
前綾磬双男名小羽旭笠兩安鹿
田 葉女寄島黒置 藝島
山昇石山川岩川山川國海洋

スホーッ

七九五

スホーッ

七九四

〔第四部〕板谷波山・清水六兵衛・沼田一雅・香取乙彦・鹿島英二・各務鏡二・推米楊成・高野松山・海野清・山本安曇・松田權六・北原千鹿・宮之原謙・廣川松五郎・杉田禾堂

○文展(十月) 十日に第三・四部、十一日第二部、十二日第一部と入選發表を行つた文展は十五日には特選をも發表し、愈々準備も整ひ十六日を招待日とし一ヶ月餘の長期にわたつて開催された。本年度は各部を通じて文部大臣賞はなく一部四名、二部十名、三部十名、四部七名の特選の榮譽を擔つた。畫面の制限に依つて作品に極端な大小なく落ち着いて鑑賞し得たのも例年と違つた感興を興へ、事變を反映した多くの作品が場中の異彩となり人氣を博した。特に傷病兵に對する慰安として開催時無料で歓迎したあたり、事變下文展として當然とは言ひながら好感を以て迎へられた。

○展覽會の盛況(十一月) 文展を終つた美術界は引續き各種の展覽會が開催され、頗る盛況であつた。先づ文展不参加の一水會新制作展があり、文部省後援の大潮會、それに各個展、從軍畫展を織り交せて枚擧げいとまない程であつた。

○高野山壁畫完成、堂本印象氏の大作高野山金剛峯寺大塔内陣の八祖像壁畫は見事に完成納入された。

○掉尾の展覽會(十二月) 本年掉尾を飾る新構造社展、新協展、版畫協展は府美術館に於て開かれ、多忙を極めて本年を終つた。

○日本文化の海外進出、紐育萬博日本館に飾る繪畫二十三點は愈々決定、東京に於て展覽の出品された。又明春柏林に開催される日本古美術展覽會にゆく文化使節は二十日出發日獨文化親善の旅に上つた。

○諸展一齊に開く(一月) 一月の休養期間を終ると活潑な動きを見せ公募展のトップ白日會春臺展が開幕され、續いて光風會、晴友社、これに書道展など入り交り多様な花園の觀を現出した。

○新舊二展(三月) 我國最古の歴史を有する太平洋畫會展が三十五の回を重ね、この會創立者の一人中村不折翁の回顧特別陳列をなし我國初期洋畫の貴重なる作品に人氣を呼ば、獨立美術展も時を同じうして開催、新時代の傾向の繪畫に觀者を引きつけ春の美術界の最高頂に達した。

○四一五月の諸展 四月から五月にかけて主線美術、國畫會、東光會、新興美術院、

日本畫院、春陽會、構造社、日本水彩畫會、實在工藝展、讀畫會、第一美術、新美術人協會等々の諸展が次々に開催され、いづれも從軍作品を展覽戦傷病勇士の慰問をなす等、美術文化協会の非常時認識を如實に示した。

○美術文化協會結成、先に獨立美術協會を脱退した、前衛繪畫の岡將福澤一郎氏は同志三十九名と共に新に美術文化協會を結成した。

○クロッキ研究所十週年記念展 クロッキ研究所の創立十週年記念展は府美術館に於て、初期明治時代より現代に至る殆ど總ての畫家の作品を集め、華々しく開催、懐古的な展覽會として大に意義あるものであつた。

○文展審査員下馬評、六月に入ればそろそろ文展審査員の下馬評行はれ、主任に第一部西山翠嶂氏、第二部南薫道氏、第三部朝倉文夫氏、第四部香取秀眞氏の内定が報ぜられてゐる。猶造型版畫展では古代支那の版畫を特別陳列し時局柄有意義な感銘を與へた。

○物故の作家 渡邊公觀氏(自由畫壇同人) 七月 福井謙三氏(春陽會々員) 八月

青柳喜兵衛氏(前晴友社同人) 八月
橋本獨山師
若林松溪氏(大阪畫壇四條派) 九月
西村五雲氏(藝術院會員) 九月
森村宣稻氏(帝院推薦) 十月
木島櫻谷氏(元帝展審査員) 十一月
倉田白羊氏(春陽會々員) 〃
小川芋錢氏(日本美術院同人) 十二月
野田英夫氏(新制作派會員) 一月
伊東紅雲氏(文展無鑑査) 四月
猪飼嘯谷氏(〃) 六月

藝術院會員(美術) 橋本關雪、西山翠嶂、川合玉堂、川村曼舟、鏑木清方、横山大觀、竹内栖鳳、安田靉彦、前田青邨、松林桂月、小林古徑、小室翠雲、荒木十畝、菊池契月、結城素明、石井柏亭、岡田三郎助、和田英作、和田三造、中村不折、中澤弘光、梅原龍三郎、山下新太郎、安井曾太郎、藤島武二、小杉放庵、有島生馬、南薫造、建畠大夢、内藤伸、山崎朝雲、藤井浩祐、朝倉文夫、齋藤素巖、佐藤影山、北村西望、平楠田中、板谷波山、富本憲吉、香取秀眞、津田信夫、清水六兵衛、清水龜藏(文藝)、井上通泰、泉鏡花、徳富蘇峯、徳田秋聲、千葉胤明、河井醉茗、高濱虛子、谷崎潤一

學藝界

(自昭和十三年八月至同十四年七月)

論壇

日本國民は既に事變を滿二ケ年に亘つて戦ひ續けて來たのである、この嚴肅なる事實の上に我國文化活動のすべてが横つてゐる。即ち事變一週年記念日から二週年記念日に至る滿一ケ年に亘る文化活動の檢討は、そのまゝ事變の激しい息吹きの中に變遷し來つた我國の實體を明にすることゝなり、更に次の段階に於ける見透しを可能ならしめるものでなければならぬ。この一ケ年間に於ける最も特徴的な事象は、全文化活動分野に對する政治の優越といふ事である。そして政治の優越は事變の進展と並行して益々顯著となりつゝあることが認めら

れる。政治目標の明確化、單純化と國民化を人々は切に求めるに至つた。

自由主義・個人主義の排斥、全體主義への要望といふ時代思潮の裏面には、かゝる要因が強く作用してゐることを見逃すことは出来ない。勿論全世界に亘る資本主義經濟體制の動搖、没落化といふ基礎的條件のうちすべての問題は把握せらるべきであるが、我々は戰時體制下に於ける日本といふ特殊條件に規制せられてゐることを忘れてはならない。

過去一ケ年の論壇は一言に云へば東亞新秩序の建設なる課題に向つて全力を盡し來つたと云ひ得るであらう。事變解決への模索、東亞協同體論、國民再組織、國內革新論、統制經濟問題を始めとする諸經濟問題、或は歐洲問題、日ソ、日英問題等すべてがこの新東亞の建設といふ主題に歸納せられて來る。事變第二年の論壇はかゝる廣大なる展望の下に始めて個々の檢討が開始せられるべきであらう。

先づ軍事的に武漢が陥落し、戦局に一段階が劃され、新支那建設論が旺盛となつて來た。論壇に於けるその影響は第一に東亞協同體論の流行となつて現れた。尾崎秀實

蠟山政道、山崎靖純、三木清氏等が最も熱心にこの問題の検討に當つた人々である。云ひ得るであらう。東亞協同體論は民族問題の解決を目標に出発したと考へられるが、又實際この民族問題協同體論者を悩ましたものはないであらう。協同體論が民族問題を中核として出發した原因は國民黨の民族統一運動に影響せられて居ること、思ふが、この困難性を避ける爲に「地域的運命協同體」の理念が蠟山政道氏等に依つて唱道せられるに至つた。

「地域主義は當然に政治經濟文化の各要素と離れて存在するものでなく寧ろそのやうな各種の動因に對する綜合的、根底的基能を有するものとして理解され、利用されるべきである」(蠟山)

しかし三木清氏などは更に一步進めて地域や民族の問題に拘束せられることに反對し、協同體の基礎は血や地とか云ふ非合理的なものでなく、開放的な東洋文化の傳統と云ふが如きものでなければならぬと論じてゐる。

勿論東亞協同體に對して強い反對論も行はれて來た。それが超國家的、超民族的であるといふ批難から、更に東亞協同體を文

化主義の立場から説くことは結局東亞を觀念的抽象的に把握することとなり、そこに具體的に日滿支を連ぬる共存共榮の關係を樹立することを妨げるものがあると説くのである。

かくて東亞協同體論は多くの批判と政治經濟情勢の變化に依つて漸次その内容を變へ、所謂文化主義強調の域を突き抜け、改めて經濟的基本關係の分析を俟つて上部構造としての文化一般を規定しやうとする見解が有力になつて來た。

事變第二年の論壇は東亞協同體論を始めとして國際、國內兩面に亘り極めてセンセーショナルな論題に恵まれた。

國際問題としては、全體主義國家對民主主義國家對立激化の情勢を受けて獨逸のチエコ併合、ダンテヒ問題、西班牙内亂、英伊地中海の争闘、米・ソ兩國の動向、極東に於ける諸列強の角逐など殆んど枚擧に遑なく、從つて國際政治外交論はその到達點を第二次世界大戰に設けて著しく軍事的色彩を帯び、軍備・作戦・資源・同盟關係などの検討に費された。細川嘉六氏の英米の動向と大陸政策(改造一月號)は支那問題を

含む國際政治論文として高く評價せられた。支那に關するものでは尾崎秀實氏の協同體論を筆頭に堀江邑一、平貞藏、石濱知行、船山信一、山崎靖純氏などが最も論壇的に活躍してゐる。

次に國內問題では政治に於ける國民再組織問題、經濟に於ける公債、生産力擴充、物資動員、統制、貯蓄、物價、インフレーション、輸出振興、消費節約、轉失業、關取引問題など殆んど全面的に取り上げられてゐる、この論壇に於ける經濟論文の過剰はよく我國の實相を傳へてゐると思はれる。

社會政策に就ては戦争との關聯に於て勞働力保全の問題が執拗に取り上げられた。この部門では大河内一男、風早八十二氏などの諸論文が代表として擧げられる。

尙知識階級論及大學改革に關する論評が前半期の論壇を賑はして居るが、事變の進展と共に國民總動員、輿論喚起などの一層根底的な問題に席を譲つてゐる。

文壇

戦争の影響は逸早く文壇に現れた、先づ火野葦平氏の「麥と兵隊」が發表されて全

國民の眼は戦争と文學との連繫の緊密なることに驚いた。文學の持つ力が改めて我國の政治家達に認められるに至つた程であるから「麥と兵隊」の出現は非常時局下に踴躍せる文壇にとつて特に救世的意義を有したものと云ふべきであらう。

この一書は紙鱗の國內に於て數十萬部を賣り盡し、更に英譯されアメリカ文壇に於ても高く評價せられつゝあると謂はれる。火野氏は「麥と兵隊」に次いで杭州灣敵前上陸を扱つた「土と兵隊」を發表し、所謂兵隊もの全盛の一時期をつくつてゐる。

兵隊ものとしては火野氏の作品の他に上田廣氏の「建設戦記」日比野士郎氏の「吳淞クリク」などが特に數へられる。何れも戦闘の體驗者であり、無名の純文學作家であつたことは、事變下の文學を語るに際して先づ考ふべき事柄と思ふ。

兵隊ものが氾濫してゐる頃、我國の文學の大家達は、軍から従軍作家の稱號を頂いて戦線視察に赴いた。しかしこれらの人達が歸つてから書いたものが、何れも駄作として折紙つけられたことは、前記戦闘體驗者達の作品が餘りに高く評價せられた際であつたから一層人々を驚かした。

その中であつて立野信之氏の「蘆山血戦記」が僅に光を放つてゐた。これ程に壓倒的人氣を得た火野氏を代表とする戦争ものもその生命は極めて短く、やがて退潮に傾き後半期に於ては、何等目星しき作品を生み出さなかつた。このことは眞の偉大なる戦争文學を生む時期に吾々は未だ到つてゐないといふ見透しから更に文學に於ても長期建設の心構が必要であることを強調せしめることゝなつた。

純文學の再批判及農民文學、大陸文學、或は生産文學などの社會的性格を具へた文學建設の熱情が、後半期から勃然として湧き上つたことは、我國社會情勢の變化を逸早く文學界がキャッチし、それを正しく反映せんと努力しつゝあることを物語るものであらう。

かくの如く事變下の文學界は急速に社會との接近を實現し、國民生活の内部に深く喰ひ入らうと圖つた。特に若い文學者は戦争、政治經濟、社會等の廣汎な領域に乗り出すことに依つてのみ日本文學の發展は可能であると信じ、進んで政治家と接觸し、疲弊し文化的に後れたる農村に掛掛け、又滿洲・蒙古・支那の新しい領域にその足を

向けた。この傾向は一大流行となり、一部には弊害さへも生じ、老大家達の叱責を買ふことゝなつたが、全體的に觀て正しい日本文學の方向であると是認されるに至つたのは、確に一大成功であつた。現在に於てこの潮流に對抗し得ると思はれるそれは、たゞ健康なる純文學のみである。都會的小市民の生活を描く「私小説」は、その頹廢的性格の故に、政治の壓力に抗し得ず漸次文壇から引づり降ろされつゝある。大衆文學・通俗小説の領域に於ても反省が懲慥され、勢ひ純文學或は社會文學的要素が加へられることになつてゐるが、從來の情勢を最も多く帯びてゐるのはこの分野である。

かくて現代文學に於ては生産を背景とする健康なる面はいはゞ藥味であり、興味を中心は依然として不生産的小市民生活の中にあり、その狙ひ處は小市民的夢である。かゝる夢の文學が今後も社會に迎へられるとすれば社會の健康性は疑はれ、我々は更に大なる歴史の試練を覺悟せねばなるまい。

さて最後に事變第二年度に於て最も活躍した作家を擧げらば、文學賞に於ては第八回芥川賞に中里恒子氏の「乗合馬車」、第八回直木賞に大池唯雄氏の「兜」第九回

芥川賞に長谷健氏の「あさくさの子供」半田義三氏の「鷄騷動」が決り（第九回直木賞）又新潮賞は第一部伊藤永之介氏の「鶯」、第二部坪田譲治氏の「子供の四季」と夫々決定し、今年度から設けられた農民文學懇話會の有馬賞は丸山義二氏の「田舎」に授けられた。其他今期最も活躍した人達の中には、農民文學派の若い作家達、及び生産文學派と呼ばれる間宮茂輔、中本たか子氏等が擧げられるし、大江賢次、伊藤整、福田清人氏等も注目せられた。島木健作氏の「生活の探求」、及阿部知二氏の諸作品は特に知識階級に愛讀せられ、石川達治、石坂洋次郎、伊藤永之介氏などはジャーナリズムの寵児たる地位を獲得してゐる。

尚徳田秋聲、幸田露伴氏等も一齊に若返つて大作を発表し、谷崎潤一郎氏の「源氏物語譚」の完成と相俟ち、こゝに老大家達の活躍といふ奇現象さへ生じるに至つたのは、いかに文壇が過渡的な悩みに至つたのであるかを證するものと思ふ。文學批評の側に於ては殆ど取り上げるものなくジャーナリズムは改めて「ロマンの考察」など、基本的な問題を提出して文學の正體探求に努力を拂つてゐる。かくて文學界今日の課題は批評の確立、モラルの探求を通じて新文學建設にありと云はれてゐるのである。

服飾界

(自昭和十三年八月至昭和十四年七月)

【和服】

明朝國粹調(三越)軍國壯美調(松坂屋)黎光調(松屋)國粹新華文(高島屋)東亞陽光調(伊勢丹)みくに調(白木屋)と事變色を多分にとり入れた事變下第一年の服飾界も、一週年といふ新段階を経て、新なる行動を見出さうとあせり、革新的なものを盛り込むことを急ぎ混亂から次第に戰勝の明朗へと變化を示して來た。無意味な懐古的なものを排除し、輕佻浮薄さをきけ質實剛健、しかも莊重な中に烈々たる新興氣鋭のひらめきを認めるものが盛り込まれて來たことは大きな轉換として認められる。

かうした中に開かれた、三越秋の逸品會(第四十二回)の主張は、日本服飾史中、戦後に興隆して最も特異なる流行をなした、桃山慶長の大藝術をとらへて、國內統一の

雄大な構圖、豪放なる英雄的精神を、事變と結びつけて、形を桃山慶長に藉り、これに進歩せる現代の染織刺繍の技巧を動員して、世界的躍進の眞の姿を表現することに努力、その主張色は蘇芳、茜、苳安、糧と藍があげられた。

白美會(白木屋)の秋冬物について見ても、明徴文様が掲げられ、桃山時代及び江戸初期、即ち慶長寛永の豪華雄渾な文様を描き、そこに豁達な豊太閤の氣質を戰國の餘風を反映せしめたものを主張とした。

大陸に不斷の進軍をなす皇軍がやがて漢口、廣東を陥れるや、この戰勝の影響が服飾流行界に現れないはずはなく、俄かに明朗さは倍加して來た。實際は長期戦下、華美な服飾は、自肅が要望されてゐるのであつたが、戦ひと云ふ重くるしさを反ばつすると云はうか百貨店の流行主張は多彩に公にされた。

例へば年を越えて二月に開かれた高島屋春の百選會(六十三回)は「春の時代花鳥」と「春の自然美調」の二つの主張が掲げられた。自然を愛する民族的な心を反映するにふさはしいもので、桃山の末期、光悦を始祖とする光琳畫派の位品がもつ自然を力強

く單化した畫風の典雅優麗前者は豪壯に瑞々しいものを目標とし、後者は發展的な伸びゆく心を現した新様式であり、潑刺とした春の花、鳥獸を素材として現代の新しい感覺をちりばめたもので、戦時下緊張の第一年に比較すると、多分のゆとりを認める事が出来る。主張色は東亞紅、東亞綠、東亞藍である。夏の百選會も大體春の主張を踏襲して、「夏萩」「朝水」「麥穗」「卓」「鋼」の主張色のもとに國粹趣味として「夏の時代色鳥」國際趣味として「夏の自然美模様」を流行主張とした。

三越 春、夏の三彩會及び選品會の染織展を通じて認められるものは、事變下第一年の萎縮した感覺が長期建設、興亞の希望に燃えて、明るくよみがへつたことが認められる。他店でも共通のことであるが、事變前までは、金銀泥に多彩を誇つた、絢爛豪華なものが金銀系統制にもよるが影をひそめて、それに代つて、漆糸の巧みな應用がきはだつて目につくやうになつた。文様についてもしきりと、日本固有の美を探究して、國風美を技巧的に表現することに努めてゐる。

春の白美會(白木屋)は「東亞新興調」

服飾界

を主張してゐるが、別に大陸支那の模様を好んで取り入れるでもなく、全體に時局を反映させて、單調、明快、革新の文字にふさはしい身輕さといふ氣分を充分に表し、同時に國粹の美を強調し、その基調色も「深い青」「綠」「ピンク」「紅梅エンジ」「暗灰色」などが選ばれ濃淡の強調と對比色の効果をねらつた。

松和會(松坂屋)の寫實美の小花詰めに時代の新味を盛つた新東亞調、地明きの文様に古典の氣分を保つ有職調、

松美會(松屋)の主張「黎光調」は文様を傳統に育まれた純日本藝術の粹に取材し、これに新しき解釋を加へて莊重明朗な新東亞の黎明の表現を意圖し、古典を模する舊き手法に墮せず、みだりに華麗を尙ぶ戒むべき浮華輕佻の氣分を避けて眞の日本の美の探求に努めてゐること。

伊勢丹の春のうらゝ會、夏の美すゞ會、ともに明朗潑刺興亞日本調が掲げられる等いづれも浮華に流れず、絢爛に失せず氣品を備へ、高雅にして國粹の美を發揚、一方に於ては靜寂な内省的なものを盛り、模様も小細工に陥らずのび／＼とした大まかな

感覺的な氣分のもので迎へられた。

大體に於て服飾界は國家進展に歩調を合せて輝かしき興亞を謳歌し、戰勝國民の歡喜を表現することに努めて來たが、これら高級品の悪い一面のみを多分に取れ入れた新興織維製品が街頭に氾濫すると云ふ結果になり、事變下、銃後女性としてこればかりに輕佻な風景を展開するに至り「銃後女性はこれでよいのか」と心ある人達の非難を浴びることになつた。

【洋服】婦人服の傾向

(秋冬)

グリーンから紫への流行の移りかはりが目につく、形の上ではまつたくショートスカートの時代が出現して、アフタヌーンのカートの巾はひろくウエイストからひろくものも多くなつた、ウエイストラインは高目となり、また、日本の帯に似た効果をねらつた上下に線をもたせて腰の線をつめ胸のゆとりをも、ヤダーやタックでつくり、また襟の前合せに着物風の感じを多分に取り入れたものが多く、技巧的には色の異なる生地を、或は地質のちがふ生地を合せて、新しいまとまつた感じを出すことに努めるなど、全體に質實を旨とした、傾向が多分

に現れてゐる、その一例として、銘仙地の應用や、和服地の利用などが多くなり目につき、變つた味びを喜ばれた。すべて時局柄、實用といふ點に重點がおかれて、スーツの流行は見のがすことは出来ない。

布地は綿織、毛織ともに統制をうけることになり漸次品薄となり、ス・フ布、混織布が次第に現れて來た。(三越)

男子服の傾向

(秋・冬)

型は出来るだけ活動的といふのが主眼とされ上衣はゆつたりと、袖付はゆる目に大きく、背の襷やバンドは總て驅逐され、上品に且つ非常時局にふさはしい堅實味をもつたものとなつた、オーバーも、活動の自由なラグラン型、ボツクス型が全盛で、丈はやゝ短か目になつたが蹴廻りは一層大きくなつた、色は時局柄地味向のものが迎へられた。

(春・夏)

型は上衣の肩に整つた張を持たせ、胸はひろく前は二ヶ或は三ヶ釦のストレートカット、裾は小丸、胴は極端に絞らず、ズボンは、ウエイストバンドで腰を締め、尻よ

り股廻りに充分のゆとりを見せる。生地は背廣地は質實な感觸と堅牢な地質の、ウーステット類が中心となつてゐるが特筆すべきは新興織維の目ざましい據頭である、色目は鼠と紺が力強い主調となり濫目の茶もなげられてゐる。

(春)

(色の特徴)基調色は鼠、紺が優勢で、新しく據頭して來たものに紫系統がある。鼠紺との調和もよく相當使はれた、附屬色の新しいものは「シクシク」系「スミレ系統」があり、基調色との調和もよく、ブラウスやドレスに、スーツや、スプリングコートにの附屬品などに好んで用ひられた。

(シルウエツニ)スーツは鼠系統を中心に縞物が多く型は上衣がやゝ長くなり、スカートが直線的で、肩が角だち、袖は普通の型で全體に男子の背廣服に接近して來た。生地やデザインに變化を取り入れ易いツイードは、春の外出着として人氣を集め、色は紫、紺、鼠など上衣だけが短かく、スカートは裾が開き衿の小さいものが潑刺たる型として迎へられた。ドレスは、スカートの短かさと共に裾の開きが目に立ち、袖山のふくらみは、段々と減じて來た、飾り

は刺繡、アツプリケ、クイルテング、細ブリーツ、シエアリング、スモツキングを利用したものが多く、スプリングコートは薄衣のウールと並んで、絹地を用ゐたものが多く、數年ぶりで丈の長いものが現れた。

(夏)

夏の婦人服のポイントは大體春の延長で優雅の中にも堅實味と輕快さを表すことに努めたことがうかがはれる。

アフタヌンドレスは先づ胸とスカートの裾はゆるやかに、プリセとかボラム、パノーフオンセー、ゴデーフオンセーなどの織細な技巧を隨所に施し、コレスの部分は對照的な生地又はリボンによつて調和を計つたものが多く、スポーツドレスは、コンビされたアンサンブル、若しくはコスチュームもの、ワンピースものに大別され、特にアンサンブルものとしては、躍進日本にふさはしい「テラレー、ドスツツ」が迎へられた。型は總じてブレインで上半身はボツトケの變化を求め、スカートは短かく、ブリツセを施して堅實の中に輕快と活動的な點を強調してゐる。色は、ブルー、グリーン、ヴァイオレッツト、ホワイトブラック等(松坂屋)

趣味・娯樂

競馬

競馬の歴史

我國古來から各地に競馬はあつた。賀茂の祭禮に行はれる競馬は殊に有名であつた。しかし明治維新後外國の競馬に倣つて行つた競馬の最初は北海道札幌で、明治十一年開拓使育種場内に楕圓型馬場を作り、競馬規則を發表して春季に舉行した。續いて明治十二年十二月馬匹増殖の主旨で三田育種場(今の四國町)に開催されたのが本土での嚆矢、札幌競馬はこの後身で、明治天皇の天覽を賜はつた事もあつた。三田の方も民間の催しで、東京ではその後不忍池畔戸山學校で行つたこともあつたがこれは全部廢滅した。

趣味・娯樂——競馬

ことゝなつた。しかし馬券を賣らない競馬は永續の可能性なく函館の他は全部滅失、日本レースクラブのみ隆々としてゐた。その後日露戦争によつて馬匹の不足不備で國家に大影響を持つことを悟り、こゝに明治三十九年政府の許可を得て府下池上に東京競馬會が設立された。これが我が國の眞の意味の馬券發賣の元祖であつた。その成績がよいので引續いて、川崎、松戸、板橋、京都、鳴尾、小倉、宮崎、新潟、藤枝札幌等新設或は復活して大變な勢ひであつたが、種々の弊害が起つて來たといふ理由で四十一年松戸秋季を終りとして馬券を禁止されることになつて、我が競馬並に馬産事業はこゝに大暗礁に乗り上げてしまつたのである。

議する機會を作つた帝國競馬協會の前身團體に、阪神、日本も加入して、十數年に互り馬券復活の運動に熱中し、或者は私財を抛ち、或者は寢食を忘れて、運動をつゞげ漸く大正十二年第四十四議會に於て、政府提出の下に競馬法案が通過し、その七月から實施されたのである。以來昭和四、五、六年と改正され、復活十年と共に競馬黃金時代を築き、馬政計畫の第一次完成と共に、又々昭和十一年の大改正となり、帝國競馬協會以下全國十一の競馬俱樂部は解散、日本競馬會に大同團結を遂げ、統制の下に競馬を施行し、益々その發展強化を企て、且つその政府納金の増額によつて各種社會事業と馬政事業の圓滑運行を期待されてゐる。

競馬の現状

日本十一ヶ所の競馬場は、日本競馬會の下に、統率されてゐる。馬名、服色、血統等の登録と共に一系紊れざる競馬施行を期してゐる。馬券は單勝式、複勝式とあり、各一人一枚づゝの投票を許されてゐるが券面金額は大體一枚二十圓である。

馬券の賣上は昭和四年頃には、一年一千萬圓程度の賣上だつたのが、累進的に増加

し遂に昨年は一億圓を突破するに至つた。従つてその政府納金も尅大な數に上り、十四年春季から又々競馬法の一部改正となり、政府納金は馬券賣上の百分ノ十一・五とし、戦時豫算の上に必要な増收部分として計上されるに至つた。

更に今次事變突發するや、各競馬場各日の第八競走を國防獻金競走とし、その馬券賣上利得金より政府納金を除いたものを全部軍馬愛護の施設費として軍に獻納してゐるが、これも年額百萬圓に近い數字を示してゐる。

尙競馬の統制團體たる日本競馬會の職制機構は左の如くである。

- 理事長 安田 伊左衛門
- 副理事長 村上 龍太郎
- 總務部長 増山 忠次
- 業務部長 長 森 貞夫
- 經理部長 三宅 隆人
- 理事長直屬專任職員
 - 裁決役 中里隆臣、伊東仙三郎、齋藤徳兵衛、川崎貫一郎
 - ハンデキャツプ作成役 石黒九十郎、森田正明
 - 發走役 中澤勤兵衛、山縣俊夫、木村武二
 - 審判役 河野榮、佐々木金藏

總務部 (庶務課、調査課)
業務部 (企劃課、馬事課、登録課)
經理部 (會計課、營繕課)
日本競馬會及其の所屬の競馬場は左の如くである。

- 日本競馬會 東京市芝區新橋田町一
- 東京競馬場 東京府府中町一・二五
- 横濱競馬場 横濱市中區蕨澤町二九
- 中山競馬場 千葉縣船橋市古作
- 阪神競馬場 兵庫縣武庫郡鳴尾村
- 京都競馬場 京都府久世郡淀町
- 小倉競馬場 福岡縣小倉市北方町
- 福島競馬場 福島市小山荒井道下
- 新潟競馬場 新潟市關屋一七八八
- 札幌競馬場 札幌市北五條西十二丁目
- 函館競馬場 函館市外湯ノ川町駒場町

場長 山崎松次郎
宮崎競馬場 宮崎市花ヶ島町
場長心得 崎野 榮吉

クラシックレース記録

日本競馬會となり大レースは體系づけられて行はれる様になつたので、順序よく行はれて行くことになつた、年齢による順に並列して見る。

▼中山四歳牝馬特別(十四春)一八〇〇米
ソールレデイ 55 石毛 二・〇二・四

▼四歳馬特別のトップを切るもので牝馬のみで行はれる。
▼横濱農林省賞典四歳(十四春)一、八五〇米

ロックパーク 55 稻葉幸 一・五八・四
【註】四歳馬牝牡合しての最初の大レースで、農林省賞典が與へられる。
▼東京優駿大競走(十四春)二、四〇〇米
モハタ 55 阿部正 二・三六・一
【註】四歳馬の最高峰を行くレースで、本賞一着一萬圓、付加賞亦一萬圓に上る大賞金を懸けられてゐる、英國のゲービレースと同様のシステムになつてゐる
▼札幌特別(十三秋)二、四〇〇米

ホクエン 62 齋藤友 二・三七・一

【註】北海道産の四歳呼馬のみを出場資格とするもので、十四年秋からは農林省賞典が與へられることとなつた、と同時に札幌特別の名も札幌農林省賞典四歳特別となつたわけである。

▼阪神優駿牝馬(十三秋)二、七〇〇米
アステリモア 55 保田 二・五七・二
【註】四歳牝馬のみの大レースで、英國のオークスレースに當る。

▼京都農林省賞典四歳(十三秋)三、〇〇〇米
テツモン 55 伊藤正 三・一六・〇
【註】四歳馬として最後の大レースで、英國のセントレジャーに比すべきもの、横濱農林省賞典、京都農林省賞典の三つを連勝すれば天下第一流の牡馬といふことが出来るわけである。

▼京都四五歳牝馬(春)二、四〇〇米(秋)二六〇〇米
ヒサトモ 60 中島時 二・四五・二

▼横濱特別(春秋)三、四〇〇米
ニエフオード 60 野平四・〇九・一
【註】四五歳の牝馬のみのレースで春秋で距離が變つてゐるのは、馬の成熟を顧慮してあるためだ。

▼横濱農賞四五歳(十三秋)二、八〇〇米
ヒサトモ 60 中島時 三・一六・二

【註】二年間のゲービレース馬がこゝで顔を揃へて何が強きかを試みるのがこのレースの主旨である。

▼横濱四五歳牝馬(十四春)二、四〇〇米
ハレルヤ 56 保田 二・三六・一
【註】牝馬のみである点が秋のそれと變つてゐる。

▼東五歳特別(春秋)二、六〇〇米
フラインモア 57 岸三・〇〇・〇
【註】五歳馬のみの特別レースはこれ一である、重量はハンデキャツプ。

▼中山記念(春秋)三、四〇〇米
モアアザン 67 齋藤友三・四九・〇
フラインモア 62 中村一三・四四・二
【註】五歳以上の馬で重量ハンデキャツプとする。

▼横濱特別(春秋)三、四〇〇米
ニエフオード 60 野平四・〇九・一
【註】中山記念と同じ
▼阪神記念(春秋)三、四〇〇米

十三秋 カイカ 59 大久保龜三・四八・一

十四春 タエヤマ 65 赤石 三・四一・〇
【註】中山記念と同じ
▼目黒記念(春)三、九〇〇米(秋)三、四〇〇米
フエアモア 65 内藤三・四八・一

十四春 ヘンウン 59 石毛 四・三六・一
【註】條件は中山記念と同じであるが、春は日本最長距離を走らせる。

▼帝室御賞典(秋)東京 三、二〇〇米
ヒサトモ 56 中島時三・三五・二
スゲヤマ 58 伊藤正三・三一・〇
【註】馬匹改良増殖の畏き聖旨より宮中より御下賜になる、御紋章入りの大銀盃を拜受する競走馬一代の光榮ある大競走である、出場資格は五歳以上の呼馬で、重量は馬齢に依るものだ。

▼中山農商大障碍(春秋)四、一〇〇米
リードアン 66 稻葉幸五・〇六・〇
コクオー 70 松永 五・〇三・四
【註】呼馬障碍の最高峰のレースで、距離と賞金に於て我が國第一のものである

▼小倉農賞障碍(秋)四、〇四〇米
ニッポンカイ 65 井川 四・五七・四
【註】中山のそれと同様だが、賞金が劣

京都農賞抽障特別(十四春)三、七〇〇米

イイホープ 71 近藤 四・四一・一

抽障馬障碍界の最大レースだ

福島農賞抽障特別(十四春)三、六〇〇米

松永 四・三一・〇

京都のそれと全く同じで距離が一寸少いだけである

小倉抽障特別(春秋)三、六五〇米

末吉 四・三五・二

近藤 四・四九・三

抽障特別としては最も古い歴史を持つてゐる大レース

日本最高記録

我が國に於ける競走馬の最高記録の中、一般的のレース距離のもののみを掲げて、外國のそれと比較して見やう

- キングセカンド 一・五二・四 (七春福島)
インディアナブルーム 一・四七・三 (米國)
ヤマヤマス 二・〇五・三 (七春新潟)
トツピキヤラント 二・〇〇・〇 (英 國)

- ◆二二〇〇米
セネラル 二・一八・二 (三春阪神)
マンノア 二・一四・一 (米 國)
◆二、四〇〇米
パンリユウ 二・三二・〇 (九春福島)
セバスタード 二・二二・〇 (英 國)
◆二、六〇〇米
マクニス 二・四三・三 (三春福島)
マンノア 二・四〇・四 (米 國)
◆三、二〇〇米
ハクコウ 三・二六・〇 (八秋中山)
ブラデラ 三・一九・二 (英 國)

種牡馬ベストテン

種牡馬はその産駒の勝利による賞金の合計によりその優劣を決定するのである、千三年度の春秋二季の分を合計して十位までを左に記して見る

- 順位 馬名 勝鞍 一着賞金
1 トウルモツル 九六 五七、五五圓
2 シアンモア 七二 三四、三五・五
3 アスフオード 四八 一六、六四
4 パラツケイ 九一 一三、八〇七
5 リーハグヤード 一〇三 二九、三〇
6 クラツクマンナン 六五 二六、三〇

日本棋院

日本棋院(東京市麹町區永田町二ノ一) 棋界の統一並に斯道の向上發展を圖る目的を以て大正十三年七月、本因坊秀哉名人を始め全國の棋好家を網羅して「日本棋院」を創設したのである、之れと同時に大阪に「關西支部」を設け、また各地方に甲種支部が設置され今日の隆盛をなしてゐる。同棋院の現役員並に四段以上の所屬棋士は左の如くである

- 總裁 伯爵 牧野 伸顯
副總裁 男爵 大倉喜七郎
理事 男爵 松岡 均平 土方 久徵
渡邊 鏡藏 沼間 敏朗 古島 一雄
林 幾太郎 鑄谷 正輔 高杉 晋
監事 高橋 鍊逸 岩田 宙造
幹事 八幡 恭助

日本棋院免許規定

段位の免許を得るには同院所定の試験手合に合格せねばならぬ、免許料は左の如くである

Table with columns for rank (初段 to 九段), license type (初段, 二段, etc.), and exam details (手合, 割制). It lists the requirements for each rank from 初段 to 九段.

て免許することもある。しかし段位は飛越して昇段は出来ぬ。これとても同院審査會の推薦にかゝるときは、此の限りでない。甲種地方會員は年額十圓を前納すれば、級位希望の免状を受ける資格がある。甲種地方會員は三十名以上の集團に依つて甲種支部が設立される。

- 名 人 本因坊秀哉
名譽棋士七段 廣瀬平治郎
棋士七段 鈴木爲次郎
瀬越 憲作 加藤 信 木谷 實
六段 小野田千代太郎 宮坂 案二
岩本 薫 林 有太郎 吳 泉
前田 陳爾 橋本宇太郎 喜多 文子
關山 利一 福田 正義 村島 誼紀
五段 篠原 正美 長谷川 章 島村 利博
藤澤庫之助
四段 伊藤幸治郎 藤田豊次郎
鹿間千代治 向井 一男
小杉 丁 井上 一郎 高橋 重行
鈴木 秀子 中川 新 中村勇太郎
宮下 秀洋 坂田 榮男 小泉 重郎
△關西支部(大阪市内區日本橋松坂屋七階)
所屬棋士六段 久保松勝喜代
木村 廣造 光原伊太郎
五段 山口 賛石 細川 千双
瀧美 六郎 吉田 操子
四段 坪内天津藏 志田直太郎 平井準一郎
鍋島 一郎 醍醐 久吉 金田徳次郎
田中不二男 染谷 一雄 高川 格

棋正社(東京市赤坂區傳馬町三ノ一〇) 同社は日本棋院から脱退した一派を以て組織したものであつて、昭和九年雁金、高部兩氏を八段に推薦し、兩八段を中心

として日本棋院に對立し、棋道の向上に邁進してゐる。 同社所屬有段者(昭和十四年六月現在) 雁金 準一 高部 道平 八段

趣味・娯樂——將棋

- 五段 白川 英義 堀田 忠弘 脇山 義尾
 - 石居 和夫 湯淺 熊視 内藤 了正
 - 渡邊 昇吉 稻澤 克巳 門脇 凡平
 - 四段 佐藤 重次 橋本國三郎 小西 今逸
 - 家田 定一 成田善兵衛 長谷川 進
 - 林 孝治郎 藤原 七司 友成 到
 - 兼橋伊四郎 小峰 秀雄 中里 滿藏
 - 三宅 俊夫 鈴木要次郎 荒木 親吉
 - 渡邊 英雄 小幡熊次郎 兒王 辰巳
 - 稻垣周三郎 杉浦 秀治 井上 久被
 - 塚田 順造 眞鍋 福多 松村 一平
 - 沖田 奈良松 水澤三十郎 須一 金之
 - 天川 清三郎 近藤敬三郎 松岡 良三
 - 太田 眞三次 松岡 國松 樺島宇一郎
 - 戸田 武 薄井 雲城 鷺頭 信恭
 - 吉川友之助 神谷 將隆 福壽 翠石
 - 高林 丹藏
- 井上派(大阪市北區小深町四四)
井上家は代々因碩と稱し、現代は十六世である。
- △高段棋客 七段 因碩 五段 池上 清

將棋

將棋大成會(東京市麴町區一番町十四ノ四)
同會は元日本將棋聯盟と稱してゐたが、昭和十年十一月神田七段の昇格問題に端を發して分裂、新たに日本將棋革新協會なるものを起し對立しつゝあつたが同十一年六月廿九日棋界の元老小菅劍之助八段の調停に依つて紛擾も解決し、之れを機會に從來の日本將棋聯盟、日本將棋革新協會、十一日會の三團體を打つて一丸とした新團體「將棋大成會」が創立されたのであつた。茲に更めて棋界の統一と棋道の向上進展の爲めに邁進することになり、同時に第十三世名人關根金次郎氏から聲明書を發表することになつた。

尙ほ實力本位に依る第一期名人位に就て各高段棋士の間で論議を争つてゐたが、遂に木村義雄氏が名人位を獲得し、昭和十三年二月十一日新舊名人の繼承を行つた。

△東京所屬棋士(昭和十四年七月現在)
名人 木村 義雄

- 八段 土居市太郎 金易 二郎
- 花田長太郎 金子金五郎
- 萩原 淳 齋藤銀次郎
- 坂口 允彦 山本 樟郎
- 溝呂木光治 山本 兼吉
- 宮松關三郎 小泉 正夫
- 七段 渡邊 東一 塚田 正夫
- 石井 秀吉 飯塚勘一郎
- 六段 寺田 梅吉 平野 信助
- 山北孫三郎 建部和歌夫
- 五段 梶 一郎 大和久 彪
- 加藤 治郎 加藤 慶次
- 四段 關口 慎吾 志澤 春吉
- 鈴木 禎一 市川 一郎
- 樋口 義雄 加藤 富久
- 中村 熊治 橋爪敏太郎
- 奥野 基芳 荒卷 三之
- 小堀 清一 長谷川清二郎
- 永澤 加雄
- △關西支部所屬棋士
- 八段 木見金治郎 神田辰之助
- 七段 大野 源一
- 六段 村上 眞一 藤内 金吾
- 中井 捨吉 神前 光三

演劇界

(自昭和十三年七月 同十四年六月)

聖戰一周年を迎えた昭和十三年七月から翌十四年六月にかけての劇壇は、當初は事變勃發直後から引續く時局緊迫感の浸潤や統制の強化の影響を受けて、頗る畏縮の赤字續き状態を續け、一時は歌舞伎滅亡論まで飛び出した程だつた。それが、秋の芝居シーズンに入る頃から、相次ぐ戦捷に緊張感も弛み加へて軍需景氣の餘波で、反撥的に近年未曾有の好景氣に好轉するなどの相當波瀾の多い、殊に興行師にとつては泣き笑ひの一年間だつた。

〔昭和十三年七月〕歌舞伎座は伊井蓉峰追善興行で「己ヶ罪」「豪雨」「湯島詣」友三郎の蓉峰襲名の話も出たが、時機尙早と頭目の反對で延期。明治座は猿之助、八重子合同劇で「肩衣草紙」等。新橋演舞場は文樂の人形淨瑠璃だが、土佐太夫が引退したのが寂しい。東京劇場は青年歌舞伎。この頃からホッ／＼解散の噂が出る。そこで福

助を引つ張り出して「鏡獅子」を踊らせた「坂崎」。「首切淺右衛門」。「江戸の花和尙」の新作揃ひで背水の陣を布いたのが、同情を引いたのか、かなりの入り。國際劇場では、新國劇が吳淞鎮敵前上陸を敢行した、倉永部隊長の最後を扱つた「敵前上陸」を上演したが、作者の樋口十一と舞臺裝置の濱田右二朗を上海へ視察に派しただけであつて、大舞臺を巧みに利用し、戦争場面も効果的で實感がよく出てゐた。有樂座は古川ロッパの「彌次喜多お化け大會」他。東寶は星組の「五十番街の少女達」他。結局お盆興行に軍事劇は新國劇の「敵前上陸」一本だけ、時局劇は皆無。興行成績は歌舞伎東劇、國際、有樂がやつと黒字と云ふところ、あとは甘い。

新協劇團は先月の久保榮作「火山灰地」前篇に引續いて後編を上演して創作劇に氣を吐く。月末東劇で前後篇を再編輯して再演。東宝は小劇場で「ビルディング」他を上演したが、子供向きでないといふ非難を受ける。

新宿第一劇場は今月から新興映畫封切場に轉向。東寶劇團の援助は蒙古へ視察に出かける。ムーン・ルーシユは丸の内松竹

趣味・娯樂——演劇界

- 初代 大橋 宗桂 二代 大橋 宗古
 - 三代 伊藤 宗看 四代 大橋 宗桂
 - 五代 伊藤 宗印 六代 大橋 宗與
 - 七代 伊藤 宗看 八代 大橋 宗桂
 - 九代 大橋 宗英 十代 伊藤 宗看
 - 十一代 伊藤 宗印 十二代 小野 五平
 - 十三代 關根金次郎
 - 第一期 木村 義雄
- △高段棋客
前名人 關根金次郎
名譽名人 小菅劍之助
八段 坂田 三吉 竹内 丑松
六段 早川 隆教 高濱 作藏
六段 辻 繁之助 移 吉之助
五段 小笹吉之助 小林慶之助
五段 奥坂金次郎 吉川 清助
松田 政雄

に初進出したが、新興映畫の添へ物を押し付けられて失敗。帝劇はSSKの短期公演、ターキーの「ストローハット」が評判をとる。下旬に都築、梅野井、小太夫等ご無沙汰組が東上して、「鬮籠」他を出す。

〔八月〕歌舞伎座は震災後初出演の五郎劇呼ぶ物の新作「女波男波」は時局當て込みの見え透いた薄さが鼻につく。東劇は、先月割合に成績が好かつたとかで青年歌舞伎が居居ばり、新作物二本の他に我當の俊寛で平家女護島を出したのが好評。文壇劇壇の名士が集まつて青年歌舞伎を激励する會が生れたのもこの頃だつたが、この月の東劇を打上げて旅に出てゐる間に、後に青年歌舞伎は解散せられたのだから、結局これが最後の單純本興行となつたわけだ。明治座は新派の長老喜多村と河合二人の芝居でお涙頂戴劇「日本の母性」と極付「瀧の白糸」國際劇場は猿之助、訥子で「彌次喜多」演舞場は女劍戟の大江美智子が永年の宿望叶つて初の都心進出で當り狂言「雪之丞變化」を上演したが、彼女は翌十四年正月に急逝したのでこれが彼女の帝都のお名残り芝居となつてしまつた。有樂座は新國

劇で、第一回澤田賞の當選脚本「山陽と東山」や軍事劇「艦上機蓋なし」の他に土の戦士松田甚次郎の體験記「土に叫ぶ」を劇化上演して問題となる。新國劇にしろ前進座にしろ常に企画や演技スタイル或は團體的行動に於て優れた活動を續けてゐるのは注目に値ひする。東寶劇場は雪組の「樂しき繪本」等。興行成績は各座とも平凡。尙新築地が下旬丸の内松竹へ出開帳して「綴方教室」を再演。

〔九月〕歌舞伎座は殆ど地方へ出拂つて一軒もなく、歌舞伎座は新作三本立の新派合同、井上の「吉良常」が新國劇の島田と違つた線の太さでよかつたが、花柳がパーマネット洋装の「家庭日記」は醜態。國際劇場は梅島と八重子で「婦系圖」「愛憎峠」他八重子の劇中劇の大川端のお嬢が観もの。東劇は松竹家庭劇この年再度の上京。演舞場は七、八兩月を休業して内部刷新を施した前進座が「高杉晋作」「號外」「五大カ

を上演。有樂座はロッパの「活動のロッパ」他。東寶劇場は月組の「ピッパ・アップル」他。明治座は前半二代目天勝、後半文樂。新協はキングスレイの「デッド・エンド」を小劇場で初演。興行は夏枯れの延長でバツとしない。

〔十月〕歌舞伎座は論に反駁して、「一か八か、關ヶ原の意氣込で羽左、菊が「忠臣蔵」を引ッ提げて歌舞伎座に出れば、左團次は猿之助に歸り新參の壽美藏を加へて本城の東劇で新作軍事劇「飯塚部隊長」や「丸橋」を最高二圓八十錢の安値興行の奇手で應酬一方明治座は新派の行詰りを打開しようとして、花柳章太郎が新生新派の旗印をかかげて獨行興行を「島」「東京の行方」「呂昇物語」の比較的良心的な新作をならべる。と云つた華やかさ。他は演舞場が五郎、五郎は病氣休演で二の替りから全快出演、有樂座が無人の一座を三益愛子等てたすけた東寶劇團。國際はSSK、東西合同東寶劇場

は花組「世界に告ぐ」と「三つのワルツ」のレヴエウ合戦はどちらも劣らず。陥落と相次ぐ戦捷の報に、緊張しきつてゐたのが一時にホット弛んだ處へ持つてきて、軍需景氣の餘波を受けて、俄然各座の捨石のご馳走攻めが効を奏して、どこの小屋も門前市をなす大賑ひ。日延べ〜で歌舞伎滅亡なんてチャンチャオかしいと歌舞伎俳優の鼻息の荒いこと。

この月には新劇もシーズン入りで、新築地の「金錢」文學座の「ゆく年」を始め群小劇團までが一齊に創作主義で公演を持つたが、收獲はやつと東童だけだつた。上旬に寶塚振袖使節一行三十名が渡歐したし、新協が「春香傳」を持って初の朝鮮巡業を行った。また梅島昇が皇軍慰問奉公劇隊を組織して中支の旅に出る。月末初東上の滿洲國協和會の大同劇團が東劇で四日間公演を行ったが言語の解せない事や技術の幼稚で興行的には失敗に終つたが、眞摯な研究的態度を買はれる。〔十一月〕前月の景氣好轉に氣を好くして顔見世月も先づ歌舞伎座が幸四郎の「勸進帳」に羽、吉、左の「大川端」羽、左の「鳥居前」吉の「八陣」も一つ左の新作「南部

坂」なんの事はない特價品賣場が聲色全集だがこれが又大當り。明治座の新派も負けず八重子の「愛染かつら」と井上の「焔の人」で煽る。演舞場も前進座の「高田屋嘉兵衛」等で中庸の成績。國際は歌舞伎座と競演で猿之助が「勸進帳」を出したり本物の馬を使った軍事劇「軍馬」「素襖落」「紅葉狩」「暫」「不動」等々の古典揃ひで當りをとる。有樂座は新國劇で軍事劇の最高峰と好評された「土と兵隊」の劇化や時局劇「つばもの」で斷然氣を吐く。東寶劇場は雪組の「シヨウ・イズ・オン」他。この中で東劇の松竹家庭劇だけが不入りだつたが、これは六月、九月と二度の東上を受けたので、おまけに前月五郎が病氣で中途休演などがあつたので、頃やよしと三度目の上京を敢行したのであらうが、僅か半年に三度も上京するのは無暴だつた。

新築地の「武藏野」藝術小劇場の「紋章」東童の「君たちはどう生きるか」の他五月會、演技座等の公演もあり、この月も新劇團は創作物で賑はつた。松竹少女歌劇のターキー等が北支慰問のため出發した。飯塚友一郎氏等が國民演劇樹立を標榜して國民演劇聯盟準備會を設け演劇統制の下

準備を買つて出る。〔十二月〕この月に特記すべきは有樂座の新協新築地、文學座三新劇團の協同公演である。開催の動機に興行的不純はあつても、方法或は劇團側の態度に多少遺憾な點があつたとしても、兎に角新劇興隆の將來が約束された段階にもなるあらうし、東寶としては珍らしくクリン・ヒットの企畫だつた。

歌舞伎座は前月留守した菊五郎一門の奮闘興行で宇野信夫の新作「露時雨」や「娘道成寺」「茨木」「高時」の絶對番組で師走劇團の人氣をさらふ。明治座の新派は丸で花柳の新生新派と井上の中間演劇の合同のやうだが、映畫の二番煎じ企畫の「鷺」と「子供の四季」の二脚色物が問題劇となる。花柳の活躍ほどの程度に實を結ぶか將來の樂しみだが、井上の中間物は着々業績を築き上げて現代社會の要求する眞の大衆劇樹立へ確實な歩みを續けてゐるのは頼母しい。新國劇は東劇で「麥と兵隊」と「間新六」の二本立てで當てる。東寶劇場は恒例により寶塚少女歌劇はお休みで猿之助、八重子で「風流深川唄」「石松と次郎長」他。虎造の特別出演が斷然物を云つて開場以來の大當

りを續ける。この興行を當分のお名残りに八重子はおめでたで休演を宣言する。國際はシバタ・サーカスと松竹樂劇團合同の新奇な企畫でアツと云はせたが、その運用方法を誤つて不成功に終つたのは惜しい。

〔昭和十四年一月〕初春は吉例で各座とも豪華版ぞろひ。歌舞伎座は歌右衛門が久しぶり「地震加藤」の秀吉と「櫛庫」の淀君で老いたりとも雖もアルアルと雖も兎も角名優の面影を傳へれば、菊吉の「寺小屋」が大當り、そのほかに師走から打ち通しの菊五郎の「娘道成寺」と羽左、仁左の「十六夜清心」も一つおまけに三津五郎の「芝翫奴」と云ふ盛り澤山。中途で羽左が風邪で休演した時に菊五郎が清心を代つてくれなかつたと、一時羽左が菊を恨んだりしたゴタ／＼もあつたが小屋は大入り續き、寺子屋は遂に二月まで打ち通した程だつた。東劇は左、幸、猿、仁で晝夜二部制だが左團次が病み上りて晝の「修善寺物語」と夜の「元祿忠臣蔵」の二本だけにしか出でゐないのは寂しかつたが、その代り猿之助と歸り新參の壽美蔵が殆ど出突つぱりで奮闘出し物に他に「曾我の石段」「銭形平次捕物控」「名和長年」「壽式三番」「素襖落

「喧嘩高」

明治座は新派、喜多村、河合、大矢、小堀の「三日の客」と花柳の「なだれ」が好評をとる。演舞場は五郎、有樂座はロッパのお笑ひ軍對峙、ロッパ一座へはサトウ・ロッキーが新加入したり「あきれた・ほういず」が特別出演したり賑やかだつたが、時局不認識の廉でロッパが警視廳からお叱りを頂戴したりした、國際と東寶兩劇場はSSKの「日本三部曲」と月組のビッグ・アップルの對戦。

新築地は内輪採めの揚句、創作物が間に合はず「土」の再演で新春劈頭公演のお茶を濁す。

棘の道を歩んだ青年歌舞伎は旗擧げ以來八年目に解消して左團次一座に入る。

〔二月〕霜枯れもなんのその、この月も「寺子屋」の續演に吉の「酒井の太鼓」羽、幸の「鈴ヶ森」菊の「船辨慶」羽、仁、幸の「直侍」と氣張つたが、歌舞伎座は中の成績。東劇は開場十周年記念興行で、解散青年歌舞伎の一部を加へた、左、幸の新作歌舞伎で「熊谷出陣」「元祿忠臣蔵(十八ヶ條申開き)」「お染久松」「旅の風來坊」「兩國棍之助」。

新派は「白鷺」を呼物の喜多村、花柳軍の明治座と「彦六」「假名屋小梅」「己ヶ罪」を呼物の河合、井上軍の國際劇場の二手に分けてどちらも好成绩。有樂座は東寶劇團が又かの「勸進帳」を出して同劇團初の大入袋が出る。演舞場は新國劇の「吉良常」の再演に「沼津兵學校」等、東寶劇場は雪組の「日本風俗繪卷」新協の「フアウスト」と文學座の「蒼海亭(マリウス)」は創作物流行りの折柄企畫としては成功しないが脚本の價値が物を云つて一應問題となる。

〔三月〕彌生興行とあつて、歌舞伎座は吉例團菊祭で大阪から梅王も加はり「太十」「助六」「白浪五人男」「六歌仙」「曾我の對面」等、中途で六代目が水蟲をこちらせて休演。

東劇は新國劇が澤正の當り狂言「坂本龍馬」を復活させたり才人高田保の新しい二番目物「日本の合奏」を提出して相變らず話題の中心となる。明治座は珍らしく五郎一座が出て自作の「お茶番物」「忠臣蔵」で愛嬌を賣る。

國際は猿之助で「小栗栖長兵衛」「悪太郎」のお得意物や「新編丹下左膳」で孤軍奮闘。有樂座はエノケンの東寶入社以來の

初出演で晝夜二回とも大入りをお占めてロッパの強敵ぶりを發揮する。「土俵入り」のエノケンの角力が珍。東寶劇場は花組の「日本歴史繪卷」等だが橋本が辭めたのが寂しい。

澤正の十年祭が祥月命日の四日谷中の墓前で舉行された。市川宗家で「勸進帳」の内容を再検討して改訂を施す。倉橋仙太郎の大美野演劇塾が初東上して軍人會館で二日間公演を行ふ。前進座の市川扇升らが藝術上の不満から退團して新編入りしようとして引留められた騒ぎがあつた。新築地の豊田正子原作の「喧嘩」の演出を新劇運動の先驅者土肥春曙氏の遺兒石川尙が擔當。月末新興演藝部の漫才引拔が始まる。

〔四月〕正月から三ヶ月豪華づくめで押し通した歌舞伎座もちよつと息を抜いたかたちで、左、幸、梅、仁で、七段目の穴をいれた「元祿忠臣蔵(榎木町通ひ)」が左團次物には珍らしく色氣があるのと、故中車の當り藝だつた「安宅の關」を幸四郎が初役でやるのが評判となる。他に悲壯な戦争劇「聯隊旗」や「春日局」明治座は新生新派の「一葉舟」等、東劇は家庭劇、有樂座はロッパの「鶴八鶴次郎」等、演舞場は新國

劇が「齋藤大使」で企畫の素早さをみせる。國際はターキー最後の「東京踊り興亞の春」で東寶劇場の渡歐組の「寶塚花物語」に對抗する。

〔五月〕例年になく充實の陣容で、歌舞伎座は元祖歌右衛門の百五十年忌追善興行で病魔の歌が「桐一葉」を出したが菊五郎初役の「吃又」が劇界の興味を獨りで汲ぶ。

明治座の新派は井上の「ベルス」や喜多村の「海潮音」などの古典物が飛出して面喰ふ。東劇は左團次の永井柳太郎作「錢五」や羽左初役の掃部頭で「大盃」を出し、羽左は歌舞伎座と初めての掛け持ちで「査掛時次郎」を再演。有樂座は猿之助の「法界坊」だが不入り。演舞場は五郎の同劇場出演十五年記念で「打續討入曾我」の愛嬌劇を出す。國際は梅島昇の新派正劇旗擧げ。寶塚の「桃花春」は最近での寶塚の傑作と好評を受けたが、この公演を最後に葦原邦子と大空ひろみが退團した。ターキーの渡米、倉橋仙太郎の劇團青雲座結成、新築地小の十周年記念公演「海援隊」上演、築地小劇場改築資金募集の株式を一般から公募などがある。

〔六月〕歌舞伎座は音羽屋一門水入らず、

羽の「河内山」菊の「青宮雨」羽の饒七、菊のお三輪で「妹背山」御殿の場が相變らず人気となる。明治座は演舞場の前進座の「忠臣蔵」通しに對抗して延若、壽三郎等大阪方が東上して上方風の「忠臣蔵」通しを出す。東劇は久しぶりに新派だが、井上の「雲右衛門」と花柳の「合羽屋おらく」で沈滞氣味。有樂座は新國劇の「兒島大審院長等」國際の三周年記念興行はSSKでターキーの脱けた代りに大阪組が來援したがひどい不入り、東寶劇場は「スマイン」の黒薔薇でこれも成績不良。帝劇を貸せ貸さぬで松竹と東寶が揉めて裁判沙汰になる

映畫界

(自昭和十三年七月至同十四年六月)

總説 昭和十三年下半年から十四年度上半期までの一年間に於ける最も大きな話題は映畫法の議會通過である。實施されるのは十四年十月一日からであり、施行細則もまだ發表されないが、日本映畫は映畫法の制定に依つて初めて國家に認められたもので

あり、從來とかく、娯樂の二字だけを以つて識者の眼に映りがちの映畫、そして業者の單なる商品として扱はれがちだつた映畫に正當な方向を與へるものとして喜びにたえない。

事變に依る物資統制、輸入統制は各方面に強化されてゐるが映畫界に於ては、機具の輸入製造禁止、フィルム等の輸入禁止となり、洋畫も一時、全く輸入を許されなかつたが十三年十月に一部解禁となつて洋畫業者はよみがへつた。十三年春から夏にかけてはなかもアメリカ映畫配給各社の苦しみは、あるひばドアを閉ぢて日本への配給中止を餘儀なくされるのではないかと思はせた程だつた。

がしかし、このなかにあつて日本映畫は徐々にな上昇線をたどり、日活内田吐夢は撮影所全員の熱ある後援を受けて足かけ三年を要しての大作「土」を完成し、同社の田坂具隆は「眞實一路」「五人の斥候兵」に續く秀作「路傍の石」を發表した。記憶すべき作品に松竹濫谷實の「母と子」東寶山本嘉次郎「綴方教室」日活倉田文人「北へ歸る」東寶豊田四郎「冬の宿」同「鷺」新興溝口健二「あゝ故郷」松竹大船清水宏「子供の

四季」同島津保次郎「お加代の覺悟」等があり、洋畫はウプアの「第九交響樂」「早春」にデュヴィヴィエの二作「舞踏會の手帖」「望郷」ユナイットの「デッド・エンド」コロムビアの「素晴しき休日」と「我が家の樂園」RKO「樂屋口(ステイジ・ドア)」佛ギトリイの「トランプ」メトロ「グレート・ワルツ」ユニヴァーサル「アヴェ・マリア」等がある。

また邦畫に於て大衆娯樂作品として大船野村浩將が十三年秋、川口松太郎の原作を映畫化した「愛染かつら」は未曾有のヒットを示し、十四年五月續編を物したがこれも歴史的な當りを見せ、十四年秋にはその續編をも製作することになつた程である。奇才山中貞雄の戦病死は友田恭介の戦死が演劇界に影響するより大きく、映畫界にとつては手痛い事であつた。

松竹大船の島津保次郎、下加茂の衣笠貞之助の東寶入りが印象に残る。一方所謂文化映畫の方面にあつては事變を契機として急速に躍進を示し、ニュース映畫の多産と同時に本格的な文化映畫の發展は目をうばふものがあり、映畫法の可決は一層の拍車をかけた。

これは無論文化映畫の指定(強制)上映を考慮に入れた製作者の打算の頭腦が結果したものでもあつたが、文化映畫を望む観客の聲が製作者を良心たらしめ、映畫は娯樂の範疇を越えて社會との連りを密にすべきものとの觀念を彼等が持つたことに依つたのは事實である。

作品としては十二年末に登場した「怒濤を蹴つて」あたりから「上海」「南京」「南十字星は招く」と續き「北京」等の記録的なものが印象に残り、短篇では從來教育映畫と云はれたものから出發した啓蒙的な作品が數多く現はれ、微温的なながら文部省當局の活動もあつて質的にも向上してきた。東寶、松竹、日活、新興の一般劇映畫製作會社が文化映畫の製作に力を入れた中であつて、現在では東寶が群を抜いてゐるが、十月以降指定上映が實現した曉には、當然製作方面に大きな刺戟を與へ、隨つて文化映畫の將來性は限りなく明るく、益々活潑になるものと豫想される。

シヨソソソ夫妻「ホルネオ」等が封切された。日活の債務について千葉合同銀行所有の有擔保債券二三八萬圓が圓滿に解決ついで肩替り調印行はれる。松竹佐野周二、日活廣瀬恒美應召。

〔八月〕東寶東京山本嘉次郎「綴方教室」齋藤寅次郎「水戸黄門漫遊記」同文化映畫部「北京」同京都石田民三「花ちりぬ」日活京都辻吉郎「獨りぼん」獨トビス、ルイス・トレンカー「アルプス槍騎隊」獨ウプア、ゲオルグ・ヤコビイ「乞食學生」伊國策映畫、カルミネ・ガローネ「シビオネ」等封切。滿映を通じ獨逸映畫四十本輸入するとニュース傳はる。東寶岡譲二、松竹小藤田正一應召。

〔九月〕松竹大船野村浩將「愛染かつら」日活多摩川田坂具隆「路傍の石」同倉田文人「北へ歸る」東寶東京木村莊十二「牧場物語」獨ウプア、デトレフ・シールク「第九交響樂」コロムビア、E・F・グリフィ「ス」紅薔薇行進曲「佛ジュリアン・デュヴィヴィエ」舞踏會の手帖「等が封切される。松竹大船の清水宏監督は火野葦平作「麥」と兵隊「映畫化の爲渡支したが結局不成功。日活の和議認可。山中貞雄戦病死。新興印

南弘、松竹及川道子死去。

〔十月〕東寶東京成瀬巳喜男「鶴八鶴次郎」同山本薩夫「家庭日記」東寶豊田四郎「冬の宿」松竹大船清水宏「家庭日記」日活京都稻垣浩「地獄の蟲」同池田富保「水戸黄門廻國記」新興東京溝口健二「あゝ故郷」英コンゴ「盗賊交響樂」佛バテ・ナタン、レイ・モン・ベルナル「ジャック・バルジャン」等封切。アメリカ映畫の輸入を許される。

〔十一月〕東寶豊田四郎「鷺」日活内田吐夢「東京一夜」新興田中重雄「亞細亞の娘」佛バテ・ナタン、レイ・モン・ベルナル「コゼットの戀」コロムビア、ジョセフ・スタンパー「陽氣な姫君」RKO「踊る騎士」フオックス「天晴れ着陸」メトロ、フランク・ボザイ「大都會」パラマウン、フランク・ロイド「新天地」等封切。前月の輸入解禁に依つてアメリカ映畫多く登場する。

〔十二月〕東寶東京佐藤武「チヨコレット」と兵隊「松竹大船島津保次郎「日本人」佛バテ・ナタン、レイ・モン・ベルナル「青年マリウス」ユニヴァーサル「アヴェ・マリア」等封切。今年度の文部大臣賞が「五

人の斥候兵」「怒濤を蹴つて」「風の中の子供」「南十字星は招く」の四本に授與さる。

松竹大船高杉早苗、市川段四郎と結婚。〔昭和十四年一月〕東寶東京リヒアルト・アングスト「黄浦江」同京都石田民三「むかしの歌」松竹大船清水宏「子供の四季」同島津保次郎「お加代の覺悟」ユナイット、シヨソソ・フオード「ハリケーン」等封切。無聲映畫時代の名優イワン・モジューヒン死去。

〔二月〕日活多摩川田坂具隆「爆音」東寶東京今井正「沼津兵學校」ジュリアン・デュヴィヴィエ「望郷」フオックス、ヘンリー・キング「シカゴ」コロムビア「素晴しき休日」等封切。新興藤井貢、山口勇、立松晃、逢初夢子等無聲滿洲挨拶事件で誠首。アメリカ映畫界にはアカデミー賞三十八年度選出總會が開催され、コロムビア映畫「我が家の樂園」に最優秀作品賞、演出したフランク・キャプラーに監督賞、メトロ「少年の町」に主演したスメンサー・トレイシーに男優演技賞、リーナー「黒蘭の女」に主演したベット・デーヴィスに女優演技賞をそれぞれ贈る。日本映畫監督協會では「五人の斥候兵」「路傍の石」の田坂具隆と「泣

舞踊界一年史

蟲小僧」「冬の宿」「鶯」の豊田四郎に各監督賞を、東寶美術部松山崇に技術賞を贈つた。日活専務取締役石井常吉死去。

〔三月〕東寶東京「はたらく一家」同「頼白先生」RKO「グレゴリー・ラカザ」樂屋口「佛サツシヤ・ギトリイ」とらんぶ譚」等封切。東寶佐伯秀男、霧立のぼる結婚。

〔四月〕日活京都「王政復古」同東京内田吐夢「土」東寶東京「忠臣蔵」松竹大船「兄とその妹」コロムビア「我が家の樂園」ユニヴァーサル「巴里の評判女」フォックス「アリババの都へ行く」パラマウント「干潮」等封切。

〔五月〕松竹大船野村浩将「續愛染かつら」日活多摩川千葉泰樹「道化の町」パラマウント「青鞵八人目の妻」メトロ「グレート・ワルツ」ユニヴァーサル「忘れがたみ」ユニバー「四人の姉妹」等封切。松竹京都衣笠貞之助監督東寶「轉社」。日活逢坂會長に代つて松本孫右衛門就任。

〔六月〕東寶東京「種口一葉」新興京都「紫式部」日活京都「浪人街」獨ウツア「早春」ユニバー「テッド・エンド」松竹大船「花ある雑草」等封切。松竹大船の島津保次郎監督退社。東寶と結ぶ。

◆昭和十三年

〔七月〕小寺融吉氏早大演劇博物館より滿蒙北支へ舞踊研究に派遣さる。

〔八月〕康本普史ムラシムルージュを退座、寶塚少女歌劇に入社▽廿一日、趙澤元巴里より歸朝。

〔九月〕七日、京都井上流家元片山春子刀自百一歳の高齡で逝く▽廿四日、田澤千代子歐米舞踊研究より歸朝▽石井漢舞踊體育學校設立。

〔十月〕二日、新月會第四回公演（三越ホール）▽十四日、テイク・イトウ東洋舞踊發表會（軍人會館）に印度、シヤム、シヤパ等の東洋諸舞踊を發表▽十五、六日、林きむ子の銀閃會創立十五周年記念公演が日本青年館に催され新作「面かぶり」山伏接待」等上演▽廿日より一週間江口隆哉、宮操子舞踊劇場が帝劇に「夢と兵隊」を上演▽廿三日、花柳壽太郎新作發表會（日比谷公會堂）「ベニス」の夕」成吉思汗」上演▽廿五日、珠寶會第十八回公演（日比谷公

會堂）「火焰太鼓」「英靈に額づく」「大陸をめざして」等上演▽廿六、廿七日、日本舞踊協會第十六回公演（歌舞伎座）「江戸風俗錦繪繪姿」「續彌次喜多」「黄河の嵐」等上演▽廿八日、第一回日本舞踊鑑賞會（新橋演舞場）花柳壽、昌太郎、若柳吉與志、吉登代、藤間壽枝、伊勢、藤子等出演▽廿九、卅日、藤間素枝、藤間素枝會第九回公演（新橋演舞場）「小楠公」「水仙丹前」「鏡獅子」等上演。

〔十一月〕五日、高田せい子第十五回新作發表會（日比谷公會堂）「組曲女」「凱旋の賦」「勝利の使者」「氣象三部曲」等を發表▽五日、石井小浪新作公演（日本青年館）「戦捷のよろこび」「感謝の祈禱」「花園の饗宴」等上演▽六日、津田信敏舞踊會（日本青年館）▽八日、趙澤元歸朝第一回公演（日比谷公會堂）朝鮮舞踊、創作舞踊の二種を上演▽十四日、花柳櫻名取披露公演（日比谷公會堂）「娘道成寺」其他を上演▽十四日、藤間喜與志第二回新作發表會（仁壽講堂）▽廿日、エリアナ・パヴロバ公演（軍人會館）十八世紀のロマン「ティック」等上演▽廿日、藤間勸妙獨舞會（永樂クラブ）▽廿一日、中村福助輔導中村流雀

成會秋季大會（軍人會館）「八犬傳」を上演▽廿八、廿九日、貝谷八百子第一回新作發表會（歌舞伎座）「瀕死の白鳥」「美しき森」「ローマの松」「杏花村」「ホレロ」ドヴォルザーク曲「交響曲第五番」（新世界より）及び懸賞當選作「白夜」等を上演▽廿八、廿九日、花柳舞踊研究會第廿四回公演（新橋演舞場）「曾我繪卷」（九幕）を上演▽廿九日、若柳敏三郎新作發表會（有樂座）▽西崎綾西川流家元喜洲の許へ西川喜代美の名を返上獨立す▽吾妻春枝宗家市村羽左衛門の許へ家元返還。

〔十二月〕二日、小森敏、讓兄弟公演（軍人會館）「サーカスの黒道化」其他を上演▽二日、花柳壽美少曙會公演（日比谷公會堂）▽八日、田澤千代子歸朝公演（軍人會館）スペイン舞踊及び創作舞踊を發表▽十二日、藤蔭靜枝主催藤蔭會第四十二回公演（日比谷公會堂）「大日輪」序曲「吉野天人」「道成寺」「雪」「月光」其他上演▽十五日、フォーレスト・ガネット舞踊詩新作發表會（日比谷公會堂）▽崔承喜北米より歐洲へ渡る▽藤蔭會で照明家穴澤喜美男氏に藝術賞を授與してその功績を表彰。

◆昭和十四年

〔一月〕▽廿九日、新月會第五回公演（仁壽講堂）▽花柳徳之丞、藤間勸升戦地より歸還。

〔二月〕▽都新聞主催舞踊コンクール決選（日比谷公會堂）一等高木妙子、二等河野園子、三等花柳徳紫▽十八日、中村千世舞踊同人會（仁壽講堂）▽十九日、花柳壽門會（仁壽講堂）▽十九日、高田せい子兒童科の會（三越ホール）▽藤蔭靜枝の藤蔭會公演並に松朋會第一回公演（仁壽講堂）「新鶯娘」「蜘蛛拍子舞」「賤機帯」上演▽廿六日、花柳泰輔舞踊などでしこ會公演（東劇）「蟲しぐれ」「お三輪」「橋辨慶」等上演▽二月會（舞踊批評家有志の會）解散▽藤蔭千枝北支滿鮮皇軍慰問に出發。

〔三月〕▽十一日、花柳徳之輔一門公演（日本橋俱樂部）▽十四日、芝金、芝勢以哥澤舞踊會（日本橋俱樂部）新哥澤時代繪巻」を上演、三津美、昌太郎、章吉、扇藏、壽太郎、吉佑、三津代等出演▽十八日、岡本文彌、藤間勸妙協同公演（日清生命館）▽廿一日、原田佳明渡歐告別公演（日比谷公會堂）「娘道成寺」其他上演▽廿五日、花柳徳太郎の柳櫻會公演（仁壽講堂）花柳明名取披露を行ふ▽廿六日、藤野とみ子、

豐子姉妹第一回公演（仁壽講堂）▽廿七日松島千恵かなえ會（飛行館）▽廿八、廿九日日本舞踊協會第十七回公演（歌舞伎座）「津山の月」「鶯」「壇の浦波」「當世面づくし」「こぼれ梅」等の新作を發表▽卅日、花柳久太郎第一回竹櫻會（仁壽講堂）▽卅日、音樂新聞主催音樂舞踊界ベストテン入選待望新人會（日本青年館）貝谷八百子、花柳櫻藤間勸素風、風久子出演▽卅一日、紫會（仁壽講堂）▽原田佳明の一行巴里へ出發。

〔四月〕二日、津田信敏夫妻公演（日本青年館）▽四日、現代舞踊家集團結成第一回公演（仁壽講堂）石井みどり、矢野文子、檜健次、津田信敏、同瑛子、田澤千代子、花月達子、千葉みはる、執行正俊出演▽七日、高田せい子舞踊研究所卒業式舉行浦田勝、大江忠子卒業▽九日、花柳徳榮美會（軍人會館）▽九日、花柳壽吉會（仁壽講堂）▽十六日、花柳徳兵衛舞踊會（飛行館）▽十六日、坂東三代勝舞踊會（軍人會館）▽十八日、花柳壽美曙會春季公演（日比谷公會堂）「老松」「茶音頭」「花鏡俄曲」三輪現妹背亂」「新曆花占集」上演▽廿日、檜健次新作公演（日本青年館）シヨパンによる十種のプレリュード」を上演▽

廿二日、花柳珠寶主催珠寶會第十九回公演(日比谷公會堂)「羽衣」「連獅子」...

登臺會公演(蠶絲會館)▽十三日、九貴騰子舞踊會(飛行館)▽十三日、柏木琴章舞踊會(軍人會館)...

會(仁壽講堂)▽廿日、西川茂、藤間勘治郎新作舞踊會(新橋演舞場)...

電力國家管理と

日本發送電會社

日本發送電株式會社は昭和十四年四月一日資本金七億三千九百三十一萬五千三百圓(内七千五百萬圓を以て)

限度とし國家の保證を受けられる。當社の設備は次の如く▽發送電事業設備 七八〇、四七九千圓▽配電事業設備 九、七六〇千圓

富山市櫻橋通富山電氣ビル内而して本店の機構は總裁室及び常任監事室の外、總務、經理、營業、工務及び建設の五部から成り、夫々職制の定むる所に依つて業務を分掌してゐる。

- 總裁 増田次郎
副總裁 小野猛
參與理事 寶來市松
同 小林一三
同 松永安左衛門
同 池尾芳藏
同 林安繁
同 藤岡芳藏
同 牧野寶一
同 岸田幸雄

家庭知識——食品分析表・ビタミン類の作用性状及分布

冬瓜	0.01	1.55	元	鰻	1.70	3.38	2.33	1.46
西瓜	0.03	4.9	元	鰻	3.37	1.03	0.9	1.80
茄子	0.05	2.80	元	牛肉大和煮	1.76	8.61	0.9	3.80
澤庵漬	0.05	5.41	元	鶏卵	2.87	1.03	1.61	3.73
三河島漬菜	0.03	3.17	元	牛乳	3.36	2.50	3.73	3.33
福神漬	0.03	4.4	元	バナタ	0.45	7.94	0.40	3.77
茄芥子漬	0.03	2.74	元	あなご	2.87	3.84	3.77	3.33
松茸	0.04	3.0	元	鯛(脂少)	1.65	0.54	3.64	3.64
浅草海苔	0.07	9.85	元	比目魚	1.97	0.6	3.64	3.64
昆布	0.05	3.55	元	鱈	1.83	0.67	3.64	3.64
ヒジキ	0.05	3.55	元	はらばら	1.72	2.97	3.64	3.64
牛肉(脂多)	1.10	3.50	元	さば	1.85	1.49	3.64	3.64
豚肉(脂多)	1.10	5.67	元	鮪(脂多)	1.63	4.6	3.64	3.64
豚肉(脂少)	0.26	3.57	元	鰯	3.31	1.09	3.64	3.64
馬肉	0.03	0.80	元	鯖	1.05	4.9	3.64	3.64
羊肉	0.07	0.80	元	ぶり	0.86	1.31	3.64	3.64
鶏(牡脂多)	0.07	0.31	元	鱈	1.95	0.65	3.64	3.64
鶏(牡脂少)	0.07	0.31	元	白魚	1.77	0.65	3.64	3.64

ビタミン類の作用性状及分布

脂肪及其溶解に溶け熱に對して抵抗強く酸化によりて破壊せられる

脂肪及其溶解に溶け熱光線酸化等に對して抵抗強し

水及稀アルコールに溶けアルカリ及強度の加熱により破壊せられ酸に依て安定を増す

水、アルコール、エーテルに溶け加熱により容易に破壊されアルカリにも抵抗弱く酸には抵抗強し

脂肪及其溶解に溶け加熱及酸には抵抗強くオゾンにより破壊せらる紫外線により活性を得

脂肪及其溶解に溶け熱光線酸化等に對して抵抗強し

過ぎても殆ど悪い不快な副作用はないから安心して用ゐられる。

△リスリン 本名グリセリン。瀧腸用には水で半々に薄めたものを、十グラム位用ゐる。冬期ひびやあかぎれにはリスリンだけだとベタ／＼して氣持が悪いから、アルコールで半々に薄めて用ゐるがよい。

△アルコール 消毒薬、水で半々に薄めて用ゐる方がよい。用途甚だ廣い。密硝子や鏡等の曇をこれで拭ふと綺麗になる。

△沃度丁幾 小さな怪我や、一寸した皮膚病に有効な消毒劑である。皮膚病のかゆみなどは直に治る。若し濃過ぎてしみたりすた時はアルコールで薄めるがよい。

△カンフルチンキアルコールに樟腦を溶かしたものである。一寸挫いた時や、肩のこ

- ビタミンA 眼疾を豫防し傳染病に對する抵抗を増す
- ビタミンB 脚氣を豫防し新陳代謝を促進す
- ビタミンC 壊血病を豫防す
- ビタミンD 佝僂病を豫防す
- ビタミンE 生殖機能を維持し不妊症を豫防す

家庭常備薬

△重曹 重碳酸ナトリウム即重碳酸曹達の略名。胃酸過多症(所謂胸やけ)によく、吸入の材料に用ゐられ、また豆のやうなものを柔く煮るに役立つ。

△硼酸 危険のない消毒薬である。水には極少量(三百分の一)位しか溶けない。四匁を水二合に溶かせば一般のうがひ料となり、目にやにが滲むのを拭ふため、楊枝を使ふことの出来ない幼児や乳兒の口中を拭くため、その他用途極めて廣い。

△ヒマシ油 食すぎや食あたりで腹痛のときこれ呑むと悪いものを下して下す。分量は大人ならば三十グラムから二十五グラム、子供ならば二匙位。これは假令飲み

家庭知識——家庭常備薬

卵黄、米、麥の胚、酵母、肝臟、魚卵、穀類、果實、油類等におほく含有せらる

蜜柑、レモン等の果實、トマト、大根、サラダ等の野菜、乳汁等に多く含有せられる

ビタミンAと共存すること多し

米、麥の胚、葉綠素植物、油類に存在す

り、手足のだるい時等に塗ると効果があらる。この薬は直に氣が抜けて利かなくなる。

△アンモニア水 蟲に刺された時に用ゐる。

△石炭酸 消毒用は三十倍、傷口を洗ふには五十倍の用ゐる。

△絆創膏 絹絆創膏、ゴム絆創膏及び亞鉛華絆創膏がある。亞鉛華絆創膏が一番宜しい。絆創膏は皮膚にガゼや脱脂綿などを止めるために用ゐるもので、すりむき傷などに貼つてはいけない。

△ビツク氏硬膏 顔にニキビなど出来た時これを小さく切つて貼り付けて置くとき眼ま

應急手當

△卒倒 患者を側臥させ衣類を弛め殊に胸部を露出させ呼吸を容易ならしめる。次に顔面と胸部とに冷水を吹きかけ、又は鼻さきにアンモニア水、芥子などを吸入させる。鳥毛などで鼻腔内を刺戟するもよい。その他芥子泥を頂部又は足部に貼るも一方法である。これでも尚ほ知覺を恢復しなければ人工呼吸法を施す。知覺を得たならば濃い茶、コーヒー又は酒類を飲ませる。この場合患者は静かな所に置かねばならぬ。胸充血の卒倒ならば頭を高くして冷やさねばならぬ。

△昏睡 ひきつけ 身を安静にして頭部を高め顔部赤色なるか又は發熱あれば頭に氷嚢を置き、次に足部を温める爲め湯タンポ熱湯(薄く芥子をとかした)で絞つたタオルで足部をまくか又は胸部(乳房と乳房との間)に芥子泥を塗るといふ時もある。一般にひきつけた場合にはリヌリン又は石炭酸水で灌腸するがよい。

△凍死 温い室に運び入れる前に水で絞つた布片で身體各部を摩擦し體温が出たらば温室に運び入れ温い衣類で保護し四肢は熱布で包む。尚ほ興奮劑として茶、珈琲、酒

類を與へるがよい。

△鼻出血 脱脂綿又は細く切つたガーゼで鼻腔内を塞ぎ、鼻部に軽い氷嚢をあてる。尚ほ止まれば明礬水、過クロール化鐵液に浸したガーゼを詰める。

△口腔出血 殺菌した脱脂綿、ガーゼを以て強く壓迫するか、食鹽又は硼酸の一茶匙を水二倍に溶かしたもので含嗽する。

△咯血 安静にして談話などせず、コップ半杯乃至一杯の食鹽水を飲ませる。

△腸出血 腹部に微温濕布をする。痔出血と間違ひ易いから注意を要する。

△痔出血 温浴後アドレナリン坐薬、イヒチオール坐薬を押し込み、若し痛みが劇しければ肛門部を氷嚢で冷却する。

△急性性出血 四肢の創傷ならば傷口の上方部を手拭、布片又は軟いゴム管で縛り、同時に殺菌したガーゼ又は脱脂綿及綿帯で傷口を縛り、傷いた四肢を少し高く擧げて居る。創口に不潔物があれば清水、硼酸水、又は石炭酸水で洗つた後右の方法を取る。

△菌類及びぶぐ中毒 早く吐き出させるがよい。氷片を飲み込ませ心臓部に芥子泥を貼る。これは應急の手當である。速かに醫治を乞はねばならぬ。

△鮪、青魚類、貝類、蝦類の中毒 胃の内容容

物を吐き出させ、ヒマシ油を飲ませ、急に下痢せしめ、重曹水(コップ一杯の水に重曹一茶匙を溶かしたもの)を飲ませ、又は氷水、茶などを與へる。

△瓦斯中毒 新鮮な空氣の所に運び去り、人工呼吸を行ひ、意識が回復したら興奮劑を與へる。

△急性アルコール中毒 冷水、濃い茶、珈琲等を與へて安静させる。永く冷氣に當つた場合には温い室に運び、また腦溢血を起した者は頭部を冷す、さめたら茶、珈琲等を與へる。

△蟲類の刺傷 アンモニア水又は砂糖をつけ更に二パーセントの鉛糖水で冷毒法を施す。

△蛇類の咬傷 直に傷口の上部を布片で固くしばり、血行を止め、創口を十分吸引するか或は局部を少し切開して出血せしめ、十分吸引する。次に局部を沃度丁幾、三パーセントの硝酸銀水乃至石炭酸で腐蝕せしめ、尚ほ二パーセントの過マンガン酸加里液でよく洗滌し、且同一液で燻法する。同時に興奮劑を與へて體温を保つやうにする。犬、猫、鼠等も大體上の手當をする。但し、犬は狂犬病の恐があるから速かに醫師を招かねばならぬ。

△火傷 指先その他小さい場所を火傷した時は直に紙に飯粒を稍と厚い位に練り著けて、その火傷の部分に貼り、空氣に觸れさせぬやうにきれで結び、紙が自然に剝がれて来るまでその儘にして置く。稍と廣い面積を火傷した場合は、油を塗るか或は灰汁の中に入れて一時の苦痛を凌ぎ、速に醫師の手當を受くべきである。

△人工呼吸法 これに二法ある。第一法は假死者の衣類を脱がせ仰臥させ、枕又は疊んだ衣服を腰の下に置く。術者はその上に跨がり両手で患者の兩側乳房の下(胸の下)を力をこめて靜に上方(頭の方)に壓迫し、肺、肋骨を上擧して吸氣状態とし、次にその手を放して呼氣状態とする。右の方法を繼續する。時間は一時間以上を要する。その反覆する速度は一分間に約十五回(大人の呼吸數)即ち術者の呼吸に合せて行へば宜しい。これを行ふ際注意すべき事は助手をして常に假死者の口を開け舌を外方に引き出すことである。第二法は假死者の衣類を脱がせ仰臥させ胸下に枕を置き假死者の兩手を兩側に置き術者は假死者の頭部に坐り假死者の兩腕の中間即ち肘の所を兩手にて持ち假死者の頭の方へ擧げ次に靜かに元の位置にかへす。からすれば前者は吸

氣となり後者は呼氣となる。その速度及び繼續時間は前法同様である。場合によつては第一法及び第二法を併用するも宜しい。

しみぬき

△血 卸大根を局部にのせ暫くその儘にして置く。この方法を數回繰返すと大抵きれいになる。

△肉汁や膿 揮發油又はベンジンで脂肪分を去り微温湯で洗ふ。

△乳汁 水で落ちない時はアムモニア水硼砂水又は揮發油で洗ふ。決して高温に加熱してはならない。

△鐵錆 薄い蔭酸の温液又は熱液で洗ふ若し蔭酸で染色を損ずる虞あらばグリセリンと石鹼を適宜に混ぜた液を塗り數時間放置する。

△墨や朱 布のり、姫のり、飯類、小鳥の糞で採み出して除く。

△トリモチ 先づ種子油で除き去つた後油分を揮發油又はベンジンで除く。

△酢 薄いアムモニア水で洗ふ。

△煙草のやに アルコール、揮發油又は味噌汁で洗ふ。

△インキ 煮え立つた牛乳で拭けば大抵落ちる。それでも落ちない時はレモン汁で洗

ふと善い。

△酒 硼砂液に少量のアムモニア水を加へて處理する。

△泥 絹のやうな上質の薄物に泥が附著した時には、その儘泥をよく乾かしてから指先で採み落し、更に柔いブラシで拂ひ、最後に重曹の溶液に浸したフランネルのきれで泥の附著した後をこすれば綺麗にとれる。

△尿 酢をよく浸み込ませてから水で洗ひ出す。

△汗 水二合にアムモニア水を盃に一杯混ぜた液で洗ひ、清水でよく濯ぐ。

△車の油 揮發油で拭き取るか或は揮發油の中へその部分だけを浸し靜に揉む。卵のしみも同様の遣り方で取れる。

洗濯の仕方

△木綿物 石鹼や洗濯ソーダで洗つてもよし、又米の磨き汁にソーダを入れて洗ふもよい。紺物は絶対に石鹼を使はずに、少量の酢を入れて洗ふと紺の色がよくなる。

△カラー 洗濯曹達と石鹼で普通の通りに洗ふ。餘り汚れが落ちなければ、一パーセントの漂白粉の液に一分間浸して十分水洗ひする。仕上は糊をつけて乾燥し、きりを吹いて火のしをかける。

△足袋 粉石鹼を熱湯に溶かし、その中に足袋をつけて二十分許り冷してからブラシで擦り洗ひ、底はタワシに石鹼をつけて擦る。十分汚れが取れたらよくすすぎ出す。紺足袋は粉石鹼を溶かしたら水に少量の醋酸を入れ、その中にやはり二十分位浸してから前と同様に洗ふ。

△麻物 白い物は粉石鹼を冷水に溶かし黒い物は單に冷水で洗ふか、普通の石鹼で洗ふ。仕上げに黒物は布糊、白物はひめのりをつける。麻物に米の磨汁は雑物である。

△絹物 石鹼水二升五合にアムモニア一匙の割合で洗濯水を作り、それで洗つて後に清潔な微温湯で濯ぎ、絞らずに干せば艶が出て綺麗になり地質も損じない。絹の洗濯に注意すべきは、絹布の目方に對して適度の石鹼水を用ゐること、絹布百匁に對して石鹼六匁から九匁迄が丁度適度で、それだけの石鹼を初め少量の熱湯で溶き適當の水を入れた盥の中に入れて静かに洗ふ。

△毛絲編物 毛絲編物の洗濯には普通の石鹼よりも粉石鹼、マルセル石鹼、ラツクス等がよく、方法はそれを溶かした水の中に編物を入れて漬けて置く。それだけで垢は取れる。決して揉み洗ひしてはいけない。垢の取れた編物は水洗ひして日蔭乾しにし

乾いてから一度蒸せば綺麗になる。

△革の手袋 革の手袋は牛乳や石鹼で洗ふと皮がゴワ／＼になつて固ることがあるから注意を要する。これを洗ふには初めベンジンに三十分程漬けて置き、手にはめて摩擦すると綺麗になる。

△毛布 毛布を洗ふには先づよく振つて毛の間に入り込んである塵垢を拂ひ落してからバケツ一杯位の冷水に大匙一杯のアムモニアを混ぜたものの中に浸し、二三十分位置く。そして更にこれをねば／＼する位に濃い石鹼水の中にやはり大匙一杯のアムモニアを混ぜたものの中に浸し、二、三十分位過ぎてから清水で洗ひ出すのであるが、それには少くも三回か四回は水を取りかへなければならぬ。そしてすつかり綺麗になつたものを三十分ばかり水に浸して絞らないでそのまま竿にかけて干すのである。絞らないといつても水を切らなければならぬがそれには両手で挟んで水を押し出すか又は板で軽く挟んでもよい。

乳兒發育標準

月齡	體重		身長	
	男	女	男	女
新生兒	三・〇六	二・五	四九	四八・五

幼兒發育標準

年 齡	體重		身長	
	男	女	男	女
一 年	九・七	八・六	七五・二	七三・〇
二 年	一二・〇	一〇・四	八三・三	八〇・二
三 年	一三・七	一二・六	八七・五	八三・二
四 年	一四・七	一三・七	九三・七	九〇・六
五 年	一五・六	一四・三	一〇〇・三	九七・五
六 年	一七・〇	一六・五	一〇五・六	一〇四・六

小兒の體温と脈搏

體温は日本流儀では脇下と股とを計る。體温を計る檢温器には一分計といふものがあ

るが通常體温を計るのには一分位では駄目で、大抵五分位か太いになると七八分かけておくがよい。肛内などで計る方法もあるが、わが國ではあまり行はない。體温は通常子供では朝が三十六度四分、夕が三十六度七八分位あるが普通で、朝夕の差は四五分位が常である。その差が一度以上におよぶときは異常のある時である。子供によると朝夕の體温が前の標準よりも二三分位高いものもある。さういふのは體質の關係から起つてゐるので、濕疹などのでき易い様な子供に往々ある。それから體温を計る場合に心付けておくことはあべはたり、さわりだりした直後だと五、六分位高いことがある。例へば夏などに子供をあつめて十分間相撲をやらして、その前とその後で計ると、子供によつては一度位高くなるものがある。これと同じで非常に子供が泣いた後に計ると、時によつて三分から五分高くなることもないとはいへない。それから脈と呼吸であるが、これは年齢が少なければ少ないだけ、寝てゐる時に計らないと誤り易い。子供は非常に周圍に反應しやすいから、起きてゐる時に計ると本當の數を得られない場合が多い。脈や呼吸の數は一分間どの位かといふと年齢によつて異なるが大

體は次の通りである。

年 齡	脈	呼 吸
生れた時分	一〇〇	四〇—三〇
満一 歳	八〇	三〇
七 歳 頃	七〇—六六	二五—二〇
十 三 歳 頃	七〇—六六	二〇

種痘

嬰兒は生後七十日位から種痘を施しても差支へはないが、一般に六ヶ月目から十ヶ月位の間に行はれる。この期間の小兒は身體の抵抗力も強く知覺が遲鈍であるから種痘によつて起る苦痛は割合に少い。生後七十日未滿の小兒には天然痘がひどく流行してゐないかぎりは見合せた方がよろしい。種痘の時期は春と秋が一番適してゐる。といふのは室内にいても汗が流れる程でもなく従つて皮膚病と直接關聯しないからである。天然痘流行の時以外は夏の種痘は避けぬばならない。未痘者に接種した時二日目の終りにその局部を見ると創痕が残つてゐるばかりで三日目になると局部に軽い炎症が起り少し膨れて来る。四日目には尖端に水泡が出来て痒くなる。發熱するのは八日目ごろで十二日目には次第に炎症も消えてゆく。

井戸水の消毒

井戸水を完全に消毒して、飲料に適するやうにするには、まづ漂白粉十匁をビール瓶に入れ、水を加へよく振り混ぜて堅く栓をして置く。これを井戸水が五石位ならば漂白粉一匁(前記の方法でビール瓶に拵へたものならば十分の一)を入れ、釣瓶を動かしながらよくまざるやうにする。この方法を一日に二回(午前九時、午後九時)行へば、完全に消毒される。

乳 齒

乳齒は普通生後七八ヶ月頃から生えるが、稀には一年経つても生えぬこともある。最初下顎に前齒(内門齒)が二枚生え、滿二ヶ月頃までには全部二十枚が出揃ふ。その順序は、

下顎内門齒(二枚)	六—七 月
上顎内門齒(二枚)	七—八 月
上顎外門齒(二枚)	八—九 月
下顎外門齒(二枚)	十—十二 月
第一白齒(四枚)	十二—十五 月
第二白齒(四枚)	十八—二十 月
第三白齒(四枚)	二十一—二十四 月

であるが、子供によつて可成の遅速がある。

この乳齒は六七歳頃から脱け始め、永久齒が乳齒の生えた順序で十二三歳頃までに全部生え換る。

住居と日光

「光線の來ぬ處には醫者が來る」と云ふ諺がある。住居には日當りのよいと云ふことが第一要件である。出來ることならば家屋の凡ての部分に日光を得たいのだが、少くとも居間寢室等は東又は南向にした方がよい。但し西陽は有害であるから避ける方がよい。尙家屋を建築するに當つて、總べての部屋に陽を當てようとするには、家の向を正東とか正南とかにせず、東南とか西南とかに向ふやうに斜に向けるがよろしい。

蚤の退治法

蚤の爲めに安眠が妨げられることは、甚だ大なるものであるが、それ許りでなく蚤はペストの媒介者として極めて危険なものである。これを退治するには大掃除の時に疊を上げて縁について居るゴミを綺麗に拂ひ落し、疊を日光に少くも五時間位さらして置く。床の上のゴミも綺麗に取る。このゴミが蚤の卵の棲息地である。疊を床の上に

敷く時に、床に新聞紙を敷き詰めて、疊を敷き、疊と疊との間にナフタリン粉を入れる。(ナフタリン粉は、疊一枚當り五匁位入れれば宜しい。値段は百二十匁で二十錢位。)蚤は疊の合せ目から飛び出すのだからナフタリン粉は床一面にまく必要はない。押入れ等も常にゴミを拂つてナフタリン粉をまいて置く。この方法を一年に二度も行へば家庭内で繁殖する蚤は退治が出来る。

釣魚ごよみ

一月 (河)ふな、たなど、わかさぎ、はや、(海)はぜ、まこかれひ、あなど、せいご、青きす、めなど。
二月 (河)ふな、たなど、はや、(海)あなど、せいご、まこかれひ。
三月 (河)ふな、たなど、こひ、はや、わかさぎ、やまべ、(海)かれひ、めばら。
四月 (河)やまべ、やまめ、たなど、こひ、はや、ふな、ひがひ、もろこ、わかさぎ、うなぎ、(海)あいなめ、かれひ、めばら、いしもち、いか。
五月 (河)こひ、やまべ、なまづ、はや、手長えび、なまづ、うなぎ、(海)青きす、あぢ、あいなめ、かれひ、めばら、いしもち、いか、あぢ、こち、すきき。
六月 (河)鮎、手長えび、やまべ、やまめ、はや、なまづ、うなぎ、おぼこ、せいご、(海)青、白きす、かいづ、あいなめ、あぢ、こち。
七月 (河)鮎、手長えび、うなぎ、せいご、いな、すきき、(海)青、白きす、いなめ、かいづ、こち、あぢ。
八月 (河)鮎、いな、ひがひ、うなぎ、なまづ、(海)せいご、すきき、かいづ、黒だひ、あなど、ぼら、きより。
九月 (河)ひがひ、うなぎ、鮎、はや、こひ、なまづ、せいご、(海)はぜ、せいご、すきき、いな、ぼら、かいづ、黒だひ、かれひ、あぢ、あなど。
十月 (河)鮎、ひがひ、ふな、こひ、たなど、うなぎ、はや、なまづ、(海)はぜ、かれひ、せいご、ぼら、こち、あなど、あいなめ、めばら、いひだこ。
十一月 (河)ふな、はや、たなど、わかさぎ、ひがひ、はぜ、(海)せいご、はぜ、いな、ぼら、あなど、あいなめ、いか、こち、たこ、いひだこ。
十二月 (河)ふな、はや、たなど、わかさぎ、ひがひ、(海)はぜ、ぼら、かれひ、青きす、あいなめ、いひだこ。

ス・フ製品の正しい洗濯法

従来、ス・フは非常に弱いものと考へられてゐたが、近頃は改良が加へられ洗濯に不安はなくなつたが、ス・フ本来の性質である「濡れてゐる間は弱い」「高温では傷み易い」といふことは依然變りはない、したがつて、洗濯時に適當な手當さへすればよい。

ス・フと綿、毛織物の強さを比較して見ると各々の本来の強度は、ス・フ二・〇、棉二・七―四・〇、羊毛一・七で、ス・フは綿よりは弱いが毛よりは強く、濡れた場合は綿は一層強さを増すが、ス・フは半減し、毛と大差ないものになる。その弾性は引伸ばされたり曲げられたりした時、もとの状態にかへる力が弱いので皺になり易く型がくづれ易い。その耐熱性は、毛よりも安全だが、木綿には劣り、長い間煮洗ひしたりひどいアイロンの熱をかけることは禁物である。アルカリに對する性質は綿、毛よりも強いので薄いアルカリ分は恐るゝに足らぬ、染色は染め付は木綿よりも優れてゐる。

以上の様な性質であるから、洗濯にあつた

家庭知識——ス・フ製品の正しい洗濯法

つては、大體毛のものと同様に揉み洗ひ、涙りしぼりを避け、濡れてゐるうちに強く引つづけらぬ様にして、熱い湯を使はず、良い洗濯石鹼を用ひ水に入れる前に一應色試しをして見るのが大切で、仕上げは湯のしか、アイロン仕上に依り、伸子張、板張り避けなければならぬ。石鹼は水かぬるま湯によく溶ける植物性のものを選ぶこと。ス・フ製品の適當な洗濯の仕方と、しぼり方。

- (イ)つかみ洗 ス・フ製品の何れを洗ふにも、一番地質を傷めない方法で、水の中であらうで軽くつかんで離し、つかんでははなしする。
- (ロ)押しつけ洗 これも地質を傷めずよごれをよく落ちる方法、兩掌でたらひの底へ押しつけてはゆるめ押しつけてはゆるめする。
- (ハ)刷毛洗 多く汚れたところ、地厚なものなどに用ひる。洗濯板など平な板の上へ洗濯物をひろげて、布目に沿うて軽く刷く。
- (ニ)叩き洗ひ 洗れのひどいところ、刺繡の部分などはこの方法でやる、平な板の上へひろげて石鹼液をつけては刷毛の先で

トントン叩く。
(ホ)へら洗 襟、袖口、裾などの筋汚れを除くによい、お裁縫用の角べらか、刷毛の背などで板の上へひろげた筋汚れをしごいて洗ふ。
(ヘ)押ししぼり 板の上に適當にまとめ、兩手で押しして水を切る。
(ト)布巻きしぼり 色の出易いものは一旦押ししぼりして水を切つたものを更に乾いた布に捲き込んで押しして水分を吸ひとらせる。

洗濯の順序と方法 洗濯物の塵を拂ひ、次に染色物の色試しをする。色試しは、染色の部分に濡らしてこれを白布で包み、軽く揉んで色の移り具合を檢べるので、色が澤山出るやうでは水洗ひは困難故、専門家にまかせる。しかし少し位のもの、洗濯と乾燥を手早くすれば家庭で出来る。下洗ひは、水だけで除かれる汚水や石鹼の作用を鈍らす鹽分などを先に除くので石鹼の經濟になり、石鹼の效用をよくすることにもなる、また布に堅くついてゐる汚れを緩め本洗ひを樂にする、ス・フ製品の様に揉み洗ひを避けなければならぬものは一層必要なことである。下洗は清水の中でつかみ洗

ひか軽く押しつけ洗ひをする。本洗ひは石鹼液を使つて残りの汚れを完全に除くのであつて、ス・フ製品は水に濡れてゐる間は弱くなつて居るから、高い温度や濃い石鹼液を避けた方がよいのだから、できるだけ布地の傷まぬやうにして、手早く洗ふ。石鹼液の作り方は湯の中へブラシか束子で石鹼を擦り出し掻き立て、泡が水面を掩ふ位のものを作る。すゞぎは充分せればならぬ糊付はしない方がよいが、他の糸の混用されてゐる白地ならばセラチン、色物ならばノリを用ゆる。乾燥は早く、水きりが悪いと染色がにじみ出るから洗ひ晒しの手拭タオルで両方からおさへて水分を吸ひ取らせる。丸洗ひのものは竿にかけて長く垂れ下げることは避ける、吊したり強く引いたりすると型が崩れて仕上げが面倒になるから注意を要する。

適宜な睡眠時間

幼生児 二〇時間、乳児一三—一六時間
二歳 一二時間、三—五歳 一一時間
六歳 一〇時間、一—一五歳 八—九時間、一六—二〇歳 七—八時間、二—五歳 六—七時間 五〇歳上、四—七時間

消毒して食すべきです。簡単な消毒剤の使用法を掲げると次の通り。

(晒粉) 古くから使用されてゐるもので、五〇倍から一〇〇倍、即ち一—二%溶液で消毒の効果がある。
(クロルアミン) 晒粉より殺菌力はやゝ強く一〇〇倍より二〇〇倍、即ち一—一〇%五%で消毒出来る、時間は晒粉クロルアミンとも四・五分間。
(ハイドロクリン) 非常に強力で、五千倍から一萬倍で完全に消毒されるので、極く微量液でこと足りる、時間は十分—十五分(以上のクロール化合物は臭氣が強いから消毒後よく水洗ひする、井水を用ひる場合はあらかじめ井水を晒粉により消毒して置き、それで水洗すること)
(過酸化水素) 薬用のもの三倍位で効果がある、局法過酸化水素は三%の過酸化水素をふくんでゐるから、更に三倍すればよい固形過酸化水素は三〇倍位で使用する。
これらのもので消毒する時は先づ溶液を造つて、適當な桶に入れ、これに消毒すべき野菜を入れ更に水洗ひして臭氣を除く、これらの消毒剤はいづれも殺菌力が強大でも、人體には無害である。

忌服の日数

忌服の親類	忌服の日数	服日数
父	五十日	十三ヶ月
母	三十日	百五十日
養父	三十日	三十日
養母	三十日	三十日
妻	五十日	三十日
夫	二十日	九ヶ月
嫡子	二十日	九ヶ月
子	二十日	九ヶ月
養子	三十日	三十日
夫の父母	三十日	百五十日
祖父母(父方)	三十日	百五十日
祖父母(母方)	二十日	九十日
曾祖父母	二十日	九十日
高祖父母	二十日	九十日
伯叔父母(父方)	二十日	九十日
兄弟姉妹(母方)	二十日	九十日
兄弟姉妹	二十日	九十日
異父母兄弟	二十日	九十日
嫡孫	三十日	三十日
孫	三十日	三十日
曾孫	三十日	三十日
玄孫	三十日	三十日
從兄弟姉妹	三十日	三十日

國旗の掲揚法

國旗の寸法は縦が横の三分の二、日の丸の直径が白布の縦の五分の三とする。竿は圓形の竹、又は木を用ひ素地と黒色とのだんだらとする、竿頭には金色の玉をつける。國旗は皇室及國家の祝祭日、記念日、吉凶、外國との交際關係により祝意若しくは弔意を表す場合に掲揚する。尙此の外、自治體、學校等に於ても、その記念祝賀の際に掲げる。祝意を表す場合には竿頭の金色の玉と旗との間を離れぬ様につける事が必要で、弔意を表す場合は旗竿の上部に國旗の巾と同一の長さの黒布をつけ竿の先の玉も黒布で包む、この場合は半旗と稱して旗を竿につける時に旗の巾の三分一位玉から離して掲げる。國旗一本を掲揚する場合は門内より外に向つて右側の柱又は窓に立てる、二本同時に掲揚する場合は交叉せず、門の左右に別々に並べて掲揚する、交叉は遠式ではないが意義をなさぬ。外國に對して祝意を表すために我國の國旗を外國の國旗と同時に掲揚する場合にはこれを交叉して掲揚するのが正しい、この場合門内から見て右に外國の旗、左に我國旗を掲げる様にする、そして竿は外國旗のもの

甥 姪 三 日一七 日

分娩豫定日の推算法

妊娠持續日は四十週、二百八十日が普通で廿八日を一月に數へて十月と云ふ事になつてゐる。分娩豫定日を推算するには最終の月經の第一日から數へて二百八十日をそれとするのであるが、最終月經の月から三ヶ月を減じると、又は九ヶ月を加へれば豫定の分娩月を得、最終月經の第一日に七日を加へると分娩日を得られる。
(例) 最終月經が二月三日の人の分娩豫定日は十一月十日

日 37 10 ... 分娩豫定日
月 29 11 ... 分娩月

生野菜の消毒法

人體に必要なビタミンは高熱をかけるとそれが破壊されCの如きは五十度の熱で破壊されるので、生野菜を食べることが段々に普及されて来た。しかし現在の日本では人糞肥料を用ひるので往々それら野菜には細菌が附着してゐたりする恐れがあるので

食ひ合せ心得

が前面になるやうに組む、これを門外から見ると、我が國旗は右法に外國旗は左方になる。
◇命にかゝはるもの 南瓜に寶丹、梅に鰻、薺にふぐ、小豆飯にカニ、薄荷に馬鈴薯、セメン(藥)に薩摩芋、西瓜に干鰯、茸にほうれん草、鮑に青梅、カニに柿、もろこしに田螺、鯰に猪肉、鰻に銀杏、鵝と茸、菊菜と辛子
◇腹痛を起すもの 章魚とわらび、青梅と黒砂糖、蛤と唐もろこし、鱒と眞瓜、カニと椎茸、牡蠣と海老、筍と熊膽、さつまいと辛子、ふぐと青菜、海老と茸、松茸とあさり、筍と黒砂糖、桃と敷の子、うどんと棗子、しやこと焼酎、赤貝と土筆、章魚とごま、かにと氷水
◇胃病を起すもの 茸に天ぷら、蛤とみかん、海老と茸、鹽辛とさつまい、兔肉と辛子、かにとふき、瓜と油揚、蕨と豌豆、そばと田螺、秋刀魚と西瓜、鮎と牛蒡、章魚と梅、鴨とくるみ、鱒に椎茸、栗と蜆、八ツ目鰻と酢のもの、栗餅と山芋、煎豆とカニ

便

覽

租稅稅率摘要

地 租

地租の課税標準は土地臺帳に登録したる貨賃價格とす。貨賃價格は貸主が公課、修繕費其の他土地の維持に必要な経費を負擔する條件を以て之を貸貸する場合に於て貸主の取得すべき一年分の金額に依り之を定む。

貨賃價格は十年毎に一般に之を改訂す。第一回の改訂は昭和十三年に於て之を行ふ地租の稅率は百分の三・八とす。臨時租稅措置法に依る減免の規定は同法の項を參照され度し。

所 得 稅

第一種 甲 法人の普通所得
 本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人 百分の五

乙 本法施行地に本店又は主たる事務所を有せざる法人 百分の十
 法人の超過所得 超過所得金額を左の各級に區分して遞次に各稅率を適用す

丙

普通所得金額中資本金額に對し年百分の十の割合を以て算出したる金額を超過する金額 百分の四
 同百分の二十の割合を以て算出したる金額を超過する金額 百分の十
 同百分の三十の割合を以て算出したる金額を超過する金額 百分の二十
 法人の清算所得 清算所得金額を左の如く區分し各稅率を適用す

積立金又は本法其の他の法律に依り所得稅を課せられざる所得より成る金額 百分の五
 其の他の金額 百分の十
 法人が各事業年度に於て納付したる第二種の所得に對する所得稅額は命令の定むる所に依り當該事業年度の第一種の所得に對する所得稅額より之を控除す

前項の場合に於て控除すべき第二種の所得に對する所得稅は第一種の所得計算上之を損金に算入せず
 前二項の規定は法人の清算所得に對する所得稅に付之を準用す

甲 本法施行地に於いて支拂ひを受くる公債、社債、若くは銀行預金の利子又は貸付信託の利益 百分の四
 公債の利子 百分の五
 其他 百分の五

乙

第一條の規定に該當せざる者の本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人より受くる利益若くは利息の配當、剩餘金の分配又は利益金の處分たる賞與若くは賞與の性質を有する給與 百分の七・五

丙

本法施行地に於て支拂を受くる一時恩給又は之に類する退職給與は左の各級に區分し遞次に各稅率を適用す
 二萬圓以下の金額 百分の五
 二萬圓を超過する金額 百分の十
 十萬圓を超過する金額 百分の二十
 五十萬圓を超過する金額 百分の三十
 信託會社が其の引受けたる貸付信託の信託財産に付納したる第二種の所得に對

する所得稅額は命令の定むる所に依り當該貸付信託の利益に對する所得稅額より之を控除す

前項の場合に於て控除すべき第二種の所得に對する所得稅は其の貸付信託の利益に之を加算す

第三種 第二種に屬せざる個人の所得

所得金額を次の各級に區分し遞次に各稅率を適用す但し山林の所得と山林以外の所得とは之を區分し山林に付ては其の所得を五分したる金額に對し此の稅率を適用して算出したる金額を五倍したるものを以て其の稅額とす。

千二百圓以下の金額	百分の〇・八
千二百圓を超過する金額	百分の二
千五百圓を超過する金額	百分の三
二千圓を超過する金額	百分の四
三千圓を超過する金額	百分の五
五千圓を超過する金額	百分の六・五
七千圓を超過する金額	百分の八
一萬圓を超過する金額	百分の九・五
一萬五千圓を超過する金額	百分の十一
二萬圓を超過する金額	百分の十三
三萬圓を超過する金額	百分の十五
五萬圓を超過する金額	百分の十七
七萬圓を超過する金額	百分の十九

十萬圓を超過する金額 百分の二十一

二十萬圓を超過する金額 百分の二十三
 五十萬圓を超過する金額 百分の二十五
 百萬圓を超過する金額 百分の二十七
 二百萬圓を超過する金額 百分の三十三
 三百萬圓を超過する金額 百分の三十三
 四百萬圓を超過する金額 百分の三十六
 免稅 (イ) 第三種の所得は千二百圓に満たざるるときは免稅。ロ、ハの控除を爲したる爲千二百圓に満たざるに至りたるるとき亦同じ。

(ロ) 第三種の所得總額一萬二千圓以下なるときはその所得中勤勞所得(賞與又は賞與の性質を有する給與、俸給、給料、歳費、年金、恩給、退職料及此等の性質を有する給與)に付左の金額を控除す。

一、所得總額六千圓以下なるときは勤勞所得の十分の二。
 二、所得總額中勤勞所得以外の所得六千圓以上なるときは勤勞所得の十分の一。

三、所得總額六千圓を超え勤勞所得以外の所得六千圓未滿なるときは勤勞所得中勤勞所得以外の所得と合して六千圓に達する迄の金額の十分の二

其他の金額の十分の一。

(ニ) 所得總額三千圓以下なるときは其の所得を有する者の申請に依り其の所得より其の年三月一日現在の同居の戸主及家族中年齡十八歳未滿若くは六十歳以上の者又は不具癡疾者一人に付百圓を控除す。

(三) 自己若くは家族又は其の相續人を保險金受取人とする生命保險契約の爲に拂込みたる保險料は年額二百圓を限り本人の申請に依り其の所得より之を控除す。

(ホ) 第三種の所得にして左の各號に該當するものは所得稅を課せず。
 軍人從軍中の俸給及手當
 扶助料及傷痍疾病者の恩給又は退職料
 旅費、學資金及法定扶養料
 郵便貯金、産業組合貯金及銀行貯蓄預金の利子
 尙、臨時租稅増徴法及び支那事變特別稅法の各項による増徴を參照され度し。

資 本 利 子 稅

資本利子稅は甲種の資本利子(公債社債産業債券若くは銀行預金の利子又は貸付信託の利益)及乙種の資本利子(第三種の所得

に付納稅義務を有する者の第三種の所得中營業に非ざる資金又は預金の利子に付之を賦課する。稅率は甲種も乙種も資本利子金額百分の二とす。

信託會社が其の引受けたる貸付信託の信託財産に付納付したる資本利子稅額は命令の定むる所に依り當該貸付信託の利益に對する資本利子稅額より之を控除す。

前項の場合に於て控除すべき資本利子稅は其の貸付信託の利益に之を加算す。甲種の資本利子にして、一、所得稅法其の他の法律に依り第二種所得稅を課せられざる者の支拂を受くる利子。二、貯蓄債券又は復興貯蓄債券の利子には資本利子稅を課せず。

法人資本稅

稅法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人の資本及び稅法施行地に本店又は主たる事務所を有せざる法人にして稅法施行地に資本を有するときは其の資本に付て法人資本稅は賦課される。

營利を目的とせざる法人にして所得稅法其の他の法律に依り所得稅を課せられざる

者には法人資本稅を課せず。稅額が年十圓に滿たざるときは年十圓と所得金額なき法人の法人資本稅は之を免除す。

朝鮮、臺灣、關東州又は樺太に本店又は主たる事務所を有する法人の本法施行地に於ける資本に付ては法人資本稅を課せず。尙、支那事變特別稅法の項を參照され度し。

營業收益稅

營業收益稅は營業の純益に付之を賦課すその稅率は

個人 純益金額千圓以下なるとき 百分の三・四
法人 純益金額千圓以下の金額 百分の二・二
千圓を超ゆる金額 百分の二・六

法人が各事業年度に於て納付したる地租額又は資本利子稅額は命令の定むる所に依り當該事業年度の營業收益稅額より之を控除す。

個人が其の營業用の土地に付納付したる地租額は命令の定むる所に依り其の營業收

益稅額より之を控除す。前二項の場合に於て控除すべき地租又は資本利子稅は純益計算上之を損金又は必要經費に算入せず。

個人の純益金額四百圓に滿たざるときは營業收益稅を課せず。左の營業の純益には營業收益稅を課せず政府の發行する印紙切手類の賣捌度量衡の製作、修復又は販賣

自己の採掘し又は採取したる礦物の販賣新聞紙法に依る出版
本法施行地外に在る營業場に於て爲す營業法人の漁業
個人の利己の收穫したる農産物、林産物畜産物、若は水産物の販賣又は之を原料とする製造

臨時利得稅

尙臨時租稅措置法に依る營業收益稅の蠲減及び臨時租稅增徴法に依る法人の營業收益稅の增徴は各項に付き參照され度し。

本法施行地に住所を有し一年以上居所を有するものは臨時利得稅を納むる義務あり居所を有せざるも資産又は營業を有する者はその利得に付ての納稅の義務あるものとす。

酒造稅

第一種 酒精分二十三度以下の濁酒 一石に付 三十六圓
第二種 酒精分二十三度以下の精酒白酒 及酒精分三十度以下の味醂、燒酎 一石に付 四十圓
第三種 酒精分三十度を超え四十五度以下の燒酎 一石に付 四十圓に酒精分三十度を超ゆる一度毎に一圓五十錢を加へたる金額

第四種 酒精分二十三度を超ゆる清酒、濁酒、白酒、酒精分三十度を超ゆる味醂及酒精分四十五度を超ゆる燒酎 一石に付酒精分一度毎に一圓八十錢

尙、酒稅法の規定に拘らず臨時租稅增徴法に依る增徴あるを以て同法を參照され度し。

麥酒稅 一石に付 二十五圓
造石稅 一石に付 二十五圓
臨時租稅增徴法を參照され度し。

八三七

法人の甲種利得

（法人の現事業年度の利益が昭和六年末以前三年内に終了したる事業年度の全部の平均利益を超過する場合に於て其の超過額）利得金額の百分の十七・二五

法人の乙種利得（昭和十一年末以前三年内に終了したる事業年度の全部の平均利益を超過する場合に於て其の超過額）利得金額の百分の三十

資本金十萬圓以下のものは 百分の二十五

法人の甲種利得にして臨時利得稅を課せらるる乙種利得に屬するものあるときは其の部分に之を甲種利得より控除す。

法人の甲種利得又は乙種利得の金額年千圓未滿なるときは臨時利得稅を課せず。個人の甲種利得（個人の利益が昭和六年以前三年の平均利益を超過する場合に於て其の超過額）利得金額の百分の十一・五
個人の乙種利得（昭和十一年以前三年の平均利益を超過する場合に於て、其の超過額）利得金額の 百分の二十
尙、臨時租稅增徴法による増徴は同法の項を參照され度し。

外貨債特別稅

稅法施行地に住所を有し又は一年以上居所を有する者にして外貨債（外國通貨を以て表示する國債及地方債並に日本法人の發行したる社債）を所有するものには外貨債利子に付外貨債特別稅を賦課す。

外貨債利子は一月一日より六月三十日迄及七月一日より十二月三十一日迄の各期間に於いて收入したる外貨債の利子に依る。稅額 外貨債利子金額中外貨國債に在りては利率年五分、外貨國債以外の外貨債に在りては利率年五分五厘に相當する金額に十分の七を乗じたる金額を以て其の稅額とす。

左の利子には課稅せず。
一、所得稅法其の他の法律に依り第二種所得稅を課せられざる者の所有に屬する外貨債の利子。
二、證券が本邦（關東州及南洋羣島を含む）内に在らざる外貨債の利子。
三、利率年五分以下の外貨國債の利子。
四、利率年五分五厘以下の外貨國債以外の外貨債の利子。
五、起債者が外貨債利子に對する租稅を負擔すべき旨の約款ある外貨債の利子、但し其の約款が昭和十二年一月一日以前定められたるものに限る。

酒精及酒精含有飲料稅

造石稅 一石に付原容量百分中純酒精の容量一箇毎に 一圓八十錢 但し一石に付き四十二圓を下ることを得ず 臨時租稅増徴法の項を参照され度し。

清凉飲料稅

- 第一種 玉ラムネ壺詰のもの 一石に付 七圓
第二種 其他の壺詰のもの 一石に付 十圓
第三種 壺詰以外のもの 炭酸ガス使用量一瓶に付 三圓

登録稅

- (一) 不動産に關する登記(第二條)
一 相續に因る所有權の取得 不動産價格 千分の五
二 遺言、贈與其他無償名義に因る所有權の取得 不動産價格 千分の四十
但し神社、寺院、祠宇、佛堂又は民法第三十四條に依り設立したる法人が無償名義又は寄附行為に因り所有

權を取得したるときは

- 三 前各號以外の原因に因る所有權の取得 不動産價格 千分の三十
四 所有權の保存 不動産價格 千分の五
五 共有物の分割 分割に因りて受くる不動産の價格 千分の五
六 地上權、永小作權又は賃借權の取得 存續期間十年以下のもの 不動産價格 千分の二
二十年以下のもの 不動産價格 千分の二
三十年以下のもの 不動産價格 千分の四
五十年以下のもの 不動産價格 千分の七
七十年以下のもの 不動産價格 千分の十
百年以下のもの 不動産價格 千分の十五
百年を超ゆるもの 不動産價格 千分の二十
存續期間の定めなきもの 不動産價格 千分の二十

存續期間の定めなきものにして民法第二百六十八條若は第二百七十八條の規定の適用あるもの又は借地法第二條第一項の規定の適用あるもの 不動産價格 千分の四
相續に因る取得にして存續期間三十年を超ゆるもの 不動産價格 千分の五
權利移轉に因る取得の場合に於ては既に経過した期間を存續期間より控除し其の殘期間を以て存續期間と看做す
地役權の取得 要役地價格 千分の一
華族世襲財産の設定 不動産價格 千分の二十五
先取特權の保存又は取得 債權金額又は不動産工事費用豫算金額 千分の五・五
質權、抵當權の取得 債權金額 千分の五・五
信託の登記 不動産價格 千分の四
所有權以外の權利に付ては 不動産價格 千分の二

物持分の取得に係るものは其の持分の價格に依る

- (二) 船舶に關する登記(第三條)
一 相續に因る所有權の取得 船舶價格 千分の三
二 遺言、贈與其他無償名義に因る所有權の取得 船舶價格 千分の三十五
三 前各號以外の原因に因り所有權の取得 船舶價格 千分の三十五
四 委任 船舶價格 千分の三
五 所有權の保存 船舶價格 千分の三
六 賃借權の取得 船舶價格 千分の三
七 抵當權の取得 船舶價格 千分の一
八 信託の登記 船舶價格 千分の三
イ 所有權に付ては 船舶價格 千分の三
ロ 所有權以外の權利に付ては 船舶價格 千分の一
九 競賣の申立 債權金額 千分の五・五
假差押、假處分 債權金額 千分の四
十 抵當ある債權の差押 債權金額 千分の五・五

滞納處分以外の原因に因る權利の處分の制限にして特に掲げざるもの

- 十二 滞納處分以外の原因に因る權利の處分の制限にして特に掲げざるもの 債權金額 千分の四
十三 登記證書を提出せずして受けたる特別登記簿の登記を登記簿に移す場合に於ける登記 船舶每一箇 金一圓
抹消したる登記の回復 船舶每一箇 金四十錢
假登記 船舶每一箇 金四十錢
附記登記 船舶每一箇 金二十錢
登記の更生、變更又は抹消 船舶每一箇 金二十錢
前項第一號乃至第三號の場合に於て共有物持分の取得に係るものは其の持分の價格に依る
(三) 信託財産たる不動産又は船舶を委託者より受益者に移す場合に於ける所有權取得の登記(第三條之二)
イ 不動産 不動産價格 千分の四十
但し神社、寺院、祠宇、佛堂又は民法第三十四條の規定に依り設立したる法人が受益者なるときは千分の二十三
ロ 船舶 船舶價格 千分の三十五
(四) 鐵道抵當原簿又は軌道抵當原簿登録(第三條之三)

便覽——稅率

- 一 抵當權の取得 債権金額 千分の一
- 一の二 信託の登録 債権金額 千分の一
- 二 強制競賣、強制管理の申立 債権金額 千分の一
- 三 登録の更正、變更又は抹消 債権金額 千分の一
- (五) 工場財團登記簿、鑛業財團登記簿、漁業財團登記簿又は自動車交通事業財團登記(第三條の四) 抵當權の取得 債権金額 千分の一
- 二 信託の登記 債権金額 千分の一
- 三 競賣、強制管理の申立 債権金額 千分の一
- 四 假差押、假處分 債権金額 千分の一
- 五 抵當ある債權の差押 債権金額 千分の一
- 六 滞納處分以外の原因に因る權利の處分の制限にして特に掲げざるもの 債権金額 千分の一
- 七 抹消したる登記の回復 每一件 金二圓
- 八 假登記 每一件 金二圓

- 九 附記登記 每一件 金二圓
- 十 登記の更生、變更又は抹消 每一件 金二圓
- (六) 農業用動産の抵當權に關する登記(第三條の五) 抵當權の取得 債権金額、千分の二
- 一 但し税額金二十錢未滿なるときは二十錢とす
- 二 抹消したる登記の回復 農業用動産 每一箇 金十錢
- 三 假登記 同 金十錢
- 四 附記登記 同 金五錢
- 五 但し一件に付税額金一圓を超過るときは金一圓とす
- 五 登記の更正、變更又は抹消 農業用動産 每一箇 金十錢
- 但し一件に付税額一圓を超過るときは金一圓とす
- (七) 船籍の登録(第四條) 新規登録 每十噸 金五十錢
- 一 轉籍 同 金十錢
- 二 除籍 同 金五錢
- 三 登録の變更 船舶每一箇 金十錢
- 四 商事會社其の他營利を目的とする法人の登記(第六條)

- 一 合名會社、合資會社設立 財産を目的とする出資の價格 千分の五
- 二 合名會社、合資會社出資増加 財産を目的とする増出資の價格 千分の五
- 三 株式會社設立 拂込株金額 千分の五
- 四 株式會社資本増加 増加拂込株金額 千分の五
- 五 株式會社第二回以後の株金拂込 毎回拂込株金額 千分の五
- 六 株式合資會社設立 拂込株金額(財産を目的とする株金以外の出資の價格) 千分の五
- 七 株式合資會社資本増加 増資拂込株金額及財産を目的とする株金以外の出資の價格 千分の五
- 八 株式合資會社第二回以後の株金拂込 毎回拂込株金額 千分の五
- 八の二 有限會社設立出資の價格 千分の五
- 八の三 有限會社資本増加増出資の價格 千分の五
- 九 合併又は組織變更に因る會社の設立

八四〇

- 十 合併に因る會社資本の増加 増資拂込株金額及財産を目的とする株金以外の出資の價格 千分の五
- 但し合併に因り消滅したる會社の合併當時の拂込株金額及財産を目的とする株金以外の出資の價格を超過する金額に付ては 千分の五
- 社債又は第二回以後の社債拂込商法第三百三條又は其準用規定に依る拂込ありたる日(賣出の方法に依り發行したる場合に於ては賣出満了の日)より最終の償還期限に至る期間一年以下のもの 毎回拂込金額 千分の一
- 同 三年以下のもの 同 三年を超過するもの 同 三年を超過するもの

- 每回拂込金額 千分の三
- 但し産業債券、商工債券、農工債券、北海道拓殖債券、興業債券、勸業債券、東洋拓殖債券、東北興業債券、又は燃料興業債券に付ては 千分の二
- 十三 支店設置 每一箇所 金二十圓
- 十四 本店又は支店の移轉 每一件 金十圓
- 十五 支配人の選任又は代理權の消滅 每一件 金十圓
- 十六の二 社員の業務執行權の喪失 每一件 金十圓
- 十七の三 取締役又は監査役の職務執行の選任 每一件 金十圓
- 十八の四 取締役又は監査役の職務代行者の選任 每一件 金十圓
- 十九の五 取締役又は無限責任社員の職務を行ふ監査役の選任 每一件 金十圓
- 二十 登記事項の變更消滅又は廢止 每一件 金十圓
- 二十一 登記の更生又は抹消 每一件 金十圓
- 二十二 會社の繼續の登記 每一件 金十圓

- 十六の三 合併を無効とする判決が確定したる場合の合併による消滅したる會社に付ての回復の登記 每一件 金十圓
- 十七の四 會社設立の無効又は取消 每一件 金七圓
- 十七の五 解散 每一件 金七圓
- 十八の二 商法第二百二十三條又は其準用規定による登記 每一件 金二圓
- 十八の三 清算人の職務執行の停止、その取消又は變更 每一件 金二圓
- 十八の四 清算人の職務代行者の選任、解任又は變更 每一件 金二圓
- 十八の五 清算人の職務を行ふ監査役の選任、解任又は變更 每一件 金二圓
- 十九 清算の結了 每一件 金二圓
- 支店所在地に於て前項各號の登記を受くるときは每一件金二圓、朝鮮、臺灣、關東州、樺太、若は南洋群島に於ける法人又は外國會社が登記を受くるるとき亦同じ。
- (九) 商號の新設其他に關する登記(第六條の二)

八四一

便覽——稅率

便覽 稅率

- 一 商號の新設又は取得 每一件 金十圓
- 二 支配人の選任又は代理權の消滅 每一件 金十圓
- 三 船舶管理人の選任又は代理權の消滅 每一件 金十圓
- 四 商法第五條第七條に依る登記 每一件 金五圓
- 四の二 商法第二十六條第二項の登記 每一件 金五圓
- 五 民法第七百九十四條第七百九十五條及第七百九十七條に依る登記 每一件 金五圓
- 六 登記事項の變更、消滅又は廢止 每一件 金二圓
- 七 登記の更正又は抹消 每一件 金二圓
- 支店所在地に於て前各號の登記を受けるときは 每一件 金一圓
- (十) 辯護士名簿の登録(第七條) 金二十圓
- 一 新規登録 金十圓
- 二 登録換 金十圓
- 三 取消の請求 金一圓
- (十一) 醫師其他の官簿登録(第八條) 金二十圓
- 一 新規登録 金二十圓

八四二

- 藥劑師 金十二圓
- 醫師 金十二圓
- 蹄鐵工 金五圓
- 假開業醫師 金五圓
- 假免許蹄鐵工 金三圓
- 假免許蹄鐵工 金一圓
- 二 登録事項の變更 每一件 金五十錢
- (十二) 海員の官簿登録(第九條) 金十五圓
- 一 新規登録 金十五圓
- 甲種船長 金十圓
- 甲種一等運轉士 金六圓
- 甲種二等運轉士 金四圓
- 乙種船長 金三圓
- 乙種一等運轉士 金二圓
- 乙種二等運轉士 金二圓
- 丙種船長 金二圓
- 丙種運轉士 金二圓
- 機關長 金十五圓
- 一等機關士 金十圓
- 二等機關士 金六圓
- 三等機關士 金三圓
- 水先人 金二十圓
- 二 登録事項の變更 每一件 金五十錢
- (十三) 著作權に關する登録(第十條) 金一圓
- 一 著作權の移轉 金一圓
- イ 相續 每一件 金一圓

- ロ 相續以外の原因に因る移轉 每一件 金五圓
- 二 著作權を目的とする質權の設定 債權金額 千分の五・五
- 三 前號の權利の移轉 每一件 金五十錢
- イ 相續 每一件 金五十錢
- ロ 相續以外の原因に因る移轉 每一件 金一圓
- 四 無名又は變名著作物の著作者の實名登録 每一件 金二圓
- 四の二 信託の登録 每一件 金二圓
- 四の三 滞納處分以外の原因に因る第一號及第二號の權利の處分の制限 債權金額の 千分の四
- 四の四 著作年月日の登録 每一件 金一圓
- 四の五 抹消したる登録の回復 每一件 金五十錢
- 四の六 假登録 每一件 金五十錢
- 五 登録の更正、變更又は抹消 每一件 金二十錢
- (十四) 出版權に關する登録 金十圓
- 一 出版權の設定 每一件 金十圓
- 二 出版權の移轉 每一件 金十圓

便覽 稅率

- イ 相續 每一件 金一圓
- ロ 相續以外の原因に因る移轉 每一件 金五圓
- 三 出版權を目的とする質權の設定 債權金額 千分の五・五
- 四 前號の權利の移轉 每一件 金五十錢
- イ 相續 每一件 金一圓
- ロ 相續以外の原因に因る移轉 每一件 金一圓
- 五 信託の登録 每一件 金一圓
- 六 滞納處分以外の原因に因る第一號乃至第三號の權利の處分の制限 債權金額 千分の四
- 七 抹消したる登録の回復 每一件 金五十錢
- 八 假登録 每一件 金五十錢
- 九 登録の更正、變更又は抹消 每一件 金二十錢
- (十五) 特許に關する登録(第十一條) 金二十圓
- 一 特許權の移轉 每一件 金一圓
- イ 相續 每一件 金一圓
- ロ 相續以外の原因に因る移轉 每一件 金十圓
- 二 實施權の設定又は保存 每一件 金五圓
- 三 前二號の權利を目的とする質權の設定 債權金額 千分の五・五

八四三

- 定 債權金額 千分の五・五
- 四 前二號の權利の移轉 每一件 金五十錢
- イ 相續 每一件 金二圓
- ロ 相續以外の原因に因る移轉 每一件 金二圓
- 五 信託の登録 每一件 金二圓
- 六 滞納處分以外の原因に因る第一號乃至第三號の權利の處分の制限 債權金額 千分の四
- 七 代理人の選任又は代理權の登録 每一件 金五十錢
- 八 抹消したる登録の回復 每一件 金五十錢
- 九 假登録 每一件 金五十錢
- 十 登録の更正、變更又は抹消 每一件 金五十錢
- (十六) 意匠に關する登録(第十二條) 金二十圓
- 一 意匠權の移轉 每一件 金一圓
- イ 相續 每一件 金一圓
- ロ 相續以外の原因に因る移轉 每一件 金二圓
- 二 實施權の設定又は保存 每一件 金一圓
- 三 前二號の權利を目的とする質權の設定 債權金額 千分の五・五
- 四 前二號の權利の移轉 每一件 金五十錢

- イ 相續 每一件 金五十錢
- ロ 相續以外の原因に因る移轉 每一件 金一圓
- 五 信託の登録 每一件 金一圓
- 六 滞納處分以外の原因に因る第一號乃至第三號の權利の處分の制限 債權金額 千分の四
- 七 代理人の選任又は代理權の登録 每一件 金五十錢
- 八 抹消したる登録の回復 每一件 金五十錢
- 九 假登録 每一件 金五十錢
- 十 登録の更正、變更又は抹消 每一件 金二十錢
- (十七) 實用新案に關する登録(第十二條) 金二十圓
- 一 實用新案權の移轉 每一件 金一圓
- イ 相續 每一件 金一圓
- ロ 相續以外の原因に因る移轉 每一件 金五圓
- 二 實施權の設定又は保存 每一件 金二圓
- 三 前二號の權利を目的とする質權の設定 債權金額 千分の五・五
- 四 前二號の權利の移轉 每一件 金五十錢

- ロ 相續以外の原因に因る移轉 每一件 金一圓
- 五 信託の登録 每一件 金一圓
- 六 滯納處分以外の原因に因る第一號乃至第三號の權利の處分の制限 債權金額 千分の四
- 七 代理人の選任又は代理權の登録 每一件 金五十錢
- 八 抹消したる登録の回復 每一件 金五十錢
- 九 假登録 每一件 金五十錢
- 十 登録の更正、變更又は抹消 每一件 金二十錢
- (十六) 商標に關する登録(第十三條)
 - 一 商標權の移轉 每一件 金一圓
 - ロ 相續以外の原因に因る移轉 每一件 金一圓
 - 二 信託の登録 每一件 金二十圓
 - 三 代理人の選任又は代理權の登録 每一件 金五十錢
 - 四 抹消したる登録の回復 每一件 金五十錢
 - 五 假登録 每一件 金五十錢
 - 六 登録の更正、變更又は抹消 每一件 金五十錢

- (十七) 礦業に關する登録(第十四條)
 - 一 試掘權の設定 每一件 金百圓
 - 二 試掘權の變更 増區又は増減區 每一件 金四十五圓
 - ロ 減區 每一件 金十圓
 - 三 試掘權の移轉 每一件 金十圓
 - イ 相續以外の原因に因る移轉 每一件 金四十五圓
 - 四 採掘權の設定
 - イ 新規登録 每一件 金二百圓
 - ロ 礦區合併 每一件 金五十圓
 - ハ 礦區分割 設定礦區 每一件 金五十圓
 - イ 採掘權の變更 増區改訂 每一件 金五十圓
 - ヒ 増區又は増減區 每一件 金百圓
 - ハ 減區 每一件 金二十圓
 - 六 採掘權の移轉 每一件 金二十圓
 - イ 相續以外の原因に因る移轉 每一件 金百圓
 - 七 抵當權の設定 每一件 金三十圓

- イ 新規登録 債權金額 千分の五・五
- ロ 礦業法第三十五條第二項に基き爲したる承諾及協定に因る設定 每一件 金五圓
- 八 順位の變更に因る抵當權の變更 每一件 金十圓
- 九 抵當權の移轉 每一件 金五圓
- イ 相續以外の原因に因る移轉 每一件 金十圓
- ロ 相續以外の原因に因る移轉 每一件 金十圓
- 十 信託の登録 每一件 金十圓
- 十一 共同礦業權者脱退 每一件 金五圓
- 十二 滯納處分以外の原因に因る業權又は抵當權の處分の制限 債權金額 千分の四
- 十三 廢業に因る業權の消滅 每一件 金五圓
- 十四 抹消したる登録の回復 每一件 金四十錢
- 十五 假登録 每一件 金四十錢
- 十六 登録の更正、變更又は抹消 每一件 金二十錢
- (十八) 砂礦業に關する登録(第十五條)
 - 一 砂礦權の設定 每一件 金五十錢

- イ 新規登録 取採區域河床は每二里每其の他は每十萬坪迄 金十五圓
- ロ 砂礦區合併 每一件 金三圓
- ハ 砂礦區分割 設定砂礦區 每一件 金三圓
- ニ 砂礦區の變更 増區 採取區域河床は每二里迄其の他は每十萬坪迄 金十五圓
- イ 減區 每一件 金一圓
- ロ 但し増區と同時に爲す減區に付ては此の限にあらす
- 三 砂礦區の移轉 每一件 金五圓
- イ 相續以外の原因に因る移轉 每一件 金十五圓
- 四 抵當權の設定 新規登録 債權金額 千分の五・五
- ロ 砂礦區の合併又は分割の出願に付砂礦法に基き爲したる承諾又は協定に因る設定 每一件 金五圓
- 五 順位の變更に因る抵當權の變更 每一件 金十圓
- 六 抵當權の移轉 每一件 金十圓

- イ 相續 每一件 金五圓
- ロ 相續以外の原因に因る移轉 每一件 金十圓
- 七 信託の登録 每一件 金五圓
- 八 滯納處分以外の原因に因る砂礦權又は抵當權の處分の制限 債權金額 千分の四
- 九 廢業に因る砂礦權の消滅 每一件 金一圓
- 十 抹消したる登録の回復 每一件 金四十錢
- 十一 假登録 每一件 金四十錢
- 十二 登録の更正、變更又は抹消 每一件 金二十錢
- (十九) 漁業權又は入漁權に關する登録(第十五條之二)
 - 一 漁業權の移轉 每一件 金一圓
 - イ 相續 每一件 金一圓
 - ロ 相續以外の原因に因る移轉 每一件 金五圓
 - 二 漁業權の持分の移轉 每一件 金四十錢
 - イ 相續 每一件 金一圓
 - ロ 相續以外の原因に因る移轉 每一件 金一圓
 - 三 入漁權の設定 每一件 金三圓

- 四 入漁權の保存 每一件 金五十錢
- 五 入漁權の移轉 每一件 金五十錢
- イ 相續 每一件 金二十圓
- ロ 相續以外の原因に因る移轉 每一件 金二十圓
- 六 入漁權の持分の移轉 每一件 金二十圓
- イ 相續 每一件 金二十圓
- ロ 相續以外の原因に因る移轉 每一件 金五十錢
- 七 賃借權の取得 每一件 金五十錢
- イ 相續 每一件 金五十錢
- ロ 相續以外の原因に因る移轉 每一件 金二十圓
- 八 先取特權の保存又は取得 債權金額又は工事費用豫算金額 千分の五・五
- 九 抵當權の設定又は移轉 債權金額 千分の五・五
- イ 設定 債權金額 千分の五・五
- ロ 相續 每一件 金一圓
- ハ 相續以外の原因に因る移轉 每一件 金二圓
- 十 信託の登録 每一件 金二圓
- 十一 競賣、強制管理の申立 債權金額 千分の五・五
- 十二 假差押、假處分 八四五

便覽—稅率

債權金額	千分の四
十五 抵當ある債權の差押	千分の五・五
債權金額	千分の五・五
十五 滞納處分以外の原因に因る權利の處分の制限にして特に掲げざるもの	千分の四
債權金額	千分の四
十五 抹消したる登録の回復	金四十錢
十六 假登録	每一件 金四十錢
十七 附記登録	每一件 金四十錢
十八 登録の更正、變更又は抹消	每一件 金二十錢
(二十三) 法人の合併に因る不動産又は船舶に關する權利の取得(第十六條)	每一件 金二十錢
不動産又は船舶の價格	千分の三
骨牌稅	
麻雀	一組毎 金三圓
其他	一組毎 金五十錢

取引所稅

取引所營業稅
賣買手數料收入金額百分の十五

取引所稅
取引所に於ける賣買取引にして差金の授受に依りて決済を爲し得るものには其の

相續稅

家督相續稅率

課稅價格	相續人及被相續人の家族たる直系尊屬なるとき	相續人が配偶者又は直系尊屬なるとき	相續人が民法第九百八十五條に依り選定せられたるものなる時
五千圓以下の金額	千分の五	千分の六	千分の八
五千圓を超過する金額	千分の六	千分の七	千分の十
一萬圓を超過する金額	千分の七	千分の八	千分の十五
二萬圓を超過する金額	千分の八	千分の十	千分の二十
三萬圓を超過する金額	千分の十	千分の十五	千分の二十五
四萬圓を超過する金額	千分の十五	千分の二十	千分の三十
五萬圓を超過する金額	千分の二十	千分の二十五	千分の四十
七萬圓を超過する金額	千分の二十五	千分の三十	千分の五十
十萬圓を超過する金額	千分の三十	千分の四十	千分の六十
十五萬圓を超過する金額	千分の四十	千分の五十	千分の七十
二十萬圓を超過する金額	千分の五十	千分の六十	千分の八十
三十萬圓を超過する金額	千分の六十	千分の七十	千分の九十
四十萬圓を超過する金額	千分の七十	千分の八十	千分の百
五十萬圓を超過する金額	千分の八十	千分の九十	千分の百
七十萬圓を超過する金額	千分の九十	千分の百	千分の百
百萬圓を超過する金額	千分の百	千分の百	千分の百
二百萬圓を超過する金額	千分の百	千分の百	千分の百
三百萬圓を超過する金額	千分の百	千分の百	千分の百
五百萬圓を超過する金額	千分の百	千分の百	千分の百

遺產相續稅率

課稅價格	相續人が直系尊屬なるとき	相續人が配偶者又は直系尊屬なるとき	相續人が其他の者なるとき
千圓以下の金額	千分の十二	千分の十二	千分の十七
千圓を超過する金額	千分の十四	千分の十四	千分の二十
一萬圓を超過する金額	千分の十七	千分の十七	千分の二十五
二萬圓を超過する金額	千分の二十	千分の二十	千分の三十五
三萬圓を超過する金額	千分の二十五	千分の二十五	千分の四十五
四萬圓を超過する金額	千分の三十	千分の三十	千分の五十五
五萬圓を超過する金額	千分の三十五	千分の三十五	千分の六十五
七萬圓を超過する金額	千分の四十五	千分の四十五	千分の七十五
十萬圓を超過する金額	千分の五十五	千分の五十五	千分の八十五
十五萬圓を超過する金額	千分の六十五	千分の六十五	千分の九十五
二十萬圓を超過する金額	千分の七十五	千分の七十五	千分の百
三十萬圓を超過する金額	千分の八十五	千分の八十五	千分の百
四十萬圓を超過する金額	千分の九十五	千分の九十五	千分の百
五十萬圓を超過する金額	千分の百	千分の百	千分の百
七十萬圓を超過する金額	千分の百	千分の百	千分の百
百萬圓を超過する金額	千分の百	千分の百	千分の百
二百萬圓を超過する金額	千分の百	千分の百	千分の百
三百萬圓を超過する金額	千分の百	千分の百	千分の百
五百萬圓を超過する金額	千分の百	千分の百	千分の百

便覽—稅率

有價證券の賣買、交換、贈與、遺贈其の他の原因に依る移轉ありたるときは其の取

有價證券移轉稅

尙、臨時租稅増徴法の項参照され度し

尙、臨時租稅増徴法の項参照され度し

尙、臨時租稅増徴法の項参照され度し

得者より有價證券移轉税を課す。有價證券とは國債證券、地方債證券、社債、産業債券、商工債券及株券並外國又は外國法人の發行する此等の性質を有する證券を謂ふ

- 第一種 有價證券仲買人を買受人とする 賣買取引に因る移轉 國債證券 取得價額 萬分の一 其の他の有價證券 取得價額 萬分の二
第二種 第一種以外の移轉 甲 取引所の賣物市場に於ける賣買取引に因る移轉 國債證券 取得價額 萬分の二 其の他の有價證券 取得價額 萬分の四
乙 其他 國債證券 取得價額 萬分の四 其の他の有價證券 取得價額 萬分の八

價證券の移轉 印紙稅

左に掲ぐる證書、帳簿に關しては證書は一通毎、帳簿は一冊一年以内の附込に對し不動産、鐵道財團、軌道財團、自動車交通事業財團又は船舶の所有權移轉に關する證書 消費貸借に關する證書 請負に關する證書 運送に關する證書 備船契約書 委任狀 約束手形 爲替手形 銀行預金證書 産業組合又は産業組合聯合會の發する貯金證書 産業組合聯合會、漁業組合、漁業組合聯合會、商工組合中央金庫、工業組合、工業組合聯合會、商業組合、商業組合聯合會、輸出組合又は輸出組合聯合會の發する出資證券 船荷證券 運送貨物引換證

一年内の期限を以て發行する國債證券並に地方債證券、勸業債券及命令を以て指定する社債にして額面金額二十圓以下のものに付ては有價證券移轉税を納むることを要せず
左の各號に付ては有價證券移轉税を納むることを要せず。
一、相續、法人の合併又は保險業法第十條の五の規定に依る保險契約の全部の移轉に因る有價證券の移轉
二、日本銀行を賣買の當事者とする國債證券の移轉
三、信託の場合に於ける委託者より受託者への有價證券の移轉
四、信託終了の場合に於ける受託者より委託者又は其の相續人への有價證券の移轉
五、消費貸借及其の終了の場合に於ける無記名有價證券の移轉
六、短期清算取引に於ける受渡調節の爲の賣買取引を業とする會員又は取引員の代引に因る有價證券の移轉
七、第一號及第三號の場合の外會社が自己の株式を取得する場合に於ける有價證券の移轉
八、賣出の方法に依り發行する場合の有

鑛業稅

便覽——稅率

- 倉庫證券 保險證券 株券 債券 相互保險會社の發する基金證券 株式申込證 社債申込證 地上權、永小作權又は地役權に關する證書 使用貸借、賃貸借、雇傭、寄託又は定期金に關する證書 信託行爲に關する證書 無盡に關する證書 定款又は組合契約書 權利の變更に關する證書 追認又は承認に關する證書 物品切手 受取書 質權、抵當權に關する證書 前各號以外の證書 預金通帳 前號以外の通帳 判取帳

砂糖消費稅

- 一、砂糖 第一種 砂糖色相和蘭標本第十一號未滿の砂糖 甲 樽入黒糖 百斤に付 九十錢 樽入白下糖但し分蜜したるもの、白下糖以外の砂糖に加工して製造したるもの及び全部又は一部の新式機械に依り製造したるものを除く 百斤に付 一圓八十錢 乙 其の他のもの 百斤に付 二圓二十五錢
第二種 砂糖色相和蘭標本第十八號未滿の砂糖 百斤に付 四圓五十五錢

二、糖蜜

- 第一種 氷砂糖を製造するときに生ずる糖蜜 甲 糖分を蔗糖として計算したる重量全重量の百分の七十を超えざるもの 百斤に付 二圓七十錢 乙 其の他のもの 糖分を蔗糖として計算したる重量全重量の百分の六十を超えざるもの 百斤に付 九 十 錢
第二種 其の他の糖蜜 甲 糖分を蔗糖として計算したる重量全重量の百分の六十を超えざるもの 百斤に付 二圓二十五錢 乙 其の他のもの 百斤に付 六圓七十五錢
三、糖水 百斤に付 八四九

三錢

五十錢

尙、臨時租稅増徴法により砂糖消費税法の規定に拘らず増徴の規定あり、更に支那事變特別税による増徴もあるに付、兩法を参照せられ度し。

織物消費税

税率 織物の價格 百分の九
左の各項に該當するものは織物消費税を課せず(第一條)

- 一、綿織物
二、麻又は麻と綿とを以て組成し其の麻の單絲が英式番手四十二番を超えざるもの
三、經絲に綿糸のみを用ひ、緯絲に左の絲を用ひたるもの
イ 紡毛絲
ロ 命令を以て紡毛絲と看做したる絲
ハ 紡毛絲及命令を以て紡毛絲と看做したる絲
ニ 綿糸及イ、ロ又はニに掲ぐる絲
外國に輸出する織物又は製品と爲して外國に輸出せんとする織物及自己又は其の家族の用に供する爲自ら製造したる織物に付ては消費税を免除す。
尙臨時租稅調整法を参照され度し。

揮發油税

揮發油(攝氏十五度に於ける比重〇・八〇一七を超えざる礦油を謂ふ)には揮發油税を課す、但し石炭、亞炭、油母頁岩又は天然瓦斯を原料として製造したる揮發油に付ては此の限に在らず。

税率一キロリットルに付 十三圓二十錢
政府の承認を受け他の製造場又は蔵置場に移入する目的を以て製造場又は保稅地域より引取る場合に於ては引取先を以て製造場と看做し引取人を以て製造者と看做し揮發油税を課せず。

狩獲免許税

- 一等 所得税二百圓以上を納むる者又は其の家族 金五十圓
二等 所得税を納むる者又は其の家族 金三十圓
三等 一等及二等以外の者 金十五圓

臨時租稅増徴

當分の内臨時租稅増徴法に依り所得税、法人の營業收益税、資本利子税、相續税、礦産税、酒税、砂糖消費税、取引所税及臨時利得税を増徴し金銀及銀鑛に特別礦産税

所得税

一、第一種甲法人の普通所得丙法人の清算所得の税率百分の五を百分の十、百分の十を百分の二十とした場合の差額を増徴す。

二、第二種甲及乙の所得に對する所得税に付ては所得税法の規定に拘らず左の税率に依る

- 甲 國債の利子 百分の二
國債以外の公債の利子 百分の六
其他 百分の七・五
乙 第三種の所得税は所得税法の規定に拘らず所得金額を左の各級に區分して遞次に各税率を適用す
千二百圓以下の金額 百分の一
千二百圓を超ゆる金額 百分の二・五
千五百圓 同 百分の四
二千圓 同 百分の五・五
三千圓 同 百分の七
五千圓 同 百分の九
七千圓 同 百分の十一
一萬圓 同 百分の十三
一萬五千圓 同 百分の十六
二萬圓 同 百分の十九

相續税

一、家督相續 相續税法に規定せられたる税率に拘らず左の各級に區分し遞次に各税率を適用す。

課税價格	相續人が被相續人の家族たる直系卑屬なるとき	相續人が被相續人の指定したる者、民法第九百八十二條に依り選定せられたる者被相續人の家族たる直系尊屬又は入夫なる時	相續人が民法第九百八十五條に依り選定せられたる者なるとき
五千圓以下の金額	百分の六	百分の七	百分の十
五千圓を超ゆる金額	百分の七	百分の九	百分の十二
一萬圓	百分の九	百分の十二	百分の十五
二萬圓	百分の十二	百分の十五	百分の二十
三萬圓	百分の十五	百分の二十	百分の二十五
四萬圓	百分の二十	百分の二十五	百分の三十
五萬圓	百分の二十五	百分の三十	百分の三十五
七萬圓	百分の三十	百分の三十五	百分の四十
十萬圓	百分の四十	百分の五十	百分の五十
十五萬圓	百分の五十	百分の六十	百分の六十
二十萬圓	百分の六十	百分の七十	百分の七十
三十萬圓	百分の七十	百分の八十	百分の八十
四十萬圓	百分の八十	百分の九十	百分の九十
五十萬圓	百分の九十	百分の百	百分の百
七十萬圓	百分の百	百分の百	百分の百
百萬圓	百分の百	百分の百	百分の百
二百萬圓	百分の百	百分の百	百分の百
三百萬圓	百分の百	百分の百	百分の百
五百萬圓	百分の百	百分の百	百分の百

- 三萬圓を超ゆる金額 百分の二十二
五萬圓 同 百分の二十五
七萬圓 同 百分の二十八
十萬圓 同 百分の三十一
十五萬圓 同 百分の三十四
二十萬圓 同 百分の三十七
三十萬圓 同 百分の四十
五十萬圓 同 百分の四十三
七十萬圓 同 百分の四十六
百萬圓 同 百分の五十
- 營業收益税 法人の營業收益税は税率百分の三・四を百分の四としたる場合の差増額を増徴す
- 資本利子税 税率百分の二を百分の四としたる場合の差増額に相當する税額を増徴す、但し貯蓄銀行の所有する國債の利子に對する資本利子税に付ては此の限りにあらず。
- 鑛業税 一、鑛産税に付ては税率百分の五を百分の六としたる場合の差増額を増徴す
二、金銀及銀鑛には鑛産物の價格の百分の十三の税率に依り特別鑛産税を課す
- 酒税 酒税中清酒、白酒、味醂及燒酎の造石税は酒造法の規定に拘らず左の税率に依る

- 一、酒精分二十度以下の清酒及白酒並に酒精分三十度以下の味醂及燒酎
 - 一石に付四十五圓 但し連續式蒸餾機に依り製造したる燒酎に付ては一石に付二圓を加へたる金額
- 二、酒精分三十度を超え四十五度以下の燒酎
 - 一石に付 四十五圓に酒精分三十度を超ゆる一度毎に一圓七十錢を加へたる金額但し連續式蒸餾機に依り製造したるものに付ては四十七圓に酒精分三十度を超ゆる一度毎に一圓八十錢を加へたる金額
- 三、酒精分二十度を超ゆる清酒分白酒酒精分三十度を超ゆる味醂並に酒精分四十五度を超ゆる燒酎
 - 一石に付 酒精分一度毎に二圓十五錢

二、遺產相續

課稅價格	相續人が直系卑屬なるとき	相續人が配偶者又は直系尊屬なるとき	相續人が其他の者なるとき
千圓以下の金額	千分の十二	千分の十四	千分の二十
千圓を超ゆる金額	千分の十四	千分の十七	千分の二十五
一萬圓	千分の十七	千分の二十三	千分の三十五
二萬圓	千分の二十三	千分の三十	千分の四十五
三萬圓	千分の三十	千分の三十五	千分の五十
四萬圓	千分の三十五	千分の四十	千分の六十
五萬圓	千分の四十	千分の五十	千分の七十
七萬圓	千分の五十	千分の六十	千分の九十
十萬圓	千分の六十	千分の八十	千分の百十
十五萬圓	千分の八十	千分の百	千分の百十
二十萬圓	千分の百	千分の百二十	千分の百五十
三十萬圓	千分の百二十	千分の百四十	千分の百七十
四十萬圓	千分の百四十	千分の百六十	千分の百九十
五十萬圓	千分の百六十	千分の百八十	千分の百九十
七十萬圓	千分の百八十	千分の二百	千分の二百十
百萬圓	千分の二百	千分の二百二十	千分の二百十
二百萬圓	千分の二百二十	千分の二百五十	千分の二百十
三百萬圓	千分の二百五十	千分の三百	千分の二百十
五百萬圓	千分の三百	千分の三百五十	千分の二百十
同	千分の三百五十	千分の四百	千分の二百十
同	千分の四百	千分の四百三十	千分の二百十

依つて課稅す

一、砂糖

第一種 砂糖色相和蘭標本第十一號未滿の砂糖

◎砂糖消費稅

砂糖消費稅法の規定に拘らず左の稅率に

- 甲 輸入黒糖及輸入白下糖但し分蜜したるもの、黒糖及白下糖以外の砂糖に加工して製造したるもの並に全部又は一部の新式機械に依り製造したるものを除く
 - 百斤に付 一圓
- 乙 其他のもの
 - 百斤に付 二圓七十錢
- 第二種 砂糖色相和蘭標本第二十二號未滿の砂糖
 - 百斤に付 六圓五十錢
- 第三種 砂糖色相和蘭標本第二十二號以上の砂糖
 - 百斤に付 八圓
- 第四種 氷砂糖、角砂糖、棒砂糖其他類似のもの
 - 百斤に付 十圓

- 一、取引所營業稅稅
 - 稅率百分の一・五を二・七、百分の二・五を百分の四・五としたる場合の差増額に相當する稅額を増徴す
- 二、第二種有價證券の賣買取引に對する取引稅
 - 稅率百分の一・五を二・七、百分の二・五を百分の四・五としたる場合の差増額に相當する稅額を増徴す
- 三、糖水
 - 百斤に付 二圓七十錢
 - 百斤に付 六圓五十錢

◎營業收益稅

法人又は個人の營業の純益が平常純益に對し、二割五分以上減少したるとき營業收益稅を輕減す

輕減額は左の割合の金額とす

減少割合が二割五分以上三割五分未滿なるとき 營業收益稅の二割

同三割五分以上五割未滿なるとき 營業收益稅の三割

同五割以上七割未滿なるとき 營業收益稅の四割

同七割以上なるとき 營業收益稅の五割

左の各項に該當する場合に輕減せずイ、法人の營業の純益が年六千圓以上な

るとき又は資本金額に對し年百分の七の割合を以て算出したる金額を越ゆるるとき
ロ、個人の營業の純益が六千圓以上なるとき
ハ、法人の資本金額が二十萬圓以上なるとき

○鑛業稅

昭和十三年一月一日以後鑛區の合併、分割又は分合に依らずして設定せられたる採掘權に基き其の鑛區より産出したる鑛物にして命令を以て指定するものには鑛產稅又は特別鑛產稅を課せず命令を以て指定する鑛物又は其の鑛產物の毎年の産出數量が昭和十二年中の産出數量を超過せる部分は付鑛產稅又は特別鑛產稅を免除す
砂金以外の砂鑛の採取を目的とする砂鑛權者には左の稅率に依り毎年特別砂鑛區稅を課す
河床 砂鑛區一町毎に 金三十錢
河床に非ざるもの 砂鑛區域一千坪毎に 金三十錢

○綿物消費稅

命令を以て定むる混紡絲は之を織物消費稅を課せざる綿絲と看做す
綿絲又は綿絲と看做したる絲と人造絹絲

○法人資本稅

稅率千分の一を千分の一・二としたる場合の差増額に相當する稅額を増徴す
○清涼飲料稅
清涼飲料稅法第二條の規定に拘らず左の稅率に依る
第一種 玉ラムネ壘詰のもの 一石に付 八圓五十錢
第二種 其の他の壘詰のもの 一石に付 十五圓
第三種 壘詰以外のもの 炭酸ガス使用量 一疋に付 四圓五十錢

○砂糖消費稅

砂糖消費稅法及臨時租稅增徴法の規定に拘らず左の稅率に依る
一、砂糖
第一種 砂糖色相和蘭標本第十一號未満の砂糖
甲 樽入黒糖及樽入白下糖但し分蜜したるもの、黒糖及白下糖以外の砂糖に加工して製造したるもの並に全部又は一部の新式機械に依り製造したるものを除く 百斤に付 一圓七十錢
乙 其の他のもの 百斤に付 一圓七十錢

とを以て組成したる織物にして命令を以て定むるものは綿織物と看做す

支那事變特別稅

當分の内支那事變特別稅法に依り所得稅法人資本稅、清涼飲料稅、砂糖消費稅、取引所稅及印紙稅を増徴し利益配當稅、公債及社債利子稅、建築稅、通行稅、入場稅、特別入場稅及物品稅、遊興飲食稅を課す
○所得稅
一、法人の普通所得及清算所得に對する所得稅に付ては臨時租稅增徴法の規定に拘らず所得稅法の規定する稅率百分の五を百分の十二・二五、百分の十を百分の二・五としたる場合の差増額に相當する稅額を増徴す
法人の超過所得に對する所得稅は所謂稅法の規定する稅率を以て算出したる稅額の百分の十に相當する稅額を増徴す
前二項の規定に依る普通所得及超過所得に對する所得稅の増徴稅額は左の金額より普通所得及超過所得に對する所得稅額(普通所得に對する所得稅に加算する稅額を含まず)と臨時利得稅額との合計金額を控除したる殘額を越ゆることを得ず

普通所得の百分の五十五に相當する金額より普通所得中留保したる金額の百分の十五に相當する金額を控除したる殘額
二、所得稅中第二種甲及乙の所得に對しては所得稅法及臨時租稅增徴法の規定に拘らず左の稅率に依り賦課す
甲 國債の利子
利率年四分以下のもの 百分の二
利率年四分を越ゆるもの 百分の二・五
國債以外の公債の利子
利率年四分五厘以下のもの 百分の六・五
利率年四分五厘を越ゆるもの 百分の七・五
社債の利子
利率年四分五厘以下のもの 百分の八
利率年四分五厘を越ゆるもの 百分の九・五
乙 其他
百分の十二・五
三、第三種所得稅に付ては所得稅額の百分の二十二・五に相當する稅額を増徴す
第三種の所得千圓以上なるときは所得稅法の規定に拘らず所得稅を課す

百斤に付 四圓
第二種 砂糖色相和蘭標本第二十二號未満の砂糖 百斤に付 七圓八十錢
第三種 砂糖色相和蘭標本第二十二號以上の砂糖 百斤に付 九圓三十錢
第四種 氷砂糖、角砂糖、棒砂糖其他類似のもの 百斤に付 十一圓七十錢
二、糖蜜
第一種 氷砂糖を製造するときに生ずる糖蜜
甲 糖分を蔗糖として計算したる重量 全重量の百分の七十を越えざるもの 百斤に付 四圓六十錢
乙 其の他のもの 糖分を蔗糖として計算したる重量 百斤に付 九圓三十錢
第二種 其の他の糖蜜
甲 糖分を蔗糖として計算したる重量 全重量の百分の六十を越えざるもの 百斤に付 一圓七十錢
乙 其の他のもの 百斤に付 四圓

三、糖水

百斤に付 七圓八十錢
○取引所稅
第二種有價證券の賣買取引に對する取引稅に付ては臨時租稅增徴法の規定に拘らず

取引所稅法に規定する稅率萬分の一・五を萬分の四、萬分の二・五を萬分の六としたる場合の差増額に相當する稅額を増徴す
印紙稅中物品切手に關する印紙稅は印紙稅法第四條第一項第二十八號の規定に拘らず一通毎に左の區別に依り之を納むべし
記載金高三圓以下のもの 三錢
同 五圓以下のもの 十錢
同 十圓以下のもの 三十錢
同 二十圓以下のもの 六十錢
同 三十圓以下のもの 九十錢
同 五十圓以下のもの 一圓五十錢
同 百圓以下のもの 三圓
同 百圓を越ゆるもの(百圓又は其の端數毎に) 三圓
記載金高なきもの 三錢
○利益配當稅
利益配當稅は本法施行地に本店を有する法人より利益の配當を受くる者に課す
所得稅其の他の法律に依り第二種所得稅を課せられざる者には本稅を課せず
利益配當稅は前記の法人より支拂を受くる利益の配當に付き賦課し、配當中配當率七分の割合を以て算出したる金額を越ゆる金額を左の各級に區分し遞次に各稅率を適用して算出したる金額を以て其の稅額とす

配當金中配當率年七分の割合を以て算出したる金額を超過する金額 百分の十
同 年一割の割合を以て算出したる金額を超過する金額 百分の十五

◎公債及社債利子稅

公債及社債利子稅は本法施行地に於て公債又は社債の利子の支拂を受くる者に課す所得稅其の他の法律に依り第二種所得稅を課せられざる者には本稅を課せず
公債及社債利子稅は本法施行地に於て支拂を受くる公債又は社債の利子に付賦課し利子金額中國債にありては利率年四分、國債以外の公債及社債に在りては利率年四分五厘の割合を以て算出したる金額を超過する金額の百分の十五に相當する金額を以て其の稅額とす

◎建築稅

建築稅は左に掲ぐる家屋を建築（増築及改築を含む以下同じ）したる者に之を課す
一 居住の用に供する家屋
二 料理店業、席貸業其の他に之に類する營業の用に供する家屋にして命令を以て定むるもの
三 演劇、活動寫眞、演藝又は觀物（相撲、野球、拳闘其の他の競技にして公衆の觀覽に供することを目的とするものを含む）の開催に供する場所

のを含む）の開催の用に供する家屋
建築稅は家屋（附屬工作物を含む以下同じ）一構毎に其の建築價額を標準として之を賦課す前項の建築價額の算定に關しては命令を以て之を定む
一 構の家屋の一部が前條の家屋に該當する場合に其の部分を一構の家屋と看做す
前記家屋を新築したる者新築竣成後一年内に其の家屋と一構と爲るべき建築を爲したる場合には前後の建築を通じて一建築と看做し本法を適用す
前項の規定により建築稅を課すべき場合に於て既に建築稅を課したる部分あるときは其の建築稅に相當する金額を建築稅額より控除す
建築稅は建築價額より五千圓を控除したる金額の百分の十に相當する金額を以て其の稅額とす

たる家屋に代へて建築したる家屋

三 其の他命令を以て定むる家屋
建築稅に付納稅義務ある者は命令の定むる所に依り建築價額を政府に申告すべし
建築價額は前條の申告により、申告なきとき又は申告を不相當と認むるときは政府の調査に依り政府に於て之を決定す
建築價額を決定したるときは政府は之を納稅義務者に通知すべし
建築稅は建築竣成の際之を徵收す
建築稅は家屋の所在地を以て納稅地とす
納稅義務者納稅地に現住せざるときは建築價額の申告、納稅其の他建築稅に關する事項を處理せしむる爲納稅管理人を定め政府に申告すべし

本法の適用に付ては被相続人の爲したる家屋の建築は相続人の爲したるものと看做し合併に依りて消滅したる法人の爲したる家屋の建築は合併後存続する法人又は合併に因りて設立したる法人の爲したるものと看做す

◎通行稅

通行稅は、汽車、電車、乗合自動車及汽船の乗客に左の區別に依り之を課す。

五十斤未満 一等 六 錢
二等 三 錢

五十斤以上

一等 五十 錢
二等 三十 錢
三等 二十 錢

百斤以上

一等 五十 錢
二等 三十 錢
三等 二十 錢

二百斤以上

一等 六十 錢
二等 四十 錢
三等 三十 錢

三百斤以上

一等 八十 錢
二等 五十 錢
三等 三十 錢

五百斤以上

一等 一百二十 錢
二等 八十 錢
三等 五十 錢

八百斤以上

一等 一百四十 錢
二等 九十 錢
三等 五十 錢

千斤以上

一等 二百 錢
二等 一百二十 錢
三等 八十 錢

便覽——稅率

通行稅は十二歳未満の乗客に付ては其の半額とす
三等乗客にして其の乗車區間五十斤未満のもの及陸海軍の團體としての乗車船にして命令の定むるものは通行稅を要せず
◎入場稅
入場稅は左に掲ぐる第一種の場所に入場する者又は第二種の場所の設備を利用する者に課す

◎物品稅
物品稅は左に掲ぐる物品にして命令を以

て定むるものに課す

第一種

- 一 貴石若は半貴石又は之を用ひたる製品
- 二 眞珠又は眞珠を用ひたる製品
- 三 貴金屬製品又は金若は白金を用ひたる製品
- 四 釐甲製品
- 五 珊瑚製品
- 六 毛皮又は毛皮製品
- 七 羽毛製品又は羽毛を用ひたる製品

乙類

- 八 時計
- 九 文房具
- 十 身邊用細貨類
- 十一 化粧用具
- 十二 喫煙用具
- 十三 帽子、杖、鞭及傘
- 十四 靴及トランソ
- 十五 靴及履物
- 十六 書畫及骨董
- 十七 室内裝飾品
- 十八 玩具
- 十九 運動具
- 二十 照明器具

◎代金引換料 一箇に付 五 錢

◎集金郵便料

- 一、證書(現金受領證) 取立金額一口三圓以上五十圓以下 六 錢
- 二、證券(無記名の公債證券若しくは社債券又は其の利札、貨物引換證、船荷證券運送貨物の引換證として使用せらるゝ受取證若しくは引換證の類) 一口三圓以上十圓以下 十五 錢

◎速達料

- 一、郵便區市内に宛てたるもの 八 錢
 - 二、郵便區市外に宛てたるもの及配達郵便局を指定したるもの
 - イ、配達受持郵便局より陸路八キロメートル迄 三十 錢
 - ロ、八キロメートルを超ゆる四キロメートル又は其の端數毎に 二十五 錢
- 荷上記料金を左の料金を加へ航空郵便線路上に依る速達とすることを得
- 一、第三種乃至第五種郵便物 六十グラム又は其の端數毎に 十 錢
 - 二、小包郵便 一キログラム毎に 九十二 錢
 - 以上五百グラム又は其の端數毎に 五十 錢

◎航空郵便料(航空郵便の項にあり)

◎別配達料

- 内地と朝鮮、臺灣、關東州、樺太及南洋群島相互間に發着するものにして書留又は價格表記とするものは別配達と爲すことを得 三十 錢
 - 陸路八キロメートル迄 二十五 錢
 - 以上四キロメートル又は其の端數毎に 二十五 錢
- 解船料は別に實費を受取人より徴集す受取人納付せざる時は差出人より徴集す
- ◎年賀特別郵便
- 封緘したる書狀、通常葉書にして十二月二十日より二十九日迄に差出すものは年賀特別郵便と爲すことを得
 - 年賀郵便は翌年一月一日附の消印を押捺し翌年一月一日の最先便より配達す
- ◎損害賠償
- 一、書留郵便物を亡失したるとき 十圓
 - 二、書留小包郵便物を毀損したるとき 十圓
- 但し實損額の十圓以下のときは其の實損額
- 三、價格表記郵便物の全部亡失のとき 表記金額の全部
 - 一部亡失又は毀損のとき

【外國郵便】

- ◎通常郵便料
- △中華民國及滿洲國以外の諸國
 - 一、書狀 二十グラム迄 二十 錢
 - 二、郵便葉書 通常葉書 二十 錢
 - 三、印刷物 印刷用(五十グラム毎に四錢)の印刷物(一キログラム毎に二錢)
 - 四、業務用書類 二百五十グラム迄 二十 錢
 - 五、商品見本 以上五十グラム毎に 八 錢
 - 六、小形包装物 二百五十グラム迄 四十 錢

七、價格表記書狀

- 一、價格 二十グラム迄 三十六 錢
- 二、價格 二十グラム迄 三十六 錢
- 三、價格 二十グラム迄 三十六 錢

八、價格表記書狀

- 一、價格 二十グラム迄 三十六 錢
- 二、價格 二十グラム迄 三十六 錢
- 三、價格 二十グラム迄 三十六 錢

二、郵便葉書

- 一、郵便葉書 通常葉書 二十 錢
- 二、郵便葉書 通常葉書 二十 錢
- 三、郵便葉書 通常葉書 二十 錢

七、料證明

- 一、料證明 一通の以上一枚のもの 十 錢
- 二、料證明 一通の以上一枚のもの 十 錢
- 三、料證明 一通の以上一枚のもの 十 錢

二、配達證明料

- 一、配達證明料 郵便物差出の場合 四 錢
- 二、配達證明料 郵便物差出の場合 四 錢
- 三、配達證明料 郵便物差出の場合 四 錢

八、代金引換料

- 一、代金引換料 一箇に付 五 錢
- 二、代金引換料 一箇に付 五 錢
- 三、代金引換料 一箇に付 五 錢

九、價格表記

- 一、價格 二十グラム迄 十五 錢
- 二、價格 二十グラム迄 十五 錢
- 三、價格 二十グラム迄 十五 錢

一、書留

- 一、書留 通常郵便 十 錢
- 二、書留 通常郵便 十 錢
- 三、書留 通常郵便 十 錢

三、航空料(航空郵便の項にあり)

- 一、航空料(航空郵便の項にあり) 十 錢
- 二、航空料(航空郵便の項にあり) 十 錢
- 三、航空料(航空郵便の項にあり) 十 錢

四、別配

郵便物 中華民國宛のもの 四十錢
郵便物 中華の他の宛のもの 四十錢
郵便物 宛の他の宛のもの 四十錢
郵便物 宛の他の宛のもの 四十錢

五、料引代金

中華郵便物宛 八錢
中華民國宛 八錢
又、其の端数毎に換算金引換額を以て算する

六、表價格

郵便物 其の端数毎に換算金引換額を以て算する
小包郵便物 其の端数毎に換算金引換額を以て算する

七、價格表記

小包郵便物 其の端数毎に換算金引換額を以て算する
郵便物 其の端数毎に換算金引換額を以て算する

【航空郵便】

内國、外國及日滿航空郵便物を運送すべし

き本邦の航空郵便線路は左の如し。航空郵便物には其の表面に「航空」と朱記し、又は記載したる票符を貼布すべし、航空小包郵便物の重量は二キログラムを超過すべからず。

◎航空郵便線路

- 東京大連間(東京、名古屋、大阪、福岡、岡山、大邱、京城、平壤、新義州、大連)
- 東京、新京間(東京、福岡、京城、奉天、新京)
- 京城清津間(京城、咸興、清津)
- 福岡臺北間(福岡、那覇、臺北)
- 東京札幌間(東京、仙臺、青森、札幌)
- 東京新潟間(東京、長野、新潟)
- 大阪長野間(大阪、金澤、富山、長野)
- 大阪松江間(大阪、鳥取、松江)
- 大阪高知間(大阪、徳島、高知)
- 大阪別府間(大阪、高松、松山、別府)
- 名古屋山田間(名古屋、山田)
- 臺灣内循環(臺北、臺中、臺南、屏東、高尾、臺東、花蓮港、宜蘭、臺北)
- 臺南澎湖間(臺南、馬公)
- 東京パラオ間(横濱、サイパン、パラオ)
- 一、内地と朝鮮、臺灣、關東州及南洋群島相互間

印刷書狀に非ざる第一種 二十グラム又は其の端数毎に 三十錢
郵便物 往信又は返信の際各々 十五錢
郵便物 往復葉書 三十錢

郵便物 往復葉書 三十錢
郵便物 往復葉書 三十錢
郵便物 往復葉書 三十錢

郵便物 往復葉書 三十錢
郵便物 往復葉書 三十錢
郵便物 往復葉書 三十錢

郵便物 往復葉書 三十錢
郵便物 往復葉書 三十錢
郵便物 往復葉書 三十錢

郵便物 往復葉書 三十錢
郵便物 往復葉書 三十錢
郵便物 往復葉書 三十錢

ハ、その他 六十グラム又は其の端数毎に 四十錢

◎日滿航空郵便料

本邦及滿洲國の郵便業務に依る外國宛航空通常郵便物の航空料左の如し
一、日本國內地又は臺灣、南洋群島と滿洲國間

書狀 無封 二十グラム又は其の端数毎に 三十五錢
書狀 封緘 六十グラム又は其の端数毎に 三十五錢

郵便物 往復葉書 十八錢
郵便物 往復葉書 十八錢
郵便物 往復葉書 十八錢

郵便物 往復葉書 十八錢
郵便物 往復葉書 十八錢
郵便物 往復葉書 十八錢

郵便物 往復葉書 十八錢
郵便物 往復葉書 十八錢
郵便物 往復葉書 十八錢

郵便物 往復葉書 十八錢
郵便物 往復葉書 十八錢
郵便物 往復葉書 十八錢

郵便物 往復葉書 十八錢
郵便物 往復葉書 十八錢
郵便物 往復葉書 十八錢

便覽—郵便電信電話

書狀 無封 二十グラム又は其の端数毎に 六錢
書狀 封緘 六十グラム又は其の端数毎に 六錢

郵便物 往復葉書 六錢
郵便物 往復葉書 六錢
郵便物 往復葉書 六錢

郵便物 往復葉書 六錢
郵便物 往復葉書 六錢
郵便物 往復葉書 六錢

郵便物 往復葉書 六錢
郵便物 往復葉書 六錢
郵便物 往復葉書 六錢

郵便物 往復葉書 六錢
郵便物 往復葉書 六錢
郵便物 往復葉書 六錢

郵便物 往復葉書 六錢
郵便物 往復葉書 六錢
郵便物 往復葉書 六錢

郵便物 往復葉書 六錢
郵便物 往復葉書 六錢
郵便物 往復葉書 六錢

郵便物 往復葉書 六錢
郵便物 往復葉書 六錢
郵便物 往復葉書 六錢

郵便物 往復葉書 六錢
郵便物 往復葉書 六錢
郵便物 往復葉書 六錢

書狀 無封 二十グラム又は其の端数毎に 十五錢
書狀 封緘 六十グラム又は其の端数毎に 十五錢

郵便物 往復葉書 十五錢
郵便物 往復葉書 十五錢
郵便物 往復葉書 十五錢

郵便物 往復葉書 十五錢
郵便物 往復葉書 十五錢
郵便物 往復葉書 十五錢

郵便物 往復葉書 十五錢
郵便物 往復葉書 十五錢
郵便物 往復葉書 十五錢

郵便物 往復葉書 十五錢
郵便物 往復葉書 十五錢
郵便物 往復葉書 十五錢

郵便物 往復葉書 十五錢
郵便物 往復葉書 十五錢
郵便物 往復葉書 十五錢

郵便物 往復葉書 十五錢
郵便物 往復葉書 十五錢
郵便物 往復葉書 十五錢

郵便物 往復葉書 十五錢
郵便物 往復葉書 十五錢
郵便物 往復葉書 十五錢

郵便物 往復葉書 十五錢
郵便物 往復葉書 十五錢
郵便物 往復葉書 十五錢

便覽 郵便電信電話

ホ、その他 以上六十グラム迄 五十銭
又は其の端數毎に 五十銭
外國の航空郵便業務に依る外國宛通常郵便物の航空料は昭和十二年三月二十九日逓信省告示第七百八十二號に依り各個の場合に付き参照され度し、本邦及滿洲國內をも航空送送すべき外國宛郵便物に付ては各個の航空料の外上記各表の航空料を別に納付することを要す。

【國內電信】

一、同一市町村内(官報) 十五銭
二、内地小笠原島間、内地又(官報) 三十銭
三、前各號以外(私報) 三十銭

○國內電報料早見表 (名宛料ヲ加算シタルモノ)
字數 通常 照校 至急 至急照校
料金 (ムニ) (ウナ) (ウナムニ)

Table with columns for character count (字數), type (種類), and rate (料金). Rows include categories like '和文' (Japanese text) and '歐文' (Western text) with sub-categories for length (e.g., 15 characters or less).

Table with columns for character count (字數), type (種類), and rate (料金). Rows include categories like '和文' (Japanese text) and '歐文' (Western text) with sub-categories for length (e.g., 15 characters or less).

○内地・小笠原島・臺灣・樺太・朝鮮及南洋
ヤツブ島相互間
電報料早見表(名宛ヲ加算セザルモノ)

Table with columns for character count (字數), type (種類), and rate (料金). Rows include categories like '通常' (Normal) and '照校' (Checked) with sub-categories for urgency (e.g., '至急').

便覽 郵便電信電話

○特殊取扱料

Table with columns for character count (字數), type (種類), and rate (料金). Rows include categories like '通常' (Normal) and '照校' (Checked) with sub-categories for urgency (e.g., '至急').

至急料(官報) 電報料に同じ
照校料(私報) 電報料の二倍
電報受信(和文) 十五字に相當する電報料
電報受信(歐文) 十五字に相當する電報料

便覽——郵便電信電話

に新に差出したるものとして計算す
返信料前納 返信を受けんとするものは之
に要する返信の電報料を前納する事を得
電報料送料 一通に付 三錢
◎特別電報略符號

至	返信料前納	和文略號	歐文略號
電報	電報受信報知	UR	UR
郵便	郵便受信報知	BP	BP
再追	尾知	FC	FC
同	送尾	PC	PC
夜間	配達	PP	PP
留使	別使配達	FS	FS
別使	別使配達	RF	RF
別使	別使配達	TM	TM
別使	別使配達	SS	SS
別使	別使配達	ZS	ZS
別使	別使配達	MR	MR
別使	別使配達	TR	TR
別使	別使配達	XP	XP
別使	別使配達	KR	KR
別使	別使配達	BD	BD
別使	別使配達	BR	BR
別使	別使配達	TF	TF
別使	別使配達	WT	WT
別使	別使配達	CL	CL
別使	別使配達	MA	MA

◎慶弔電報料

一、電報	電報料	同文料
イ、内地相互間の	三十錢	十五錢
ロ、内地と朝鮮、	十五錢	十五錢
ハ、臺灣、樺太又	四十錢	十五錢
ニ、南洋群島と	四十錢	十五錢
ヘ、船舶又は航空	八十錢	四十五錢
ホ、機に發着する	八十錢	四十五錢
ヘ、但し船舶託送	五十錢	三十錢
ハ、發受所より發	五十錢	三十錢
ニ、内地と關東州	四十錢	二十六錢
ニ、屬地、滿洲鐵道附	四十錢	二十六錢
芝罘間	四十錢	二十六錢

慶弔電報に付ては特殊取扱（同文、時間
外及別便配達の取扱を除く）及著信託送の
取扱を爲さず

三、記載方
イ、電報頼信紙の郵便切手欄に慶祝文を
記載したるものは「祝」、年賀文は「年
賀」、弔慰文は「弔」と記載して差し出
せばよい。
ロ、例文電報として差し出す時は電報頼
信紙の本文欄に慶祝文、年賀文、弔慰
文を記載する代りに文例に冠してある
略號又は番號を記載すればよい。

（略號）

（發信人名）

イ、ヤマトマチニハナゾノキクエ
配達局では「イ」の略號を「ゴアンザ
ンナシユクス」と書き改めて配達する

四、文例

- 略號 文 例
- イ 御安産ヲ祝ス
 - ロ 御入學ヲ祝ス
 - ハ 御入學御芽出度ウ
 - ニ 合格ヲ祝ス
 - ホ 御卒業ヲ祝ス
 - ヘ 御卒業御芽出度ウ

結婚

- ト 御結婚ヲ祝ス
- リ 華燭ノ盛典ヲ祝シ御多幸ヲ祈
- ス 謹ミテ御婚禮ヲ御祝ヒ申シマ
- ス 御榮轉ヲ祝ス
- ス 御榮進ヲ祝ス
- ス 御入選ヲ祝ス
- ス 御入賞ヲ祝ス
- ス 御當選ヲ祝ス
- ス 御優勝ヲ祝ス
- ス 御成功ヲ祝ス
- ス 御安著ヲ祝ス
- ス 無事御歸朝ヲ祝ス
- ス 還曆ノ御祝典ヲ賀ス
- ス 御盛會ヲ祝ス
- ス 新築落成ヲ祝ス
- ス 御開業ヲ祝ス
- ス 御開店ヲ祝シ御繁榮ヲ祈ル
- ス 御入營ヲ祝ス
- ス 光輝アル凱旋ヲ祝ス
- ス 御盛典ヲ祝ス
- ス 御芽出度ウ
- ス 謹ミテ御祝ヒ申シマス

便覽——郵便電信電話

- エ 謹ミテ新年ヲ賀ス
- テ 謹ミテ新年ノ御祝詞ヲ申上ゲマス
- ア 明ケマシテ御芽出度ウ御座イマス
- サ 新年ノ年ノ始ノ御壽芽出度ウ御祝ヒ
- キ 申上ゲマス
- ル 謹ミテ新年ヲ賀シ御尊家ノ萬福ヲ祈
- ユ ス 謹ミテ新年ヲ賀シ平素ノ御無音ヲ謝
- メ ス 謹ミテ新年ヲ賀シ倍舊ノ御愛顧ヲ願
- フ 謹ミテ新年ヲ賀シ倍舊ノ御愛顧ヲ願
- ミ 新年御芽出度ウ御座イマス相變ラズ
- シ 御引立テテ願ヒマス
- エ 謹ミテ年頭ノ御挨拶ヲ申上ゲ益御繁
- エ 榮ヲ祈ル
- エ 謹ミテ新年ヲ賀ス早賀詞ヲ賜ハリ
- エ 難有存シマス
- ヒ 洋上ヨリ遙ニ故國ノ新年ヲ賀ス
- モ 新年ヲ賀シ御安著ヲ待ツ
- セ 謹ミテ新年ヲ賀シ一路御平安ヲ祈ル
- ス 新年御芽出度ウ御座イマス當方皆無
- ン 事御安心下サイ
- ン 謹ミテ新年ヲ賀ス皇國ノタメ一層御
- ン 奮闘ヲ祈ル

弔慰文 例

- ◎新聞電報料
- 一 謹ミテ御逝去ヲ悼ム
 - 二 謹ミテ御悔ミ申ス
 - 三 謹ミテ哀悼ノ意ヲ表ス
 - 四 御逝去ヲ悼ミ御冥福ヲ祈ル
 - 五 御永眠謹ミテ御悔ミ申シマス
- 和文五十 字歐文十 語以内を 増す毎に
- 一、内地間のもの 二十五錢
 - 二、内地小笠原島間 二十錢
 - 三、内地又は小笠原 島と臺灣、樺太、 朝鮮及南洋ヲツ 三十五錢
 - 四、島間 三十錢
 - 五、至急料 新聞電報料の二倍
 - 六、同文料 内地間和文五十字歐文十語以内 十五錢、同敷以内を増す毎に十錢、内地小笠原島間内地又は小笠原島と臺灣、樺太、朝鮮及南洋ヲツ島間同二十錢
 - 七、豫約新聞電報料（一豫約に付年額）
 - 八、内地間 五百字歐文百語以内 四百八十圓
 - 九、内地間のもの 一千五百語以内 八百四十圓
 - 十、文三百語以内 一千二百圓

内地小笠原 吾字歐文百語以内 七百廿圓
島間内地又 一千二百六十圓
と小笠原島 二百語以内
太、朝鮮、樺太、南洋ヤップ 一千五百語以内 一千八百圓
島間 文三百語以内

豫約新聞電報料の半額に同じ
◎無線電話料

私官報及

文和 通常料 十五字以内 五錢
同文料 増す毎に 五錢
文歐 通常料 五語以内 三十五錢
同文料 毎一語を 五錢
増す

文和 通常料 五十字以内 三十五錢
同文料 増す毎に 二十錢
文歐 通常料 五十字以内 三十五錢
同文料 増す毎に 二十錢

電新

文和 通常料 五十字以内 三十五錢
同文料 増す毎に 二十錢
文歐 通常料 五十字以内 三十五錢
同文料 増す毎に 二十錢

【日滿電報】

◎電報料

一、本邦内地、臺灣、樺太又は南洋ヤップ 一語に付 六錢(歐文八錢)
島と關東州、滿鐵附屬地、滿洲國又は芝 一語に付 八錢(歐文十錢)
官報 一語に付 八錢(歐文十錢)
私報 一語に付 八錢(歐文十錢)
二、朝鮮若は芝罘と關東州若は滿洲國との 一語に付 六錢(歐文八錢)
間又は朝鮮と芝罘との間官報私報共 一語に付 六錢(歐文八錢)

◎新聞電報料

一、本邦内地、臺灣、樺太又は南洋ヤップ 一語に付 三錢(歐文四錢)
島と關東州、滿洲國又は芝罘との間 一語に付 三錢(歐文四錢)
二、朝鮮若は芝罘と關東州若は滿洲國との 一語に付 三錢(歐文四錢)
間又は朝鮮と芝罘との間 一語に付 三錢(歐文四錢)
至急料 官報電報料に同じ私報電報料の二 倍

◎豫約新聞電報料

一、本邦内地、臺灣、樺太又は南洋ヤップ 一語に付 七圓二十圓
島と關東州又は滿洲國との間 一語に付 九圓六十圓

一、豫約に 二百語以内 歐文 千二百六十圓
付年額に 三百語以内 歐文 千八百圓

二、朝鮮と關東州又は滿洲國との間 二百語以内 歐文 四百八十圓
一、豫約に 二百語以内 歐文 千二百六十圓
付年額に 三百語以内 歐文 千八百圓

◎無線電報料

一、別に定むるものを除くの外 官報及私報 一語に付 三錢
通常料 新聞電報 一語に付 三錢
二、艦船發着日滿無線電報の有線電信系上 一語に付 三錢
の傳送に對し左の有線電報料を課す 官報及私報 一語に付 三錢
新聞電報 歐文は 三錢
一語に付 新聞電報 歐文は 三錢

【日華電報】

◎電報料

一、北支那(青島、芝罘及び華北電信電話 株式會社所屬地局)に發着する日華電報

【外國電報】

外國電報に使用すべき文字はローマ字、 數字はアラビア數字又ローマ數字。料金は 特に定むる場合を除くの外金フランによる 時間外料 一通に付 三十錢
別使配達料 一通に付 一圓
閱覽料 一通に付 五錢

【内國電話】

寫眞膠本料 一枚に付 一圓
◎外國無線電報料 一圓
帝國政府陸上局の媒介に依る外國無線電 信にして専ら帝國電信系により傳送するも の、一般の電氣通線路上の傳送に對す る料金は一語に付六錢とす
陸上局料 一語に付 二十四錢
移動局料 一語に付 十六錢

◎電話使用料

度數施行地 基本料年額 五級地 六級地 七級地 八級地 九級地 二級地 三級地 四級地
均一料金制(單獨加入) 一級地 二級地 三級地 四級地 五級地 六級地 七級地 八級地 九級地 二級地 三級地 四級地
◎加入料名義書換料及電話番號簿掲載 一級地 二級地 三級地 四級地 五級地 六級地 七級地 八級地 九級地 二級地 三級地 四級地
加義書換料 一級地 二級地 三級地 四級地 五級地 六級地 七級地 八級地 九級地 二級地 三級地 四級地
電話番號簿掲載料年額 一級地 二級地 三級地 四級地 五級地 六級地 七級地 八級地 九級地 二級地 三級地 四級地

◎附加使用料

一、普通加入區域加入の距離によるもの、八級局以上

當該電話官署の普通 加入區域外に於ける 關係電話線路百十メ 特別加入 加入區域 五圓

官報及び私報(日、和文)一語に付 二十錢
滿、支官報を含む(歐文)一語に付 二十五錢
私報の至急料 電報料の二倍
照校料 電報料の四分の一
二、上海を除く中支那各地(華中電氣通信 株式會社所屬局)に發着する日華電報
官報及び私報(和文)一語に付 三十一錢
歐文 一語に付 三十五錢
但し日、滿、支官報に限り一語に付和文 二十五錢、歐文三十錢

◎無線電報

帝國又は中華民國に屬する艦船又は航空 機より發し又は著する電報にして帝國政 府及び中華民國の移動局、陸上局又は電 信系により取扱はれるもの、外

官報及び私報(和文)一語に付 七錢
歐文 一語に付 七錢
新聞電報(和文)一語に付 三錢
歐文 一語に付 三錢

口、電送が専ら帝國政府の電信系により 行はれる場合、左の有線電報料を課す
官報及び私報(和文)一語に付 六錢
歐文 一語に付 六錢
新聞電報料(和文)一語に付 三錢
歐文 一語に付 三錢

便覽—郵便電信電話

ロ、九級局以下
當該電話官署の普通區域外に於ける
關係電話線路百メートル迄毎に
二圓四十錢

一〇級局 加入
一一級局 同
一二級局 同
外通話料
一、普通通話料

料尾首
鮮朝地内
内超七錢
内超七錢

二、至急通話料
三、定時通話料
四、日滿電
一、普通通話料
二、至急通話料

郵便爲替

郵便爲替證書金額制限
通常爲替 證書一枚に付
電信爲替 金三百圓以内

便覽—郵便電信電話・貨幣

二十五圓迄
二十圓迄
十五圓迄
十圓迄

振替貯金受拂料
一、拂込料金 一口付
二、振替拂出料
三、現金拂渡料

貨幣、度量衡、利子

各國貨幣(爲替平價表)
瑞獨北英
西米吉國
フライホ
ラヒスド
ン(マルク)
(弗)

立を升に直すには
立を瓦倫に直すには
瓦をゲレンに直すには
瓦をオンスに直すには
瓦を封度に直すには
瓦を英噸に直すには
尺を米に直すには
町(長さ)を米に直すには
里を米に直すには
里を斤に直すには
時を糧に直すには
呷を米に直すには
碼を米に直すには
鑽を米に直すには
哩を斤に直すには
坪を平方米に直すには
畝をアールに直すには

五倍して九で割る
五分加へて四で割る
五分加へて百で割る
五分加へて三十で割る
一分加へて二倍する
二分引く
三倍して十で割る
一分引いて二倍する
一分加へて百倍する
三分加へて三倍する
五分加へて四で割る
五倍して二で割る
三倍して十で割る
三倍して十で割る
一分引く
二十倍する
八倍して五で割る
一分加へて三倍する
一分引く

千分の二
千分の六
千分の六
千分の八
千分の二
千分の四
千分の十
千分の十
千分の八
千分の七
千分の十
千分の六
千分の六
千分の六
千分の六
千分の二

町(面積)をアークに直すには
升を立に直すには
瓦倫を立に直すには
ゲレンを瓦に直すには
オンスを瓦に直すには
封度を瓦に直すには
英噸を噸に直すには
右は概數を得る換算法で、正確なる數を出すものでなく、一の便法であるから正數に對して少し宛の誤差がある。表に掲げたものは千分の一未滿は四捨五入してある。

一分引く
九倍して五で割る
五分引いて四で割る
三分加へて五十倍する
五分引いて三十倍する
一分引いて二で割る
二分を加へる
一分を加へて二で割る
一分を加へて三倍する
四で割つて十五倍する
二分引いて三で割る
五倍して三で割る
五で割つて三倍する、又は〇・六を掛ける

攝氏華氏寒暖計比較表

Table with 4 columns: 攝氏 (Celsius), 華氏 (Fahrenheit), 攝氏 (Celsius), 華氏 (Fahrenheit). Values range from 〇 to 六.

Table with 4 columns: 攝氏 (Celsius), 華氏 (Fahrenheit), 攝氏 (Celsius), 華氏 (Fahrenheit). Values range from 二〇 to 六八.

Table with 4 columns: 攝氏 (Celsius), 華氏 (Fahrenheit), 攝氏 (Celsius), 華氏 (Fahrenheit). Values range from 三三 to 八九.

備考 華氏を攝氏に換へるにはその度から

海里を哩に換算表

Table with 4 columns: 海里 (Nautical Miles), 哩 (Miles), 海里 (Nautical Miles), 哩 (Miles). Values range from 一・七五 to 一・〇〇.

Table with 4 columns: 海里 (Nautical Miles), 哩 (Miles), 海里 (Nautical Miles), 哩 (Miles). Values range from 七・〇〇 to 一・〇〇.

Table with 4 columns: 海里 (Nautical Miles), 哩 (Miles), 海里 (Nautical Miles), 哩 (Miles). Values range from 一・〇〇 to 一・〇〇.

三十二度を引いたものに5・9を掛ければよくまた攝氏を華氏に換へるには攝氏の度を二倍してその一割を引きこれに三十二を加へればよい

利子早見表

Table for interest calculation: 元金 (Principal), 年二割の利息即百分の二十(十五兩一分), 一箇年, 一箇月, 一日.

Table for interest calculation: 元金 (Principal), 年一割五分の利息百分の十五(二十兩一分), 一箇年, 一箇月, 一日.

Table for interest calculation: 元金 (Principal), 年一割五分の利息百分の十(二十兩一分), 一箇年, 一箇月, 一日.

便覽—度量衡・利子

年次	五分	六分	七分	八分	一分	一分二分	一分三分	一分四分	一分五分	一分六分	一分七分	一分八分	一分九分	一分
一年	0.0500	0.0600	0.0700	0.0800	0.1000	0.1100	0.1200	0.1300	0.1400	0.1500	0.1600	0.1700	0.1800	0.2000
二年	0.1000	0.1200	0.1400	0.1600	0.2000	0.2200	0.2400	0.2600	0.2800	0.3000	0.3200	0.3400	0.3600	0.4000
三年	0.1500	0.1800	0.2100	0.2400	0.3000	0.3300	0.3600	0.3900	0.4200	0.4500	0.4800	0.5100	0.5400	0.6000
四年	0.2000	0.2400	0.2800	0.3200	0.4000	0.4400	0.4800	0.5200	0.5600	0.6000	0.6400	0.6800	0.7200	0.8000
五年	0.2500	0.3000	0.3500	0.4000	0.5000	0.5500	0.6000	0.6500	0.7000	0.7500	0.8000	0.8500	0.9000	1.0000
六年	0.3000	0.3600	0.4200	0.4800	0.6000	0.6600	0.7200	0.7800	0.8400	0.9000	0.9600	1.0200	1.0800	1.2000
七年	0.3500	0.4200	0.4900	0.5600	0.7000	0.7700	0.8400	0.9100	0.9800	1.0500	1.1200	1.1900	1.2600	1.4000
八年	0.4000	0.4800	0.5600	0.6400	0.8000	0.8800	0.9600	1.0400	1.1200	1.2000	1.2800	1.3600	1.4400	1.6000
九年	0.4500	0.5400	0.6300	0.7200	0.9000	0.9900	1.0800	1.1700	1.2600	1.3500	1.4400	1.5300	1.6200	1.8000
十年	0.5000	0.6000	0.7000	0.8000	1.0000	1.1000	1.2000	1.3000	1.4000	1.5000	1.6000	1.7000	1.8000	2.0000
十五年	0.7500	0.9000	1.0500	1.2000	1.5000	1.6500	1.8000	1.9500	2.1000	2.2500	2.4000	2.5500	2.7000	3.0000
二十年	1.0000	1.2000	1.4000	1.6000	2.0000	2.2000	2.4000	2.6000	2.8000	3.0000	3.2000	3.4000	3.6000	4.0000

單利積算法 (元金一圓に付)

年次	五分	六分	七分	八分	一分	一分二分	一分三分	一分四分	一分五分	一分六分	一分七分	一分八分	一分九分	一分
一年	0.0500	0.0600	0.0700	0.0800	0.1000	0.1100	0.1200	0.1300	0.1400	0.1500	0.1600	0.1700	0.1800	0.2000
二年	0.1000	0.1200	0.1400	0.1600	0.2000	0.2200	0.2400	0.2600	0.2800	0.3000	0.3200	0.3400	0.3600	0.4000
三年	0.1500	0.1800	0.2100	0.2400	0.3000	0.3300	0.3600	0.3900	0.4200	0.4500	0.4800	0.5100	0.5400	0.6000
四年	0.2000	0.2400	0.2800	0.3200	0.4000	0.4400	0.4800	0.5200	0.5600	0.6000	0.6400	0.6800	0.7200	0.8000
五年	0.2500	0.3000	0.3500	0.4000	0.5000	0.5500	0.6000	0.6500	0.7000	0.7500	0.8000	0.8500	0.9000	1.0000
六年	0.3000	0.3600	0.4200	0.4800	0.6000	0.6600	0.7200	0.7800	0.8400	0.9000	0.9600	1.0200	1.0800	1.2000
七年	0.3500	0.4200	0.4900	0.5600	0.7000	0.7700	0.8400	0.9100	0.9800	1.0500	1.1200	1.1900	1.2600	1.4000
八年	0.4000	0.4800	0.5600	0.6400	0.8000	0.8800	0.9600	1.0400	1.1200	1.2000	1.2800	1.3600	1.4400	1.6000
九年	0.4500	0.5400	0.6300	0.7200	0.9000	0.9900	1.0800	1.1700	1.2600	1.3500	1.4400	1.5300	1.6200	1.8000
十年	0.5000	0.6000	0.7000	0.8000	1.0000	1.1000	1.2000	1.3000	1.4000	1.5000	1.6000	1.7000	1.8000	2.0000
十五年	0.7500	0.9000	1.0500	1.2000	1.5000	1.6500	1.8000	1.9500	2.1000	2.2500	2.4000	2.5500	2.7000	3.0000
二十年	1.0000	1.2000	1.4000	1.6000	2.0000	2.2000	2.4000	2.6000	2.8000	3.0000	3.2000	3.4000	3.6000	4.0000

復利積算法 (本表は一圓に付毎年の複利積算である但し毎半年に利子を元金に繰り入れてある)

日歩を年利に換算法 (換算法は日歩を三百六十五倍して元金に對する割合を算出したもので絲位未滿は切捨て、ある)

日歩	年利	日歩	年利	日歩	年利	日歩	年利	日歩	年利	日歩	年利	日歩	年利	日歩	年利
0.0000	0.0000	0.0001	0.0365	0.0002	0.0730	0.0003	0.1095	0.0004	0.1460	0.0005	0.1825	0.0006	0.2190	0.0007	0.2555
0.0008	0.2920	0.0009	0.3285	0.0010	0.3650	0.0011	0.4015	0.0012	0.4380	0.0013	0.4745	0.0014	0.5110	0.0015	0.5475
0.0016	0.5840	0.0017	0.6205	0.0018	0.6570	0.0019	0.6935	0.0020	0.7300	0.0021	0.7665	0.0022	0.8030	0.0023	0.8395
0.0024	0.8760	0.0025	0.9125	0.0026	0.9490	0.0027	0.9855	0.0028	1.0220	0.0029	1.0585	0.0030	1.0950	0.0031	1.1315
0.0032	1.1672	0.0033	1.2037	0.0034	1.2402	0.0035	1.2767	0.0036	1.3132	0.0037	1.3497	0.0038	1.3862	0.0039	1.4227
0.0040	1.4592	0.0041	1.4957	0.0042	1.5322	0.0043	1.5687	0.0044	1.6052	0.0045	1.6417	0.0046	1.6782	0.0047	1.7147
0.0048	1.7512	0.0049	1.7877	0.0050	1.8242	0.0051	1.8607	0.0052	1.8972	0.0053	1.9337	0.0054	1.9702	0.0055	2.0067
0.0056	2.0392	0.0057	2.0757	0.0058	2.1122	0.0059	2.1487	0.0060	2.1852	0.0061	2.2217	0.0062	2.2582	0.0063	2.2947
0.0064	2.3272	0.0065	2.3637	0.0066	2.4002	0.0067	2.4367	0.0068	2.4732	0.0069	2.5097	0.0070	2.5462	0.0071	2.5827
0.0072	2.6512	0.0073	2.6877	0.0074	2.7242	0.0075	2.7607	0.0076	2.7972	0.0077	2.8337	0.0078	2.8702	0.0079	2.9067
0.0080	2.9712	0.0081	3.0077	0.0082	3.0442	0.0083	3.0807	0.0084	3.1172	0.0085	3.1537	0.0086	3.1902	0.0087	3.2267
0.0088	3.2912	0.0089	3.3277	0.0090	3.3642	0.0091	3.4007	0.0092	3.4372	0.0093	3.4737	0.0094	3.5102	0.0095	3.5467
0.0096	3.6412	0.0097	3.6777	0.0098	3.7142	0.0099	3.7507	0.0100	3.7872	0.0101	3.8237	0.0102	3.8602	0.0103	3.8967
0.0104	3.9912	0.0105	4.0277	0.0106	4.0642	0.0107	4.1007	0.0108	4.1372	0.0109	4.1737	0.0110	4.2102	0.0111	4.2467
0.0112	4.3412	0.0113	4.3777	0.0114	4.4142	0.0115	4.4507	0.0116	4.4872	0.0117	4.5237	0.0118	4.5602	0.0119	4.5967
0.0120	4.7112	0.0121	4.7477	0.0122	4.7842	0.0123	4.8207	0.0124	4.8572	0.0125	4.8937	0.0126	4.9302	0.0127	4.9667
0.0128	5.0912	0.0129	5.1277	0.0130	5.1642	0.0131	5.2007	0.0132	5.2372	0.0133	5.2737	0.0134	5.3102	0.0135	5.3467
0.0136	5.4712	0.0137	5.5077	0.0138	5.5442	0.0139	5.5807	0.0140	5.6172	0.0141	5.6537	0.0142	5.6902	0.0143	5.7267
0.0144	5.8412	0.0145	5.8777	0.0146	5.9142	0.0147	5.9507	0.0148	5.9872	0.0149	6.0237	0.0150	6.0602	0.0151	6.0967
0.0152	6.2412	0.0153	6.2777	0.0154	6.3142	0.0155	6.3507	0.0156	6.3872	0.0157	6.4237	0.0158	6.4602	0.0159	6.4967
0.0160	6.6412	0.0161	6.6777	0.0162	6.7142	0.0163	6.7507	0.0164	6.7872	0.0165	6.8237	0.0166	6.8602	0.0167	6.8967
0.0168	7.0712	0.0169	7.1077	0.0170	7.1442	0.0171	7.1807	0.0172	7.2172	0.0173	7.2537	0.0174	7.2902	0.0175	7.3267
0.0176	7.4912	0.0177	7.5277	0.0178	7.5642	0.0179	7.6007	0.0180	7.6372	0.0181	7.6737	0.0182	7.7102	0.0183	7.7467
0.0184	7.9412	0.0185	7.9777	0.0186	8.0142	0.0187	8.0507	0.0188	8.0872	0.0189	8.1237	0.0190	8.1602	0.0191	8.1967
0.0192	8.3912	0.0193	8.4277	0.0194	8.4642	0.0195	8.5007	0.0196	8.5372	0.0197	8.5737	0.0198	8.6102	0.0199	8.6467
0.0200	8.8712	0.0201	8.9077	0.0202	8.9442	0.0203	8.9807	0.0204	9.0172	0.0205	9.0537	0.0206	9.0902	0.0207	9.1267
0.0208	9.3412	0.0209	9.3777	0.0210	9.4142	0.0211	9.4507	0.0212	9.4872	0.0213	9.5237	0.0214	9.5602	0.0215	9.5967
0.0216	9.8412	0.0217	9.8777	0.0218	9.9142	0.0219	9.9507	0.0220	9.9872	0.0221	10.0237	0.0222	10.0602	0.0223	10.0967
0.0224	10.3412	0.0225	10.3777	0.0226	10.4142	0.0227	10.4507	0.0228	10.4872	0.0229	10.5237	0.0230	10.5602	0.0231	10.5967
0.0232	10.8912	0.0233	10.9277	0.0234	10.9642	0.0235	11.0007	0.0236	11.0372	0.0237	11.0737	0.0238	11.1102	0.0239	11.1467
0.0240	11.4412	0.0241	11.4777	0.0242	11.5142	0.0243	11.5507	0.0244	11.5872	0.0245	11.6237	0.0246	11.6602	0.0247	11.6967
0.0248	11.9912	0.0249	12.0277	0.0250	12.0642	0.0251	12.1007	0.0252	12.1372	0.0253	12.1737	0.0254	12.2102	0.0255	12.2467
0.0256	12.5712	0.0257	12.6077	0.0258	12.6442	0.0259	12.6807	0.0260	12.7172	0.0261	12.7537	0.0262	12.7902	0.0263	12.8267
0.0264	13.1412	0.0265	13.1777	0.0266	13.2142	0.0267	13.2507	0.0268	13.2872	0.0269	13.3237	0.0270	13.3602	0.0271	13.3967
0.0272	13.7412	0.0273	13.7777	0.0274	13.8142	0.0275	13.8507	0.0276	13.8872	0.0277	13.9237	0.0278	13.9602	0.0279	13.9967
0.0280	14.3912	0.0281	14.4277	0.0282	14.4642	0.0283	14.5007	0.0284	14.5372	0.0285	14.5737	0.0286	14.6102	0.0287	14.6467
0.0288	14.9912	0.0289	15.0277	0.0290	15.0642	0.0291	15.1007	0.0292	15.1372	0.0293	15.1737	0.0294	15.2102	0.0295	15.2467
0.0296	15.6412	0.0297	15.6777	0.0298	15.7142	0.0299	15.7507	0.0300	15.7872	0.0301	15.8237	0.0302	15.8602	0.0303	15.8967
0.0304	16.2912	0.0305	16.3277	0.0306	16.3642	0.0307	16.4007	0.0308	16.4372	0.0309	16.4737	0.0310	16.5102	0.0311	16.5467
0.0312	16.9412	0.0313	16.9777	0.0314	17.0142	0.0315	17.0507	0.0316	17.0872	0.0317	17.1237	0.0318	17.1602	0.0319	17.1967
0.0320	17.6412	0.0321	17.6777	0.0322	17.7142	0.0323	17.7507	0.0324	17.7872	0.0325	17.8237	0.0326	17.8602	0.0327	17.8967
0.0328	18.3412	0.0329	18.3777	0.0330	18.4142	0.0331	18.450								

年利を日歩に換算法(換算法は年利を三百六十五分し百圓に對する一日分を算出したもので毛位未滿は四捨五入してある)

年利	日歩	年利	日歩	年利	日歩	年利	日歩	年利	日歩
0.95	1.11	0.96	1.12	0.97	1.13	0.98	1.14	0.99	1.15
1.00	1.16	1.01	1.17	1.02	1.18	1.03	1.19	1.04	1.20
1.05	1.25	1.06	1.26	1.07	1.27	1.08	1.28	1.09	1.29
1.10	1.38	1.11	1.39	1.12	1.40	1.13	1.41	1.14	1.42
1.15	1.48	1.16	1.49	1.17	1.50	1.18	1.51	1.19	1.52
1.20	1.58	1.21	1.59	1.22	1.60	1.23	1.61	1.24	1.62
1.25	1.68	1.26	1.69	1.27	1.70	1.28	1.71	1.29	1.72
1.30	1.78	1.31	1.79	1.32	1.80	1.33	1.81	1.34	1.82
1.35	1.88	1.36	1.89	1.37	1.90	1.38	1.91	1.39	1.92
1.40	1.98	1.41	1.99	1.42	2.00	1.43	2.01	1.44	2.02
1.45	2.08	1.46	2.09	1.47	2.10	1.48	2.11	1.49	2.12
1.50	2.18	1.51	2.19	1.52	2.20	1.53	2.21	1.54	2.22
1.55	2.28	1.56	2.29	1.57	2.30	1.58	2.31	1.59	2.32
1.60	2.38	1.61	2.39	1.62	2.40	1.63	2.41	1.64	2.42
1.65	2.48	1.66	2.49	1.67	2.50	1.68	2.51	1.69	2.52
1.70	2.58	1.71	2.59	1.72	2.60	1.73	2.61	1.74	2.62
1.75	2.68	1.76	2.69	1.77	2.70	1.78	2.71	1.79	2.72
1.80	2.78	1.81	2.79	1.82	2.80	1.83	2.81	1.84	2.82
1.85	2.88	1.86	2.89	1.87	2.90	1.88	2.91	1.89	2.92
1.90	2.98	1.91	2.99	1.92	3.00	1.93	3.01	1.94	3.02
1.95	3.08	1.96	3.09	1.97	3.10	1.98	3.11	1.99	3.12
2.00	3.18	2.01	3.19	2.02	3.20	2.03	3.21	2.04	3.22
2.05	3.28	2.06	3.29	2.07	3.30	2.08	3.31	2.09	3.32
2.10	3.38	2.11	3.39	2.12	3.40	2.13	3.41	2.14	3.42
2.15	3.48	2.16	3.49	2.17	3.50	2.18	3.51	2.19	3.52
2.20	3.58	2.21	3.59	2.22	3.60	2.23	3.61	2.24	3.62
2.25	3.68	2.26	3.69	2.27	3.70	2.28	3.71	2.29	3.72
2.30	3.78	2.31	3.79	2.32	3.80	2.33	3.81	2.34	3.82
2.35	3.88	2.36	3.89	2.37	3.90	2.38	3.91	2.39	3.92
2.40	3.98	2.41	3.99	2.42	4.00	2.43	4.01	2.44	4.02
2.45	4.08	2.46	4.09	2.47	4.10	2.48	4.11	2.49	4.12
2.50	4.18	2.51	4.19	2.52	4.20	2.53	4.21	2.54	4.22
2.55	4.28	2.56	4.29	2.57	4.30	2.58	4.31	2.59	4.32
2.60	4.38	2.61	4.39	2.62	4.40	2.63	4.41	2.64	4.42
2.65	4.48	2.66	4.49	2.67	4.50	2.68	4.51	2.69	4.52
2.70	4.58	2.71	4.59	2.72	4.60	2.73	4.61	2.74	4.62
2.75	4.68	2.76	4.69	2.77	4.70	2.78	4.71	2.79	4.72
2.80	4.78	2.81	4.79	2.82	4.80	2.83	4.81	2.84	4.82
2.85	4.88	2.86	4.89	2.87	4.90	2.88	4.91	2.89	4.92
2.90	4.98	2.91	4.99	2.92	5.00	2.93	5.01	2.94	5.02
2.95	5.08	2.96	5.09	2.97	5.10	2.98	5.11	2.99	5.12
3.00	5.18	3.01	5.19	3.02	5.20	3.03	5.21	3.04	5.22
3.05	5.28	3.06	5.29	3.07	5.30	3.08	5.31	3.09	5.32
3.10	5.38	3.11	5.39	3.12	5.40	3.13	5.41	3.14	5.42
3.15	5.48	3.16	5.49	3.17	5.50	3.18	5.51	3.19	5.52
3.20	5.58	3.21	5.59	3.22	5.60	3.23	5.61	3.24	5.62
3.25	5.68	3.26	5.69	3.27	5.70	3.28	5.71	3.29	5.72
3.30	5.78	3.31	5.79	3.32	5.80	3.33	5.81	3.34	5.82
3.35	5.88	3.36	5.89	3.37	5.90	3.38	5.91	3.39	5.92
3.40	5.98	3.41	5.99	3.42	6.00	3.43	6.01	3.44	6.02
3.45	6.08	3.46	6.09	3.47	6.10	3.48	6.11	3.49	6.12
3.50	6.18	3.51	6.19	3.52	6.20	3.53	6.21	3.54	6.22
3.55	6.28	3.56	6.29	3.57	6.30	3.58	6.31	3.59	6.32
3.60	6.38	3.61	6.39	3.62	6.40	3.63	6.41	3.64	6.42
3.65	6.48	3.66	6.49	3.67	6.50	3.68	6.51	3.69	6.52
3.70	6.58	3.71	6.59	3.72	6.60	3.73	6.61	3.74	6.62
3.75	6.68	3.76	6.69	3.77	6.70	3.78	6.71	3.79	6.72
3.80	6.78	3.81	6.79	3.82	6.80	3.83	6.81	3.84	6.82
3.85	6.88	3.86	6.89	3.87	6.90	3.88	6.91	3.89	6.92
3.90	6.98	3.91	6.99	3.92	7.00	3.93	7.01	3.94	7.02
3.95	7.08	3.96	7.09	3.97	7.10	3.98	7.11	3.99	7.12
4.00	7.18	4.01	7.19	4.02	7.20	4.03	7.21	4.04	7.22
4.05	7.28	4.06	7.29	4.07	7.30	4.08	7.31	4.09	7.32
4.10	7.38	4.11	7.39	4.12	7.40	4.13	7.41	4.14	7.42
4.15	7.48	4.16	7.49	4.17	7.50	4.18	7.51	4.19	7.52
4.20	7.58	4.21	7.59	4.22	7.60	4.23	7.61	4.24	7.62
4.25	7.68	4.26	7.69	4.27	7.70	4.28	7.71	4.29	7.72
4.30	7.78	4.31	7.79	4.32	7.80	4.33	7.81	4.34	7.82
4.35	7.88	4.36	7.89	4.37	7.90	4.38	7.91	4.39	7.92
4.40	7.98	4.41	7.99	4.42	8.00	4.43	8.01	4.44	8.02
4.45	8.08	4.46	8.09	4.47	8.10	4.48	8.11	4.49	8.12
4.50	8.18	4.51	8.19	4.52	8.20	4.53	8.21	4.54	8.22
4.55	8.28	4.56	8.29	4.57	8.30	4.58	8.31	4.59	8.32
4.60	8.38	4.61	8.39	4.62	8.40	4.63	8.41	4.64	8.42
4.65	8.48	4.66	8.49	4.67	8.50	4.68	8.51	4.69	8.52
4.70	8.58	4.71	8.59	4.72	8.60	4.73	8.61	4.74	8.62
4.75	8.68	4.76	8.69	4.77	8.70	4.78	8.71	4.79	8.72
4.80	8.78	4.81	8.79	4.82	8.80	4.83	8.81	4.84	8.82
4.85	8.88	4.86	8.89	4.87	8.90	4.88	8.91	4.89	8.92
4.90	8.98	4.91	8.99	4.92	9.00	4.93	9.01	4.94	9.02
4.95	9.08	4.96	9.09	4.97	9.10	4.98	9.11	4.99	9.12
5.00	9.18	5.01	9.19	5.02	9.20	5.03	9.21	5.04	9.22
5.05	9.28	5.06	9.29	5.07	9.30	5.08	9.31	5.09	9.32
5.10	9.38	5.11	9.39	5.12	9.40	5.13	9.41	5.14	9.42
5.15	9.48	5.16	9.49	5.17	9.50	5.18	9.51	5.19	9.52
5.20	9.58	5.21	9.59	5.22	9.60	5.23	9.61	5.24	9.62
5.25	9.68	5.26	9.69	5.27	9.70	5.28	9.71	5.29	9.72
5.30	9.78	5.31	9.79	5.32	9.80	5.33	9.81	5.34	9.82
5.35	9.88	5.36	9.89	5.37	9.90	5.38	9.91	5.39	9.92
5.40	9.98	5.41	9.99	5.42	10.00	5.43	10.01	5.44	10.02

安統神帝
寧靖武號
紀元
年號

崇開孝孝孝懿
神化元靈安昭德
年號

履仁應仲成景垂
中德神哀務行仁
年號

文持天弘天齊 孝皇舒推崇用敏欽宜安繼武仁顯清維安九反
武統武文智明 德極明古峻明達明化閑體烈賢宗寧略康恭正

大化元年 一三〇五
大化二年 一三〇六
大化三年 一三〇七
大化四年 一三〇八
大化五年 一三〇九
大化六年 一三一〇
大化七年 一三一〇
大化八年 一三一〇
大化九年 一三一〇
大化十年 一三一〇
大化十一年 一三一〇
大化十二年 一三一〇
大化十三年 一三一〇
大化十四年 一三一〇
大化十五年 一三一〇
大化十六年 一三一〇
大化十七年 一三一〇
大化十八年 一三一〇
大化十九年 一三一〇
大化二十年 一三一〇
大化二十一年 一三一〇
大化二十二年 一三一〇
大化二十三年 一三一〇
大化二十四年 一三一〇
大化二十五年 一三一〇
大化二十六年 一三一〇
大化二十七年 一三一〇
大化二十八年 一三一〇
大化二十九年 一三一〇
大化三十年 一三一〇
大化三十一年 一三一〇
大化三十二年 一三一〇
大化三十三年 一三一〇
大化三十四年 一三一〇
大化三十五年 一三一〇
大化三十六年 一三一〇
大化三十七年 一三一〇
大化三十八年 一三一〇
大化三十九年 一三一〇
大化四十年 一三一〇
大化四十一年 一三一〇
大化四十二年 一三一〇
大化四十三年 一三一〇
大化四十四年 一三一〇
大化四十五年 一三一〇
大化四十六年 一三一〇
大化四十七年 一三一〇
大化四十八年 一三一〇
大化四十九年 一三一〇
大化五十年 一三一〇
大化五十一年 一三一〇
大化五十二年 一三一〇
大化五十三年 一三一〇
大化五十四年 一三一〇
大化五十五年 一三一〇
大化五十六年 一三一〇
大化五十七年 一三一〇
大化五十八年 一三一〇
大化五十九年 一三一〇
大化六十年 一三一〇
大化六十一年 一三一〇
大化六十二年 一三一〇
大化六十三年 一三一〇
大化六十四年 一三一〇
大化六十五年 一三一〇
大化六十六年 一三一〇
大化六十七年 一三一〇
大化六十八年 一三一〇
大化六十九年 一三一〇
大化七十年 一三一〇
大化七十一年 一三一〇
大化七十二年 一三一〇
大化七十三年 一三一〇
大化七十四年 一三一〇
大化七十五年 一三一〇
大化七十六年 一三一〇
大化七十七年 一三一〇
大化七十八年 一三一〇
大化七十九年 一三一〇
大化八十年 一三一〇
大化八十一年 一三一〇
大化八十二年 一三一〇
大化八十三年 一三一〇
大化八十四年 一三一〇
大化八十五年 一三一〇
大化八十六年 一三一〇
大化八十七年 一三一〇
大化八十八年 一三一〇
大化八十九年 一三一〇
大化九十年 一三一〇
大化九十一年 一三一〇
大化九十二年 一三一〇
大化九十三年 一三一〇
大化九十四年 一三一〇
大化九十五年 一三一〇
大化九十六年 一三一〇
大化九十七年 一三一〇
大化九十八年 一三一〇
大化九十九年 一三一〇
大化第一百年 一三一〇

元明 慶雲四年 一三三七
元正 靈龜元年 一三三五
聖武 神龜元年 一三八四
孝謙 天智元年 一四〇九
淳仁 天智勝寶元年 一四〇九
稱徳 天智寶字二年 一四〇八
光仁 天智寶字八年 一四一四
桓武 寶龜元年 一四三〇
平城 天應元年 一四四二
嵯峨 大同元年 一四四六
淳和 弘仁元年 一四二五
仁明 天長元年 一四八三
文徳 天長三年 一四八三
清和 嘉祥三年 一五三〇
天安二年 一五三六

陽成 貞觀一八年 一五三三
光孝 元慶八年 一五四四
字多 仁和三年 一五五七
醍醐 寬平九年 一五七〇
朱雀 延長八年 一五九〇
村上 天慶九年 一六〇六
冷泉 康保四年 一六三七
圓融 安和二年 一六三九
花山 永觀二年 一六四四
一條 寬和二年 一六四六
三條 寬弘八年 一六七二
後一條 長和五年 一六八六
後朱雀 長元九年 一六九六

後冷泉 寬德二年 治曆四年
 後三條 治曆四年
 白河 延久四年
 堀河 應德三年
 鳥羽 嘉承二年
 崇德 保安四年
 近衛 永治元年
 後白河 久壽二年
 二條 保元三年
 六條 永萬元年
 高倉 仁安三年

安徳 治承四年
 後鳥羽 壽永二年
 土御門 建久九年
 順徳 承元四年
 仲恭 承久三年
 後堀河 承久三年
 四條 貞永元年
 後嵯峨 仁治三年
 後深草 寬元四年
 龜山 正元元年
 後宇多 文永元年
 伏見 弘安元年
 後伏見 永仁元年

後二條 正安三年
 花園 延慶元年
 後醍醐 文保二年
 後村上 延元四年
 長慶 正平二年
 後龜山 弘和三年
 後小松 元中九年
 稱光 應永元年
 後花園 正長元年
 後土御門 寬正五年
 後柏原 明應九年
 後奈良 大永六年

正親町 弘治三年
 後陽成 天正四年
 後水尾 慶長六年
 明正 寬永六年
 後光明 寬永二年
 後西 承應三年
 靈元 寬文三年
 東山 貞享四年
 中御門 寶永六年
 櫻町 享保二年
 桃園 延享四年
 後櫻町 寶曆二年
 後桃園 明和七年
 光格 安永八年

仁孝 文化四年
 孝明 弘化三年
 明治 慶應三年
 大正 大正元年
 今上 昭和元年

安政元 文久元年
 萬延元 文久元年
 元治元 慶應元年
 慶應元 慶應元年
 明治元 明治元年

年號千支早見表(昭和十四年)

年號	千支	年號	千支
仁孝	文化四年	安政元	文久元年
孝明	弘化三年	萬延元	文久元年
明治	慶應三年	元治元	慶應元年
大正	大正元年	慶應元	慶應元年
今上	昭和元年	明治元	明治元年
安徳	治承四年	後醍醐	文保二年
後鳥羽	壽永二年	後村上	延元四年
土御門	建久九年	長慶	正平二年
順徳	承元四年	後龜山	弘和三年
仲恭	承久三年	後小松	元中九年
後堀河	承久三年	稱光	應永元年
四條	貞永元年	後花園	正長元年
後嵯峨	仁治三年	後土御門	寬正五年
後深草	寬元四年	後柏原	明應九年
龜山	正元元年	後奈良	大永六年
後宇多	文永元年		
伏見	弘安元年		
後伏見	永仁元年		

(ロ) 寄留者本籍、又は住所に復歸したるとき
 (ハ) 寄留者が其の住所を居所に、又は居所を住所に變更したるときは各々十日以内に届出づる事を要する。寄留に關する届出は寄留者、世帯を同くする者に付ては世帯主之を爲し、寄留者届出を爲すこと能はざるときは同居者、世帯主届出を爲すこと能はざるときは之に代りて世帯を管理する者、其の届出を爲すことを要する。寄留に關する届出を怠りたる者は五圓以下の科料に處せられる。

寄留に關する届出は書面又は口頭を以て之を爲すことが出来る(寄留法第二十七條) 寄留者がその住所を居所に、又は居所を住所に變更したるときは十日内に其旨を届出づる事を要する(同法第三十五條)

出生届

本籍……………
 寄留地……………
 戸主(又ハ續柄)
 父 職業 何 某
 母 職業 何 某

出生ノ日時 何月日時分
 出生ノ場所……………
 右出生及届出候也
 昭和 年 月 日
 右届出人 父 何 某
 市(區、町、村)長 何 某

婚姻届

本籍……………
 戸主(又ハ續柄)
 夫 職業 何 某
 妻 何 某
 右父 何 某
 右母 何 某

右婚姻及届出候也

昭和 年 月 日

(寄留所……………)
 右届出人 夫 何 某
 右届出人 妻 何 某
 何府縣郡市區町村番地 何 某
 何府縣郡市區町村番地 何 某
 何府縣郡市區町村番地 何 某
 市(區、町、村)長何某殿
 右婚姻ニ同意ス
 夫ノ戸主 何 某
 妻ノ戸主 何 某

死亡届

本籍……………
 戸主(又ハ續柄)
 死亡者 何 某
 死亡ノ日時 年月日時分
 死亡ノ場所
 右死亡診斷書ヲ添付シ及届出候也

昭和 年 月 日
 届出人 妻(又ハ何々) 何 某
 市(區、町、村)長 何 某

家督相續届

本籍…………… 戸主 某
 某長男 何 某
 昭和 年 月 日 前戸主某死亡(又ハ其他ノ事由)ニ由リ家督相續戸主トナル
 右家督相續及届出候也
 昭和 年 月 日
 右届出人 何 某
 市(區、町、村)長 何 某

住所(居所)寄留届

寄留ノ時 昭和 年 月 日
 (新)寄留所……………
 前寄留所(寄留先ヨリ寄留スル時コノ項必要)
 本籍…………… 戸主(又ハ續柄) 某
 職業 何 某
 妻 職業 何 某
 生年月日 何 某
 生年月日 何 某

長男 職業 某
 生年月日
 右住(居)所寄留及御届候也
 昭和 年 月 日
 右届出人 世帯主 何 某
 市(區、町、村)長 何 某
 (届出人家主ニ非ザル時ハ左記奥書ヲ要ス)
 右寄留ヲ承諾ス
 何府縣郡市區町村番地 何 某
 家主(又ハ管理人) 何 某

復歸届

寄留地……………
 本籍地…………… 戸主(又ハ續柄) 何 某
 (復歸者數名アルトキハ並記)
 昭和 年 月 日 何 某
 市(區、町、村)長 何 某
 印鑑 何 某
 住所…………… 戸主(又ハ續柄) 何 某
 印鑑 何 某
 生年月日 何 某

(右ノ通記載シ、且附箋「幅一寸、長サ五寸」ニ調印シテ貼付)
 右及届出候也
 昭和 年 月 日
 届出人 何 某
 (地主又ハ家主若ハ差配人ノ連署ヲ要ス、戸主ノ印鑑届濟ノ上ハ家族ノ印鑑ニハ戸主ノ連署ノミニテ足ル)
 市(區、町、村)長 何 某

轉籍届

何府縣郡市區町村番地 何 某
 戸主族稱職業 何 某
 妻 何 某
 生年月日 何 某
 生年月日 何 某
 (他ニ家族アラバ列記スベシ)
 轉籍地 何府縣郡市區町村番地 何 某
 右轉籍候間別紙戸籍謄本相添へ此段及御届候也
 昭和 年 月 日 何 某
 市(區、町、村)長 何 某

年中行事

(昭和十五年)

- 一月(睦月、初春月)
 - 一日 四方拜、吉方詣、七福神詣(三日間)、祖師初詣
 - 二日 讀書始、書初、初荷、諸新聞休刊
 - 三日 元始祭
 - 四日 政始、山開、御用始
 - 五日 新年宴會、初水天宮詣
 - 六日 消防出初、門松撤去、寒の入り
 - 七日 齋打、御講書始
 - 八日 陸軍始觀兵式、學校始業
 - 十日 金毘羅神社初祭、初年兵入營
 - 中旬 春場所大相撲
 - 十一日 藏開、鏡開
 - 十五日 小豆粥、海軍始
 - 十六日 藪入、闔覽詣
 - 十八日 土用
 - 廿一日 川崎大師初詣、大寒
 - 廿四日 御歌會始
 - 廿八日 不動初詣
- 二月(如月、梅見月)
 - 一日 日向鶴戸祭
 - 四日 節分

- 五日 立春
 - 八日 舊正月元日、針供養、日露海戰記念日
 - 九日 初午
 - 十一日 紀元節、建國祭
 - 十二日 四條暖祭
 - 十四日 深川八幡新年祭(十八日迄五日間參詣者(白羽矢のお守を出す))
 - 十五日 涅槃會、西行忌、火焚(嵯峨清涼寺)
 - 十六日 滿洲國皇帝御誕生日
 - 十七日 新年祭
 - 廿一日 西新井大師閉帳、雜市
 - 廿五日 天神祭
 - 廿八日 利久忌(茶人はを行ふ)
- 三月(彌生、花月)
 - 一日 雛を飾る、雉子山鳥捕獲禁止、大潮
 - 三日 雛祭(上巳の節句)、大歳祖社祭
 - 六日 地久節、母の日
 - 十日 陸軍記念日、金刀比羅大祭
 - 十四日 國民融和日
 - 十五日 梅若忌
 - 十六日 大潮
 - 十八日 彼岸入り、池上本門寺開帳(廿八日迄)
 - 中、下旬 各學校卒業式
 - 廿一日 春季皇靈祭、大師詣、履物祭、春分

- 廿二日 法隆寺會式
 - 廿五日 北野天神御忌、蓮如忌
 - 廿九日 志波彦神社祭
- 四月(卯月、花殘月)
 - 一日-七日 禁酒禁煙遵法週間
 - 初旬 各學校學年始
 - 上旬 沙干狩
 - 三日 神武天皇祭、植樹祭
 - 四日 諸新聞休刊
 - 六日 泉岳寺義士祭
 - 八日 灌佛會、染織祭
 - 中旬より 徵兵検査
 - 十一日 昭憲皇太后御例祭、吉野花會式
 - 十五日 聖德太子祭、狩獵禁止
 - 十七日 少年保護デー、土用
 - 十八日 東照宮大祭(上野、芝)
 - 十九日 菓子祭
 - 中、下旬 觀櫻御宴
 - 二十日 遷信記念日
 - 廿二日 孔子祭
 - 廿七日より 結核豫防週間(五日三日迄)
 - 廿九日 天長節、觀兵式
 - 三十日 靖國神社祭
- 五月(皐月、田草月)
 - 一日 武者人形を飾る

- 二日 八十八夜
 - 上旬 躰躰、愛國婦人會、日本赤十字社總會、武德會
 - 五日 端午の節句、乳幼児愛護週間
 - 六日 立夏
 - 八日 各所藥師開帳
 - 十日 金毘羅神社開帳、交通安全デー
 - 中旬 牡丹、夏場所大相撲
 - 十四日 東寺大供養、出雲大社祭
 - 十五日 神田明神祭、九品佛千部會
 - 十八日 國際慈善デー、淺草觀音三社祭
 - 五月中 米の祭
 - 廿一日 見真大師降誕會
 - 廿七日 海軍記念日
 - 廿八日 各地不動尊開帳
 - 三十日 六月三日 動物愛護週間
 - 三十日 東郷元帥命日
- 六月(水無月、常夏月)
 - 一日 更衣(軍人警官夏服着用)、多摩川鮎漁解禁、横濱開港記念日
 - 四日 光琳忌、齋齒豫防デー
 - 十日 時の記念日
 - 十一日 入梅
 - 十四日 住吉神社御田植祭
 - 十五日 東京日枝祭、京都八坂祭
 - 中旬 明治神宮花菖蒲公開(月末迄)

- 十七日 伊勢大神宮祭、臺灣始政記念日
 - 廿一日 夏至、熱田神宮祭(尾張)
 - 廿一日-廿七日 全國職業指導週間
 - 廿四日 愛宕社四萬六千日 清正公忌日
 - 廿五日 皇太后陛下御誕辰
 - 廿八日 相州阿夫利神社祭
 - 三十日 大祓、節折式、住吉神社祭
- 七月(文月、棚機月)
 - 一日 商家中元賣出し開始、富士山開、水泳場開始、施餓鬼(十五日迄)、元寇記念日
 - 七日 支那事變勃發記念日、七夕祭、本門寺大施餓鬼、小暑
 - 十日 觀世音四萬六千日、富士頂上大社開扉、鹽竈神社祭
 - 十一日 國旗制定記念日、相馬の野馬追祭
 - 十一日-十二日 草市、湊川神社祭
 - 十三日 孟蘭盆、中元、大阪開港記念日、藪入、闔覽詣
 - 十六日 京都祇園會
 - 十七日 兩國花火
 - 下旬 土用
 - 廿一日 土用丑の日
 - 廿三日 大暑
 - 廿五日 相州大山開
 - 廿八日 阿蘇神社祭

- 三十日 明治天皇祭
- 八月(葉月、月見月)
 - 一日 武藏水川神社祭
 - 三日 北野天滿宮祭
 - 七日 成田祇園會
 - 八日 立秋
 - 十二日 王子神社槍祭、八幡祭、戸隠祭
 - 十六日 大文字火(京都如意岳)、三島祭
 - 十八日 堀之内妙法寺千部會(二十八日迄)
 - 十九日 鎌倉圓覺寺蟲干(縱覽許可)、山城愛宕山燈籠焚き
 - 廿一日 住吉神社神輿渡御祭
 - 廿三日 鎌倉建長寺開山忌(二十一日迄) 蟲干(縱覽許可) 樺太廳始政記念日
 - 廿六日 富士吉田口饗火大祭
 - 卅日 日韓併合記念日
- 九月(長月、寢覺月)
 - 一日 大震災災記念日、酒なし日、鎌倉圓覺寺開山忌、關東廳始政記念日
 - 二十日 各學校始業
 - 初旬 上州太田吞龍開山忌
 - 八日 二科、美術院等繪畫展覽會開かる
 - 九日 重陽節、生國魂祭
 - 十一日 芝神明生姜市、日蓮上人法難會(相州片瀨龍口寺)空也忌

便覽——年中行事

十三日 司法保護デー
十五日 石清水八幡祭、神田神明祭、横濱山王祭、放生會、乃木祭
中旬 十三大學レガッタ(隅田川)
十六日 中秋明月
十七日 黃海々戦記念日
十八日 豐國祭(京都)、滿洲事變勃發記念日
十九日 霧島宮祭
廿日 彼岸入り、六阿彌陀詣
廿三日 秋季皇靈祭、芝愛宕神社祭、秋分
廿五日 龜戸神社大祭
廿八日 各地不動尊開帳
十月(神無月、小春)
一日 更衣(軍人、警官冬服着用)、各吳服店冬着賣出、朝鮮總督府始政記念日、東京市自治記念日、白髭神社祭
五日 達磨祭
十日 視力保存デー、湯島天神祭、金比羅祭(讃岐)
十二日 池上本門寺會式、太秦廣隆寺牛祭
十三日 戊申詔書御下賜記念日
十五日 銃獵解禁
十七日 神嘗祭、朝鮮神宮祭
十八日 諸新聞休刊
下旬 帝展開催

十九日 べつたら市(日本橋區大傳馬町)
二十日 惠美須講、二宮尊徳忌
廿一日 土用
廿二日 平安神宮時代祭、御取越鞍馬火祭
廿三日 靖國神社祭
廿七日 十一月三日、明治神宮競技大會
廿八日 臺灣神社祭
廿九日 香椎祭(筑前)
三十日 教育勅語發見記念日
下旬 陸軍特別大演習
十一月(霜月、神歸月)
一日 結婚衛生強調日
一日 結核衛生強調日
一日 全國博物館週間、圖書館週間
二日 酉の市(二の酉十四日、三の酉廿六日)
三日 明治節、明治神宮祭、神農祭(京都)體操祭、全國體育デー
六日 京都極樂寺十夜講
七日 立冬
八日 輔祭、火焚祭(伏見稻荷其他)
十日 國民精神作興詔書記念日
十一日 田雲大社神社祭
十五日 七五三祝、中山法經寺會式
十五日 廿二日 全國兒童榮養週間
廿一日 大師講(二十四日迄)

廿二日 報恩講
廿三日 新嘗祭
中、下旬 觀菊御宴
廿七日 品川千體荒神祭
三十日 滿期兵除隊
此月 交通安全デー、防火デー開かる
十二月(師走、春待月)
一日 羽子板賣出、北野神社大湯祭
五日 納の水天宮
八日 釋尊成道會、事納針供養
十日 納の金毘羅、氷川神社大湯祭
十四日 納の市(十四、十五日深川八幡、十七、十八日淺草觀音、二十、二十一日神田神明、二十三日芝大神宮、二十四日愛宕神社、二十五日平河天神、湯島天神、二十八日藥研堀不動尊三十、三十一日市内各所義士祭賢所御神樂、詠進歌締切)
年賀郵便扱(二十九日迄)
納の大師詣
廿一日 冬至
廿三日 大正天皇祭、帝國議會召集、各學校休業式、クリスマス、蕪村忌
帝國議會開院式
御用納、納の不動詣
廿八日 御用納、納の不動詣
卅一日 大祓、年越の行事、除夜の鐘

内閣

(昭和十四年九月十五日現在)

總理大臣 阿部信行
兼外務大臣
內務大臣 小原直
兼厚生大臣
大藏大臣 青木一男
陸軍大臣 畑俊六
海軍大臣 吉田善吾
司法大臣 宮城長五郎
文部大臣 河原田稼吉
農工大臣 伍堂卓雄
兼農林大臣
鐵道大臣 永井柳太郎
兼逓信大臣
拓務大臣 金光庸夫
內閣書記官長 遠藤柳作
法制局長官 唐澤俊樹
內閣總理大臣秘書官 光行壽
同(兼) 岸道三
同(兼) 細田德壽
同(兼) 中川融
○內閣官房 稻田周一
總務課長

記録課長(應召中)三橋 則雄
會計課長 澁江操一
○內閣恩給局(和田倉門内) 佐藤朝生
局長 平木弘
庶務課長 小泉潤
審査課長 平塚量三
調査課長(兼) 小泉潤
臨時更生課長(兼) 塚量三
○內閣統計局(麻布區富士見町) 川島孝彦
局長 荒川又市
人口課長 森數樹
勞働課長 荒川又市
庶務課長(兼) 松田又市
第一製表課長 松田又市
第二製表課長 松田又市
審査課長 中川友良
○內閣印刷局(麹町區大手町) 宇都宮 孝平
局長 土屋耕二
總務部長 山本章一
庶務課長(兼) 山本章一
勞務課長(兼) 山本章一
業務部長 上條 勇
經理課長 益子恒義
發行課長 渡邊 隆

業務課長 白石亞細亞丸
工作課長 寺田浩作
圖書印刷課長(兼) 矢野 道也
圖書印刷課長中 村信夫
製版課長 小林榮一
證券印刷課長 山上謙一
凸版印刷課長 野呂昌隆
凹版印刷課長 石川 謙一
彫刻課長 磯部 忠一
材料課長(兼) 山上 謙一
検査課長 石川 謙一
抄紙部長 松本純三
紙料課長 今井久男
紙料課長 中西 篤
抄造課長 矢野道也
研究所長 矢野道也
○內閣東北局(麹町區大手町一丁目) 宇都宮 孝平
局長 宇都宮 孝平
○法制局(和田倉門内) 宇都宮 孝平
長官 黑崎定三
第一部長 樋貝詮三
第二部長 森山鏡一
第三部長 入江俊郎
賞勳局(和田倉門内) 下條 康磨
總裁

議定官 載仁親王
同 博 恭 王
同 公 近 衛 文 磨
同 湯 淺 倉 平
同 松 平 恒 雄
同 伯 金 子 堅 太郎
同 河 合 操
同 畑 俊 六
同 永 野 修 身
同 子 石 井 菊 次 郎
同 伯 寺 内 壽 一
同 男 大 角 岑 生
同 男 鈴 木 貫 太郎
同 男 杉 山 元
同 同 村 田 八 千 穂
同 同 竹 田 準 二 郎
○對滿事務局(麹町區大手町一丁目) 宇都宮 孝平
總裁(兼) 畑 俊 六
次長 原 邦 道
總裁秘書官 加藤 道 雄
庶務課長 步中 佐
殖産課長 竹 内 德 治
日下部 滋

職員錄——内閣

行政課長 關 外余男
 ○企畫院 總裁 青木一男
 次長 武部六藏
 第一部長 沼田多稼藏
 第二部長 黑田鴻五
 第三部長 中村清二
 第四部長 植村甲午郎
 第五部長 原口武夫
 第六部長 原東常照
 庶務課長 山越道三
 文書課長 內田源兵衛
 資料課長
 ○興亞院 總裁 (兼) 阿部信行
 副總裁 (兼) 阿部信行
 秘書官 柳川平助
 同 (兼) 江藤夏雄
 同 (兼) 岸道三
 同 (兼) 細田德壽
 政務部長 鈴木貞一
 第一課長 白石萬隆
 第二課長 鹽澤清宜
 第三課長 (兼) 鹽澤清宜
 經濟部長 日高信六郎

第一課長 毛里英於菟
 第二課長 菅波稱事
 第三課長 中村純一
 第四課長 久保文藏
 文化部長 松村來
 第一課長 辻多湖實夫
 第二課長 多湖實夫
 第三課長 林宮本武之輔
 技術部長 宮本武之輔
 華北連絡部長 喜多誠一
 長官 根本博
 華中連絡部長 津田靜枝
 長官 楠本實隆
 廈門連絡部長 酒井隆
 長官 水戸春造
 ○內閣情報部 橫溝光暉
 部長 橫溝光暉
 ○高等試驗委員(法制局內) 委員長 唐澤俊樹
 法制局長官 唐澤俊樹
 第一部長 唐澤俊樹

第二部長 外務次官 澤田廉三
 第三部長 司法次官 岩村通世
 ○中央統計委員會 會長 男 阪谷芳郎
 ○恩給審査會 會長 唐澤俊樹
 法制局長官 唐澤俊樹
 ○文官高等分限委員會 會長
 ○內閣總理大臣 阿部信行
 ○內閣紀元二千六百年祝典事務局長 歌田千勝
 ○紀元二千六百年祝典評議委員會 委員長 男 阪谷芳郎
 ○議會制度審議會 總裁 水野鍊太郎
 ○重要肥料業委員會 會長
 ○內閣總理大臣 阿部信行
 ○米穀自治管理委員會 會長
 ○內閣總理大臣 阿部信行
 ○科學審議會

會長 內閣總理大臣 阿部信行
 副會長 企畫院總裁 青木一男
 ○北支中支開發株式會社政府出資財產評價委員會 會長 宮城長五郎
 ○企畫院審議會 總裁
 內閣總理大臣 阿部信行
 副總裁 企畫院總裁 青木一男
 ○國家總動員審議會 總裁
 內閣總理大臣 阿部信行
 副總裁 企畫院總裁 青木一男
 ○教育審議會 總裁 原嘉道
 ○總動員補償委員會 會長
 企畫院次長 武部六藏
 ○國民精神總動員委員會 委員長 河原田稜吉
 ○臨時資金調整委員會

會長 內閣總理大臣 阿部信行
 ○臨時資金審查委員會 會長 結城豐太郎
 ○交通事業調整委員會 會長
 ○內閣總理大臣 阿部信行
 ○電氣通信委員會 會長
 ○內閣總理大臣 阿部信行
 ○政府航空出資評價委員會 會長
 ○內閣參議

町田忠治 男
 安保清種 男
 末次信正
 秋田清
 松岡洋右
 鄉誠之助
 松井石根
 島田俊雄

親王 雅仁親王
 宣仁親王
 崇仁親王
 載仁親王
 金子堅太郎
 河合操
 鈴木貫太郎
 石井菊次郎
 有馬良橘
 松井慶四郎
 窪田靜太郎
 松浦鎮次郎
 鈴木莊六
 石塚英藏
 南弘
 田中隆三
 菅原通敬
 清水澄
 藤澤幾之輔
 奈良武次
 荒木寅三郎
 潮惠三郎
 林賴三郎
 深井英五
 渡邊千冬

書記官長 眞野文二
 二上兵治
 堀江季雄
 湯淺倉平
 松平康昌

內大臣府 (宮城內)
 內大臣 松平恒雄
 次官 白根松介
 秘書官 實彦
 同(兼) 實彦
 宮中顧問官 田內三吉
 井上通泰
 小笠原長生
 山口銳之助
 川島令次郎
 和田國次郎
 日野西資博
 小早川四郎
 渡邊直達
 松浦寅三郎
 大木彝雄
 石井國次

○大臣官房 秘書課長 土岐政夫
 總務課長 大金益次郎
 皇宮警察部長 高橋靜男
 ○侍從職 侍從長 百武三郎
 侍從次長(兼) 甘露寺受長
 內廷課長(兼) 入江相政
 庶務課長(兼) 小倉庫次
 經理課長(兼) 小倉庫次
 ○式部職 式部長官 子 松平慶民
 式部次長 山縣武夫
 外事部長(事務取扱) 山縣武夫
 儀式課長 男 武井守成
 主獵課長 伯 坊城俊良
 △掌典部

子 松本正巳
 佐藤恒丸
 渡邊勝三郎
 北村耕造
 三室戶敬光
 藤井種太郎
 杉榮三郎

職員錄—宮内省

掌典長 公三條公輝
掌典次長 醍醐忠直
部長(兼) 伯坊城俊良
宗秩寮 子 武者小路公共
宗親課長(兼) 野口明
爵位課長(兼) 野口明
庶務課長(兼) 野口明
諸陵寮 頭(兼) 金田才平
庶務課長(兼) 矢島正昭
考證課長(兼) 矢島正昭
圖書寮 頭 金田才平
庶務課長 飛鳥井雅信
圖書課長(兼) 飛鳥井雅信
編修課長 芝葛盛
侍醫寮 頭 八田善之進
庶務課長 小出英經
醫事課長 高橋信
藥劑課長 細井美水
大膳寮 頭 子 黒田長敬

庶務課長(兼) 入江相政
主膳課長(兼) 入江相政
内藏寮 頭 三浦篤
主計課長 加藤進
財務課長(兼) 加藤進
用度課長 淺野長光
内匠寮 頭 岩波武信
監理課長 池田秀吉
工務課長 鈴木鎮雄
主馬寮 頭 杉村愛仁
庶務課長 岡松進次郎
自動車課長(兼) 岡松進次郎
庶務課長 城戸俊三
下總牧場(千葉縣印旛郡遠山村) 場長 酒井克巳
皇后官職 大夫 侯 廣幡忠隆
内廷課長 入江相政
經理課長 小倉庫次
庶務課長(兼) 小倉庫次
東宮傳育官 石川岩吉

同(兼) 小出英經
同 子 東園基文
同 山田康彦
同 永積寅彦
皇子御養育掛長藤井種太郎
皇太后官職(赤坂區大宮御所) 大夫 大谷正男
庶務課長 西邑清
會計課長 伯 清閑寺良貞
皇族附
皇族宮(赤坂區表町御殿) 別當 今村信次郎
高松宮(芝區高輪西臺町) 別當 山内豐中
三笠宮(赤坂區青山東御殿) 別當 厚東篤太郎
閑院宮(麴町區永田町二丁目) 別當 稻垣三郎
東伏見宮(澁谷區常磐松町) 別當 倉賀野明
伏見宮(麴町區紀尾井町) 別當 鳥巢玉樹
山階宮(麴町區富士見町二丁目) 別當 工藤壯平
賀陽宮(麴町區三番町)

別當 松浦淳六郎
久通宮(澁谷區宮代町) 別當 宇川濟
梨本宮(澁谷區美竹町) 別當 三雲敬一郎
朝香宮(芝區白金臺町) 別當 森田宣
東久通宮(麻布區市兵衛町) 別當 松本幹之介
北白川宮(芝區高輪南町) 別當 石川連平
竹田宮(芝區高輪南町) 別當 茨木清次郎
帝室會計審査局 長官 木下道雄
帝室林野局(麴町區丸ノ内一ノ二) 長官 三矢宮松
監理部長 岡本愛祐
土地課長 高尾亮一
庶務課長 小畑忠
會計課長 大丸實
業務部長 眞崎脩
工務課長 安藤秀夫
計畫課長 大鹽義男

職員錄—宮内省・外務省

造林課長 坂井三吾
利用課長 太宰哲一郎
札幌支局 支局長 岡本隆次
旭川支局 支局長 倉田吉雄
東京支局 支局長 津村昌志
名古屋支局 支局長 小林哲司
木曾支局 支局長 辛木宣夫
林業試驗場(東京府南多摩郡横山村) 場長 中村賢一郎
御歌所 所長(兼) 公三條公輝
庶務課長(兼) 伯庭田重行
記録課長(兼) 伯庭田重行
學習院(豊島區目白町一丁目) 院長 野村吉三郎
庶務課長 藤井宇多治郎
會計課長(兼) 藤井宇多治郎
衛生課長 清水眞
教務課長 清水二郎

學生課長 久野朔郎
圖書課長 稻葉三郎
女子學習院(赤坂區青山北町) 院長 長屋順耳
庶務課長 柿崎兵部
會計課長(兼) 柿崎兵部
教務課長 上田駿一郎
學生課長 山口徳三郎
圖書課長 佐藤幹二
帝室博物館 總長 野公園内
東京帝室博物館(下谷區上野公園内) 總長 渡部信
經理課長 藤井宇多治郎
學藝課長(兼) 藤井宇多治郎
列品課長 溝口禎次郎
奈良帝室博物館(奈良市奈良御料地) 館長 山口巍
宮内省京都地方事務所 所長 白井演
庶務課長 法有孚
工務課長 武村忠
警察課長 大澤花三郎
李王職(朝鮮京城府)

李王家東京邸(麴町區紀尾井町) 長官 篠田治策
次官 李恒九
庶務課長 志賀信光
禮式課長 李謙聖
主殿課長(兼) 李謙聖
會計課長 佐藤明道
帝室經濟顧問 男 一木喜徳郎
學習院評議會 議長 公近衛文磨
華族世襲財產審議會 議長 公三條公輝
宮内省考査委員會 委員長 宮内次官
宮内省恩給審査會 會長 宮内次官
王公族審議會 總裁 樞密院議長
公刊明治天皇御紀編修委員會

會長宮内大臣 松平恒雄
臨時陵墓調査委員會 委員長 男 白根松介
外務省(麴町區霞ヶ關) 大臣(兼) 阿部信行
政務次官 清水留三郎
次官 澤田廉三
參與官 箸本太吉
大臣官房 秘書官 岸倉松
人事課長 松本俊一
儀典課長 鈴木九萬
文書課長 蘆野弘
會計課長 石井康
翻譯課長(兼) 蘆野弘
電信課長 中村豐一
東亞局 局長 栗原正
第一課長 土田豐
第二課長 杉原荒太
第三課長 瀧川欽哉
歐亞局 局長 西春彦
第一課長 安藤義良

職員錄—外務省・内務省

羅府領事 吉田 寛
ポルトランド領事 松村 基樹
シヤトル領事 佐藤 由巳
シカゴ領事 榎谷 秀夫
ニューオルレア領事 伊藤 憲三
晚香坡領事 根道 廣吉
ハグアナ領事 寺崎 英成
サン・サルヴァドル領事 齋田 從義
パナマ領事 大谷 彌七
里馬領事 佐藤 舜
アエノスアイレス領事 福間 豊吉
リオ・デ・シヤネイロ副領事 小峰 俊一
パウルー領事 早尾 季鷹
ベレン領事 古關 富彌
サントス副領事 古川 靖
カサランカ領事 勝田 直吉
サンダカン領事 桑折 鐵次郎
○國際會議帝國事務局(瑞西國)局長(兼) 天羽 英二

内務省

次長 柳井 恒夫
大臣 小原 直
政務次官 大達 茂雄
参與官 中井 一夫
○大臣官房 秘書官 町村 金五
人事課長 町村 金五
文書課長 石井 政一
會計課長 灘尾 弘吉
○神社局 局長 中野 與吉郎
總務課長 中野 與吉郎
考證課長 阪本 廣太郎
指導課長 伊藤 謹二
造營課長 角 南隆
○地方局 局長 挾間 喜茂
行政課長 古井 重夫
財政課長 三好 求馬
監査課長 生悦住 馬治郎
振興課長 今松 治郎

櫻田町(外)

監督課長 小林 千秋
警保局長 本間 精
警務課長 水島 弘亮
外事課長 大島 儀平
防犯課長 野村 儀平
經濟保安課長(兼)野村 儀平
保安課長 中村 敬之進
圖書課長 赤羽 積
○計畫局 局長 松村 光磨
庶務課長 川井 章和
都市計畫課長 山内 逸造
防空課長 龜山 孝一
○土木局 局長 山口 三郎
技監 谷口 三郎
河川課長 澤本 重民
道路課長 福本 柳一
港灣課長 高橋 庸彌
第一技術課長 高橋 嘉一郎
第二技術課長 金子 源一郎
第三技術課長 赤木 正雄
△東京土木出張所 鈴木 雅次

△横濱土木出張所(横濱市神奈川區表高島町) 所長 三輪 周藏
△仙臺土木出張所(仙臺市北三番丁) 所長 金森 誠之
△新潟土木出張所(新潟市白山浦一丁目) 所長 蒲 孚
△名古屋土木出張所(名古屋市中區區堅杉ノ町四丁目) 所長 田淵 壽郎
△大阪土木出張所(大阪市西區土佐堀通二丁目) 所長 佐藤 利恭
△神戸土木出張所(神戸市海岸通一丁目) 所長 原口 忠次郎
△下關土木出張所(下關市阿彌陀寺町) 所長 伊藤 百世
△土木試験所(本郷區駒込上富士前町) 所長 藤井 眞透
○造神宮使廳(内務省構内)

職員錄—内務省・大藏省

使 守 正 王
副使 中野 與吉郎
第一課長 中村 四郎
第二課長 角 南 隆
○警察講習所(麹町區三番町) 所長 警保局長 本間 精
○神社制度調査會 會長 水野 鍊太郎
○神宮關係施設調査會 會長 內務大臣 小原 直
○著作權審査會 會長 內務大臣 小原 直
○土木會議 議長 內務大臣 小原 直
○補償審査會(内務省構内) 會長
○都市計畫中央委員會 會長 內務大臣 小原 直
○神宮司廳(宇治山田市) 祭主 守 正 王
大官司 伯 三條西 實義
小官司 古川 左京
官房主事 田中 喜芳
庶務課長 坂口 岩七
儀式課長 御巫 清白

會計課長 青木 仁藏
警衛部長 橋本 和二郎
林務課長 篠田 良二
○神宮皇學館(三重縣度會郡濱郷村) 館長 平田 貫一
圖書部長 丹羽 正義
庶務部長 西村 爲之助
教務部長 鈴木 友吉
學生監部長 鎌田 春雄
○神宮神部署(神宮司廳内) 署長 野上 正篤
庶務課長 安在 正義
賽務課長 河村 政太郎
○地方制度調査會 會長 內務大臣 小原 直
○臨時地方財政補給金委員會 會長 內務大臣 小原 直
○中央防空委員會 會長 內務大臣 小原 直

参與官 矢野 庄太郎
秘書官(兼) 山際 正道
○大臣官房 秘書課長(兼) 山際 正道
文書課長 氏家 武
會計課長 永井 勻
財政經濟調査課長 宇川 春景
△海外駐在官 荒川 昌二
英佛駐在 西山 勉
米國駐在 湯本 武雄
中華民國駐在 湯本 武雄
○主計局 局長 谷口 恒二
決算課長 湯地 澄爾郎
調査課長 前田 克巳
豫算課長 植木 庚子郎
○主税局 局長 大矢 半次郎
國稅課長 田中 豐
關稅課長 尾關 將支
經理課長 池田 勇人
企畫課長 山田 義見

○理財局 局長 相田 岩夫
國債課長 高雄 時夫
國庫課長 梅北 末初
地方債課長 阪田 純雄
外事課長 榊田 光男
金融課長 迫水 久常
○銀行局 局長 入間野 武雄
普通銀行課長 岸 喜二雄
特別銀行課長 山際 正道
檢査課長 相田 岩夫
庶民金融課長 坂口 芳久
調査課長 舟山 正吉
○爲替局 局長 中村 孝次郎
總務課長 野田 卯一
輸入第一課長 原田 富一
輸入第二課長 新 敏雄
輸入第三課長(兼) 原田 富一
輸出課長 原田 富一
送金課長 石井 茂樹
外資課長 長谷川 安次郎
檢査課長 伴野 清

職員錄——大藏省

○國民貯蓄獎勵局
局長大藏次官 大野龍太
次長 木内四郎
總務課長 山住克巳
第一課長 多田喜一
第二課長 太田誠太郎
第三課長 塚越虎男

○預金部資金局(大藏省內)
局長 廣瀬豐作
運用部長 大塚喜一
資金課長 式村義雄
運用課長(兼) 式村義雄
監理部長 富樫久吉
監理課長 子戸田忠肅
考查課長 原久一郎
△東京支局長 中村重喜
△大阪支局長 深田養一
△仙臺支局長 松山宗治
△名古屋支局長 玉井德和
△廣島支局長 武部弘成
△熊本支局長 栗原修

○營繕管財局(大藏省內)
長官大藏次官 大野龍太
總務部長 松隈秀雄
國有財産課長 橋本昂藏

總務課長 高瀬武寧
工務部長 池田讓次
第一技術課長 元連
第二技術課長 小島榮吉
第三技術課長 伊部貞吉
△神戶出張所長 光盛貞
△門司出張所長 谷岡勝美
造幣局(大阪市北區新川崎町)
局長 山田龍雄
總務部長 杉村正
製造部長 柴田武
試金部長 小松原久治
△東京出張所長 岡村馨
專賣局(麹町區大手町一丁目)
局長 荒井誠一郎
局長官房 濱田幸雄
總務課長 杉山昌作
調查課長 平澤法人
販賣部長 相馬敏夫
販賣課長 森尾敏男
監査課長 河西金城
收納課長 國府種文

第一技術課長 澁谷正良
第二技術課長 久保田美壽雄
企畫課長 松尾俊次
煙草製造部 部長 田中重夫
管理課長 森尾敏男
作業課長 成田豐勝
機械課長 太田綠郎
經理部 部長 山田鐵之助
主計課長 沼野英不二
會計課長(兼) 沼野英不二
酒精製造部 部長 黑野勘六
製造課長 勝目英
設備課長 後藤一雄
△板橋製作所(板橋區板橋町五丁目) 所長 中村精吾
△中央研究所(荏原區戶越町) 所長 兒玉章
△秦野試驗場(神奈川縣中郡東秦野村) 場長 長谷川浩
△水戸試驗場(茨城縣久慈郡

山田村) 場長 黑田敦
△岡山試驗場(岡山縣淺口郡玉島町) 場長 守屋眞楯
△三田尻試驗場(山口縣佐波郡中關町) 場長 福永範一
△鹿兒島試驗場(鹿兒島縣鹿兒島郡谷山町) 場長 中村壽夫
△東京地方專賣局(本所區橫川橋一丁目) 局長 南勝次
△水戸地方專賣局(水戸市) 局長 上林一枝
△宇都宮地方專賣局(宇都宮市) 局長 齋藤和三郎
△高崎地方專賣局(高崎市) 局長 清水頼母
△郡山地方專賣局(郡山市) 局長 高橋敬次
△仙臺地方專賣局(仙臺市) 局長 吉田秀穂

職員錄——大藏省

△函館地方專賣局(函館市) 局長 原辰次郎
△名古屋地方專賣局(名古屋市中區古澤町) 局長 高田太一
△金澤地方專賣局(金澤市) 局長 上野友則
△大阪地方專賣局(大阪市) 局長 大竹虎雄
△岡山地方專賣局(岡山市) 局長 常陰庫二
△廣島地方專賣局(廣島市) 局長 黒瀬勘一
△坂出地方專賣局(香川縣綾歌郡坂出町) 局長 神出憲太郎
△德島地方專賣局(德島市富田浦町) 局長 前田正明
△福岡地方專賣局(福岡市字妙見) 局長 吉田勘三
△熊本地方專賣局(熊本市) 局長 北井幾夫
△鹿兒島地方專賣局(鹿兒島

市榮町) 局長 鈴木榮
○橫濱稅關(橫濱市中區海岸通一丁目) 稅關長 花田政春
監視部長 小山直彦
總務部長 篠田孝雄
會計課長 吉川盛
鑑査部長 中本清次
植物檢査課長 狩谷精之
港務部長 山田定男
○神戸稅關(神戸市神戶區加納町六丁目) 稅關長 米山盛貞
監視部長 小林末夫
總務部長 山中一朗
會計課長 小原諄
鑑査部長 三宅忠平
植物檢査課長 岩佐龍夫
港務部長 穂積龍雄
○大阪稅關(大阪市港區三條通四丁目) 稅關長 小宮陽
監視部長 太田幸作
總務部長 橋本實春

鑑査部長 平野良貞
植物檢査課長 白岩秀雄
港務部長 有馬守三郎
○長崎稅關(長崎市羽衣町二丁目) 稅關長 安藤明道
監視部長 越塚清志
總務部長 鶴飼進
港務部長(兼) 鶴飼進
鑑査部長 松村政三郎
○門司稅關(門司市西海岸通地先埋立地) 稅關長 谷岡勝美
監視部長 三由政一
總務部長 伊東務男
鑑査部長 木下勇
植物檢査課長 金山巖
港務部長 伊藤陽
○函館稅關(函館市仲濱町) 稅關長 榎谷孝典
監視部長 福田信一
總務部長(兼) 福田信一
鑑査部長 玉木政治
○名古屋稅關 稅關長 川又公平

監視部長 佐藤一郎
會計課長 江淵晉松
總務部長 鎌田利雄
植物檢査課長 楠元丈夫
○東京稅務監督局(麹町區大手町一丁目) 局長 中村重喜
總務部長 谷口吉太郎
直稅部長 伊地知辰夫
間稅部長 鈴木憲三
經理部長 吉田信邦
鑑定部長 金井春吉
○大阪稅務監督局(大阪市北區中ノ島四丁目) 局長 深田養一
總務部長 金山國臣
直稅部長 前尾繁三郎
間稅部長 三崎庸
經理部長 川田三郎
鑑定部長 山田滋朗
○札幌稅務監督局(札幌市大通西七丁目) 局長 廣瀬經一
總務部長 吉村丈三

間稅部長(兼) 吉村 丈三
直稅部長 深井 孝隆
鑛定部長(兼) 深井 孝隆
鑛定部長 川崎 義德
○仙臺稅務監督局(仙臺市北一番丁)
局長 加藤 嘉藏
總務部長 青木 正映
經理部長(兼) 青木 正映
間稅部長 中村 石太郎
直稅部長 川村 孝
鑛定部長 鈴木 重一郎
○名古屋稅務監督局(名古屋市中區古澤町)
局長 松山 宗治
總務部長 福井 榮治郎
經理部長 窪田 稔
直稅部長 吉田 清
間稅部長 澤村 明善
鑛定部長 小穴 富司雄
○廣島稅務監督局(廣島市八丁堀)
局長 森本 靖男
總務部長 立山 雪盛
經理部長 高橋 盛

直稅部長 中出 芳雄
間稅部長 鈴木 俊吉
鑛定部長 渡會 六治
○熊本稅務監督局(熊本市練兵町)
局長 栗原 修
總務部長 細倉 重義
經理部長 掛田 龜太郎
間稅部長 梅原 俊雄
直稅部長 山内 山彦
鑛定部長 山内 山彦
○釀造試驗所(瀧野川區瀧野川町)
所長主稅局長 大矢 半次郎
庶務課長 忠 佐市
事業課長 黒野 勘六
○關稅訴訟審査委員會
會長大藏次官 大野 龍太
○國有財產調查會
會長大藏大臣 青木 一男
○預金部資金運用委員會
會長大藏大臣 青木 一男
○中央諸官衙建築準備委員會
會長大藏大臣 青木 一男
○關稅調查委員會

會長大藏大臣 青木 一男
○特別融通審査會
會長日本銀行總裁 結城 豐太郎
○特別融通損失審査會
會長大藏大臣 青木 一男
○外國爲替管理委員會
會長大藏大臣 青木 一男
○外貨評價委員會
會長大藏大臣 青木 一男
○政府貸付金處理委員會
會長大藏大臣 青木 一男
○稅制調查會
會長大藏大臣 青木 一男
○各省海外拂節約協議會
會長大藏次官 大野 龍太
○金融評議會
會長大藏大臣 青木 一男
○社債擔保審査委員會
會長大藏次官 大野 龍太
○國民貯蓄獎勵委員會
會長大藏大臣 青木 一男
○金委員會
會長大藏大臣 青木 一男
○利益配當審査委員會

元帥府
陸軍大將 載仁 親王
海軍大將 博 恭 王
陸軍大將 守 正 王

軍事參議院
軍事參議院は元帥、陸海軍大臣參謀總長、軍令部總長並に特に軍令部總長に親補せられたるもの軍令部總長に當然軍事參議官たるのである。左には特に親補せられたる軍事參議官のみを掲ぐ
參議官
陸軍大將 稔 彦 王
陸軍大將 鳩 彦 王
海軍大將 百武 源 吾
海軍大將 永野 修 身
海軍大將 男 大角 岑 生

海軍大將 高橋 三吉
陸軍大將 藤田 尚德
陸軍大將 伯山 壽一
海軍大將 杉山 元
海軍大將 加藤 隆義
海軍大將 米内 光政
陸軍中將 宇佐美 興屋
海軍中將 鹽澤 幸一

侍從武官府(宮内省)
武官長 陸軍中將 蓮 沼 蕃
武官 海軍中將 平 田 昇
陸軍少將 清水 規矩
海軍大佐 醍醐 忠重
陸軍砲兵中佐 深本 理吉郎
陸軍騎兵中佐 四手井 綱正
海軍大佐 山澄 貞次郎
陸軍工兵中佐 徳永 鹿之助

秘書官 步中佐 加藤 道雄
同 步中佐 小尾 哲三
○別格官幣社
△靖國神社(麹町區九段三丁目)
官司陸軍大將 鈴木 孝雄
△靖國神社附屬遊就館
長 少將 渡邊 謙
○人事局
長 中將 飯沼 守
補任課長 步大佐 額田 坦
恩賞課長 步大佐 佐々 眞之助
○軍務局
長 中將 町尻 量基
軍事課長 步中佐 岩畔 豪雄
軍務課長 砲大佐 影佐 禎昭
○兵務局
長 少將 中村 明人
兵務課長 砲大佐 田中 隆吉
兵備課長 步大佐 小松 光彦
防衛課長 步大佐 山田 國太郎
馬政課長 騎大佐 栗林 忠道
○整備局
長 少將 上月 良夫
戰備課長 砲大佐 中西 貞喜
交通課長 工大佐 鎌田 銓一

工政課長 砲中佐 和氣 忠文
資源課長 步中佐 石木 五雄
○兵器局
長 少將 菅 晴次
銃砲課長 工大佐 田中 收
機械課長 步大佐 伊藤 鈴嗣
○經理局
長 主中將 石川 半三郎
主計課長 大佐 大塚 彪雄
監査課長 主大佐 吉野 繁
衣糧課長 主大佐 高木 六郎
建築課長 主大佐 森田 親三
○醫務局
長 醫中將 三木 良英
衛生課長 醫大佐 渡邊 甲一
醫事課長 醫大佐 鎌田 調
○法務局
局長(兼) 大山 文雄
○情報部
長 砲大佐 清水 盛明

司令官 中將 國部 和一郎
參謀長 少將 加藤 怜三
西部防衛司令部
司令官 中將 松井 命
參謀長 少將 西村 利温

中部防衛司令部
(大阪市)
司令官 中將 國部 和一郎
參謀長 少將 加藤 怜三

東部防衛司令部
(麹町區準町)
司令官(兼) 中將 川岸 文三郎
參謀長(兼) 少將 中井 良太郎

聯隊區司令部
(昭和十四年八月現在)
麻布 步大佐 岸川 健一
甲府 步大佐 萬城目 武雄
本郷 步大佐 兩角 業作
千代田 步大佐 上田 勝
仙臺 步大佐 村井 權次郎
福島 步大佐 橋本 萬次郎
新發田 步大佐 橋本 萬次郎
高田 步大佐 平柳 源吾
名古屋 步大佐 阿部 洞一郎
岐阜 步大佐 杉浦 英吉
豐橋 步大佐 足立 重郎
靜岡 步大佐 新井 泰治
大坂 步大佐 西脇 宗吉

大臣 大將 畑 俊六
政務次官 中將 西村 茂生
次官 中將 山脇 正隆
參與官 中井川 浩
○大臣官房

職員錄——侍從武官府・陸軍省・東部防衛司令部・中部防衛司令部・西部防衛司令部・聯隊區司令部 九〇三

職員錄——吳鎮守府・佐世保鎮守府

造船少將 正木宣恒
 造機部長少將 澁谷隆太郎
 製鋼部長同 二階堂行健
 潜水艦部長
 機關大佐 遠山清春
 砲術實驗部長 上野治作
 魚雷實驗部長 大佐 田村英
 電氣同機大佐 森住松雄
 造船實驗部長 正木宣恒
 製鋼實驗部長 技師 宇留野四郎
 會計部長 主少將 久武戒三
 醫務部長 醫少將 小金井良一
 ○海軍技手養成所
 長 少將 若荷秀雄
 ○廣海軍工廠
 長 少將 都築伊七
 總務部長 機大佐 永松勝
 航空機部長

造機部長 大佐 山本順平
 機大佐 赤坂功
 會計部長 主大佐 中村貞助
 醫務部長 大佐 藤田秀三郎
 ○海軍燃料廠
 長 少將 御宿好
 總務部長 機大佐 種子田榮
 製油部長 機大佐 別府良三
 研究部長少將 隈部富士雄
 會計部長 主大佐 吉川漁夫
 醫務部長 醫大佐 矢野義雄
 採炭部長 主少將 片岡覺太郎
 鑛業部長少將 宮田一
 ○吳海軍經理部
 長 主少將 平井博
 第一課長 主大佐 藤田傳次

第二課長 同 木寺寬爾
 第三課長 同 大西達三郎
 ○吳海軍軍需部
 長 少將 脇大橋龍男
 會計部長 主大佐 倉富朋五郎
 第一課長 大佐 倉富朋五郎
 第二課長 同 荒木龍男
 第三課長 機大佐 近藤榮次郎
 第四課長(兼) 主大佐 倉富朋五郎
 德山支部長(兼) 機大佐 種子田榮
 ○吳海軍艦船部
 長 少將 日尾清
 副官 機少佐 多田初二
 ○吳海軍建築部
 長 技師 服部保
 第一課長 同 高木義照
 第二課長 同 藤井三郎
 ○吳海軍病院
 長 醫少將 中野太郎
 第一部長

第二部長 醫大佐 田邊優
 藥劑部長 醫大佐 菅田直樹
 副官 藥中佐 一條正一
 ○別府海軍病院
 長 醫少將 高濱一郎
 第一部長 醫中佐 保利信明
 第二部長 醫中佐 片岡克己
 副官 醫中佐 橋本里吉
 ○吳鎮守府軍法會議
 法務官 醫大尉 及川壹
 ○海軍潛水學校
 長 少將 熊岡謙
 副官 中佐 石川信雄
 佐世保鎮守府
 司令長官 中將 中村龜三郎
 參謀長 少將 小林仁
 副官 中佐 松尾義保

職員錄——佐世保鎮守府・艦隊司令長官・舞鶴要港部・大湊要港部

少佐 矢部幸
 ○佐世保海軍人事部
 長 大佐 松永次郎
 部長 大佐 辻榮作
 ○鹿兒島地方海軍人事部
 長 大佐 長谷部喜藏
 ○佐世保海軍港務部
 長 大佐 石川茂
 副官 中佐 有馬純廣
 ○佐世保海軍工廠
 長 少將 砂川兼雄
 總務部長大佐 松田平重朗
 造兵同 少將 相馬六郎
 航空機同大佐 加藤成禧
 造船同 造船大佐 庭田正三
 造船同 造機大佐 朝永研一郎
 會計同大佐 是川重之助
 醫務同大佐 高橋豐
 ○佐世保海軍經理部
 長 主少將 茂木知二
 第一課長 主大佐 加藤信夫

第二課長 同 前田茂
 ○佐世保海軍軍需部
 長 少將 御所正
 總務部長大佐 池内方
 會計課長 主大佐 鈴木常治
 第一課長 大佐 岩高賢治
 第二課長 機大佐 山下茂治
 第三課長 同 中野貞雄
 第四課長 主大佐 森岡龍夫
 ○佐世保海軍艦船部
 長 少將 木村仁
 副官 機少佐 中島宣一
 ○佐世保海軍建築部
 長 技師 住木直二
 第一課長 技師 長谷川鏡次郎
 第二課長 同 松永幸一
 ○佐世保海軍病院
 長 醫少將 田中肥後太郎
 第一部長 醫大佐 金澤信太郎
 第二部長 同 杉本豐松
 藥劑部長

藥中佐 村田秀
 副官 醫中佐 吉田武
 ○嶺野海軍病院
 長 醫大佐 松本暢
 第一部長(兼) 松本暢
 第二部長 醫大佐 中村通孝
 副官 醫大尉 藤井信雄
 ○佐世保鎮守府軍法會議
 法務官 萩原竹治郎
 艦隊司令長官
 聯合艦隊司令長官 中將 山本五十六
 第一艦隊司令長官 中將 豐田福武
 第二艦隊司令長官 中將 及川古志郎
 支那方面艦隊司令長官 中將 片桐英吉
 第三艦隊司令長官 中將 澤本頼雄
 練習艦隊司令官 少將 澤本頼雄
 舞鶴要港部
 司令官 中將 片桐英吉

參謀長 大佐 宇垣完爾
 副官 少佐 隈部直
 港務部長 大佐 竹岡健治
 軍需部長機大佐 原隼人
 經理部長主大佐 權藤博
 病院長 醫大佐 小田垣常夫
 建築部長 技師 權藤博
 軍法會議法務官 小田垣常夫
 ○舞鶴海軍工廠
 長 少將 松木益吉
 總務部長 機大佐 水野英一
 造兵同 造機大佐 齊尾慶勝
 造船同 造機大佐 三好康方
 會計同大佐 是川重之助
 醫務同大佐 後藤顯三郎
 造船同 造船大佐 福田烈
 大湊要港部
 司令官 中將 星野守一
 參謀長 大佐 森德治
 副官 少佐 松林元哉
 港務部長 大佐 難波祐三

馬公要港部

工作部長 大佐 中垣重三
病院長 大佐 原田福象
司令官 中將 原五郎
參謀長 大佐 田中頼三
副官 少佐 板垣金信
港務部長 中佐 佐藤敬三
工作部長 大佐 内田五郎
病院長 大佐 中川平五郎
軍法會議法務官 飯田正敏

司法省

(麹町區西日比谷町)

大臣 宮城長五郎
政務次官 倉元要一
次官 岩村通世
參事官 濱野徹太郎
○大臣官房
秘書官(兼) 岡五郎
同 岡五郎
秘書課長 岡五郎
人事課長(兼) 佐藤藤三
會計課長 石田壽
保護課長 森山武市郎
○民事局
局長 坂野千里
第一課長 根本松男
第二課長 辻朔郎
第三課長 岡咲一
第四課長 長野潔
○刑事局
局長 黒川涉

鎮海要港部

司令官 中將 小林宗之助
參謀長 大佐 松永貞市
副官 少佐 岡永巖
港務部長 中佐 藤井晉四郎
工作部長 大佐 野宮三郎
病院長 大佐 山之内秀三
軍法會議法務官 岡村贊二

旅順要港部

司令官 中將 佐藤市郎
參謀長 大佐 橋本信太郎
副官 少佐 牧野坦

東京控訴院(麹町區西日比谷町)

檢事總長 神谷健夫
次長檢事 久保田美英
三橋市太郎
○東京控訴院(麹町區西日比谷町)
院長 木村尙達
佐藤龍馬
中島登喜治
大塚今比古
齋藤直一
下飯坂潤夫
神垣秀六
藤江忠三郎
黒川眞前
小中公毅
垂水克己
柳川昌勝
薄井大介
吉田肇
松坂廣政
○大阪控訴院(大阪市北區)
院長 新田逸
田中秀雄

外島英二
十川寛之助
小原仲
竹野竹三郎
高野綱雄
澤野信藏
金山季逸
○名古屋控訴院(名古屋市中區)
院長 大森洪太
齋藤省一郎
梅山實明
和田良平
○廣島控訴院(廣島市小町)
院長 鈴木秀人
佐伯顯二
渡邊彦士
神谷敏行
○長崎控訴院(長崎市萬歳町)
院長 三宅正太郎

○宮城控訴院(仙臺市片平丁)
院長 岩松玄十
鬼頭豐隆
勅使河原直三郎

同 藤野三郎
同 石塚揆一
○札幌控訴院(札幌市大通)
院長 日高要次郎
島津二郎
德永榮吉
○東京民事地方裁判所(麹町區西日比谷町)
所長 佐々木良一
關宏二郎
山崎一久
鈴木國春
丁野曉春
小野愈一
白方昌一
三野昌治
内田護文
赤木曉
金澤潔
梅原松次郎
奥野健一
西村成一
横田正俊
河本喜與之
谷本仙一郎

○東京刑事地方裁判所(同上)
所長 島坂修一
石坂英一
小泉改造
坂井四郎
小林四郎
稻田悠輔
齋藤五郎
藤井五郎
中野並助
○横濱地方裁判所(横濱市中區)
所長 杉浦忠雄
中村光三
中西謹一
橋本匡也
角村克巳
西村卯
○浦和地方裁判所(浦和市)
所長 三輪智
山口富次郎
前野順一
帶金悦之助
○千葉地方裁判所(千葉市)
所長 立石種一
柿本知己

同 濱田宗四郎
同 德江治之助
○水戸地方裁判所(水戸市仲町)
所長 佐藤修一
柴田元一
淺野英明
龜山慎一
○宇都宮地方裁判所(宇都宮市)
所長 秋山高彦
柚木芳
奥村益世
櫻田忠美
○前橋地方裁判所(前橋市)
所長 上條桂十郎
井上洋之助
緒方省一郎
○静岡地方裁判所(静岡市)
所長 森章三郎
森魁梧
龜崎弘尙
安倍輔
○甲府地方裁判所(甲府市錦町)
所長 兩角誠英
中村弘明
正木晃

職員錄——司法省

○長野地方裁判所(長野市花咲町) 檢事正 竹平治作
 部長 石井壽太郎
 同 部長 鷺海隆
 同 部長 木下博明
 同 部長 南部金夫
 ○新潟地方裁判所(新潟市) 檢事正 白井茂
 部長 增田喜一
 同 部長 菅野次郎
 同 部長 中村惣平
 ○京都地方裁判所(京都市中京區丸太町通) 檢事正 福地劍吉
 部長 庄司直治
 同 部長 小野直作
 同 部長 大野美稻
 同 部長 山本武雄
 同 部長 眞野歎三郎
 ○大阪地方裁判所(大阪市北區) 檢事正 赤羽一
 部長 今谷健一
 同 部長 稻田得一
 同 部長 谷口一長
 ○奈良地方裁判所(奈良市) 檢事正 村松健三九
 部長 戊亥忠一
 同 部長 小野定雄
 同 部長 窪田武不
 同 部長 島津兼三郎
 同 部長 青木敬輔
 同 部長 和田一夫
 ○神戸地方裁判所(神戸市湊東) 檢事正 遠藤常壽
 部長 高野正保
 同 部長 三吉信隆
 同 部長 田淵史郎
 同 部長 高田喜雄
 同 部長 石井寬三
 同 部長 中島貢
 同 部長 新田佐逸
 同 部長 佐藤政雄
 同 部長 小林明傳
 ○和歌山地方裁判所(和歌山市二番丁) 檢事正 渡邊俊雄
 部長 柴田貞輝
 同 部長 山下雅芳
 同 部長 原田左近
 同 部長 兼松謙太郎
 ○德島地方裁判所(德島市德島) 檢事正 芳野都三
 部長 寺島祐一
 同 部長 石神武藏
 同 部長 永井太三郎
 ○高松地方裁判所(高松市内町) 檢事正 大野惠眼
 部長 上床達夫
 同 部長 古賀才次郎
 ○高知地方裁判所(高知市帶屋) 檢事正 堀耕作
 部長 三好眞一
 同 部長 岩淵彰郎
 ○名古屋地方裁判所(名古屋市中區) 檢事正 堀耕作
 部長 孫治郎
 ○仙臺地方裁判所(仙臺市片平丁) 檢事正 加藤健一
 部長 遠藤周藏
 同 部長 荒井虎雄
 同 部長 山本市三
 ○福島地方裁判所(福島市) 檢事正 高野寛治
 部長 金貞次郎
 ○山形地方裁判所(山形市旅籠町) 檢事正 菅波鶴雄
 部長 廣野伸雄
 ○盛岡地方裁判所(盛岡市内丸) 檢事正 松藤正憲
 部長 西岡國吉
 ○江場盛次 檢事正 谷津慶次
 ○秋田地方裁判所(秋田市西根小屋町) 檢事正 松野祐裔
 部長 武山敏二
 ○青森地方裁判所(青森市大字) 檢事正 本間寛二

○廣島地方裁判所(廣島市三川町) 檢事正 小室薰
 部長 高橋久衛
 同 部長 友眞碩太郎
 同 部長 竹内勇平
 同 部長 岡見清直
 同 部長 安岡靜四郎
 ○山口地方裁判所(山口市今道) 檢事正 吉田茂久郎
 部長 田村圓平
 同 部長 江橋修
 ○岡山地方裁判所(岡山市弓之町) 檢事正 灘波良藏
 部長 江本清平
 同 部長 薨枝謙三
 ○鳥取地方裁判所(鳥取市東町) 檢事正 平山慎英
 部長 西卷芳二郎
 ○松江地方裁判所(松江市母衣町) 檢事正 阪元不二男
 部長 中西保則
 ○大分地方裁判所(大分市) 檢事正 水田正之
 部長 星子廣記
 同 部長 大原利文
 同 部長 衛藤顯
 ○福岡地方裁判所(福岡市大和) 檢事正 宮川武兵衛
 部長 小林秀一郎
 同 部長 稻塚庄三郎
 ○佐賀地方裁判所(佐賀市松原) 檢事正 長峰正次
 部長 宮重左馬吉
 ○長崎地方裁判所(長崎市萬歳町) 檢事正 樋口良助
 部長 杉本藤一
 同 部長 山口龍作
 ○熊本地方裁判所(熊本市京町) 檢事正 石田伊太郎
 部長 沖原定
 ○鹿兒島地方裁判所(鹿兒島市山下町) 檢事正 後藤省三
 部長 山本康三
 ○那覇地方裁判所(那覇市松山) 檢事正 阪口清
 部長 山口兼雄
 同 部長 村上雄治
 ○那覇地方裁判所(那覇市松山) 檢事正 近幹之助
 部長 美坂金治
 同 部長 青山春齋
 ○青森地方裁判所(青森市大字) 檢事正 本間寛二

職員錄——農林省・商工省

會長農林大臣 伍堂卓雄
○產業組合中央金庫特別融通損失審査會
會長農林大臣 伍堂卓雄
○蠶品種審査會
會長農林大臣 伍堂卓雄
○米穀配給新機構調查委員會
會長農林大臣 伍堂卓雄
○絲價安定委員會
會長農林大臣 伍堂卓雄
○農業災害保險及共濟制度調查會
會長農林大臣 伍堂卓雄
○米穀配給調整中央委員會
會長農林大臣 伍堂卓雄
○自作農創設維持委員會
會長農林大臣 伍堂卓雄
○森林火災國營保險審査會
會長農林大臣 荷見安
○漁船再保險審査會
會長農林大臣 荷見安
○農林計畫委員會
會長農林大臣 伍堂卓雄
臺灣米穀移出管理委員會 委員

農・米穀局長 周東英雄
殖務・殖產局長 植場鐵三
總督府・內務局長 山縣三郎
財務局長 田端幸三郎
殖產局長 山本眞平
事務官 泊武治
○米穀取引事業審議委員會 會長 津島壽一
大臣(兼) 伍堂卓雄
政務次官 今井健彦
參事官 澤田利直
○大臣官房 秘書官(兼) 奧田新三
同 奧田新三
中村元督
豐田新三
津田雅孝
山本茂廣
調查課長 文書課長 秘書課長 會計課長

○審議室 久保喜六
○物資調整官 長谷川美代次
○總務局 山田滿
○局長 東榮二
○總務課長 椎名悅三郎
○生產擴充課長 岡松成太郎
○物資調整課長 吉田悌二郎
○鑛產局 小金義照
局長 細川政之助
鑛政課長 加賀山一
產銅課長(兼) 加賀山一
非鐵金屬課長 松田太郎
地質調査所長 山根新次
○鐵鑛局 鹽谷狩野吉
局長 阿部豐
調整課長 足立泰雄
特殊鑛課長(兼) 鹽谷狩野吉
○化學局 永田彦太郎
局長 白井義三
無機課長 赤間文三
有機課長

合成課長 吉田信一
○機械局 鈴木英雄
局長 橋井好雄
一般機械課長 南好雄
輸送機械課長 佐藤筌太郎
精密機械課長 渡邊襄
中央度量衡檢定所長
○織維局 辻謹吾
局長 美濃部洋次
總務課長(兼) 美濃部洋次
綿業課長(兼) 美濃部洋次
羊毛製品課長 霜島洋次
人造纖維課長 石田磊
○監理局 牧口喬雄
局長 山口喬
總務課長(兼) 山口喬
生命保險課長(兼) 山口喬
損害保險課長 三木秋喬
取引課長 末永術
○振興部 末永術
局長 妹川武人
總務課長 北野重雄

職員錄——商工省

金融課長(兼) 北野重雄
商業組合課長 安田元七
工業組合課長 和田太郎
施設課長 橋原勉
○物價局 伍堂卓雄
局長 竹內可吉
次長 新倉利廣
第一部長 猪熊信二
總務課長 岩崎松義
企畫課長 本郷壽治
第二部長 價格第一課長 玉置敬造
價格第二課長 西村彰一
○貿易局 寺尾茂進
局長 新井義臣
總務課長 堀藤吉臣
第一部長 市場第一課長 齋藤吉臣
市場第二課長 長谷川輝彦
施設課長 水谷良一
第二部長 機械金屬課長 事務取扱 菱沼勇
織維雜貨課長 菱沼勇
化學農水產課長 川毅夫

○燃料局 石田裕次郎
局長 菅村道太郎
第三部長 資金第一課長 原田富一
資金第二課長 新敏雄
第一部長 事務取扱 西川浩
油政課長 西川浩
○特許局 大貝晴彦
局長 大貝晴彦
總務課長 乘杉研壽
登記課長 高橋通夫
出願課長 越智實藏
庶務課長(兼) 高井孝藏

調查課長 藤優美
審判部長 波江野茂
書記課長 大森通孝
機械部長 三根繁太
第一課長 小川潤次郎
第二課長 家永文彦
第三課長 日下繁
第四課長 吉見義明
第五課長 八木靜一郎
化學部長 中林朝吉
有機課長 廣田徹
無機課長 堀川弘
電氣部長 大西冬藏
強電課長 水口春二
弱電課長 水川有
○東京工業試驗所(澁谷區幡ヶ谷本町) 商標課長 乘杉研壽
意匠課長 松岡誠一
陳列館長 關本賢治
○東京工業試驗所(澁谷區幡ヶ谷本町) 第一部長 小寺房治郎
第二部長 西村常吉

第三部長 伊藤亮
第四部長 芳野守三
第五部長 井上春成
第六部長 北脇市太郎
○大阪工業試驗所(大阪市) 第一部長 篠崎英之助
第二部長 松本俊源
第三部長 杉本俊二
第四部長 高松亭
第五部長 角谷清明
第六部長 市瀬元吉
○織維工業試驗所(橫濱市) 第一部長 吉岡直富
第二部長 角替利策
第三部長 岡田元
第四部長 丸山善樹
○陶磁器試驗所(京都市伏見區) 所長 秋月透
○工藝指導所(仙臺市) 所長 國井喜太郎
○關西支所長 齋藤信治
○機械試驗所 所長 事務取扱 鈴木英雄
○機械工業養成所長

東京 清家 正
大阪 夏目 壽
愛知 永壽 一
東京鐵山監督局(麴町區)
局長 大島 永
總務部長 海老根 明
出願登錄課長 毛利 圭
勞務課長 矢口 順
監理部長 伊藤 俊
施設課長 伊藤 俊
鐵業警察課長(兼) 伊藤 俊
○仙臺鐵山監督局(仙臺市)
局長 賀來 重雄
分祈課長 村瀨 竹治郎
總務部長 齊藤 常猪
總務課長(兼) 齊藤 大助
勞務課長(兼) 齊藤 大助
出願登錄課長 中島 重喜
監理部長 小西 貫一
施設課長 横堀 義二
鐵業警察課長(兼) 横堀 義二
測圖課長 横堀 義二
前山 守彦

○大阪鐵山監督局(大阪市)
局長 宮田 忠
總務部長 桑田 俊夫
出願登錄課長 桑田 俊夫
勞務課長 梶原 茂夫
監理部長 戶引 達夫
鐵業警察課長 平塚 卓之助
施設課長 澤井 隆義
分祈課長(兼) 澤井 隆義
測圖課長 花田 英夫
○福岡鐵山監督局(福岡市)
局長 中村 幸八
總務部長 榎本 謹吾
出願登錄課長 野田 萬毅
勞務課長 佐久 洋
監理部長 岩崎 潔
鐵業警察課長 荒島 義賢
測圖課長 種村 堅
施設課長(兼) 岩崎 潔
○札幌鐵山監督局(札幌市南一條)
局長 安達 祥三
總務部長 武内 征平
總務課長(兼) 武内 征平

勞務課長(兼) 武内 征平
出願登錄課長 水田 悅夫
監理部長 下河邊 良
施設課長(兼) 下河邊 良
鐵業警察課長 永岡 高司
測圖課長 高關 俊哉
燃料研究所(川口市)
第一部長 伴 義定
第二部長 黒川 眞武
第三部長 新村 唯治
○花蘆検査所(神戸市灘區泉通)
所長 諏訪 哲郎
○輸出絹織物検査所 蜂谷 徳三郎
○京都(京都市左京區) 萩原 博
○大阪(大阪市港區) 丸山 清
○横濱(横濱市中區山下町) 厚 隆
○神戸(神戸市林田區) 松井 隆
○桐生(桐生市永樂町) 高木 頼三
○足利(足利市巴町) 高木 頼三
所長 武田 利作

名古屋(名古屋市西區) 新野 重憲
岐阜(岐阜市大字本莊) 小林 直一
福島(福島縣伊達郡川俣町) 過足 國治
福井(福井縣足羽郡木田村) 大類 徳一郎
金澤(金澤市長町河岸) 仁林 惇一
○工藝審査委員會 委員 長岡 村瀨 直養
○工業規格統一調查會 會長 長岡 村瀨 直養
○瓦斯事業委員會 副會長 長岡 村瀨 直養
○國產振興委員會 會長 長岡 村瀨 直養
○製鐵事業評價審査委員會 會長 長岡 村瀨 直養
○不當廉賣審査委員會 會長 長岡 村瀨 直養
○統制委員會 會長 長岡 村瀨 直養
○發明獎勵委員會 會長 長岡 村瀨 直養

會長 商工大臣 伍堂 卓雄
○石油業委員會 會長 商工大臣 伍堂 卓雄
○度量衡制度調查會 會長 商工大臣 伍堂 卓雄
○自動車製造事業委員會 會長 商工大臣 伍堂 卓雄
○工作機械製造事業委員會 會長 商工大臣 伍堂 卓雄
○製鐵事業委員會 會長 商工大臣 伍堂 卓雄
○保險業法改正調查委員會 會長 商工大臣 伍堂 卓雄
○帝國燃料株式會社 總裁 牧田 環
副總裁 大淵 三樹
○鐵業法改正調查委員會 會長 商工大臣 伍堂 卓雄
○特許補償審査會 會長 特許局長 官大 具晴彦
○石炭生産能力調査委員會 會長 商工次官 村瀨 直養
○重要鐵物委員會 會長 商工大臣 伍堂 卓雄
○液體燃料委員會 會長 商工大臣 伍堂 卓雄

會長 商工大臣 伍堂 卓雄
○中小商工業融資再補償審査會 會長 商工次官 村瀨 直養
○度量衡法規改正調查委員會 會長 商工次官 村瀨 直養
○應召商業者營業擁護委員會 會長 商工次官 村瀨 直養
○中央物價委員會 會長 商工大臣 伍堂 卓雄
△雜品物價專門委員會 委員長 中野 金次郎
△纖維物價專門委員會 委員長 鈴木 木鳥吉
△食料品物價專門委員會 委員長 下村 宏
△家賃、交通費等專門委員會 委員長 池田 宏
△燃料物價專門委員會 委員長 井坂 孝
△運輸專門委員會 委員長 三邊 長治
△金屬品物價專門委員會 委員長 藤田 國之助

○百貨店委員會 會長 伍堂 卓雄
○貿易會議會 會長 商工大臣 伍堂 卓雄
○自動車技術委員會 會長 商工次官 村瀨 直養
大臣 官房 大和田 梯二
次官 永井 柳太郎
參事官 上田 孝吉
○大臣官房 秘書官(兼) 鈴木 恭一
同 東 舜英
秘書課長 鈴木 恭一
文書課長 有田 喜一
監察課長 田倉 八郎
企畫課長 奥村 喜和男
逓信博物館長 遠藤 毅
○郵務局 局長 森島 美之助
業務課長 遠藤 毅
規畫課長 小笠原 光壽
外國郵便課長 中山 次郎

○電務局 局長 田村 謙治郎
業務課長 立花 勉
調查課長 榎田 鐵外喜
規畫課長 宮本 吉夫
無線課長 松永 忠男
○管理局 局長 山田 良秀
業務課長 森 義信
規畫課長 深水 六郎
保健課長 磯野 直孝
現業調査課長 東 博仁
東京逓信病院院長 遠山 郁三
逓信官吏練習所長 山田 良秀
○工務局 局長 荒川 大太郎
庶務課長 肥爪 龜三
線路課長 堤 正岡
機械課長 白井 武
無線課長 小野 孝
調查課長 松前 重義
試驗課長 幸前 治一
日滿電話建設課長 石井 淺八

市內建設課長 篠原清忠
市外建設課長 渡邊孝正
電氣廳
局長 平井出貞三
總務課長 荒木萬壽夫
第一部長 藤井崇治
監督課長 古池信三
業務課長 大野勝三
監查課長 上小澤猷敏
技術課長 加藤謙三
第二部長 森秀三
企畫課長 山口傳
電力課長 深尾榮四郎
水力課長 高橋三郎
水力調査課長(兼) 高橋三郎
火力課長 後藤清太郎
管船局
局長 伊勢谷次郎
總務課長 新谷寅三郎
監督課長 長井實行
船舶課長 生野熊一
造船課長 岩井祐文
海員課長 米田富士雄
航路課長 渡邊浩

船舶試驗所長 生島莊三
局長 手島榮
主計課長 小林武治
需品課長 長得一
營繕課長 大島三郎
監查課長 濱田清治
大阪出張所長 葛西和三郎
東京電信電話建設事務所 所長 中村源太郎
大阪電信電話建設事務所 所長 安武章三
福岡電信電話建設事務所 所長 安武章三
貯金局
局長 荻原丈夫
庶務課長 勝野正恭
業務課長 岸上俊吉
國際業務課長 山戶利生
集計課長 伊藤敏行
第一貯金課長 五十嵐忠三
第二貯金課長 三浦義二
振替貯金課長 西山保正
證券課長 山本和介
道野德三郎

爲替課長 木村太郎
恩給課長 山下太郎
貯金計畫課長 木村太郎
電氣試驗所(品川區五反田) 所長 密田良太郎
第一部長 神保成一
第二部長 大橋幹一
第三部長 堀岡正家
第四部長 松村定雄
第五部長 貞清玄龜
第六部長 駒形作次
調整課長 沼倉五郎
試作課長(兼) 貞清玄龜
庶務課長 增井常太
航空局
局長 藤原保明
監督課長 藤原敬次
總務課長(兼) 中尾國次郎
庶務課長 深川俊夫
企畫課長 岩男省三
監督課長 中尾國次郎
國際課長 大久保武雄
技術課長 櫻井忠武
建設課長 末森猛雄
航務課長 藤崎茂

乘員課長 千田貞敏
器材課長 松浦四郎
中央航空研究所 所長 藤澤保明
總務課長 赤木鐵夫
研究部長 西井忠義
建設部長 櫻井忠義
航空試驗所 所長(兼) 櫻井忠武
東京飛行場長 福士剛
大阪飛行場長 松尾靜磨
福岡第一飛行場長 中島傳
福岡第二飛行場長 中島傳
那霸飛行場長 久保忠躬
仙臺飛行場長 佐藤一郎
青森飛行場長 岩崎五郎
札幌飛行場長 大庭哲夫
米子飛行場長 齋藤國三郎
東京都市選信局(赤坂區葵町) 局長 飯野毅夫
庶務課長 岡田一男
現業調査課長 赤木斌夫
監督課長 赤木斌夫

規畫課長 三村令二郎
工務課長 日下部鉦次郎
保險課長 奧田芳夫
經理課長 加藤雄一
東京地方選信局(赤坂區葵町) 局長 高木正道
庶務課長 村上景介
監督課長 田邊正
規畫課長 五十嵐秀二
工務課長 上原秋三
保險課長 田中敏郎
電氣課長 藤川洋
經理課長 井關博行
海事部長(兼) 井關博行
名古屋選信局(名古屋市中區) 局長 平田耕藏
庶務課長 竹永信男
監督課長 伊藤順二郎
規畫課長 小池行治
工務課長 堀孝治
保險課長 水谷彌一
電氣課長 田宮熊雄
經理課長 田宮熊雄
海事部長 半間巖保
大阪選信局

局長 小松茂
庶務課長 加藤慶一
監督課長 山中道夫
規畫課長 浦島喜久衛
工務課長 津田龍三
保險課長 上野省三
電氣課長 大岡馬三雄
經理課長 肥爪龜三
購買課長 荒船清一
海事部長 猪間信一郎
廣島選信局(廣島市基町) 局長 岡崎誠一
庶務課長 梶谷清一郎
監督課長 岡井彌三郎
規畫課長 石田英一
經理課長 山縣房一
電氣課長 福島末治
海事部長 龜井善夫
熊本市選信局(熊本市花畑町) 局長 岡本誠
庶務課長 小野吉郎
經理課長 小野吉郎
海事部長 岡本誠
局長 安田丈助
庶務課長 橫田千助
監督課長 木村庸治
規畫課長 公文陽

工務課長 神尾健夫
保險課長 濱田誠之
電氣課長 青木誠市
經理課長 濱田直行
海事部長 熊谷直行
仙臺選信局(仙臺市多門通) 局長 前田穰
庶務課長 鈴木慶三
監督課長 中澤勝次郎
規畫課長 杉崎清人
工務課長 杉崎清人
保險課長(兼) 杉崎清人
電氣課長 野尻茂治
經理課長 片桐勳
海事部長 坂部長
札幌選信局(札幌大通) 局長 遠藤俊一
庶務課長 小藤信次
監督課長 後藤隆吉
規畫課長 成松馨
工務課長 齋藤正一
保險課長 堀内武治
電氣課長 加藤四郎
經理課長 石丸豐造
海事部長 長津勝造

燈臺局(橫濱市中區北仲通) 局長 景山準吉
監督課長 渡邊聰
工務課長 森田富士助
高等海員審判所 所長(兼) 伊勢谷次郎
東京地方海員審判所 所長 高木正道
大阪地方海員審判所 所長(兼) 小松茂
門司地方海員審判所 所長(兼) 熊谷直行
函館地方海員審判所 所長(兼) 長津勝義
電氣委員會 會長選信大臣 永井柳太郎
船員職業紹介委員會 會長選信大臣 大和田梯二
航路統制委員會 會長選信大臣 永井柳太郎
船舶管理委員會 會長選信大臣 永井柳太郎
海事審議會 會長選信大臣 永井柳太郎
航空事業調査委員會 會長選信大臣 永井柳太郎

○大臣官房
 秘書官(兼) 大野季夫
 同 秘書課長 大野季夫
 文書課長 江口親憲
 會計課長 森重干夫
 調査課長 本多保太郎
 ○朝鮮部
 部長 次官 田中武雄
 ○拓殖調査部
 部長 田中武雄
 第一課長(兼) 江口親憲
 第二課長(兼) 本多保太郎
 ○管理局
 局長 副島勝
 行政課長(兼) 橋爪恭一
 司計課長(兼) 本多保太郎
 警務課長 中野勝次
 ○殖産局
 局長 植場鐵三
 農林課長 福島四雄三
 農工課長 中尾莊兵衛
 理財課長 増本甲吉
 物資調整課長 渡部肆郎
 鐵務課長(兼) 渡部肆郎

○拓務局
 局長 安中誠一郎
 總務課長 梁井淳二
 東亞第一課長 高濱淳
 東亞第二課長 山口乾治
 南米課長 宮木廣大
 南洋課長 川本邦雄
 ○移住教養所
 △神戸(神戸市山本通三丁目)
 所長 長嶺昇
 △長崎(長崎市梅香崎町)
 所長 德永俊雄
 ○海外拓殖委員會
 會長 拓務大臣 金光庸夫
 厚生省
 (麹町區大手町一ノ七)
 大臣(兼) 小原直
 政務次官 津崎尙武
 次官 岡田文秀
 參事官 綾部健太郎
 秘書官(兼) 入江誠一郎
 八田裕夫
 ○大臣官房
 秘書課長 入江誠一郎

文書課長 櫻井安右衛門
 會計課長 川村秀文
 ○體力局
 局長 佐々木芳遠
 企畫課長 曾我梶松
 體育課長 友末洋治
 施設課長 市來鐵郎
 ○衛生局
 局長 林信夫
 保健課長 物部蕪郎
 資材課長 宮田爲益
 醫務課長 野間正秋
 ○豫防局
 局長 高野六郎
 衛生課長 床次德二
 結核課長 加藤源三
 防疫課長 新居善太郎
 ○社會局
 局長 堀田健男
 保護課長 武島一義
 生活課長 伊藤清
 兒童課長 藤原孝夫
 ○勞働局
 局長 北村隆

指導課長 秋葉保廣
 監督課長 鈴木宗正
 資金課長 小林尋次
 ○職業部
 部長 內藤寬一
 職業課長 佐伯敏男
 監理課長 青木重臣
 紹介課長 引田重夫
 登錄課長 吉武惠市
 ○軍事掩護部
 部長(兼) 新居善太郎
 軍事扶助課長 越野菊雄
 遺族援護課長(兼) 伊藤清
 ○失業對策部
 部長(兼) 熊谷憲一
 總務課長 遠藤直人
 轉職課長(兼) 引田重夫
 事業課長 中田政美
 ○保險院
 長官 進藤誠一
 總務局長 佐藤基
 庶務課長 深川太郎
 企畫課長 石井錦樹
 數理課長 齊藤齊

施設課長 佐藤正
 社會保險局長 清水玄
 庶務課長 磯部巖
 監理課長 阿賀正美
 醫務課長 網島覺左衛門
 國民健康保險課長 石原武二
 職員船員保險準備課長 築誠
 健康保險相談所長 中川義次
 簡易保險局長 藤川靖
 業務課長 生田武夫
 監理課長 高橋等
 經理課長 渡邊達也
 積立金運用課長 山準吉
 積立金監査課長 山龍
 契約課長 中西錄次
 業務課長 柴官六
 地方課長 小島富穂
 第一支拂課長 石井新藏
 第二支拂課長 小高恭平
 第三支拂課長 上山太左久
 年金課長 長田建治
 貸付課長 松原政之

辨濟課長 田中且丸
 第一徵收課長 勝部虎之助
 第二徵收課長 富田開作
 第三徵收課長 西田啓三郎
 第四徵收課長 鈴木三郎
 第五徵收課長 片岡幹
 統計課長 中村喜代嗣
 ○福岡簡易保險支局(福岡市)
 支局長 堀雄一
 ○仙臺簡易保險支局(仙臺市)
 支局長 桑川薫
 ○名古屋簡易保險支局(名古屋市)
 支局長 金成喜八
 ○大阪簡易保險支局(大阪市)
 支局長 和田耕一
 ○廣島簡易保險支局(廣島市)
 支局長 和野耕一
 ○札幌簡易保險支局(札幌市)
 支局長 小竹直政
 ○軍事保護院
 總裁 男 本庄繁
 副總裁 兒玉政介
 援護局長 數藤鐵臣
 業務局長 櫻井安右衛門
 總裁秘書官 平井章

同官房總務課長 平井章
 扶助課長 越野菊雄
 援護課長 青柳一郎
 指導課長 高橋敏雄
 業務課長 吉富滋
 補導課長 青木秀夫
 醫療課長 濱野規矩雄
 工營課長 事村寬
 ○傷痍軍人療養所長 堂野前維摩卿
 千葉 岩崎秀之
 愛知 山下連
 岡山 小田定文
 福岡 若林俊一
 新潟 松原正香
 東京 草野與平
 三重 小川吾七郎
 兵庫 野村俊一郎
 宮崎 横田素一郎
 佐賀 横田素一郎
 愛媛 岩鶴龍三
 大阪 岩山辰夫
 長野 林直敬
 石川 日置陸奥夫
 京都 寺内雪男

廣島 藤井實
 神奈川 里川清之
 白濱 西岡時雄
 湯田 北村大藏
 ○小濱溫泉療養所長 德重信
 ○鹽原溫泉療養所長 小川健
 ○傷痍軍人職業輔導所長 下松桂馬
 大阪 賀來才二郎
 福岡 賀來才二郎
 ○國際勞動機關帝國事務所(シ
 ヌネーブ)
 所長 北岡壽逸
 ○公衆衛生院(芝區白金臺町)
 院長 林春雄
 ○傷兵院(神奈川縣足柄下郡大
 窪村)
 院長 原田武
 ○武藏野學院(埼玉縣大門村)
 院長 菊地俊諦
 ○東京衛生試驗所(神田和泉町)
 所長 衣笠豐
 ○大阪衛生試驗所(大阪市)
 所長 町口英三

- 榮養研究所(小石川區駕籠町) 所長 佐伯 矩
- 國立癩療養所 △長島愛生園(岡山縣邑久郡 裳掛村) 所長 光田 健輔
- △栗生樂泉園(群馬縣草津町) 所長 古見 嘉一
- △星塚敬愛園(鹿兒島縣肝屬 郡大始良村) 所長 林 文雄
- 國立結核療養所 △村松青嵐莊 所長 木村 猛明
- 醫師試驗委員 委員長 厚生次官 岡田 文秀
- 商科醫師試驗委員 委員長 厚生次官 岡田 文秀
- 藥劑師試驗委員 委員長 厚生次官 岡田 文秀
- 中央衛生會 會長 厚生大臣 小原 直
- 日本藥局方調查會 會長 慶松勝左衛門
- 保健衛生調查會

- 會長 厚生大臣 小原 直
- 阿片委員會 委員長 厚生大臣 小原 直
- 國立公園委員會 委員長 厚生大臣 小原 直
- 體育運動審議會 委員長 厚生大臣 小原 直
- 醫藥制度調查會 委員長 厚生大臣 小原 直
- 社會保險調查會 委員長 厚生大臣 小原 直
- 第二次健康保險審查會 會長 保險院社會保險局長 清水 玄
- 第三次健康保險審查會 會長 保險院長官進 藤誠一
- 勞働者災害扶助責任保險審查會 會長 保險院長官進 藤誠一
- 簡易生命保險積立金運用委員會 會長 厚生大臣 小原 直
- 簡易生命保險審查會 會長 保險院長官進 藤誠一
- 傷殘軍人保護對策審議會

- 會長 厚生大臣 小原 直
- 人口問題研究所 所長 岡田 文秀
- 調查部長事務取扱 岡田 文秀
- 企畫部長 北岡 壽逸
- 會計検査院(麹町區) 院長 今朝男
- 院長官房 總務科長 菊池 武紀
- 第一部 部長 小林 義男
- 第一課長 木村 精一
- 第二課長 大山 常藏
- 第三課長 清水 至
- 第四課長 近藤 榮一
- 第二部 部長 市川 要四郎
- 第一課長 河本 文一
- 第二課長 廣瀬 正一
- 第三課長 井上 一夫
- 第四課長 東谷 傳次郎
- 第三部 部長 川鍋 正雄

- 第一部 部長 岡 正路
- 第二課長 宮地 龜一
- 第三課長 津屋幸右衛門
- 第四部 部長 清原 徳次郎
- 第一課長 大久保 忠文
- 第二課長 國島 貞一
- 第三課長 高島 彌三
- 行政裁判所(麹町區) 長官 三宅 徳業
- 貴族院事務局 書記官長 瀨古 保次
- 書記官長 石橋 徳作
- 庶務課長 近藤 英明
- 委員課長 丸龜 秀雄
- 速記課長 佐藤 秀雄
- 調查課長 白木 万里
- 警務課長 松本 道定
- 守衛長 武部 知雄
- 衆議院事務局 書記官長 大木 操

- 調查部長(兼) 大木 操
- 議事課長 鈴木 菊男
- 警務課長 渡邊 捨雄
- 調查第一課長(兼) 中御門 經民
- 秘書課長 鈴木 隆夫
- 委員課長 大池 眞
- 調查第二課長(兼) 渡邊 捨雄
- 庶務課長 西澤 哲四郎
- 會計課長(兼) 西澤 哲四郎
- 調查第三課長(兼) 大池 眞
- 速記課長 多田 仁巳
- 調查第四課長(兼) 西澤 哲四郎
- 守衛長 田中 肇
- 同 江川 芳光

- 總督 南 次郎
- 政務總監 大野 綠一郎
- 總督官房 秘書官 近藤 儀一
- 審議室首席事務官 天谷 健二
- 人事課長 西岡 芳次郎
- 外務部長 碓井 忠平
- 文書課長 松澤 龍雄
- 會計課長 信原 聖
- 資源課長 高尾 甚造
- 國勢調査課長(兼) 丹下 郁太郎
- 內務局 局長 信原 聖
- 地方課長 大竹 十郎
- 社會課長 柳生 繁雄
- 林 勝壽

- 土木課長 榊 孝平
- 地方官吏養成所長(兼) 大竹 十郎
- △土木出張所長 川澤 章明
- 京城 横井 増治
- 釜山 待山 義雄
- 平壤 野方 寅吉
- 清津 水田 直昌
- 財務局 局長 村山 道雄
- 稅務課長 水田 重正
- 司計課長 山田 靖之
- 理財課長 山田 靖之
- 殖産局 局長 穗積 眞六郎
- 商工課長 井坂 圭一良
- 鑛山課長 鹽田 正洪
- 産金課長 木野 義雄
- 水産課長 梶川 祐
- 物資調整課長(兼) 井坂 圭一良
- 燃料課長 安田 宗次
- 商工獎勵館長(兼) 西本 計三
- 燃料選鑛研究所長(事務取扱)

- 農林局 局長 湯村 辰二郎
- 農務課長 美根 五郎
- 農村振興課長 岸 勇一
- 米穀課長 下飯 坂元
- 土地改良課長 細見 正義
- 水利課長 橋本 左太郎
- 林政課長 山下 眞一
- 林業課長 井井 尙正
- 畜産課長 油井 尙治
- 法務局 局長 宮本 元
- 法務課長(兼) 森浦 藤郎
- 行刑課長 御園生 忠男
- 學務局 局長 塩原 時三郎
- 學務課長 八木 信雄
- 社會教育課長 李 源甫
- 編輯課長 岩下 雄三
- 觀測所長 川野 昌美

文官高等懲戒委員會(樞密院內)

行政裁判所長官評定官懲戒裁判所

朝鮮總督府(京城府)

會計検査官懲戒裁判所

- 委員長 樞密顧問官 窪田 靜太郎
- 委員 樞密顧問官 窪田 靜太郎
- 局長 樞密顧問官 窪田 靜太郎

- 樞密顧問官 窪田 靜太郎
- 總督官房 秘書官 近藤 儀一
- 審議室首席事務官 天谷 健二
- 人事課長 西岡 芳次郎
- 外務部長 碓井 忠平
- 文書課長 松澤 龍雄
- 會計課長 信原 聖
- 資源課長 高尾 甚造
- 國勢調査課長(兼) 丹下 郁太郎
- 內務局 局長 信原 聖
- 地方課長 大竹 十郎
- 社會課長 柳生 繁雄
- 林 勝壽

- 農林局 局長 湯村 辰二郎
- 農務課長 美根 五郎
- 農村振興課長 岸 勇一
- 米穀課長 下飯 坂元
- 土地改良課長 細見 正義
- 水利課長 橋本 左太郎
- 林政課長 山下 眞一
- 林業課長 井井 尙正
- 畜産課長 油井 尙治
- 法務局 局長 宮本 元
- 法務課長(兼) 森浦 藤郎
- 行刑課長 御園生 忠男
- 學務局 局長 塩原 時三郎
- 學務課長 八木 信雄
- 社會教育課長 李 源甫
- 編輯課長 岩下 雄三
- 觀測所長 川野 昌美

- 會計検査官懲戒裁判所 局長 樞密顧問官 窪田 靜太郎
- 會計課長 信原 聖
- 資源課長 高尾 甚造
- 文書課長 松澤 龍雄
- 外務部長 碓井 忠平
- 人事課長 西岡 芳次郎
- 審議室首席事務官 天谷 健二
- 總督官房 秘書官 近藤 儀一

○警務局
局長 三橋 孝一郎
警務課長 伊藤 泰吉
保安課長 下村 進
圖書課長 古川 兼秀
衛生課長 西龜 三圭
防護課長 北村 輝雄
○中樞院
議長政務總監 大野 綠一郎
副議長 侯 朴 泳 孝
書記官長 內務局長 大竹 十郎
○遞信局
局長 山田 忠次
庶務課長 淺原 貞紀
監理課長 岩男 省三
保險管理課長 小川 要次
保險運用課長 麻生 憲治
保險業務課長 龜田 周一
保險監理課長(兼) 龜田 周一
經理課長 龜田 周一
工務課長 福田 敬之
電氣課長 佐々木 仁
海事課長 白石 光治郎
黑田 吉夫

航空課長(兼) 吉田 日出男
遞信吏員養成所長 中村 敬太
海員養成所長 加藤 寮平
○鐵道局
局長 山田 新十郎
庶務課長 大島 寅治
監督課長 西崎 鶴司
營業課長 大和田 福徳
調査課長 田邊 多聞
運輸課長 前原 肇
建設課長 江崎 義人
改良課長 清水 幸次
保線課長 鈴木 敏
工作課長 崎山 參一郎
電氣課長 永井 研三
經理課長 小林 利一
釜山鐵道事務所長 松山 源
大田鐵道事務所長 丹下 正一
京城鐵道事務所長 安宅 守道
平壤鐵道事務所長 鶴野 收

順天鐵道事務所長 順天鐵道事務所長 湯山 茂
元山鐵道事務所長 浦田 鶴雄
城津鐵道事務所長 松野 正志
京城建設事務所長 赤司 彦一
平壤建設事務所長 樽本 秀樹
安東建設事務所長 木庭 了
江陵建設事務所長 島崎 亮吉
釜山改良事務所長 謙 謙次郎
京城改良事務所長 平井 邦次
平壤改良事務所長 佐藤 勘次
鐵道從事員養成所長(兼) 大島 寅治
○專賣局
局長 鈴木 壽男
庶務課長 木下 麟太郎

經理課長 田中 桂太郎
事業課長 宇野 友八
製造課長 檜原 弘
鹽務課長 厚地 法人
專賣局研究所長事務取扱 鈴川 壽男
京城地方專賣局長 門脇 默一
全州地方專賣局長 景山 宜景
大邱地方專賣局長 岩城 彌太郎
平壤地方專賣局長 小田島 嘉吉
○仁川稅關
稅關長 武田 謙太郎
○釜山稅關
稅關長 兵頭 佛
○新義州稅關
稅關長 池 清
○羅津稅關
稅關長 乾 明
○京城稅務監督局
局長 藤本 修三
○光州稅務監督局

局長 小池 泉
○大邱稅務監督局
局長 土屋 傳作
○平壤稅務監督局
局長 芳賀 文三
○咸興稅務監督局
局長 吉岡 三浦
○高等法院
院長 原 正 鼎
○京城覆審法院
檢察長 喜頭 兵一
○京城地方法院
院長 岡本 至徳
○大田地方法院
院長 吉田 平治郎
○大田地方法院
檢察長 玉名 友彦
○咸興地方法院
院長 松本 茂
○咸興地方法院
檢察長 宮井 親造
○清津地方法院
院長 長谷川 宏
○清津地方法院
檢察長 酒井 尙夫
○濟生院(京城府)
院長內務局長 大竹 十郎
○濟生院(京城府)
院長內務局長 大竹 十郎

○平壤覆審法院
院長 野村 調太郎
檢察長 水野 重功
○平壤地方法院
院長 原田 等
○新義州地方法院
檢察長 齋藤 榮治
○海州地方法院
院長 伊藤 重三郎
○大邱地方法院
檢察長 下村 三四郎
○大邱地方法院
院長 森田 秀次郎
○大邱地方法院
檢察長 河村 靜水
○釜山地方法院
院長 金子 秀顯
○釜山地方法院
檢察長 福田 甚二郎
○光州地方法院
院長 鐘 一 以
○光州地方法院
檢察長 早田 福藏
○全州地方法院
院長 本多 公男
○全州地方法院
檢察長 元橋 曉太郎

○刑務所
局長 萩 昌 徳
○京城
局長 小丸源左衛門
○西大門
局長 宮崎 速任
○咸興
局長 森岡 清治
○平壤
局長 小泉 知朔
○新義州
局長 古川 三郎
○海州
局長 渡邊 三 豊
○大邱
局長 水町 忠三
○釜山
局長 本山 庄一
○光州
局長 長澤 英雄
○木浦
局長 松平 和夫
○全州
局長 佐藤 榮次郎
○大田
局長 戶次 有徳
○金泉少年刑務所
局長 栗本 眞一郎
○開城少年刑務所
局長 川 安壽
○仁川少年刑務所
局長 北島 寅之助
○京城保護觀察所
局長 山 隆治
○咸興保護觀察所
局長 池田 忠康
○清津保護觀察所
局長 相良 春雄

○平壤保護觀察所
局長 依田 克己
○新義州保護觀察所
局長 長崎 祐三
○大邱保護觀察所
局長 佐々木 義久
○光州保護觀察所
局長 松本 孝義
○京城營林署
署長 高 良 齊
○新義州營林署
署長 木谷 重榮
○江界營林署
署長 村岡 博登
○厚昌營林署
署長 渡部 巖
○惠山鎮營林署
署長 早瀬 利康
○城津營林署
署長 工藤 亮
○小鹿島更生園(全羅南道高興郡)
園長 周防 正季
○濟生院(京城府)
院長內務局長 大竹 十郎

職員錄——朝鮮總督府

- 穀物検査所(京城府) 山本尋巳
- 水産製品検査所(京城府) 江口鉾太
- 種馬牧場(咸興北道慶源郡) 油井岱治
- 明川種羊場(咸興北道明川郡) 大津隆紹
- 順川種羊場(平安南道順川郡) 佐藤辰雄
- 農事試験場(京畿道水原郡) 湯川又夫
- 中央試験所(京城府) 山村銳吉
- 獸疫血清製造所(釜山府) 油井岱治
- 警察官講習所(京城府) 三橋孝一郎
- 刑務官講習所(京城府) 宮本元
- 陸軍兵志願者訓練所(京城府) 鹽原時三郎
- 水産試験場(釜山府) 西田敬三
- 林業試験場(京城府) 鍋木徳二
- 京城帝國大學 速水汎
- 總長 宮本和吉
- 法文學部長 今村豊
- 醫學部長 中村寅松
- 豫科部長 鷹松龍種
- 京城法學專門學校 佐藤剛藏
- 京城醫學專門學校 山村銳吉
- 京城高等工業學校 湯川又夫
- 京城中央試験所長 湯川又夫
- 水原高等農林學校 山本智道
- 京城高等商業學校 渡邊信治
- 京城師範學校 小林致哲
- 全州師範學校 高田邦彦
- 平壤師範學校 高田邦彦
- 大邱師範學校 市村秀忠
- 咸興師範學校 福島耀三
- 光州師範學校 藤澤秀三郎
- 京城女子師範學校 高橋濱吉
- 光州女子師範學校 中家壽太郎
- 京城工業學校 山村銳吉
- 永興學院(感化院) 阿部虎之助
- 圖書館(京城府) 萩山秀雄
- 林野調査委員會(京城府) 綠一郎
- 委員長政務總監(京城府) 大野綠一郎
- 朝鮮史編修會(京城府) 大野綠一郎
- 經學院(京城府) 尹徳榮
- 明倫學院 尹徳榮
- 總裁經學院大提學 尹徳榮
- 朝鮮神宮 尹徳榮
- 京畿道(京城府) 阿知和安彦
- 知事 甘蕉義邦
- 參事 尹泰彬
- 內務部長 神谷小一
- 產業部長 李昌根
- 警察部長 高安彦
- 仁川府尹 高橋敏
- 京城府尹 永井照雄
- 開城府尹 宋文華
- 忠清北道(清州邑) 俞萬兼
- 知事 金化俊
- 參事 山本坂太郎
- 內務部長 金化俊
- 產業部長(兼) 本田武夫
- 忠清南道(大田府) 李聖根
- 知事 趙鏡夏
- 參事 趙鏡夏
- 內務部長 田中保太郎
- 產業部長(兼) 趙鏡夏
- 警察部長 竹内俊平
- 大田府尹 野口三郎

○全羅北道(全州府)

- 知事 孫永穆
- 參事官 鄭然基
- 內務部長 山本義一郎
- 產業部長(兼) 鄭然基
- 警察部長 千田專平
- △群山府尹 池田清藏
- △全州府尹 高堂健二
- 全羅南道(光州府) 新貝肇
- 知事 新貝肇
- 參事官 金大羽
- 內務部長(兼) 金大羽
- 產業部長 佐々木高治
- 警察部長 鳥山進
- △木浦府尹 山本實
- △光州府尹 難波照治
- 慶尙北道(大邱府) 上瀧基
- 知事 上瀧基
- 參事官 貝滋環
- 內務部長 瀨戸道一
- 產業部長(兼) 貝滋環
- 警察部長 山村正輔
- △大邱府尹 山村正輔
- 慶尙南道(釜山府) 山澤和三郎
- 知事 山澤和三郎
- 參事官 山澤和三郎
- 內務部長 山澤和三郎
- 產業部長(兼) 山澤和三郎
- 江原道(春川邑) 服部伊勢松
- 警察部長 竹本利作
- 知事 金時權
- 參事官 宋文憲
- 內務部長 小田正義
- 產業部長(兼) 宋文憲
- 警察部長 岡久雄
- 咸鏡南道(咸興府) 笹川恭三郎
- 知事 笹川恭三郎
- 參事官 嚴昌燮
- 內務部長(兼) 嚴昌燮
- 產業部長 陣内利夫
- 警察部長 磯崎廣行
- △咸興府尹 關藤唯平
- △元山府尹 玉田之繁
- 咸鏡北道(羅南邑) 兒嶋高信
- 知事 兒嶋高信
- 參事官 李基枋
- 內務部長(兼) 李基枋
- 產業部長 富山修
- 警察部長 筒井竹雄
- △清津府尹 杉山茂一
- △羅津府尹 田口禎憲
- 總督官房 小(林) 齋造
- 總務官房 森岡二郎
- 秘書官 中村寛
- 人事課長(兼) 須田一二三
- 文書課長 山本眞平
- 審議室 須田一二三
- 外務部長 山本眞平
- 法務課長 千葉葵一
- 會計課長 中村八十一
- 調査課長 佐々波外七
- 營繕課長 木原圓次
- 企畫部長 井手薫
- 臨時國勢調査部 木原圓次
- 部長總務局長 森岡二郎
- 同 內務局長 森岡二郎
- 同 臨時情報部 森岡二郎
- 部長總務局長 森岡二郎
- 副部長調査課長 森岡二郎
- 內務局長 山縣三郎
- 局長 山縣三郎

臺灣總督府(臺北市)

職員錄——朝鮮總督府・臺灣總督府

地方課長 鈴木秀夫
 地理課長 倉内孝
 土木課長 石川定俊
 防空課長 滿富俊美
 △臺北觀測所(臺北市)
 所長 西村傳三
 △高雄海洋觀測所(高雄市)
 所長 白鳥勝義
 △阿里山高山觀測所(臺南州
 嘉義郡)
 所長(兼) 西村傳三
 ○文教局
 局長 島田昌勢
 學務課長 廣谷致員
 社會課長 慶谷隆夫
 編修課長 加藤春城
 △博物館長(兼)慶谷隆夫
 △臺灣神社臨時造營事務局
 局長 島田昌勢
 ○財務局
 局長 中嶋一郎
 主計課長 高橋金三郎
 金融課長 山岸金三郎
 稅務課長 中平昌
 ○米穀局

局長事務取扱 田端幸三郎
 總務課長 矢野謙三
 米政課長 佐藤勝也
 業務課長 松野孝一
 ○殖産局
 局長 田端幸三郎
 特産課長 奧田達郎
 農務課長 佐々木金太郎
 商工課長 井田憲次
 水産課長 高橋尙秀
 山林課長 劉明朝
 鑛務課長 三浦信雄
 米穀課長 松野孝一
 水産講習所長 與儀喜宜
 天然瓦斯研究所長(兼)
 田端幸三郎
 ○警務局
 局長 二見直三
 衛生課長(兼) 宮尾五郎
 理蕃課長 宮尾五郎
 保安課長 下村鐵男
 警務課長 細井英夫
 ○臺灣總督府評議會
 會長 總督 小林躋造
 ○臺灣國立公園委員會

會長 總督 小林躋造
 ○臺灣關稅訴訟審查委員會
 會長 總務長官 森岡二郎
 ○臺灣重要産業調整委員會
 會長 總督 小林躋造
 ○高等法院
 院長 伴野喜四郎
 檢察官長 古山春司郎
 ○臺北地方法院
 院長 池内善雄
 檢察官長 伊藤兼吉
 ○新竹地方法院
 院長 高嶺方美
 檢察官長 眞田俊雄
 ○臺中地方法院
 院長 緒方清繼
 檢察官長 石橋省吾
 ○臺南地方法院
 院長 鯨澤榮三郎
 檢察官長 上瀧汎
 ○交通部
 總務課長(兼) 泊武治
 總務課長(兼) 市來吉至
 道路港灣課長 松本虎太

鐵道部長 渡邊慶之進
 經理課長兼庶務課長 市來吉至
 運輸課長 丸岡道夫
 自動車課長 鶴爲彦
 監督課長 二宮力
 工作課長兼運轉課長 速水和彦
 建設改良課長兼工務課長 和田廣
 遞信部長 三輪幸助
 庶務課長 伊藤完二
 監理課長兼海事課長 稻田讓
 保險課長兼爲替貯金課長 福田看
 航空課長 月高正巳
 工務課長 大崎雄次
 電氣課長 佐々木英一
 ○專賣局
 局長 今川淵
 庶務課長 玉手亮一
 鹽課長 清水七郎
 煙草課長 大田周夫

酒課長 江口操
 ○基隆稅關(基隆市)
 稅關長 小林長彦
 監視部長 鈴木弘家
 庶務課長 大山網隆
 檢查課長 西村信一
 ○高雄稅關(高雄市)
 稅關長 富田嘉明
 監視部長 劉茂雲
 ○臺北帝國大學
 總長 三田定則
 文政學部長 矢野禾積
 理農學部長 素木得一
 醫學部長 森於菟
 附屬農林專門部主事 野田幸作
 附屬醫學專門部
 主事事務取扱 永井潛
 ○臺北高等商業學校
 學校長 遠藤壽三
 ○臺南高等工業學校
 學校長 若槻道隆
 ○臺北高等學校
 學校長 谷本清心
 ○警察官及司獄官練習所

所長警務局長 二見直三
 ○松山療養所(臺北市七星郡)
 所長 新免勝
 ○樂生院(臺北市新莊郡)
 院長 上川豐
 ○養神院
 院長事務取扱 加藤重喜
 ○中央研究所(臺北市幸町)
 所長 總務長官 森岡二郎
 衛生部長 永井潛
 庶務課長 安達左京
 ○農業試驗所
 所長 澁谷紀三郎
 ○林業試驗所
 所長 關文彦
 ○工業研究所
 所長 池田鐵作
 ○糖業試驗所(臺南市竹篙厝)
 所長 岡出幸生
 ○臺北市(臺北市)
 知事 藤田俱治郎
 內務部長 森田俊介
 警務部長 佐々木金太郎
 港務部長(兼) 佐々木金太郎
 △臺北市尹 石井龍猪

△基隆市尹 橫山竹男
 ○新竹市(新竹市)
 知事 一々瀨佳雄
 內務部長 藤田淳敬
 警務部長 樂滿金次
 △新竹市尹 吉田駿馬
 ○臺中市(臺中市)
 知事 松岡一衛
 內務部長 佐治孝德
 警務部長 伊藤英三
 △臺中市尹 安詮院貞熊
 △彰化市尹 小島猛
 ○臺南市(臺南市)
 知事 河村直岡
 內務部長 鶴友彦
 警務部長 西村德一
 △臺南市尹 藤垣敬治
 △嘉義市尹 大越隆三
 ○高雄州(高雄市)
 知事 内海忠司
 內務部長 江藤昌之
 警務部長 加藤重喜
 港務部長 高橋尙秀
 △高雄市尹 宗藤大雄
 △屏東市尹 高木秀雄

○臺東廳(臺東街)
 廳長 大磐誠三
 ○花蓮港廳(花蓮港街)
 廳長 高原逸人
 ○澎湖廳(馬公街)
 廳長 林田正治
 關東局(滿洲國新京)
 總長 大津敏男
 ○官房
 總務課長 菊池璋三
 庶務課長 御厨信市
 秘書官 山中德二
 ○司政部
 部長 今吉敏雄
 財務課長 沼田龍太郎
 行政課長 潮海辰亥
 學務課長 成田政次
 警務課長 大和田彌一
 經濟課長 鹽谷末吉
 ○監理部
 部長 御厨信市
 交通課長事務取扱 (兼) 御厨信市
 遞信課長事務取扱

御厨信市
 ○關東州廳(大連市)
 長官 三浦直彦
 △長官官房 秘書課長 石橋美之介
 文書課長 石橋美之介
 △內務部 部長 白石喜太郎
 商工水産課長 山口俊太郎
 農林課長 井上里吉
 地方課長 細川清
 學務課長 森岡謹一郎
 △土木部 部長 清水本之助
 計畫課長(兼)河合務
 庶務課長 河合務
 工務課長 塚本精太郎
 警備課長 小園貞助
 △財務部 部長 浦長 瀛
 經理課長 前田止夫
 財務課長(兼)堀川源太郎
 理財課長 堀川源太郎
 △警察部 部長 山口俊太郎
 警務課長 長川 績
 高等警察課長 山口俊太郎
 保安課長 長川 績
 衛生課長 紫藤貞一郎
 防空課長 加藤爲一
 刑事課長(兼)加藤爲一
 ○旅順民政署 署長 蟻川久太郎
 ○金州民政署 署長 江口景次
 ○普蘭店民政署 署長 篠田廣海
 ○貔子窩民政署 署長 上島龍藏
 ○警察官練習所 所長(兼)山口俊太郎
 ○高等法院(旅順市) 院長 堀部市郎
 ○地方法院(大連市) 院長 中里 瀧
 檢察官長(兼) 下田勝久
 ○海務局 局長 西澤久雄
 海事課長 松岡太郎
 港務課長 木村正身
 檢疫課長 眞榮平房雄
 庶務課長 吉村順之
 ○觀測所(大連市) 所長 草間茂登
 ○刑務所(旅順市) 所長 十河竹次郎
 ○遞信局 局長 三宅 保
 總務課長 津田 寬
 監督課長 矢部嘉彌
 業務課長 金子勝榮
 庶務課長 植田春雄
 大連貯金管理所 所長 鹽谷 潔
 大連飛行場長 石橋 健
 保險課長 井上永男
 航空課長 矢部嘉彌
 ○專賣局 局長 和田正二郎
 業務課長 加藤運平
 庶務課長 塚本 茂
 ○農事試驗場 場長 中富貞夫
 ○水産試驗場 場長 姉帶定助
 ○鹽業試驗場 場長 菅野是夫
 ○植物檢査所 所長 近藤鐵馬
 ○種馬所 所長(兼) 岩朝庄作
 ○體育研究所 所長(兼) 古野利秋
 ○旅順工科大学 大學長 野田清一郎
 豫科主事 伊東法俊
 樺太廳(豊原市)
 長官 棟居俊一
 長官官房 秘書課長 野口俊一
 文書課長(兼) 野口俊一
 調査課長 矢尾板羊三郎
 ○內務部 部長 武藤公平
 ○殖産部 部長 中村鷹祐
 ○交通部 部長

中山春男
 ○鐵道事務所 所長 草野虎一
 ○警察部 部長 白井 八州雄
 △支廳長 豐榮 薄木 帛二郎
 大泊 堀 安次郎
 本斗 田口 稔
 眞岡 肥後 龍夫
 泊居 加島 龜藏
 元泊 大森 三之助
 敷香 坂東 只次
 ○觀測所 所長 重富剛策
 ○中央試驗所 所長(兼) 三宅康次
 南洋廳(パラオ諸島コロル島)
 長官 北島 謙次郎
 秘書課長 古川 武二郎
 文書課長(兼) 古川 武二郎
 調査課長(兼) 堂本 貞一
 內務部長 堂本 貞一
 地方課長 麻原 三子雄
 財務課長 堤 武雄
 警務課長 森 直太郎
 土木課長 田吹行雄
 殖産部長 高橋 進太郎
 農林課長 丸川 信
 交通課長 渡邊 謙次郎
 商工課長 中村 沙
 水産課長 山本 繁藏
 逓信課長 飯田 秀雄
 ○パラオ支廳 支廳長 高坂喜一
 ○サイパン支廳 支廳長 藤本重一
 ○ホナヘ支廳 支廳長 羽山吉藏
 ○ヤップ支廳 支廳長 小林 喜代一
 ○トラツク支廳 支廳長 依光重親
 ○ヤルット支廳 支廳長 山口 勇三郎
 ○觀測所 所長 川崎 英男
 ○高等法院 所長
 院長 石川 音次
 檢察官長 江崎 政行
 ○パラオ地方法院 院長(兼) 石川 音次
 檢察官長(兼) 江崎 政行
 ○サイパン地方法院 院長 柳田 太郎
 檢察官長 吉永 廣衛
 ○ホナヘ地方法院 院長 奥野 彦六郎
 檢察官長(兼) 江崎 政行
 ○南洋廳熱帶産業研究所 所長 蘆澤 安平
 同サイパン支所 支所長 田中 一郎
 同ホナヘ支所 支所長 星野 守太郎
 警視廳(麴町區外櫻田町)
 警視總監 池田 清
 官房主事 坂本 信彌
 文書課長(警部) 岸本 太郎
 情報課長(警部) 藤井 要三
 會計課長(警部) 岩井 彦太郎
 ○監察官 第一方面擔當 山下 博
 第二方面擔當 增原 惠吉
 第三方面擔當 秋山 博
 ○警務部 部長 高野 源進
 警務課長 增原 惠吉
 警備課長 久井 忠雄
 防空課長 保岡 武久
 特別警備隊長 館野 覺治
 ○特別高等警察部 部長 菊池 盛登
 庶務課長(兼) 菊池 盛登
 外事課長 小川 喜一
 特高第一課長 青木 貞雄
 特高第二課長 田代 保雄
 勞働課長 榎本 三郎
 內鮮課長 羽根 盛一
 檢閱課長 田代 保雄
 調停課長(兼) 田代 保雄
 ○刑事部 部長 永野 若松
 庶務課長(警部) 中村 勇

職員錄——樺太廳・南洋廳・警視廳

家出入收容所
長(警部) 中村 勇
搜查第一課長 田多羅 摺志
搜查第二課長 岡崎 英城
鑑識課長 高木 保三
防犯課長(警部)(兼) 大坪 保雄

○保安部
部長 岡本 茂
庶務課長(兼) 岡本 茂
保安課長 石橋 豐德
交通課長 豐原 道也
工場課長 石井 桂
建築課長 小林 伊三郎
健康保險課長 宮田 笑內
衛生部 岸本 太郎
衛生課長 加藤 寬二郎
防疫課長 井口 乘海
獸醫課長 池上 幸健
衛生檢查所長 柿沼 三郎
細菌檢查所長 大坪 五也
消防部 櫻井 三郎

消防課長 池田 保吉
監察課長(兼) 櫻井 三郎
機械課長 金田 廉平
○警察練習所 荒木 義夫
○所長(兼) 櫻井 三郎
○消防練習所 所長(兼) 櫻井 三郎

東京府下警察署長
(昭和十四年九月一日現在)
丸山 繁一
上田 忠雄
中山 清吉
森川 成夫
三瓶 瀧美
西谷 嘉三郎
南村 嘉藏
田村 嘉行
金澤 秀二
石井 清重
松浦 眞三郎
池田 龍市
清水 萬治
竹岡 萬治
千速 竹一
鈴木 要
下谷 坂本
下谷 中
淺草 象湯
淺草 日本堤
淺草 菊屋橋
本所 兩國
本所 太平
本所 所厩橋
本所 所言問
深川 野野橋
深川 洲崎
品川 大井

赤坂表町 赤坂青山
四谷 牛込神樂坂
牛込早稲田 小石川富坂
小石川大塚 本郷本富士
本郷駒込 本郷上野
下谷坂本 下谷中
淺草象湯 淺草日本堤
淺草菊屋橋 本所兩國
本所太平 本所所厩橋
本所所言問 深川野野橋
深川洲崎 品川大井

伊藤 吉武
藤崎 宗三
鈴木 要三
島田 兵平
神田 和政
井上 政一
三原 才一
津崎 常吉
大屋 數典
小松 勇藏
豐田 善教
前田 善二
井上 德治
鈴木 義貞
友安 清次
傍島 周吉
渡邊 啓三郎
松尾 英敏
田部 龜一郎
大坂 壽一
須田 勇一
小野 潔
木原 優
日下 巖

大崎 原崎
荻原 森
大森 東調布
蒲田 東調布
世田谷 世田谷
目黒 目黒
碑文谷 碑文谷
澁谷 澁谷
原宿 原宿
代々木 代々木
澁谷 澁谷
戸塚 戸塚
中野 中野
巢鴨 巢鴨
杉並 杉並
野方 野方
荻窪 荻窪
板橋 板橋
池袋 池袋
王子 王子
目黒 目黒
練馬 練馬

北村 則
寺田 定
青井 有
白井 敬夫
尾形 壽三
山縣 爲三
小田 良英
名執 安平
葛西 亮
木内 治
庵谷 治家
本郷 治家
清水 長雄
伊藤 武太郎
市川 孝一
原田 實
瀨田 彌太郎
原田 千代太郎
植松 茂雄
伊藤 忠一
小岩 俊吉
日暮 谷次郎
高木 節
面高 英

瀧野川 矢代 廣治
赤羽 吉田 幸一
尾久 保坂 正人
三河島 岡田 清吉
日暮里 松井 勇
千住 中村 喜平二
西新井 稻村 宗三郎
砂町 加地 留之助
寺島 小津 常平
吾嬬 及川 常三郎
龜戸 宮城 常三郎
葛飾 前原 泰治郎
小松川 淺見 哲作
東京水上 染谷 庸夫
八王子 大穂 益夫
町田 岩佐 弘
府中 岡本 明良
田無 高橋 豐吉
青島 坪井 誠一
五日市 今吉 與一
大島 尾崎 三右衛門
新島 熊瀨 鐵丸
八丈島 早瀬 義孝
小笠原島 中瀬 熊一

北海道廳(札幌市)
長官 戶塚 九一郎
總務部長 岩上 英美夫
學務部長 平本 義隆
經濟部長 松崎 陽一
土木部長 近藤 壤太郎
警察部長 青柳 秀夫
支廳長 齋藤 亮

東京府(麹町區九ノ内)
知事 岡田 周造
總務部長 宮村 才一郎
經濟部長 酒井 榮吉
土木部長 永安 百治
支廳長 吉岡 計之助

東京府(京都市上京區)
知事 赤松 小寅
總務部長 中里 喜一
經濟部長 鈴木 修藏
土木部長 外山 福藏
警察部長 岩崎 雄治
支廳長 小管 芳次

大阪府(大阪市東區)
知事 半井 清
總務部長 服部 直彰
經濟部長 眞崎 長年
土木部長 上田 誠一
警察部長 西田 昌福

神奈川縣(橫濱市中區)
知事 飯沼 一省
總務部長 柳井 清吉
經濟部長 君島 義男
土木部長 對馬 支廳長
支廳長 大塚 初治

東京府(新瀧市)
知事 柳井 清吉
總務部長 君島 義男
經濟部長 對馬 支廳長
支廳長 大塚 初治

兵庫縣(神戸市市戶區)
知事 辻山 治平
總務部長 坂本 雅夫
經濟部長 森本 雅夫
土木部長 長谷川 公一
警察部長 山口 十一郎

長崎縣(長崎市)
知事 川西 實三
總務部長 白戸 半次郎
經濟部長 坂田 啓造
土木部長 松澤 美雄
警察部長 久安 博忠

安岡 正光
清水 虎雄
渡邊 廣
横山 喬
辻山 治平
坂本 雅夫
江邊 清夫
森本 雅夫
長谷川 公一
山口 十一郎
廣瀬 永造

川西 實三
白戸 半次郎
坂田 啓造
松澤 美雄
久安 博忠

柳井 清吉
君島 義男
對馬 支廳長
大塚 初治

經濟部長 山崎隆義
 土木部長 淺見洋
 警察部長 篠山千之
 △佐渡支廳長 本間要
 埼玉縣(浦和市)
 知事 土岐 銀治郎
 總務部長 沖野 悟
 學務部長 坂田 喜一郎
 經濟部長 笹山 茂太郎
 警察部長 北村 英明
 群馬縣(前橋市)
 知事 熊野 英
 總務部長 山田 武雄
 學務部長 安中 忠雄
 經濟部長 中川 剛毅
 警察部長 佐藤 彰三
 千葉縣(千葉市)
 知事 立田 清辰
 總務部長 波正 監
 學務部長 高瀬 五郎
 經濟部長 高辻 邦武
 警察部長 伊能 芳雄
 茨城縣(水戸市)
 知事 吉永 時次
 總務部長 久保田 峻
 學務部長 渡邊 次郎
 經濟部長 高橋 一郎
 警察部長 拓植 文雄
 栃木縣(宇都宮市)
 知事 足立 收
 總務部長 鈴木 省吾
 學務部長 横山 一俊
 經濟部長 奥田 久七郎
 警察部長 加藤 祐三郎
 奈良縣(奈良市)
 知事 三島 誠也
 總務部長 伊藤 久松
 學務部長 中川 金正
 經濟部長 中島 賢藏
 警察部長 橋爪 清人
 三重縣(津市)
 知事 小川 正儀
 總務部長 後藤 耕造
 學務部長 佐藤 一郎
 經濟部長 上原 參良
 警察部長 菅澤 肇
 土木部長 上井 兼吉
 △南牟婁支廳長 佐藤 友次郎
 愛知縣(名古屋)
 知事 田中 廣太郎
 總務部長 山内 繼吉
 學務部長 工藤 鐵太郎
 經濟部長 安積 得也
 警察部長 城戸 鎮吉
 靜岡縣(静岡市)
 知事 小濱 八彌
 總務部長 山内 義文
 學務部長 高野 長春
 經濟部長 沖森 源一
 警察部長 大石 忠雄
 山梨縣(甲府市)
 知事 土居 章平
 總務部長 柴山 博
 學務部長 伊藤 正良
 經濟部長 石川 貞四郎
 警察部長 久山 秀雄
 滋賀縣(大津市)
 知事 平 敏彦
 總務部長 松木 茂一
 學務部長 渡邊 信男
 經濟部長 伊藤 俊
 警察部長 齋藤 昇
 岐阜縣(岐阜市)
 知事 宮野 省三
 總務部長 郡山 義夫
 學務部長 有松 昇
 經濟部長 藤澤 喜久郎
 警察部長 平川 保一
 長野縣(長野市)
 知事 富田 健治
 總務部長 出石 於兔彦
 學務部長 西岡 廣吉
 經濟部長 重田 忠保
 警察部長 杉山 宗次郎
 △飛騨支廳長 伊藤 修一
 福島縣(福島市)
 知事 橋本 清吉
 總務部長 內藤 三郎
 學務部長 和田 貞臣

經濟部長 坂井 貞一
 土木部長 後藤 季總
 警察部長 高橋 三郎
 △南會津支廳長 根本 益利
 岩手縣(盛岡市)
 知事 雪澤 千代治
 總務部長 小西 光伴
 學務部長 後藤 眞三男
 經濟部長 岩城 眞梯
 警察部長 高島 資吉
 △下閉伊支廳長 伊藤 正
 青森縣(青森市)
 知事 鈴木 登
 總務部長 岩重 隆治
 學務部長 中野 四郎
 經濟部長 野村 萬作
 警察部長 齋藤 武雄
 山形縣(山形市)
 知事 石黒 武重
 總務部長 熊野 周二
 學務部長 福永 與一郎
 經濟部長 小坂 登
 警察部長 井上文介
 秋田縣(秋田市)
 知事 留岡 幸男
 總務部長 阿部 邦一
 學務部長 稻内 清二
 經濟部長 白石 喜太郎
 警察部長 吉田 政雄
 福井縣(福井市)
 知事 木村 清司
 總務部長 刀禰 有秋
 學務部長 岡本 正一
 經濟部長 藤原 侃治
 警察部長 中村 元治
 石川縣(金澤市)
 知事 成田 一郎
 總務部長 鷺野 重光
 學務部長 達林 正吉
 經濟部長 鈴木 直人
 警察部長 山田 俊介
 富山縣(富山市)
 知事 矢野 兼三
 總務部長 並川 義隆
 學務部長 久尾 啓一
 經濟部長 福吉 勳二
 警察部長 大島 六七男
 鳥取縣(鳥取市)
 知事 副見 喬雄
 總務部長 清水 谷徹
 學務部長 小林 誠一
 經濟部長 大濱 芳雄
 警察部長 猪俣 二郎
 島根縣(松江市)
 知事 森部 吾
 總務部長 迫 靜
 學務部長 新見 俊介
 經濟部長 川上 和吉
 警察部長 八木 芳信
 岡山縣(岡山市)
 知事 熊谷 憲一
 總務部長 八田 三郎
 學務部長 原 保雄
 經濟部長 武政 隆一
 警察部長 鈴木 健二
 廣島縣(廣島市)
 知事 相川 勝六
 總務部長 久慈 學
 學務部長 福本 政實
 經濟部長 橋本 政夫
 土木部長 宮崎 正夫
 山口縣(山口市)
 知事 武井 群嗣
 總務部長 加藤 初夫
 學務部長 廣岡 謙二
 經濟部長 森下 重格
 警察部長 竹谷 源太郎
 和歌山縣(和歌山市)
 知事 清水 重夫
 總務部長 岡田 包義
 學務部長 上山 顯
 經濟部長 藤野 英陽
 警察部長 桃井 直美
 △東牟婁支廳長 貴志 武夫
 德島縣(德島市)
 知事 荒木 義夫
 總務部長 辻 利吉
 學務部長 鹽谷 勇
 經濟部長 右田 鐵四郎
 警察部長 池田 長吉
 香川縣(高松市)
 知事 藤岡 長敏
 總務部長 田中 進
 學務部長 榎垣 一美
 經濟部長 奥野 定八
 警察部長 和田 寬

職員錄——東京市役所

井上卓一(政) 松永東(民) 荒木丈太郎(民) 本郷區(定員五) 友成四郎(民) 高久清一(社大) 萩原利右衛門(政) 安部利七(民) 大島正徳(市革) 下谷區(定員七) 長野高一(民) 小澤佐重喜(民) 伊木寅雄(政) 小野利三郎(政) 森富太(民) 倉持忠助(中立) 佐伯健(社大) 淺草區(定員九) 茂木太市(民) 松崎權四郎(政) 吉田眞一郎(民) 大久保重直(民) 上條貞(民) 泉留吉(社大)

加藤榮助(民) 有竹雅己(民) 本所區(定員九) 山田竹治(民) 阿部茂夫(社大) 瀧澤七郎(政) 森兼道(民) 糟屋磯平(國盟) 中野勇治郎(政) 小野孝行(民) 坂本一角(政) 小椋善夫(民) 深川區(定員七) 淺沼稻次郎(社大) 本多市郎(中立) 廣瀬新平(民) 宮村龜一(民) 一又安平(政) 中西雄洞(民) 卯木國三郎(民) 品川區(定員五) 大橋清太郎(民) 石原永明(政) 松原傳吉(政) 石山賢吉(市革)

西本啓(民) 目黒區(定員四) 加藤勘十() 高梨二男(社大) 鳥崎七郎(政) 神山鏡五郎(民) 荏原區(定員三) 安平鹿一(中立) 錦木小平次(政) 石井良太郎(民) 大森區(定員五) 原虎一(社大) 橫溝直也(民) 松野喜内(市革) 平林淺次郎(政) 杉崎欽八(民) 蒲田區(定員三) 吉田直治(民) 仙波虎五郎(政) 藤卷多一(社大) 澁谷區(定員五) 丸山鶴吉(市革) 關口彌三郎(民) 北田一郎()

世田谷區(定員四) 吉峰誠一(政) 廣川弘(政) 東舜英(民) 鈴木堅次郎(民) 吉川末次郎(無黨) 澁橋區(定員四) 川本金太郎(民) 佐藤榮志(政) 曾我祐邦(市革) 小針孫太郎(民) 中野區(定員三) 森俊成(政) 花村四郎(政) 伊藤金左衛門(民) 杉並區(定員四) 内田秀五郎(政) 平野學(社大) 三上英雄(政) 鈴木茂三郎() 菊池寛(市革) 中村梅吉(民) 須藤喜三郎(民) 爲藤五郎(社大)

山口玉造(政) 佐藤德松(中立) 瀧野川區(定員三) 横瀬精一(國盟) 匹田秀雄(社大) 折本勝治(政) 荒川區(定員八) 遠山丙市(民) 山口久太郎(政) 林健(政) 天野頼義(政) 岩内善作(社大) 春日井秀雄() 高野納康(政) 田中榮藏(民) 王子區(定員四) 鈴木仙八(政) 濱野清吾(國盟) 松永義雄(社大) 高木惣市(民) 板橋區(定員三) 鈴木義顯(政) 澁谷常三郎(社大) 瀨田麟一(民) 足立區(定員四)

新井京太(政) 鳴下榮吉(民) 板垣信春(民) 西野吉三郎(民) 有馬秀雄(政) 山田七郎(民) 大越半忠(社大) 瀧澤逸平(市革) 城東區(定員四) 山田清(民) 熊本虎藏(社大) 鈴木菊太郎(民) 宇田川啓輔(政) 葛飾區(定員二) 安藤徳雄(政) 伊東金太郎(民) 江戸川區(定員二) 野口辰五郎(政) 島村一郎(政) 市會事務局長 櫻井敏雄

助役 中井光次 同 三宅正三 同 森下政一 同 石原孫治 同 山田俊治 同 金子金次郎 同 土井登 同 椎野信次 同 玉井猛 同 木津谷榮三郎 同 橋本敬之 同 川内穂藏 同 秋元保一 同 里村安次郎 同 内山新之助 同 島崎孝彦 同 福留並喜 同 菅野和太郎 同 田坂茂忠 同 藤原九十郎 同 伊藤俊雄 同 市參事會員 吉宗貞之 辰谷政太郎 松本萬次郎 栗井岩吉 寒川洋治 木村信太郎

木下常吉 樽本八郎 工藤精一 前田辰造 大谷辰造 北花 此花 東島 西島 港正 天王寺 南速 浪速 西淀川 東淀川 旭成 東成 住吉 西成 市會議長 同副議長 市副議長 奧田泰治 加富鶴市 清水太一郎 庄健一 武川保人 和田元治郎 和島直之 栗岡松次 酒井利男 山本慶治 塚本萬次郎 森上登圓 井上直一 津山直一 岩橋靜 米谷三郎 北川定男 松村義太郎 梅原和三郎 中田守雄 田邊忠實

職員錄——東京市役所・大阪市役所・京都市役所

○大阪市役所 (北區中之島一丁目) 坂間棟治

○京都市役所 (中京區寺町通)

子弟議員

兒玉秀雄(研) 有馬賴寧(研) 酒井忠正(研) 溝口直亮(研) 池田政銀(研) 伊藤二郎丸(研) 入江爲常(研) 井上匡四郎(研) 今城定政(研) 池田政時(研) 波多野二郎(研) 八條隆正(研) 西大路吉光(研) 西尾忠方(研) 錦小路賴孝(研) 西四辻公堯(研) 保科正昭(研) 北條雋八(研) 戶田忠庸(研) 戶澤正己(研) 土岐章(研) 富小路隆直(研) 大岡忠綱(研) 大河內正敏(研) 大河內輝耕(研)

大久保立(研) 大島陸太郎(研) 岡部長景(研) 織田信恒(研) 渡邊千冬(研) 加藤泰通(研) 河津瀨真(研) 米津政賢(研) 谷花種一(研) 立花種忠(研) 高倉篤賢(研) 高木正得(研) 立見豐丸(研) 冷泉爲勇(研) 曾我祐邦(研) 上原七之助(研) 裏松友光(研) 梅園篤彦(研) 梅小路定行(研) 植村家治(研) 野村益三(研) 前田利定(研) 松平忠壽(研) 松平乘統(研)

男爵議員

松平康春(研) 松平保男(研) 松野康熙(研) 牧野清賢(研) 舟橋國臣(研) 米田信光(研) 青木信光(研) 綾小路重季(研) 秋元種英(研) 秋元春朝(研) 安藤信昭(研) 實吉純郎(研) 清岡長言(研) 京極高修(研) 三島通陽(研) 由利正通(研) 水野勝邦(研) 仙石久英(研) 岩倉道俱(研) 岩倉一郎(研) 伊藤文吉(研) 伊藤磐楠(研) 井田昌植(研)

井上清純(公) 今國貞(公) 伊江朝助(公) 飯田精太郎(公) 原田熊雄(公) 西田西乙(公) 坊城俊賢(公) 東郷安(公) 小畑大太郎(公) 大井成元(公) 大藏公望(公) 大森佳一(公) 奧田剛郎(公) 渡邊修二(公) 渡邊汀(公) 加藤成之(公) 鄉誠之助(公) 高崎弓彦(公) 高木喜寬(公) 辻太郎(公) 中御門經民(公) 中村謙一(公) 中川良長(公) 村田保定(公) 久保田敬一(公)

黑田長和(公) 山根健男(公) 矢吹省三(公) 安場保健(公) 山中秀二郎(公) 山中建(公) 八代五郎造(公) 前田勇(公) 松岡均平(公) 松田正之(公) 松平外與磨(公) 益田太郎(公) 深尾隆太郎(公) 小池正晁(公) 近藤滋彌(公) 安保清種(公) 明石元長(公) 赤松範一(公) 淺田良逸(公) 阪谷芳郎(公) 紀俊秀(公) 北大路信明(公) 北島貴孝(公) 肝付兼英(公) 水谷川忠齋(公)

貴族院令第一條第四號二依儿議員

宮原旭(公) 三須精一(公) 柴山昌生(公) 島津忠彦(公) 東久世秀雄(公) 關義壽(公) 千田嘉平(公) 千秋季隆(公) 周布兼道(公) 杉溪由言(公) 岩田宙造(和) 市來乙彦(研) 大塚勝太郎(交) 磯村豐太郎(研) 稻畑勝太郎(和) 井上通泰(和) 今井五介(研) 今井田清德(研) 伊澤多喜男(同) 八田嘉明(研) 橋本圭三郎(交) 坂西利八郎(研) 仁井田益太郎(和)

西野元(研) 堀哲次郎(研) 堀切善次郎(研) 堀切泳(研) 德富猪一郎(和) 長世吉(公) 小幡西吉(和) 小原直(無) 大橋八郎(研) 大橋新太郎(研) 大谷尊由(研) 太田政弘(研) 太田耕藏(無) 大竹貫一(無) 大塚惟精(研) 大島健一(和) 岡喜七郎(交) 岡田文次(和) 織田萬次(和) 小野寺長治郎(無) 小倉正恒(研) 若林養藏(研) 若尾璋八(交) 若槻禮次郎(和) 渡邊暢(無)

河井彌八(同) 川上親晴(同) 河原田稔(公) 河村竹治(交) 川村資英(無) 樺山資之助(同) 加藤政三郎(研) 加藤敬三郎(研) 賀屋興宣(和) 金山英五郎(研) 米山梅吉(無) 吉野信次(無) 吉野謙吉(交) 芳澤謙吉(交) 田所美治(和) 田中穗積(同) 田口彌一(無) 建部遜吾(同) 竹越與三郎(交) 田澤義鋪(無) 塚本清治(同) 次田大三郎(同) 根津嘉一郎(研) 內藤久寬(研) 長岡隆一郎(交)

中川 健藏(同)
中川 小十郎(交)
中川 望()
永田 秀次郎(和)
中村 純九郎(交)
村田 省藏(交)
村上 恭一()
内田 重成(交)
宇佐美 勝夫(和)
潮 惠之輔(研)
野村 德七(和)
黑田 英雄(無)
黑崎 定三(研)
倉知 鐵吉(和)
山岡 萬之助(研)
山川 端夫(研)
山本 達雄(交)
安井 英二(同)
丸山 鶴吉(同)
松井 茂(和)
松村 義一(公)
松村 眞一郎(研)
松本 眞一(研)
松本 學(研)
松本 治(無)
藤原 銀次郎(研)

藤沼 庄平(研)
福永 吉之助(無)
木場 貞長(研)
伍堂 卓雄(研)
後藤 文夫(無)
小久保 喜七(交)
小山 松吉(無)
古島 一雄(交)
兒玉 謙次()
江口 定條(和)
遠藤 柳作(研)
出淵 勝次(和)
有吉 忠一(和)
有田 八郎(研)
有賀 光豐(研)
青木 周三(同)
青木 一男()
赤池 濃(和)
安立 綱之(和)
佐藤 鐵太郎(和)
佐藤 三吉(交)
澤田 牛麿()
菊池 恭三(同)
結城 豐太郎(研)
三井 清一郎(研)

光永 星郎(和)
水野 鍊太郎(交)
宮田 光雄(研)
柴田 善三郎(同)
勝田 主計(研)
白根 竹介(研)
幣原 喜重郎(和)
下村 宏(研)
廣田 弘毅(無)
土方 久徵(和)
平生 鈺三郎(無)
關屋 眞三郎(研)
鈴木 喜三郎(交)
小野塚 喜平次(無)
田中 館愛橋(無)
長岡 半太郎(無)
姉崎 正治(無)
板谷 官吉(研)

愛知 磯貝 清(同)
福岡 出光 佐三(交)
新湯 飯塚 知信()
茨城 飯島 雷輔()
長崎 橋本 辰二郎(研)
新潟 長谷川 越夫()
岡山 坂野 鐵次郎()
德島 西野 嘉右衛門()
香川 大西 虎之介(交)
茨城 大和田 健三郎(同)
福岡 大谷 五平()
福岡 大藪 守治(研)
京都 大澤 德太郎(研)
京都 小野 耕一(研)
岐阜 渡邊 甚吉()
長野 片倉 兼太郎()
京都 風間 八左衛門(研)
鳥取 米原 章三(研)
和歌山 吉村 友之進()
島根 田部 長右衛門()
宮崎 竹下 豐次()
兵庫 多木 桑次郎()
兵庫 瀧川 儀作(研)
福島 館橋 久太郎()

衆議院議員

(昭和十四年九月十七日現在)
小山 松壽(愛知第一區)

議長
副議長
東京府
第一區(五人)
原 玉重(民)
道家齊一郎(中)
第二區(五人)
鳩山 一郎(政)
駒井 重次(民)
第三區(四人)
河野 密(社大)
高橋 義次(民)
本田 義成(政)
安部 磯雄(社大)
中島 彌團次(民)
長野 高一(民)
頼母 木桂吉(民)

山梨 名取 忠愛(研)
大阪 中山 太一()
佐賀 中野 敏雄()
石川 中島 藤太郎()
鹿兒島 上野 喜左衛門(研)
栃木 上野 松次郎()
滋賀 野田 六左衛門()
高知 野村 茂久馬(研)
北海道 栗林 德一()
福井 熊谷 三太郎()

岡山 山上 岩二(交)
熊本 山隈 康(研)
奈良 松井 貞次郎()
廣島 松本 勝太郎(和)
埼玉 松本 眞平(研)
熊本 古莊 健次郎()
三重 小林 嘉平治(和)
長野 小坂 順造(同)
東京 小坂 梅吉()
大分 麻生 益良()

山口 秋田 三一()
千葉 齊藤 萬壽雄()
富山 佐藤 助九郎()
青森 佐々木 嘉太郎()
愛媛 佐々木 長治()
大阪 佐々木 八十八(和)
茨城 結城 安次()
廣島 水野 甚次郎(交)
山形 三浦 新七(和)
岩手 柴田 兵一郎()

秋田 鹽田 國平()
群馬 澁澤 金藏(交)
愛知 下出 民義(交)
神奈川 平沼 亮三(同)
沖繩 平尾 喜三郎(研)
千葉 菅澤 重雄()
静岡 鈴木 重平()
静岡 鈴木 幸作(研)
備考 人名の下括弧内、火は火曜會、研は研究會、公は公正會、和は同和會、同は同成會、交は交友俱樂部、無は無所属

職員錄——貴族院議員・衆議院議員

第二區(四人) 高橋 守平(民) 石坂 養平(政)

第三區(三人) 野中 徹也(國盟) 古島 義英(民)

群馬縣 第一區(五人) 中島知久平(政) 須永 好(社大) 清水留三郎(民) 金澤 正雄(政) 最上 政三(民) 木暮武太夫(政)

千葉縣 第一區(四人) 多田 滿長(民) 篠原 陸朗(民) 川島正次郎(政) 第二區(三人) 今井 健彦(政) 吉植 庄亮(政) 第三區(四人) 宇賀 四郎(民) 岩瀬 亮(政) 池田 清秋(民) 土屋清三郎(民)

茨城縣 第一區(四人) 内田 信也(議俱) 中崎 俊秀(民) 葉梨新五郎(政) 豐田 豐吉(民)

第二區(三人) 川崎 巳之太郎(政)

第三區(四人) 佐藤洋之助(政) 山本 衆吉(民)

栃木縣 第一區(五人) 高田 耘平(民) 岡田喜久治(民) 第二區(四人) 松村 光三(政) 木村 淺七(民)

宮城縣 第一區(五人) 菊地養之輔(社大) 庄司 一郎(政) 第二區(三人) 小山倉之助(民) 第一區(三人) 釘本 衛雄(民) 第二區(五人) 助川啓四郎(政) 林 平馬(民)

第三區(三人) 中井川 浩(民) 大内竹之助(政) 飯見 章(無) 飯村 五郎(議俱)

船田 中(政) 江原 三郎(政) 坪山 德彌(政) 森下 國雄(民) 小平 重吉(政)

内ヶ崎作三郎(民) 守屋 榮夫(議俱) 北村 文衛(民) 村松 久義(民) 大石 倫治(政) 栗山 博(民) 堀切善兵衛(政) 仲西 三良(民) 中野 寅吉(政) 比佐 昌平(民)

星 一(政)

岩手縣 第一區(三人) 高橋壽太郎(民) 第二區(四人) 松川 昌藏(政) 志賀和多利(政) 青森縣 第一區(三人) 工藤 鐵男(民) 第二區(三人) 工藤十三雄(政) 秋田縣 第一區(四人) 信太儀右衛門(民) 中川 重春(民) 第二區(三人) 小山田義孝(政) 山形縣 第一區(四人) 高橋熊次郎(政) 佐藤 啓(議俱) 第二區(四人) 熊谷 直太(政) 清水德太郎(民)

山田 六郎(民) 田子 一民(政) 八角 三郎(政) 泉 國三郎(政) 鶴見 祐輔(民) 小笠原八十美(政) 森田重次郎(民) 小野 謙一(無) 菊地 良一(民) 町田 忠治(民) 中田 儀直(政) 川俣 清香(社大) 土田 莊助(民) 木村 武雄(無) 西方 利馬(政) 松岡 俊三(政) 伊藤 五郎(民)

北海道

第一區(四人) 山本 厚三(民) 板谷 順助(政) 澤田 利吉(民) 村上 元吉(政)

第二區(四人) (缺員) 坂東幸太郎(民) 松浦周太郎(民) 第三區(三人) 大島 寅吉(民) 渡邊 泰邦(無) 田代 正治(政) 第四區(五人) 赤松 克麿(議俱) 手代木隆吉(民) 北 勝太郎(議俱) 松尾 孝之(政) 深澤 吉平(民) 第五區(四人) 東條 貞(政) 木下成太郎(民) 南雲 正朔(民)

新潟縣 第一區(三人) 北 吟吉(民) 松井 郡治(民) (缺員) 第二區(四人) 高岡 大輔(議俱) 佐藤 與一(民) 松木 弘(政) 小柳 牧衛(民) 第三區(五人) 三宅 正一(社大) 加藤 知正(政) 今成留之助(民) 佐藤謙之輔(民) 藤井 浩然(政) 第四區(三人) 武田德三郎(政) 増田 義一(民) (缺員)

長野縣

第一區(三人) 松本 忠雄(民) 丸山辨三郎(政) 田中 邦治(民) 第二區(三人) 小山 亮(第二) 羽田武嗣郎(政) 第三區(四人) 北原阿智之助(民) 野溝 勝(社大) 第四區(三人) 野溝 勝(社大) 百瀬 渡(民)

山梨縣 全縣一區(五人) 植原悦二郎(政) 平野 力三(議俱) 田中 耕(第二) 堀内 良平(民) 田邊 七六(政) 笠井 重治(議俱) 今井 新造(第二)

静岡縣 第一區(五人) 山田 順策(民) 深澤豊太郎(政) 山口忠五郎(政) 平野 光雄(民) 宮本雄一郎(政) 第二區(四人) 山崎 釵二(社大) 塩川 正藏(政) 高木余太郎(民) 春名 成章(議俱) 高木余太郎(民) 津倉 龜作(民) 太田 正孝(政) 第三區(四人) 坂下仙一郎(民) 倉元 要一(政)

愛知縣

第一區(五人) 塚本 三(民) 小山 松壽(無) 服部 崎市(民) 椎尾 辨匡(第二) 加藤 孝三(議俱) 第二區(三人) 樋口善右衛門(政) 安藤 英明(民) 第三區(三人) 加藤 孝三(議俱) 渡邊玉三郎(民) 服部 英明(民) 第四區(三人) 加藤 孝三(議俱) 岡本實太郎(民) 内藤 守正(民) 第五區(三人) 大野 一造(民) 岡本實太郎(民) 小笠原三九郎(政) 第五區(三人) 鈴木 正吾(議俱) 大口 喜六(政) 杉浦 武雄(無)

岐阜縣 第一區(三人) 清 寬(民) 匹田 銳吉(政) 大野 伴陸(政) 第三區(三人) 木村作次郎(政) 伊藤東一郎(民) 三田村武夫(無) 古屋 慶隆(民) 牧野 良三(政) 福井縣 全縣一區(五人) 加藤 錄造(社大) 添田敬一郎(民) 猪野毛利榮(政) 齋藤 直橋(民) 池田七郎兵衛(政) 齊藤 直橋(民) 熊谷五右衛門(議俱) 石川縣 第一區(三人) 永井柳太郎(民) 長谷 長次(議俱) 箸本 太吉(政)

職員錄——衆議院議員

第二區(三人) 櫻井兵五郎(民) 喜多壯一郎(民)

富山縣 第一區(三人) 高見 之通(政) 石坂 豐一(政) 卯尾田毅太郎(民) 土倉 宗明(政)

京都府 第一區(五人) 水谷長三郎(社大) 福田關次郎(民) 江羅直三郎(政) 川崎末五郎(民) 田中 好(政) 津原 武(民) 若田 均(政)

大阪府 第一區(三人) 田万 清臣(社大) 一松 定吉(民) 紫安新九郎(民) 井上 良次(社大) 塚本 重藏(社大) 內藤 正剛(民)

第二區(三人) 山本 芳治(政)

第三區(四人) 池崎 忠孝(第二) 上田 孝吉(政)

第四區(四人) 中村 福藏(民)

吉川吉郎兵衛(民) 第五區(四人) 勝田 永吉(民) 曾和 義次(政) 第六區(三人) 松田竹千代(民) 兵庫縣 第一區(五人) 永江 一夫(社大) 野田文一郎(民) 第二區(四人) 米窪 滿亮(社大) 立川 平(政) 第三區(三人) 河合 義一(社大) 第四區(四人) 田中 武雄(民) 小畑虎之助(民) 第五區(三人) 若宮 貞夫(政) 和歌山縣 第一區(三人) 缺員 第二區(三人) 田淵 豐吉(第二)

杉山元治郎(社大) 田中 万逸(民) 井阪 豐光(議俱) 南 鼎三(政) 河上丈太郎(社大) 中井 一夫(政) 濱野徹太郎(民) 前田房之助(民) 小林房之助(民) 小林 絹治(政) 吉田 賢一(國同) 清瀬 一郎() 原 惣兵衛(政) 齋藤 隆夫(民) 山川頼三郎(政) 松山常次郎(政) 西田 郁平(民) 小山 谷藏(民) 世耕 弘一(政)

奈良縣 全縣一區(五人) 福井 甚三(政) 八木 逸郎(民) 三重縣 第一區(五人) 松田 正一(民) 川崎 克(民) 第二區(四人) 濱地 文平(政) 滋賀縣 全縣一區(五人) 青木 亮實(民) 田中 養達(無) 岡山縣 第一區(五人) 岡田 忠彦(政) 黑田 壽男(無) 第二區(五人) 大養 健(政) 小谷 節夫(政) 廣島縣 第一區(四人) 古田喜三太(民)

江藤源九郎(議俱) 松尾 四郎(民) 北浦桂太郎(無) (缺員) 片岡 恒一(民) 馬岡 次郎(政) 尾崎 行雄(第二) 長井 源(民) 堤 康次郎(民) 森 幸太郎(政) 服部 岩吉(政) 久山 知之(政) 行吉 角治(政) 玉野 知義(政) 小川郷太郎(民) 星島 二郎(政) (缺員) 岸田 正記(議俱) 名川 侃市(政)

職員錄——衆議院議員

藤田 若水(民) 第二區(四人) 木原 七郎(民) 望月 圭介(政) 山道 襄一(民) 肥田 琢司(政) 第三區(五人) 永山 忠則(議俱) 土屋 寛(民) 作田萬太郎(民) 宮澤 裕(政) 森田 福市(政) 鳥取縣 全縣一區(四人) 三好 英之(民) 由谷 義治(無) 豐田 收(議俱) 稻田 直道(政) 島根縣 第一區(三人) 櫻内 幸雄(民) 原 夫次郎(民) 高橋圓三郎(政) 第二區(三人) 島田 俊雄(政) 俵 孫一(民) 沖島 鎌三(政) 山口縣 第一區(四人) 西川 貞一(政) 青木 作雄(無) 缺員 安倍 寛(議俱) 第二區(五人) 西村 茂生(政) 窪井 義道(議俱) 國光 五郎(政) 福田 梯夫(民) 中野 治介(政) 德島縣 第一區(三人) 生田 和平(政)

田村 秀吉(民) 第二區(三人) 秋田 清(議俱) 香川縣 第一區(三人) 藤本 捨助(議俱) 第二區(三人) 矢野庄太郎(民) 愛媛縣 第一區(三人) 大本貞太郎(政) 第二區(三人) 小野 寅吉(民) 第三區(三人) 高島龜太郎(政) 高知縣 第一區(三人) 長野 長廣(民) 第二區(三人) 依光 好秋(政) 福岡縣 第一區(四人) 簡牛 凡夫(議俱) 第二區(五人) 田尻 生五(政)

紅露 昭(政) 眞鍋 勝(民) 三木 武夫(第二) 前川 正一(社大) 宮脇 長吉(政) 三土 忠造(政) 松浦 伊平(政) 武知 勇記(民) 松田喜三郎(民) 河上 哲太(政) 村瀬 武男(民) 砂田 重政(政) 村上紋四郎(民) 大石 大(無) 淺井 茂猪(政) 佐竹 晴記(社大) 林 讓治(政) 松本治一郎(社大) 原口初太郎(政) 龜井貫一郎(社大) 石井徳久次(政)

田島勝太郎(民) 第三區(五人) 山崎達之輔(議俱) 增永 元也(政) 第四區(四人) 末松借一郎(民) 小池 四郎(議俱) 佐賀縣 第一區(三人) 中野 邦一(民) 第二區(三人) 一ノ瀬俊民(政) 長崎縣 第一區(五人) 西岡竹次郎(政) 太田 理一(政) 第二區(四人) 森 肇(議俱) 佐保 畢雄(政) 熊本縣 第一區(五人) 松野 鶴平(政) 石坂 繁(議俱) 第二區(五人) 三善 信房(政)

松尾 三藏(民) 野田 俊作(政) 鶴 惣市(政) 岡野 龍一(民) 勝 正憲(民) 田原 春次(社大) 池田 秀雄(民) 田中 亮一(政) 藤生安太郎(政) 愛野時一郎(民) 馬場 元治(無) 本田 英作(政) 則元卯太郎(民) 牧山 耕藏(民) 川副 隆(民) 安達 謙藏(議俱) 木村 正義(政) 大藤 唯男(民) 伊豆 富人(議俱) 坂田 道男(政)

職員錄——衆議院議員

小見山七十五郎(政) 藏原 敏捷(議俱)

大分縣

- 第一區(四人) 金光 庸夫(政) 長野 綱良(民)
第二區(三人) 綾部健太郎(政) 重松 重治(民)
全縣一區(五人) 伊東 岩男(政) 曾木 重貴(中立)
第一區(五人) 井上 知治(政) 松方幸次郎(第二)
第二區(四人) 富吉 榮二(社大) 寺田 市正(政)
第三區(三人) 永田 良吉(政) 小林 三郎(民)
沖繩縣 漢那 憲和(民) 仲井間宗一(民)
嶺南(議俱) 小田 榮(第二)
備考 民は民政黨、政は政友會、社は社會大衆黨、國民貯蓄獎勵局長

國民精神總動員委員會

- 委員長 河原田稔吉 委員 內閣書記官長 外務次官 陸軍次官 文部次官 逓信次官 厚生次官 河井彌八 田子一民 三好榮次郎 筑紫 熊七 小泉 親彦 菊池 寛 濇澤 敬三 藤原銀次郎 平沼 亮三 今井 鐵城 賀屋 興宣 賀屋 卓雄 賀屋 興宣 常任理事 大坪 保雄 香坂 昌康 青木 得三 落池 武夫 栗原美能留 高石眞五郎 運沼 門三 星島 二郎 森 廣藏 吉岡 彌生 滿增 庸一

人名錄

有爵者一覽

昭和十四年九月十三日現在

- 伊藤 公 一條 實孝 岩倉 具榮
大山 柏 桂 廣太郎 九條 道秀
近衛 文麿 西園寺公望 三條 公輝
島津 忠重 島津 忠承 鷹司 信輔
德川 家達 德川 圀順 德川 慶光
德大寺實厚 二條 彌基 毛利 元道
山縣 有道 井上 三郎 池田 宣政
淺野 長之 大炊御門經輝 池田 正彦
池田 仲博 大隈 信常 花山院親忠
大久保利武 木戸 幸一 菊亭 公長
華頂 博信 黒田 久我 通顯
久迺 實榮 黒田 通顯

人名錄——有爵者一覽

人名錄——有爵者一覽

青山 忠博	秋元 幸直	秋田 重季	大久保 立	大河內 正倫	大河內 輝耕	持明院 基揚	慈光寺 愛仲	宍戶 功男
綾小路 護	有馬 聰賴	足利 惇氏	大河內 正敏	大島 陸太郎	大宮 久忠	七條 光明	品川 清太郎	芝山 信豐
安藤 信昭	井上 正鑑	有馬 純尚	大關 增輝	大田 原鏡清	大宮 公孝	澁澤 敬三	白川 資長	新庄 直知
井上 正義	井上 正鑑	井上 正國	岡部 泰一	岡部 資業	岡崎 泰光	關 忠元	末松 春彦	杉 七郎
伊東 正丸	伊東 正淳	伊東 九郎	岡田 直長	岡田 長景	押小路 公知	曾 昌博	仙石 久英	曾我 祐邦
池田 清就	池田 仲誠	池田 隆信	加藤 通基	加藤 克明	加藤 泰通	田 喜通	相馬 惠胤	園池 公致
石川 重之	石川 成秀	石山 基弘	加藤 泰成	加藤 隆義	加納 久則	田 宗起	田 中歌麿	高木 正得
板倉 勝豪	板倉 勝朝	板倉 規伸	片桐 貞央	片桐 隆義	風早 公武	伊 永則	高島 友武	高木 宜磨
板倉 勝長	市橋 重厚	五辻 正凱	川村 景敏	河野 利福	唐橋 在知	高倉 永則	高橋 是賢	高木 正得
稻垣 長昌	稻垣 重厚	今城 正政	北小路 實英	北小路 資武	吉川 元光	竹 惟斌	竹屋 康光	瀧脇 宏光
入江 爲常	石黒 順通	石野 基恒	清岡 長言	清岡 龍	河田 景秀	立見 惟丸	高橋 友武	高木 正得
岩城 隆德	岩倉 具正	岩下 家一	京極 高輝	京極 高量	津 俊熙	高倉 永則	高橋 是賢	高木 正得
上杉 勝昭	上原 七之助	植松 雅道	久世 隆輝	久世 隆治	京極 高輝	高倉 永則	高橋 是賢	高木 正得
植村 家治	内田 正明	梅小路 定行	久世 隆輝	久留島 健三郎	京極 高輝	高倉 永則	高橋 是賢	高木 正得
梅園 篤彦	梅溪 通虎	裏辻 公博	久世 隆輝	栗野 齊次郎	京極 高輝	高倉 永則	高橋 是賢	高木 正得
裏松 友光	榎本 武英	小笠原 長定	黒田 綱博	黒田 經志	京極 高輝	高倉 永則	高橋 是賢	高木 正得
小笠原 長生	小笠原 忠幸	小笠原 光泰	五條 爲正	五條 盛輝	京極 高輝	高倉 永則	高橋 是賢	高木 正得
小川 利次	小倉 義季	織田 長繁	米田 國臣	佐竹 盛輝	京極 高輝	高倉 永則	高橋 是賢	高木 正得
織田 利長	織田 信大	織田 信恒	齋藤 國臣	酒井 義勝	京極 高輝	高倉 永則	高橋 是賢	高木 正得
大浦 康信	大岡 忠憲	大岡 忠綱	酒井 國臣	酒井 義勝	京極 高輝	高倉 永則	高橋 是賢	高木 正得
大給 近孝	大久保 忠言	大久保 忠春	櫻井 政春	櫻井 義勝	京極 高輝	高倉 永則	高橋 是賢	高木 正得

人名錄——有爵者一覽

鍋島 直和	鍋島 直紹	鍋島 直庸	松平 定晴	松平 親義	松平 直一	阿蘇 恒丸	足立 豐	相浦 助一
成瀬 正雄	仁禮 景嘉	南部 信俊	松平 親義	松平 直一	松平 直一	青山 敏貞	青山 徹藏	赤松 範一
難波 宗治	西 勝男	丹羽 忠方	松平 親義	松平 直一	松平 直一	明石 元長	淺野 良逸	淺野 忠允
丹羽 長徳	西 勝男	西 勝男	松平 親義	松平 直一	松平 直一	淺野 元長	淺野 良逸	栗田 頼言
西大路 吉光	西 勝男	西 勝男	松平 親義	松平 直一	松平 直一	荒野 清一	荒野 之茂	有地 藤三郎
錦織 保親	西 勝男	西 勝男	松平 親義	松平 直一	松平 直一	荒野 清一	荒野 之茂	有地 藤三郎
野村 益三	波多野 二郎	萩原 兼武	松平 親義	松平 直一	松平 直一	荒野 清一	荒野 之茂	有地 藤三郎
橋本 長俊	八條 隆正	花岡 公榮	松平 親義	松平 直一	松平 直一	荒野 清一	荒野 之茂	有地 藤三郎
花房 孝太郎	八條 隆正	日野 西資博	松平 親義	松平 直一	松平 直一	荒野 清一	荒野 之茂	有地 藤三郎
樋口 誠康	東園 基文	東坊城 政長	松平 親義	松平 直一	松平 直一	荒野 清一	荒野 之茂	有地 藤三郎
久松 勝親	久松 定秋	土方 雄武	松平 親義	松平 直一	松平 直一	荒野 清一	荒野 之茂	有地 藤三郎
一柳 直徳	一柳 末幸	平松 時善	松平 親義	松平 直一	松平 直一	荒野 清一	荒野 之茂	有地 藤三郎
福岡 孝紹	福羽 眞城	伏原 宣義	松平 親義	松平 直一	松平 直一	荒野 清一	荒野 之茂	有地 藤三郎
藤井 兼誼	藤谷 爲隆	藤波 茂時	松平 親義	松平 直一	松平 直一	荒野 清一	荒野 之茂	有地 藤三郎
舟橋 清賢	保科 正昭	北條 信八	松平 親義	松平 直一	松平 直一	荒野 清一	荒野 之茂	有地 藤三郎
細川 興治	細川 立興	柳澤 可久	松平 親義	松平 直一	松平 直一	荒野 清一	荒野 之茂	有地 藤三郎
堀田 秀孝	堀河 康文	柳澤 可久	松平 親義	松平 直一	松平 直一	荒野 清一	荒野 之茂	有地 藤三郎
堀田 正路	堀河 康文	柳澤 可久	松平 親義	松平 直一	松平 直一	荒野 清一	荒野 之茂	有地 藤三郎
本多 助信	本庄 兼則	柳澤 可久	松平 親義	松平 直一	松平 直一	荒野 清一	荒野 之茂	有地 藤三郎
本多 康彦	本庄 兼則	柳澤 可久	松平 親義	松平 直一	松平 直一	荒野 清一	荒野 之茂	有地 藤三郎
本多 利弘	本庄 兼則	柳澤 可久	松平 親義	松平 直一	松平 直一	荒野 清一	荒野 之茂	有地 藤三郎
前田 利弘	本庄 兼則	柳澤 可久	松平 親義	松平 直一	松平 直一	荒野 清一	荒野 之茂	有地 藤三郎
牧野 貞亮	本庄 兼則	柳澤 可久	松平 親義	松平 直一	松平 直一	荒野 清一	荒野 之茂	有地 藤三郎
牧野 康照	本庄 兼則	柳澤 可久	松平 親義	松平 直一	松平 直一	荒野 清一	荒野 之茂	有地 藤三郎
町尻 量弘	本庄 兼則	柳澤 可久	松平 親義	松平 直一	松平 直一	荒野 清一	荒野 之茂	有地 藤三郎

人名錄——商工會議所

商工會議所

(昭和十四年九月現在)

會議所	所在地	設立年	會頭	理事
會所	札幌市北一條	明治三	大瀧甚太郎	吉田 寧
小樽	小樽市色内町	明治三	杉江仙次郎	友田 孝治
函館	函館市鶴岡町	明治三	岡本康太郎	小林 貞一
旭川	旭川市六條通	大正八	鶴間 禮藏	岡和田 精
室蘭	室蘭市常盤町	大正八	栗林 德一	竹内 勝次
釧路	釧路市大川町	明治三	兩角 榮治	成田 正穂
東京	麴町區丸ノ内	明治三	八田 嘉明	松井 春生
八王子	八王子市本町	明治三	城所 莊藏	梅原勘一郎
京都	京都市烏丸通	明治三	田中 彌吉	竹上藤次郎
大阪	北區堂島濱通	明治三	安宅 彌吉	猪谷 善一
堺	堺市中之町	大正四	柳原豐三郎	高澤 正直
布施	布施市	昭和三	小菅 米策	南 修一
横濱	横濱市	昭和三	有吉 忠一	園田 寬
横須賀	横須賀市	昭和三	岡本傳之助	手島 三郎
神戶	神戶市海岸通	大正二	榎並 充造	福本 義亮
姫路	姫路市本町	大正二	牛尾 健治	溝邊 速雄
明石	明石市	大正二	木下吉左衛門	深瀬 信夫
長崎	長崎市暖町	明治三	山田 鷹治	奥平 定文
佐世保	佐世保市湊町	大正四	北村德太郎	川原 慶一
新潟	新潟市	明治三	白勢 量作	濱 州一
長岡	長岡市坂上町	明治三	鷲尾德之助	池 文一
高田	高田市大町	昭和四	丸山庄五郎	上野 周吾
直江津	直江津町	明治三	高橋 喜六	藤本逸四郎
川越	川口市	明治三	鈴木 寅吉	進藤 信雄
前橋	前橋市本町	明治二	鈴木 愛三	宇賀神 榮
高崎	高崎市九藏町	明治二	山田 昌吉	内田 親章
銚子	銚子市新生町	昭和二	大里庄治郎	重田 寬
水戸	水戸市北三丸	明治元	江幡 新	雨谷 茂民
宇都宮	宇都宮市旭町	明治元	上野松次郎	金澤德之介
栃木	栃木市入舟町	明治元	毛塚 源藏	富田 穰
津	津市大門町	明治元	田中 林助	中井 久三
四日市	四日市市	明治元	伊藤 傳七	久岡 觀
宇治山田	宇治山田市	昭和三	北岡善之助	高橋 靜雄
名古屋	名古屋市中區大池町	明治三	青木錄太郎	小林四五百
豊橋	豊橋市花田町	明治三	河合 孜郎	向井 鹿松
岡崎	岡崎市連尺町	明治三	近藤重三郎	鈴木 澄衛
一宮	一宮市	大正二	小島太左衛門	中野 重義
半田	半田市	大正二	尾崎元次郎	大谷 茂平
静岡	静岡市本通	大正二	鈴木 幸作	岡本 繁一
濱松	濱松市傳馬町	大正二	鈴木 幸作	片岡 繁一
沼津	沼津市大手町	大正二	岡野 豪夫	渡瀬 一郎
清水	清水市辻旭町	大正二	鈴木 與平	森 喜世彦
甲府	甲府市柳町	昭和五	若尾 義角	守屋 文太郎
大津	大津市橋本町	明治三	西田 利七	飯島 英二
彦根	彦根市	昭和三	友田 彌作	岡田保太郎

人名錄——商工會議所

會議所	所在地	設立年	會頭	理事
長濱	滋賀縣長濱町	昭和六	武藤 嘉門	中川利三郎
岐阜	岐阜市	明治三	國枝嘉兵衛	佐竹 英吉
大垣	大垣市郭町	明治三	神津 藤平	今村 清見
長野	長野市線町	明治三	今井 五介	佐藤 三男
松本	松本市南深志	明治三	笠原 善吉	岡田 賢治
上田	上田市上田	明治三	中村 梅三	佐々木 幸平
仙臺	仙臺市	大正六	油井 德藏	竹下 明治郎
福島	福島市本町	大正六	太田 三郎	永山 兵次
郡山	郡山市燧田	明治三	中岡孫一郎	駒木 武夫
盛岡	盛岡市仁王	明治三	藤林源右衛門	柳川 兼輔
青森	青森市新町	明治三	宮川 忠助	齋藤 麟之助
弘前	弘前市	明治三	庄司爲次郎	成原 理三郎
山形	山形市旅籠町	明治三	菅澤久五郎	三浦 鶴林
山形	山形市	明治三	荒木 幸吉	伊藤 信成
酒田	酒田市本市	明治三	石川 信助	小貫 隆之
秋田	秋田市大町	明治三	市橋信治郎	渡邊 隆之
福井	福井市錦上町	明治三	那須吉兵衛	吉本 正利
敦賀	敦賀市富貴	明治三	中島德太郎	宮田治三郎
金澤	金澤市西町	明治三	金岡又左衛門	大間知圓兵衛
富山	富山市總曲輪	明治三	荻布宋太郎	越野 長二
高岡	高岡市利屋町	明治三	田中 源一	太田 直行
松江	松江市殿町	明治三	北川 菊藏	岩本 松樹
鳥取	鳥取市	明治三	坂口 武市	安田猪馬一
米子	米子市加茂町	明治三	山上 岩二	
岡山	岡山市内山下	明治三		
倉敷	倉敷市濱田町	昭和四	石井 熊夫	黒崎 勝男
津山	津山市山下	明治三	森田 福市	小林 利一
廣島	廣島市猿樂町	大正三	三宅清一郎	橋本種次郎
吳	吳市藏本通	明治三	小西 常吉	上田 繁
尾道	尾道市土堂町	明治三	坂本 宗七	小倉義一郎
福山	福山市府中町	昭和四	中部幾次郎	壇上幸次郎
下關	下關市西之端	昭和九	高良 宗七	牧野 千里
宇部	宇部市中部	明治三	笠原 五郎	西村秀兵衛
山口	山口市	明治三	前田辰之助	貴志 二彦
和歌山	和歌山市	明治三	吉見勢之助	山本角五郎
徳島	徳島市船場町	昭和二	細溪宗次郎	鹽田直次郎
高松	高松市古新町	昭和二	尾池松太郎	吉田 清亮
丸亀	丸亀市	昭和二	綾 喜七	鹽崎 信之
坂出	坂出市	大正二	山本 義晴	山本 孟六
松山	松山市一番町	大正二	高島龜太郎	高田 敏夫
今治	今治市	昭和二	木原 茂	兵頭 敏夫
宇和島	宇和島市	昭和二	佐々木長治	岡田滿太郎
八幡濱	八幡濱市	明治二	入交 太藏	松山 秀美
高知	高知市中島町	明治二	渡邊 福雄	吉富 金作
博多	福岡市春日	明治二	篠原 倍藏	久富 金作
久留米	久留米市	大正八	出光 佐三	田中 次郎
門司	門司市門司	大正八	村上 巧兒	大原 寛治
小倉	小倉市鳥町	大正八	藤井 伊藏	佐藤 茂
若松	若松市	大正八	田畑 守吉	浦 秀吉
大牟田	大牟田市旭町	昭和七		

八幡市	八幡市	昭和三	入江賢助	定石宗利	開城	開城府東本町	昭和八	朴鳳鎮	宮内益男
戸畑市	戸畑市	昭和七	岡田晉次郎	永沼恬平	大田	大田府本町	昭和八	富士平	治田八郎
直方市	直方市	昭和八	野上辰之助	有吉吉作	群山	群山府本町	昭和八	赤松繁夫	中尾謙三
飯塚市	飯塚市	昭和八	塚本秀雄	吉木義雄	全浦	全浦府本町	昭和八	大木良作	山本義雄
大分市	大分市	昭和八	西原左太郎	河村友吉	平壤	平壤府本町	昭和八	村上直助	油谷保三
別府市	別府市	昭和八	岩田虎藏	須藤吉雄	鎮南	鎮南府本町	昭和八	立石良雄	吉田由巳
津賀市	津賀市	昭和八	野中萬太郎	紀伊一彦	新義州	新義州府本町	昭和八	福島英助	上田耕一郎
中津市	中津市	昭和八	宮島傳兵衛	池田團之進	元山	元山府本町	昭和八	川村國助	飯野正太郎
佐賀市	佐賀市	昭和八	中山酒造夫	中村政藏	咸興	咸興府本町	昭和八	加藤鎮治郎	飯野正太郎
唐津市	唐津市	昭和八	岩切章太郎	前山長七	清津	清津府本町	昭和八	三隈義一	石川益次
熊本市	熊本市	昭和八	江夏芳太郎	川畑時吉	馬山	馬山府本町	昭和八	林良作	章勳夫
宮崎市	宮崎市	昭和八	小田彦太郎	堀勇吉	朝鮮	朝鮮府本町	昭和八	四元嘉平次	土谷惟一
延岡市	延岡市	昭和八	久米田新太郎	小嶺幸慶	天津	天津府本町	昭和八	賀田直治	勝村長平
鹿兒島市	鹿兒島市	昭和八	尾花伸次	松井春生	青島	青島府本町	昭和八	西田木惣市	伊藤正慈
那覇市	那覇市	昭和八	八田嘉明	渡邊政喜	上海	上海府本町	昭和八	夏目十郎兵衛	曾良熊次
日本橋	日本橋	昭和八	賀田直治	伊藤正慈	漢口	漢口府本町	昭和八	高田友吉	山田茂實
豊原市	豊原市	昭和八	小林隆平	内山四男也	濟南	濟南府本町	昭和八	中村一造	長永義正
大泊町	大泊町	昭和八	大野順末	平原正義	天津	天津府本町	昭和八	齊藤茂一郎	西澤基一
眞岡町	眞岡町	昭和八	大橋徳太郎	平本時助	青島	青島府本町	昭和八	田邊郁太郎	小林陽之助
眞取町	眞取町	昭和八	秋山五郎	加藤喜三郎	上海	上海府本町	昭和八	塙雄太郎	松崎雄二郎
知取町	知取町	昭和八	杉村富作	大塚國太郎	漢口	漢口府本町	昭和八	中西嘉吉	杉村廣藏
惠須取町	惠須取町	昭和八	深見寅一	伊藤政喜	濟南	濟南府本町	昭和八	多治見文雄	佐藤國之助

政黨・政派

民政黨役員	評議員會長	野村嘉六	川崎克	田中武雄	田子一民	西方利馬	組織局長	淺沼稻次郎
(本部)芝區新櫻田町二七	評議員	菊地良一	添田敬一郎	久原房之助	土倉宗明	原惣兵衛	大陸局長	龜井貫一郎
總務	總務委員	安藤正純	板谷順助	鈴木英雄	福井甚三	紅露昭	連絡局長	三輪壽壯
太田正弘	安藤正純	板谷順助	植原悅次郎	大日喜六	清瀨矩雄	木村正義	宣傳局長	阿部茂夫
多田滿長	植原悅次郎	松山常次郎	宮脇長吉	原口初太郎	宮田光雄	東郷七六	社會局長	河上丈太郎
永井柳太郎	宮脇長吉	若宮貞夫	松野鶴平	若宮貞夫	久山智之	助川啓四郎	財政局長	河野密
小川郷太郎	松野鶴平	岡田忠彦	森田福市	岡田忠彦	清瀨矩雄	八角三郎	會計監督	吉川守國
常任顧問	幹事	岡田忠彦	小泉又次郎	生田和平	宮田光雄	本田義正	爲藤五郎	和田操
小坂順造	幹事	生田和平	小坂順造	西岡竹次郎	宮田光雄	安達謙藏	岡崎憲	片山哲
孫一	幹事	西岡竹次郎	孫一	西岡竹次郎	宮田光雄	安達謙藏	岡崎憲	中野正剛
幹事	幹事	西岡竹次郎	孫一	西岡竹次郎	宮田光雄	安達謙藏	岡崎憲	大石大
政務調査會長	政務調査會長	西岡竹次郎	孫一	西岡竹次郎	宮田光雄	安達謙藏	岡崎憲	三田村武夫
同副會長	同副會長	西岡竹次郎	孫一	西岡竹次郎	宮田光雄	安達謙藏	岡崎憲	三田村武夫
前田房之助	前田房之助	西岡竹次郎	孫一	西岡竹次郎	宮田光雄	安達謙藏	岡崎憲	三田村武夫
喜田壯一郎	喜田壯一郎	西岡竹次郎	孫一	西岡竹次郎	宮田光雄	安達謙藏	岡崎憲	三田村武夫
宇賀四郎	宇賀四郎	西岡竹次郎	孫一	西岡竹次郎	宮田光雄	安達謙藏	岡崎憲	三田村武夫
加藤儀十	加藤儀十	西岡竹次郎	孫一	西岡竹次郎	宮田光雄	安達謙藏	岡崎憲	三田村武夫
眞鍋儀十	眞鍋儀十	西岡竹次郎	孫一	西岡竹次郎	宮田光雄	安達謙藏	岡崎憲	三田村武夫
小山倉之助	小山倉之助	西岡竹次郎	孫一	西岡竹次郎	宮田光雄	安達謙藏	岡崎憲	三田村武夫
篠原陸朗	篠原陸朗	西岡竹次郎	孫一	西岡竹次郎	宮田光雄	安達謙藏	岡崎憲	三田村武夫
宮澤胤男	宮澤胤男	西岡竹次郎	孫一	西岡竹次郎	宮田光雄	安達謙藏	岡崎憲	三田村武夫
會計監督	會計監督	西岡竹次郎	孫一	西岡竹次郎	宮田光雄	安達謙藏	岡崎憲	三田村武夫
青年部長	青年部長	西岡竹次郎	孫一	西岡竹次郎	宮田光雄	安達謙藏	岡崎憲	三田村武夫
遊說部長	遊說部長	西岡竹次郎	孫一	西岡竹次郎	宮田光雄	安達謙藏	岡崎憲	三田村武夫
情報部長	情報部長	西岡竹次郎	孫一	西岡竹次郎	宮田光雄	安達謙藏	岡崎憲	三田村武夫
黨務部長	黨務部長	西岡竹次郎	孫一	西岡竹次郎	宮田光雄	安達謙藏	岡崎憲	三田村武夫

會
長
田中 澤二

大日本生産黨
(事務所 麴町區內幸町一ノ六)

顧問
葛生 能久
小林 順一郎
永井 了吉
小山田 俣康
吉田 益三
八幡 博堂
鈴木 善一
白井 爲雄

總務委員長
筆頭總務
書記長
事務長

黨務委員
山崎 常吉
久留 弘三
神田 兵三
政務調査會長
倉田 百三
津久井 龍雄

日本革新黨役員
赤松 克磨
小池 四郎
佐々井 一晃
高山 久藏
石橋 彌
佐々井 一晃
下位 春吉

幹事
東久世 秀雄
今園 國貞
伊藤 文吉
周布 兼道
加藤 成之
會計監督
近藤 滋彌

事務所
常務委員
伯兒 玉秀
子八條 隆正
子織田 信行
大橋 八郎
風間 八左衛門
會計監督
子今城 定政
幹事
大岡 忠綱
政務審査長
同 副長

事務所
幹事
子梅小路 定行
子池田 政時
子高木 正得
伯黑木 三三
子伊藤 二郎丸

同成會
岩村 一木

事務所
幹事
河井 彌八
武井 覺太郎
坂野 鉄次郎
交涉事員
伊澤 多喜男
中川 健藏
油井 德藏

同和會
塚本 清治
丸山 鶴吉
平沼 亮三

事務所
幹事
次田 大三郎
小坂 順造
柴田 善三郎

交涉事員
塚本 清治
丸山 鶴吉
平沼 亮三

事務所
幹事
川村 竹治
長岡 隆一郎
青木 才次郎
交涉事員
大西 虎之介
岡 喜七郎
岡 中德兵衛

火曜會
竹越 與三郎
芳澤 謙吉
古島 一雄

事務所
幹事
侯池田 宣政
侯淺野 長之
侯小村 捷治

學術研究會議
(下谷區上野公園)
(帝國學士院內)
會長
田中 館愛橋
副會長
長岡 半太郎
平山 清次
同 副部長
今村 明恒
松山 基範
松原 行一
田中 芳雄

同 副部長
化學部部長
同 副部長

同 副部長
地球物理學部部長
同 副部長
天文學部部長
同 副部長
會
會長
田中 館愛橋
副會長
長岡 半太郎
平山 清次
同 副部長
今村 明恒
松山 基範
松原 行一
田中 芳雄

同 副部長
生理學農學部部長
同 副部長
醫學部部長
同 副部長
工學部部長
同 副部長
數學部部長
同 副部長

同 副部長
物理學部部長
同 副部長
地質學地理學部部長
同 副部長
生理學農學部部長
同 副部長
醫學部部長
同 副部長
工學部部長
同 副部長
數學部部長
同 副部長

同 副部長
物理學部部長
同 副部長
地質學地理學部部長
同 副部長
生理學農學部部長
同 副部長
醫學部部長
同 副部長
工學部部長
同 副部長
數學部部長
同 副部長

同 副部長
物理學部部長
同 副部長
地質學地理學部部長
同 副部長
生理學農學部部長
同 副部長
醫學部部長
同 副部長
工學部部長
同 副部長
數學部部長
同 副部長

同 副部長
物理學部部長
同 副部長
地質學地理學部部長
同 副部長
生理學農學部部長
同 副部長
醫學部部長
同 副部長
工學部部長
同 副部長
數學部部長
同 副部長

北島 多一
今 裕
久保 猪之吉
久野 寧
宮川 米次
宮本 信一
松本 信一
宮川 米次
宮本 信一
松本 信一

湯川 秀樹
加藤 武夫
神津 俣祐
中村 新太郎
田中 啓爾
坪井 誠太郎
鈴木 長克
矢部 育作
安藤 廣太郎
雨宮 育人
長谷部 言人
平塚 英吉
伊藤 誠哉
金平 亮三
菊地 秋雄
那場 寬
島村 虎緒
田原 正人
佐藤 三吉
赤岩 八郎
後藤 基幸
林 春雄
井上 嘉都治
石坂 伸吉
勝沼 精藏

山田 光雄
小川 琢治
小牧 實繁
長尾 巧
大村 一藏
德永 重康
辻村 久吉
渡邊 太郎
山根 新次
柴田 桂太
藤岡 光長
畑井 喜司
池野 成一郎
鍋木 外岐雄
川村 多實二
近藤 萬太郎
大島 直廣
高松 正信
谷津 直秀
森島 庫太
有馬 英二
橋田 邦彦
平井 毓太郎
石原 政忍
板垣 政參

鈴木 清太郎
田中 館秀三
朝比奈 泰彦
原 龍三郎
飯盛 里安
小松 久平
小林 茂
近藤 平三郎
松岡 俣躬
仁田 勇
大幸 雄吉
柴田 雄次
田所 哲太郎
戴田 貞治郎
木村 正路
茅 誠司
木下 正雄
柔木 政藏
長岡 半太郎
西科 久光
仁科 芳雄
杉浦 義勝
渡邊 襄

妹澤 克惟
田中 館愛橋
坪井 忠二
田中 芳雄
堀生 慶次郎
麻生 慶次郎
堀場 信吉
片山 正夫
喜多 源逸
小林 松助
小寺 房治郎
眞島 利行
鈴市 太郎
西川 虎吉
鮫島 實三郎
鈴木 梅太郎
寺野 寬二
寺澤 寬一
本多 光太郎
菊地 正士
木內 政藏
三村 剛昂
中村 清二
西川 正治
清水 武雄
高嶺 俊夫

寺澤 寬一
木村 正路
小川 琢治
加藤 武夫
安藤 廣太郎
柴田 桂太
佐藤 三吉
森島 庫太
丹羽 重光
佐野 秀之助
高木 貞治
藤原 松三郎

寺澤 寬一
木村 正路
小川 琢治
加藤 武夫
安藤 廣太郎
柴田 桂太
佐藤 三吉
森島 庫太
丹羽 重光
佐野 秀之助
高木 貞治
藤原 松三郎

寺澤 寬一
木村 正路
小川 琢治
加藤 武夫
安藤 廣太郎
柴田 桂太
佐藤 三吉
森島 庫太
丹羽 重光
佐野 秀之助
高木 貞治
藤原 松三郎

寺澤 寬一
木村 正路
小川 琢治
加藤 武夫
安藤 廣太郎
柴田 桂太
佐藤 三吉
森島 庫太
丹羽 重光
佐野 秀之助
高木 貞治
藤原 松三郎

寺澤 寬一
木村 正路
小川 琢治
加藤 武夫
安藤 廣太郎
柴田 桂太
佐藤 三吉
森島 庫太
丹羽 重光
佐野 秀之助
高木 貞治
藤原 松三郎

寺澤 寬一
木村 正路
小川 琢治
加藤 武夫
安藤 廣太郎
柴田 桂太
佐藤 三吉
森島 庫太
丹羽 重光
佐野 秀之助
高木 貞治
藤原 松三郎

寺澤 寬一
木村 正路
小川 琢治
加藤 武夫
安藤 廣太郎
柴田 桂太
佐藤 三吉
森島 庫太
丹羽 重光
佐野 秀之助
高木 貞治
藤原 松三郎

寺澤 寬一
木村 正路
小川 琢治
加藤 武夫
安藤 廣太郎
柴田 桂太
佐藤 三吉
森島 庫太
丹羽 重光
佐野 秀之助
高木 貞治
藤原 松三郎

寺澤 寬一
木村 正路
小川 琢治
加藤 武夫
安藤 廣太郎
柴田 桂太
佐藤 三吉
森島 庫太
丹羽 重光
佐野 秀之助
高木 貞治
藤原 松三郎

寺澤 寬一
木村 正路
小川 琢治
加藤 武夫
安藤 廣太郎
柴田 桂太
佐藤 三吉
森島 庫太
丹羽 重光
佐野 秀之助
高木 貞治
藤原 松三郎

寺澤 寬一
木村 正路
小川 琢治
加藤 武夫
安藤 廣太郎
柴田 桂太
佐藤 三吉
森島 庫太
丹羽 重光
佐野 秀之助
高木 貞治
藤原 松三郎

寺澤 寬一
木村 正路
小川 琢治
加藤 武夫
安藤 廣太郎
柴田 桂太
佐藤 三吉
森島 庫太
丹羽 重光
佐野 秀之助
高木 貞治
藤原 松三郎

寺澤 寬一
木村 正路
小川 琢治
加藤 武夫
安藤 廣太郎
柴田 桂太
佐藤 三吉
森島 庫太
丹羽 重光
佐野 秀之助
高木 貞治
藤原 松三郎

寺澤 寬一
木村 正路
小川 琢治
加藤 武夫
安藤 廣太郎
柴田 桂太
佐藤 三吉
森島 庫太
丹羽 重光
佐野 秀之助
高木 貞治
藤原 松三郎

寺澤 寬一
木村 正路
小川 琢治
加藤 武夫
安藤 廣太郎
柴田 桂太
佐藤 三吉
森島 庫太
丹羽 重光
佐野 秀之助
高木 貞治
藤原 松三郎

寺澤 寬一
木村 正路
小川 琢治
加藤 武夫
安藤 廣太郎
柴田 桂太
佐藤 三吉
森島 庫太
丹羽 重光
佐野 秀之助
高木 貞治
藤原 松三郎

寺澤 寬一
木村 正路
小川 琢治
加藤 武夫
安藤 廣太郎
柴田 桂太
佐藤 三吉
森島 庫太
丹羽 重光
佐野 秀之助
高木 貞治
藤原 松三郎

寺澤 寬一
木村 正路
小川 琢治
加藤 武夫
安藤 廣太郎
柴田 桂太
佐藤 三吉
森島 庫太
丹羽 重光
佐野 秀之助
高木 貞治
藤原 松三郎

寺澤 寬一
木村 正路
小川 琢治
加藤 武夫
安藤 廣太郎
柴田 桂太
佐藤 三吉
森島 庫太
丹羽 重光
佐野 秀之助
高木 貞治
藤原 松三郎

寺澤 寬一
木村 正路
小川 琢治
加藤 武夫
安藤 廣太郎
柴田 桂太
佐藤 三吉
森島 庫太
丹羽 重光
佐野 秀之助
高木 貞治
藤原 松三郎

多田 禮吉 田中 豐
 內田 祥三 氏家 長明
 和邊 小六 渡邊 俊雄
 山本 武藏 八木 秀次
 高木 貞治 山内 鎮一
 掛谷 宗一 藤原松三郎
 功力金二郎 龜田豊治朗
 國枝 元治 窪田 忠彦
 清水辰次郎 西内 貞吉
 辻 正次 園 正造
 吉江 琢兒

恩賜財團慶福會
 總 裁 閑院宮載仁親王殿下
 會 長 伯爵 清浦 奎吾
 副 會 長 廣瀨 久忠
 顧問 一木喜徳郎
 德川 家達 牧野 伸顯
 平沼駈一郎 松平 恒雄
 理事(長) 岡田 文秀
 串田 萬藏 土方 久徴
 森山武市郎 金子堅太郎
 堀田 金男 灘尾 弘吉
 棟居 俊一

啓明會
 (麹町區丸の内一ノ六海上ビル)
 院 長 役 伊東米治郎
 幹 事 長 稻田三之助
 第一部長 上田 良武
 理事 石光 眞俊
 監 事 櫻井 省三
 松波仁一郎 石橋 市
 藤島 範平 宮崎 清則

帝國學士院
 (上野公園内)
 院 長 長岡半太郎
 理事 法博 加藤 正治
 法博 小野塚喜平次

海防義會
 (日比谷公園市政會館四階)
 總 裁 伏見宮博恭王殿下
 副 總 裁 伯爵 德川 家達
 伊藤乙次郎
 岩本 周平
 谷口留五郎
 有坂 鋳藏
 關屋貞三郎

羽田 亨 河津 退
 土方 寧 男一木喜徳郎
 上田貞次郎 美濃部達吉
 高楠順次郎 山崎覺次郎
 服部宇之吉 小野塚喜平次
 織田 萬 大類 伸
 白鳥 倉吉 松本文三郎
 春木 一郎 立 作太郎
 松本亦太郎 姉崎 正治
 市村瓊次郎 杉山直治郎
 德富猪一郎 狩野 直喜
 山田 三良 男穂積 重遠
 加藤 正治 瀧 精一
 吉田 靜致 中田 薫
 桑木 嚴翼 松本 蒸治
 牧野 英一 松波仁一郎
 清水 澄 幸田 成行
 西田幾多郎 鈴木 虎雄
 新村 出 藤井 乙男
 佐伯 定胤 辻 善之助
 神戶 正雄 高岡 熊雄
 鹽澤 昌貞

佐佐木信綱 池内 宏
 田中 芳雄 長岡半太郎
 佐藤 三吉 水野敏之丞
 三好 學 本多光太郎
 伊東 忠太 伊東 淺次郎
 丘 又郎 長與 又郎
 木村 榮 鈴木梅太郎
 鈴木 貞治 高木 貞治
 矢部 長克 小川 琢治
 池野成一郎 佐々木隆興
 西川 正治 宮部 金吾
 足立文太郎 岡田 武松
 森島 庫太

田中節愛橋 三浦謹之助
 林 春雄 平山 信
 谷津 直秀 荒木寅三郎
 宮入慶之助 吉川 祐輝
 中村 清二 今村 明恒
 依 國一 平山 清次
 柴田 桂太 藤原松三郎
 眞島 利行 眞島 慶次郎
 麻生慶次郎 吉江 琢兒
 稍田 龍吉 朝比奈泰彦
 安藤廣太郎 神津 俣祐
 加藤 武夫

秦 佐八郎 平賀 讓
 大幸 勇吉 藤原 咲平
 掛谷 宗一 片山 正夫
 澁澤 元治 加藤 正治
 出版委員長 加藤 正治
 學術研究獎勵資金運用委員長 姉崎 正治
 本 田 好 人

財團 電氣化學協會
 (麹町區有樂町一ノ三)
 會 長 鈴木 忠治
 副 會 長 鈴木 市太郎
 幹 事 中野 有禮
 同 龜山 直人
 同 佐藤 隆一
 同 兵頭 利勝
 同 藤村 利常
 同 黃金井晴正
 同 關口 善吉
 同 武井 武
 同 大塚 寛治
 同 青山跡治郎
 同 駒形 作次
 同 宗宮 尙行

財團 大日本體育協會
 (麹町區有樂町東日會館内)
 (電話丸の内二九〇二)
 會 長 下村 宏
 副 會 長 平沼 亮三
 同 湯澤三千男
 同 唐澤 俊樹
 同 末弘嚴太郎
 同 久富 達夫
 同 松澤 一鶴
 同 佐々木道雄
 同 小島 三郎
 同 野口源三郎
 同 深尾隆太郎

財團 日本學術振興會(文部省)
 總 裁 秩父宮雅仁親王殿下
 會 長 伯爵 近衛 文麿
 評議員會長 帝國學士院長 長岡半太郎

帝國學士院
 會 員 一木喜徳郎
 法博 長岡半太郎
 法博 加藤 正治
 法博 小野塚喜平次

帝國學士院
 會 員 德川 賴貞
 岡部 長景
 永井 松三
 榊山 愛輔
 黒田 清
 團 伊能
 三原 繁吉
 石崎 正治
 英彦 正治
 石黒 廉三
 澤田 萬藏
 串田 正恒
 小倉 隆信
 三谷 三良
 山田 三良
 大橋新太郎
 森村市左衛門
 青木 節一

帝國學士院
 會 員 佐藤 三吉
 河津 退
 美濃部達吉
 山崎覺次郎
 小野塚喜平次
 大類 伸
 松本文三郎
 立 作太郎
 姉崎 正治
 杉山直治郎
 狩野 直喜
 男穂積 重遠
 瀧 精一
 中田 薫
 松本 蒸治
 松波仁一郎
 幸田 成行
 鈴木 虎雄
 藤井 乙男
 辻 善之助
 高岡 熊雄

帝國學士院
 會 員 佐佐木信綱
 池内 宏
 田中 芳雄
 長岡半太郎
 佐藤 三吉
 水野敏之丞
 三好 學
 本多光太郎
 伊東 忠太
 伊東 淺次郎
 丘 又郎
 長與 又郎
 木村 榮
 鈴木梅太郎
 高木 貞治
 矢部 長克
 小川 琢治
 池野成一郎
 佐々木隆興
 西川 正治
 宮部 金吾
 足立文太郎
 岡田 武松
 森島 庫太

帝國學士院
 會 員 田中節愛橋
 三浦謹之助
 林 春雄
 平山 信
 谷津 直秀
 荒木寅三郎
 宮入慶之助
 吉川 祐輝
 中村 清二
 今村 明恒
 依 國一
 平山 清次
 柴田 桂太
 藤原松三郎
 眞島 利行
 眞島 慶次郎
 麻生慶次郎
 吉江 琢兒
 稍田 龍吉
 朝比奈泰彦
 安藤廣太郎
 神津 俣祐
 加藤 武夫

- 體育委員會 委員長 春雄
 優生委員會 委員長 三宅 鏡一
 衣住委員會 委員長 戶田 正三
 食糧委員會 委員長 松井 春生
 災害科學研究所(災害ノ防止輕減ニ關スル研究) 委員長 楠本長三郎
 第一部(災害ニ關スル地球物理學的研究) 委員長 和達 清夫
 第二部(災害ニ關スル理工學的研究) 委員長 鈴木 市太郎
 學術部委員會 第一常置委員會(法律學、政治學) 委員長 山田 三良
 委員 石田文次郎 大森 洪太 小町谷操三 末弘嚴太郎
 委員長 島村 虎猪
 竹崎 嘉德 千賀崎義香 滿田 隆一
 第二特別委員會(滿蒙及北支經濟問題研究) 委員長 神戶 正雄
 第三特別委員會(太平洋島嶼ノ長期昇降研究) 委員長 岡田 武松
 第四特別委員會(災害科學ニ關スル研究) 委員長 岡田 武松
 第六特別委員會(植物纖維原料ノ調査研究) 委員長 佐藤 寬次
 第七特別委員會(航空燃料ノ研究) 委員長 田中 芳雄
 第一小委員會(無線裝置研究) 委員長 澁澤 元治
 第二小委員會(本邦及滿洲金屬鑛床ノ研究) 委員長 井上禧之助
 第三小委員會(流行性腦研究) 委員長 黑田 泰造
- 西内 貞吉 仁科 芳雄
 藤原松三郎 堀 健夫
 松隈 武彦 松澤 武雄
 山田 光雄
 第五常置委員會(純正化學、應用化學、藥學、農藝化學) 委員長 麻生慶次郎
 委員 朝比奈泰彦 鮫島實三郎 富永 齊
 田中 芳雄 柴田 雄次 堀場 信吉
 眞島 利行 原 龍三郎 松岡 俊射
 第六常置委員會(地理學、海洋學) 委員長 山根 新次
 委員 秋岡武次郎 木下 龜城 小池 四郎 坪井誠太郎 野滿 隆治 矢部 長克
 第七常置委員會(動物學、植物學、人類學) 委員長 加藤 武夫
 委員 小牧 實繁 鈴木 醇 中村新太郎 渡邊 久吉
 第九常置委員會(應用物理學、機械工業、船舶工業、航空工業、探鑛學、冶金學) 委員長 桂 辨三
 委員 石原寅次郎 青木 保 沖野秀之助 紀井 壽次 佐野勝造 田中 晋輔 小須田勝造 西原 利夫 日高 鏡一 中村 龍輔
- 山田 三良 巖山 政道
 中島 弘道 山田 正三
 第二常置委員會(哲學、史學、文學) 委員長 吉田 熊次
 委員 今井登志喜 加藤 繁 武内 義雄 新村 出 船田 三郎
 第三常置委員會(經濟學、商業學) 委員長 神戶 正雄
 委員 上田貞次郎 沙見 三郎 高田 保馬 堀 經夫 增井 幸雄
 第四常置委員會(數學、物理學、天文學、地球物理學) 委員長 岡田 武松
 委員 木内 政藏 天品 惠
- 委員長 稻田 龍吉
 第四小委員會(未定) 委員長 龜山 直人
 第五小委員會(腐蝕防止ニ關スル研究) 委員長 朝倉 希一
 第六小委員會(摩托機構ノ研究) 委員長 石原 忍
 第七小委員會(トラコーマニ關スル研究) 委員長 長與 又郎
 第八小委員會(結核豫防ニ關スル研究) 委員長 長岡半太郎
 第九小委員會(明治以降立法史料蒐集) 委員長 加藤 正治
 第十委員會(宇宙線及原子核ノ研究) 委員長 長岡半太郎
 第十一小委員會(南洋ニ於ケル熱帶生物研究) 委員長 柴田 桂太
 第十二小委員會(有機合成ニ關スル研究) 委員長 黑田 泰造
- 委員長 柴田 桂太
 池野成一郎 大島 廣
 川村多實二 小原 正人 服部廣太郎
 田原 正人 朴澤 三二
 第八常置委員會(醫學、衛生學) 委員長 石原 忍
 委員 東 龍太郎 小澤 修造 小泉 親彦 高杉新一郎 松本 信一
 第九常置委員會(應用物理學、機械工業、船舶工業、航空工業、探鑛學、冶金學) 委員長 桂 辨三
 委員 石原寅次郎 青木 保 沖野秀之助 紀井 壽次 佐野勝造 田中 晋輔 小須田勝造 西原 利夫 日高 鏡一 中村 龍輔

- 吉成 宗雄 渡邊 襄
 三島 徳七 前川道治郎
 第十常置委員會(應用電氣學、電氣工業) 委員長 潮藤 象二
 委員 荒川大太郎 岡本 壯 風岡憲一郎 笠井 完 立花 章一 中上 豊吉 正木 良一 宮崎鐵太郎 向山 均 千葉茂太郎
 第十一常置委員會(土木學、建築學) 委員長 内藤 多仲
 委員 井口 鹿象 小林 政一 佐竹保次郎 佐野 利器 高橋 逸夫 橋口 行彦 森田 慶一 三瀬幸三郎 宮本武之輔 吉田徳次郎
 第十二常置委員會(農學、林學、獸醫學、水産學) 委員長 安藤廣太郎
 委員 雨宮 育作 井口 賢三 楠木外岐雄
- 委員長 片山 正夫
 第十四小委員會(耐震構造ニ關スル研究) 委員長 佐野 利器
 第十五小委員會(養蠶問題ノ研究) 委員長 佐藤 寬次
 第十六小委員會(國民榮養ノ基準ニ關スル研究) 委員長 柿内 三郎
 第十七小委員會(日本古典翻譯) 委員長 瀧 精一
 第十八小委員會(電氣材料研究) 委員長 本野 亨
 第十九小委員會(特殊鋼材ノ製造ニ關スル研究) 委員長 俵 國一
 第二十小委員會(東北地方民衣食住改善) 委員長 林 春雄
 第二十一小委員會(自作農制研究) 委員長 河田 嗣郎
 第二十二小委員會(體力研究) 委員長 河田 嗣郎